

(5) 科学技術の振興と知的・産業クラスターの形成

沖縄の地域に根付き世界に開かれた“知の交流拠点”の形成を目指し、「健康・医療」と「環境・エネルギー」の分野を柱に、沖縄科学技術大学院大学、琉球大学、沖縄工業高等専門学校等が核となり、様々な施策を通じて産学官が連携することにより、そこから生み出される研究成果等を活用して新事業・新産業を創出する国際的な「知的・産業クラスター」を形成するため、各種施策を実施した。

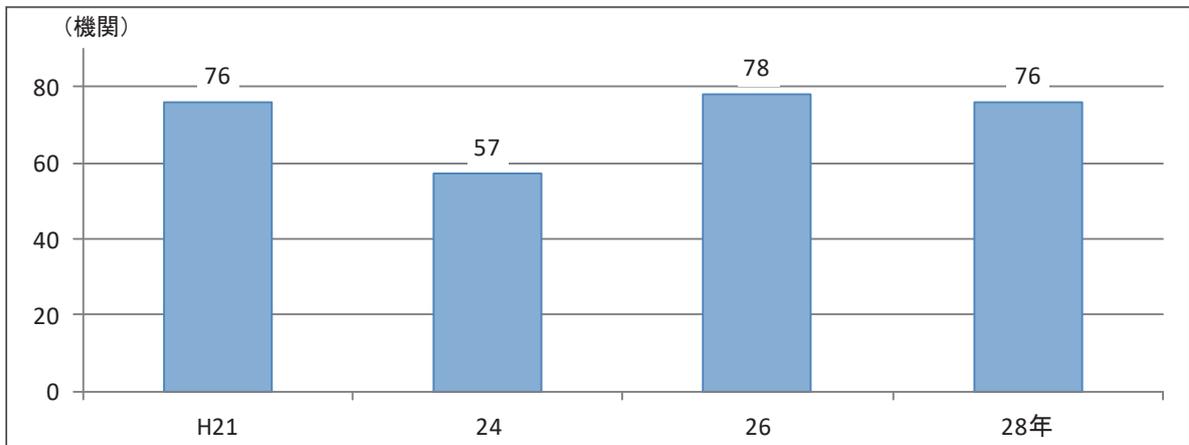
【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況について、「学術・開発研究機関」は基準年から横ばいの76機関となっている。「海外との研究ネットワーク」については基準年から34件増加して124件となり、既に目標値を上回っている。

<目標とするすがたの状況>

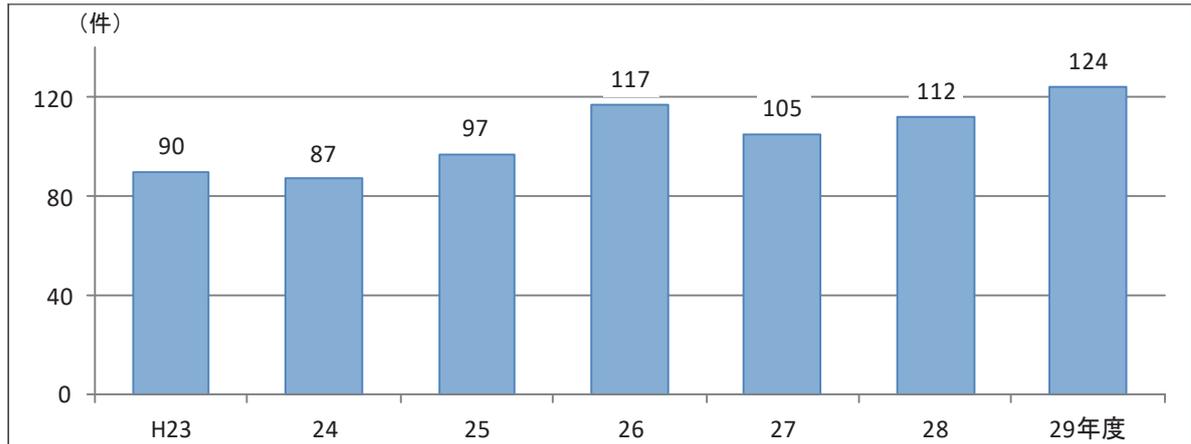
| 項目名 | 沖縄県の現状 (基準年) | 沖縄県の現状 (現状値) | R3年度の目標 |
|-----------------|-----------------|-----------------|---------|
| 学術・開発研究機関の集積 | 76機関 (H21年) | 76機関 (H28年) | 81機関 |
| 海外との研究ネットワークの拡大 | 90件 (H23年度) | 124件 (H29年度) | 110件 |

【図表3-3-5-1】 学術・開発研究機関数の推移



出典：平成21年及び26年は総務省「経済センサス基礎調査」、平成24年及び28年は総務省「経済センサス活動調査」

【図表3-3-5-2】 海外とのネットワーク数の推移



出典：沖縄県企画部科学技術振興課調べ

科学技術の振興と知的・産業クラスターの形成に向けては、最先端の研究開発に必要な施設・設備等の充実強化を図るとともに、国内外の研究機関や民間企業等の集積及び国際研究ネットワークの構築により、県内研究機関の活性化を推進する必要がある。また、科学技術を担う人づくりとして、優れた研究開発成果の技術移転による地場産業の高度化や産業振興に結びつける専門コーディネータ、研究者などの人材育成に取り組む必要がある。

このため、研究開発・交流の基盤づくり、知的・産業クラスター形成の推進に向けた県内研究開発の活性化、研究開発成果の技術移転による地場産業の高度化、科学技術を担う人づくりに取り組む必要がある。

ア 研究開発・交流の基盤づくり

(成果等)

研究開発・交流の基盤づくりのため、沖縄科学技術大学院大学の周辺環境の整備、研究機関や企業の集積拠点整備、国際的な研究交流及び研究者と地元との交流促進に取り組んだ。

大学院大学の周辺環境の整備については、研究開発・交流の基盤づくりのため、大学院大学内のバス停整備や光ファイバーの整備など、交通基盤、情報通信基盤、生活支援環境等の整備を行い、外国人研究者等が快適に暮らせる居住環境や利便性の向上に寄与した。

これらの取組などによる生活環境整備等の効果もあり、自然科学系高等教育機関の研究者数については、基準値の751人から平成30年度には862人と111人増加しており、目標値を達成する見込みとなっている。また、自然科学系高等教育機関の外国人研究者数については、基準値の110人から平成30年度には252人と142人増加しており、目標値を達成する見込みとなっている。

研究機関や企業の集積拠点整備については、研究開発型ベンチャー企業や研究機関等が連携する研究開発や事業化のための中核施設として、平成25年に沖縄ライフサイエンス研究センターの供用が開始された。動物実験が可能な設備の整備など研究基盤

の高度化を図ったこと、入居企業に対する高度な研究機器の操作指導や、県内外展示会における研究開発型企业等を対象とした誘致活動等により、入居率は順調に上昇している。

さらに、企業等が研究機器などを活用し健康バイオ関連の研究を行うインキュベーター施設として整備された沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターについては、平成26、27年度に研究機器等を整備するなど、バイオ関連企業等の研究開発及び事業化に対する支援基盤を強化した。県内企業がセンターに設置された最先端の機器等を活用し高度な研究開発を行い、特許取得や新商品開発につながった。

またこれらの取組もあり、県内のバイオ関連企業数も順調に増加しており、一定の成果が生じている。

国際的な研究交流及び研究者と地元との交流促進については、海外との研究ネットワーク構築に向けて、県内のゲノム解析基盤（機器・人材等）など、沖縄の強みを生かし、感染症対策、先端医療及び生物資源利用の分野に係る4件の国際共同研究を支援し、平成29年度では国内外の大学、医療機関、民間企業等154機関（国内133機関、国外21機関）との連携強化が図られた。

また、ライフサイエンスやエネルギー、先端医療技術、感染症等をテーマにセミナー、シンポジウム等を開催したほか、県内で開催される国際会議への支援、科学技術系の展示会出展などにより、国内外に向けて県内高等教育機関等の研究成果が広く情報発信された。

自然科学系の国際セミナー等開催数については、基準値の16件から平成30年度には47件と31件増加しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | H33目標値 |
|---------------------|-----------------|-----------------|--------|
| 自然科学系高等教育機関の研究者数 | 751人 (H23年度) | 862人 (H30年度) | 863人 |
| 自然科学系高等教育機関の外国人研究者数 | 110人 (H23年度) | 252人 (H30年度) | 311人 |
| 自然科学系の国際セミナー等開催数 | 16件 (H23年度) | 47件 (H30年度) | 82件 |

(課題及び対策)

沖縄科学技術大学院大学の周辺環境の整備については、知的・産業クラスターの形成に向けて、国内外から優れた研究機関・研究者の集積を促すような魅力ある研究環境等を整備する必要がある。

研究機関や企業の集積拠点整備については、今後、増大が見込まれる研究開発型ベンチャー等が入居するインキュベーター施設や、国際的な共同研究、産学官による共同研究等が行えるよう、計画的に研究施設の充実を図るとともに、企業の入居・定着に向けた支援を行う必要がある。企業の入居・定着に向けては、入居者や関係企業等へ

のヒアリングや研究動向等を踏まえ、必要とされる機能の検討に取り組む必要がある。

国際的な研究交流及び研究者と地元との交流促進については、沖縄科学技術大学院大学等を核に、大学、県立試験研究機関、民間企業及びこれらの先端研究を支える企業等の集積を図り、国際的な研究拠点としての地位確立を目指して、国内・海外にある研究機関との研究ネットワークの基盤を構築していく必要がある。

県内の高等教育機関等から生み出される研究成果を国内外へ発信していくための交流・情報発信の拠点の形成に取り組むとともに、研究途中のテーマについても進捗状況を公表し、県民が研究の方向性やプロセスを理解し、関心を高められるように広報戦略を工夫する必要がある。

イ 知的・産業クラスター形成の推進 (成果等)

知的・産業クラスター形成の推進に向けた研究開発の活性化のため、沖縄科学技術大学院大学、琉球大学、沖縄工業高等専門学校等を核とした先端的な共同研究の推進、研究開発ベンチャー等による新事業の創出、先端医療技術の研究基盤の構築に取り組んだ。

先端的な共同研究の推進については、知的・産業クラスターの形成に向け、県内大学等の研究シーズと県内外企業の研究ニーズとのマッチングによる共同研究の支援及び、沖縄のゲノム解析基盤（機器・人材等）を活用した、健康・医療向上及び生物資源利用の分野に係る研究開発等の国際共同研究事業、亜熱帯・島しょ地域に適した分散型エネルギーシステムの創生に向けた研究事業等に対して支援を行い、国内外の大学や研究機関等とのネットワークの充実・強化を図った。

研究開発ベンチャー等による新事業の創出については、大学等の研究シーズに基づく大学発ベンチャー企業を創出するため、中核技術の研究開発とビジネスモデル構築を支援した。バイオ産業分野においては、沖縄科学技術大学院大学との微生物を活用した産業排水の浄化技術の共同研究開発を行い、民間企業と県内研究機関の共同研究・交流が活発に行われるようになった。さらに、新たな産業を創出することが期待される中小・ベンチャー企業等による、研究開発・事業化の取組に対して、研究開発費の補助やハンズオン支援を実施した。

これらの取組などにより、県内大学発のベンチャー企業が設立されるなどの成果が現れており、研究開発型ベンチャー企業数については、平成30年度に61社と、現時点で目標値を達成している。

先端医療技術の研究基盤の構築については、先端医療技術・感染症に関する研究開発等の基盤構築に向け、大学や研究機関、民間病院等による共同研究事業に対する支援を行い、県外大学病院から核となる再生医療技術の技術移転を受けるとともに、研究ネットワークの充実・強化が図られた。また、再生医療製品の開発等に向けた企業との共同研究のための拠点を整備するとともに、医療情報を集積し、データ分析することにより、ベンチャー企業等の製品開発を加速する仕組みを構築した。

これらの取組などにより、先端医療分野における研究実施件数（累計）は、平成30年度に19件となっており、現時点で目標値を達成している。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|--------------------------|----------------|-----------------|----------|
| 県内における共同研究実施件数 | 87件 (H23年度) | 186件 (H30年度) | 265件 |
| 研究開発型ベンチャー企業数 | 32社 (H23年度) | 61社 (H30年度) | 56社 |
| 先端医療分野における研究実施件数 (累計) | 3件 (H23年度) | 19件 (H30年度) | 19件 |

(課題及び対策)

先端的な共同研究の推進については、知的・産業クラスターの形成に向け、国や民間の研究機関の集積に加え、研究開発型企業の集積を促進し、県内における試験研究や研究開発の活性化を図っていくことが重要である。このため、先端的な科学技術研究を行う大学や公的研究機関との研究ネットワークの充実・強化、沖縄科学技術大学院大学等と連携した共同研究等を促進し、企業と研究機関との交流の強化を図るとともに、これまでに構築された研究ネットワークの充実・強化や生物資源の更なる活用を図る必要がある。

研究開発型ベンチャー等による新事業の創出については、バイオ関連分野をはじめとする研究開発型ベンチャーは順調に増えてきているが、一般的に基礎研究から実用化までの期間が長く、こうしたベンチャー企業にとって開発リスクが高いことが課題であることから、うまく産業に結びついていないのが現状である。さらに、バイオ・医療関連産業等の高次元のニーズに対応する産業の集積を加速するとともに、県内においても第4次産業革命の波に対応した技術開発が必要とされている。このため、関係支援機関と連携した多角的かつ柔軟な、研究開発、事業化、規模拡大等の時期に応じた段階的な支援が必要である。

先端医療技術の研究基盤の構築については、今後成長が見込まれる健康・医療分野において、国内で唯一の亜熱帯海洋性気候に属し、アジア太平洋諸国に隣接している沖縄の地域特性を生かし、アジア地域における研究拠点を形成することが求められている。このため、再生医療などの先端医療技術や、感染症予防ワクチンなど創薬の研究開発の基盤構築を図り、産学官連携による研究開発支援を一層充実させていく必要がある。

あわせて、当分野は、高付加価値産業として期待されていることから、西普天間住宅地区跡地を中心とした沖縄健康医療拠点の形成などを契機に活性化を図り、観光、IT等続く本県の基幹産業へ育成することが必要である。さらに、成長著しいアジアにおいては、糖尿病患者の増加など健康長寿面の問題が増加してきていることから、本県の健康・医療産業を輸出型産業として育成していくことにより、本県のみならずアジア圏域の健康寿命の延伸につなげていくことも必要である。

ウ 研究開発成果の技術移転による地場産業の高度化 (成果等)

研究開発成果の技術移転による地場産業の高度化のため、産学官共同研究開発への支援に取り組むとともに、特許等の産業財産権の保護・活用の普及啓発や、県立試験研究機関における研究開発に取り組んだ。

産学官共同研究開発への支援については、沖縄科学技術大学院大学等から生み出される優れた研究開発成果を産業利用するため、産学連携による研究開発プロジェクトを平成27年度までの4年間で延べ48件採択し、県内中小企業と学術機関とのマッチングによる共同体的研究開発を支援した。生活環境や安全安心など県民の生活の向上に結びつくプロジェクトを支援し、一部は商品化につながった。

また、県内企業の研究開発型企業への転換を促進するため、県内中小企業の研究機器購入に対して補助を行うとともに、法人税額が控除となる研究開発税制の周知を図った結果、3年間で12社の県内企業が研究開発型企業に転換した。

県内大学等との共同研究に取り組む民間企業数（累計）は、県内中小企業と学術機関とのマッチングによる共同体的研究開発を支援したことなどにより、平成28年度で520社となっており、目標値を達成する見込みである。

産業財産権の保護・活用の普及啓発については、海外進出を目指す県内中小企業の特許権や商標権等の外国出願で生じる費用の補助を実施し、海外展開支援を行ったほか、県内の特許等保有企業と県外企業との知財マッチング支援を行うなど、県内企業の産業財産権の創造・保護・活用を促進した。

これらの取組もあり、県内からの特許等出願件数（累計）については、平成30年に6,400件となっている。企業活動のグローバル化などにより外国出願が増加している全国の傾向と同様に、本県における国内出願件数は増加傾向にあることから、目標値を達成する見込みである。

県立試験研究機関における研究開発については、県立試験研究機関の研究開発レベルを向上させるため、国や独立行政法人等の研究機関への技術研修や国際学会への職員派遣を実施し、研究員の研究開発能力の底上げを図るとともに、沖縄県試験研究評価システムにより企業等産業界のニーズを踏まえた研究テーマを設定し、外部評価員の意見を取り入れて重点研究課題等を選定するなど、本県の産業振興に寄与する研究開発に取り組んでいる。

ものづくり分野においては、地場産業の振興を図るため、付加価値の高い製品・技術の共同研究開発に取り組み、泡盛原料米特性の迅速かつ簡易な測定方法の確立などの研究成果が得られた。

農林水産業分野においては、これまでの研究により、ゲノム解析技術を用いた「アグブランド豚肉」の判別技術を開発するなど、おきなわブランドの産地保護に寄与する成果も得られている。また、化学合成農薬の低減技術開発として、病害虫管理の取組を生産者自身が評価できる総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指標を策定したほか、病害虫発生等の環境要因の解明等に取り組んだ。

これらの取組などにより、県立試験研究機関における研究成果の技術移転件数（特許許諾件数）（累計）は平成30年度に16件となっており、目標値を達成する見込みとなっている。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|---------------------------|----------------|------------------|----------|
| 県内大学等との共同研究に取り組む民間企業数(累計) | 54社 (H22年度) | 520社 (H28年度) | 600社 |
| 県内からの特許等出願件数(累計) | 651件 (H23年) | 6,400件 (H30年) | 7,476件 |
| 研究成果の技術移転件数(特許許諾件数)(累計) | 2件 (H23年度) | 16件 (H30年度) | 20件以上 |

(課題及び対策)

研究成果等の技術移転の推進については、沖縄科学技術大学院大学等から生み出される優れた研究開発成果と、産業界が持つ事業化ノウハウと融合させることが不可欠であり、産学官連携による研究開発や、担い手となる県内企業の研究開発力向上、地場産業の高度化などに一体的に取り組むことで、その実現を図る必要がある。このため、本県の科学技術振興の中核機関である公益財団法人沖縄科学技術振興センターのコーディネート機能等の充実・強化を図り、同センターを起点とした技術移転の促進を図る必要がある。また、産学官連携の裾野を広げるためには、大学や公的研究機関の研究成果や技術シーズを産業界にわかりやすく発信する取組が求められる。

県立試験研究機関における研究開発の推進については、地場産業の振興に結びつけるため、研究開発レベルの向上に加え、企業ニーズ等を見据えた研究開発が求められており、産学官連携など企業の事業化ノウハウの活用や研究機関相互の連携などによる付加価値の高い製品・技術の開発に取り組む必要がある。県内企業のニーズ等にきめ細やかに対応するため、研究員のキャリアやスキルを向上させるとともに、県立試験研究機関として重点的に取り組む課題を選定し、研究に取り組む必要がある。

特許等の産業財産権の利活用について、意識の高い企業も増加しつつあるが、依然として十分とはいえないため、産業財産権の創造・保護・活用に向けた普及啓発に取り組む必要がある。

エ 科学技術を担う人づくり

(成果等)

科学技術を担う人づくりのため、科学技術の発展を担う人材の育成、科学技術と産業界を結ぶ人材の育成に取り組んだ。

科学技術の発展を担う人材の育成については、子どもたちの科学技術に対する興味・関心を高め、科学技術・産業振興を担う人材を育成するため、つくば先端研究施設へ毎年30人以上を派遣したほか、「科学の甲子園」に毎年8人、海外サイエンス短期研修に毎年25人の高校生を派遣した。また、スーパーサイエンスハイスクール指定を

受けた県立球陽高等学校では、「国際性豊かで主体的な探究心と論理的思考力・表現力を身に付けた人材の育成」をテーマとして、生徒たちが課題研究に取り組んだ。さらに、出前講座等を実施することにより、多くの児童や生徒の科学技術に対する関心を高めた。

これらの取組もあり、理系大学への進学率は、平成30年3月卒業生は18.5%となり、基準値に比べて4.7ポイント改善し、目標値を達成する見込みである。また、「科学の甲子園の全国大会」の県予選として実施する「沖縄科学グランプリ」参加校数についても、平成30年度に21校となり、基準値に比べて7校増加しており、目標値の達成に向けて進展している。

科学技術と産業界を結ぶ人材の育成については、学術機関及び金融機関へ公募の研修生を派遣し、産学連携の実状を学ばせることで、産学（産産）連携コーディネーターを育成した。これまでの取組により、平成26年度までで合計6人のコーディネーターが育成された。なお、育成されたコーディネーターは、沖縄科学技術大学院大学や（公財）沖縄県産業振興公社等において、習得した知識、経験、ネットワークを活用して、産学（産産）連携のコーディネート活動を行っており、技術移転や新産業の創出等に寄与している。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|--------------------------|--------------------|--------------------|----------|
| 理系大学への進学率 | 13.8% (H23年3月卒) | 18.5% (H30年3月卒) | 20.0%以上 |
| 科学技術にかかる体験型講座開催数 (年間) | 44件 (H23年度) | 226件 (H30年度) | 200件以上 |
| 「沖縄科学グランプリ」参加校数 | 14校 (H23年度) | 21校 (H30年度) | 25校 |

(課題及び対策)

科学技術の発展を担う人材の育成について、理数系大学等への進学者を増やすことは、本県のみならず全国的な課題であり、初等中等教育の段階から、子どもたちに科学（数学、理科）の楽しさや奥深さを体験させ、科学に対する興味や関心を高めていくことが重要である。そのため、県内研究機関等の連携により、地域において科学にふれる機会を創出し、子どもの成長に応じた多様な科学教育プログラムを幅広く実施していく必要がある。

また、科学技術の力で世界をリードするためには、将来の研究活動を担う創造性豊かな優れた若手研究者を育成・確保し、世界で活躍できる環境づくりを行うことが重要である。

科学技術と産業界を結ぶ人材の育成については、産業技術力を維持し持続的に発展していくため、産業界等社会のニーズを踏まえ、その変化に対応できる人材が必要であり、育成人材等を活用したコーディネート機能の強化を図ることが重要である。

(6) 沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出

成長可能性を秘めた新産業の芽を育て、既存産業との相乗効果により成長する産業として発展させるため、自然環境、伝統文化、スポーツ、健康・長寿等、沖縄の強みであるソフトパワーの産業利用による新産業の創出を目指すとともに、環境関連産業の集積、将来の産業化を見据えた海洋資源調査・開発の支援拠点形成、さらには県経済に投資を呼びこむ金融関連産業の高度化・多様化を目指し、各種施策を実施した

【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比べ「沖縄の魅力や優位性を生かした新事業・新産業が生み出されていること」は1.3ポイント上昇し、県民満足度が向上したものの20%前後にとどまっている。

<目標とするすがたの状況>

| 項目名 | 沖縄県の現状 (基準年) | 沖縄県の現状 (現状値) | R3年度の目標 |
|----------------------------------|-----------------------|-----------------------|----------|
| 沖縄の魅力や優位性を生かした新事業・新産業が生み出されていること | 18.5% (H24年県民意識調査) | 19.8% (H30年県民意識調査) | 県民満足度の向上 |

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出に向けては、人々に豊かさをもたらし、成熟社会の発展に不可欠な「文化」、温暖な気候に適した「スポーツ」、観光リゾート産業等との連携による相乗効果が期待される「健康」など、沖縄の強みであるソフトパワーを活用した新事業・新産業の創出を図る必要がある。

このため、環境関連産業の戦略的展開、海洋資源調査・開発の支援拠点形成、金融関連産業の集積促進、MICEを活用した産業振興とMICE関連産業の創出に取り組む必要がある。

また、本県の優位性を生かした新たな産業については、移輸出型産業としての育成を図るとともに、他産業との連携を強化することで、地域経済の好循環を図る必要がある。

ア 沖縄のソフトパワーを活用した新事業・新産業の創出 (成果等)

沖縄のソフトパワーを活用した新事業・新産業の創出のため、文化産業の創出、スポーツ関連産業の振興、健康サービス産業の振興に取り組んだ。

文化産業の創出については、文化資源を活用した新たな観光コンテンツの創出に向けて、舞台公演を観光コンテンツとして定番化するため、公演内容のブラッシュアップを図るとともにプロモーションや情報発信に取り組んだほか、組踊をはじめとする沖縄の伝統芸能を活用した修学旅行及びMICEメニューの開発等を実施した。

これらの取組を通じ、舞台公演の演出家の掘り起こしや文化団体の担当職員等の育成につながるとともに、国際的な演劇祭で披露した沖縄芸能公演が高い評価を得たこ

とにより沖縄への関心が高まった。

また、文化の産業化を図る取組として、沖縄の文化を活用したコンテンツ制作に対して投資ファンドによる制作資金の供給を行った。沖縄本島や離島を舞台に撮影された映画が、国内航空路線や海外TVでも放映されたことで、沖縄への興味や関心を喚起し、観光誘客を促進したほか、県内出身プロデューサーが手がけた作品がモントリオール映画祭で受賞するなど、人材育成にもつながった。

これらの取組などにより、文化コンテンツ関連事業所数については、基準値の257事業所から平成28年度には261事業所となり、現時点で目標値を達成している。

スポーツ関連産業の振興については、平成26年度に振興に向けた戦略を構築するための検討委員会を立ち上げ、実態の把握や調査・分析を行い、スポーツと観光、健康づくり・リハビリテーション、ものづくり等との連携・融合による産業化に向けた「スポーツ関連産業振興戦略」を構築した。平成27年度から平成29年度まで、同戦略に基づいたモデル事業とスポーツビジネスコンテストを実施し、スポーツ関連ビジネスの事業化に向けたモデル事業としてこれまでに13件の支援を行った。

これらの取組などにより、スポーツ関連ビジネスモデル実施事業者数については、基準値の4事業者から平成30年度には22事業者と増加しており、目標値の達成に向けて進展している

健康サービス産業の振興については、沖縄エステティック・スパの国内外における市場拡大を図るため、人材育成及び沖縄スパブランドの核となるオリジナル施術（手技）、沖縄の地域資源であるゲットウを活用したマッサージオイルを商品化し、沖縄スパのブランド化を図るとともに、各種イベントと連携した体験ブースの出展等、国内外へのプロモーション活動に取り組んだ。また、ブランド化に向けて創設した「沖縄エステティック・スパ」認証施設については、平成27年度で29施設となっている。

これらの取組などにより、沖縄エステティック・スパ利用県外観光客市場規模（エステ・スパを行った人×総消費単価）については、基準値の170億円から平成30年度には213.4億円と拡大しており、目標値を達成する見込みである。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|--|-------------------|--------------------|----------|
| 文化コンテンツ関連事業所数【再掲】 | 257事業所 (H21年度) | 261事業所 (H28年度) | 258事業所 |
| スポーツ関連ビジネスモデル実施事業者数 | 4事業者 (H23年度) | 22事業者 (H30年度) | 32事業者 |
| 沖縄エステティック・スパ利用県外観光客市場規模(エステ・スパを行った人×総消費単価) | 170億円 (H24年度) | 213.4億円 (H30年度) | 232億円 |

(課題及び対策)

文化産業の創出については、本県には、琉球舞踊や空手などの世界に誇れる優れた文化資源があり、これらは地域振興の資源として大きな可能性を秘めているが、文化

資源の多くが産業化に結びついておらず、文化を産業化するノウハウをもった人材の育成やビジネスを支える環境を整備する必要がある。

スポーツ関連産業の振興については、観光、健康、ゲーム、ファッション等といった周辺産業と融合が進みポテンシャルの高い分野であるが、産業化に結びついていない。また、本県は温暖な気候のもと年中スポーツができる環境に恵まれ、プロ野球のキャンプやスポーツイベントが盛んであるものの、スポーツそのものを生かしたビジネスは少ない状況にあることから、スポーツを有望な産業資源として捉え、既存産業との連携・融合により関連ビジネスを多数創出していく必要がある。

健康サービス産業の振興については、沖縄の健康資源を活用した健康増進プログラム等の商品化に際し、健康増進に資する科学的根拠や検証結果の利活用を進める必要があるほか、観光客等に向けた国内外でのプロモーション活動の取組が必要である。

イ 環境関連産業の戦略的展開 (成果等)

環境関連産業の戦略的展開のため、環境配慮型資材の活用推進、先端的な環境サービス(商品、技術等)の開発推進に取り組んだ。

環境配慮型資材の活用推進については、特定建設資材廃棄物を原材料とした製品「ゆいくる材」(沖縄県リサイクル資材評価認定制度に基づき、品質・性能、環境への安全性等の評価基準に適合するものとして知事が認定した資材)の原則使用の徹底や、「ゆいくる材」の利用促進について、県・市町村の公共工事関係者に対し説明会等を行ったほか、国の発注機関に対しても利用促進の依頼を行うとともに、県民環境フェアでのパネル展示等で広く広報活動を行い、民間工事においても利用促進を周知した。この取組が、コンクリート殻及びアスファルト殻の再資源化率が約99%となることの一助となった。

先端的な環境サービス(商品、技術等)の開発推進については、微生物等を活用した土壌汚染の浄化処理技術開発事業により、県内において土壌浄化処理技術をもつ企業等が育成された。これにより、既に返還された西普天間住宅地区跡地や、今後返還予定である駐留軍用地跡地等において、県内企業が浄化処理を行うことが可能となった。また、廃棄物や水処理等の島しょ型環境システムを海外島しょ地域に対して展開予定の県内企業4社を支援した。海外における自社技術の実証試験は、今後の海外展開に向けた足がかりとなった。

平成29年度からの新たな取組として、県内企業がハワイ等へ海外展開するのを促進するため、県内企業2社にマーケティング調査等に必要な旅費等の支援を行った。エネルギー関連産業において海外展開する企業数の実績については、現在取組が始まったばかりで、JICAやハワイ等と連携した県内エネルギー関連企業の海外展開の可能性調査や、支援体制構築検討調査を実施している段階であるが、今後マーケティング調査に係る経費の補助などを引き続き行い、海外展開を支援することで、県内企業の海外進出を目指している。

これらの取組などにより、エネルギー関連産業にて海外展開する企業数は、平成30

年度までに1社が海外での代理店契約を締結したことから、現時点で目標値を達成している。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|------------------------|-----|---------------|----------|
| エネルギー関連産業において海外展開する企業数 | — | 1社 (H30年度) | 1社 |

(課題及び対策)

環境配慮型資材の活用推進については、安定的な需要を確保するため、公共工事における環境配慮型資材（ゆいくる材）の積極的な利用が必要である。

このため、環境配慮型資材・工法について、資材製造業、建設産業、環境コンサルタント等との連携により、沖縄の自然環境に適合した資材・工法等の開発を促進するとともに、県内で実施する環境配慮型・自然再生型の公共事業等での積極的な活用を促進し、建設分野における省資源化・低炭素化並びに沖縄の自然環境の復元・再生を促進する必要がある。

一方で、原料となるコンクリート廃材不足により、ゆいくる材の生産が一時中止となる状況が生じたため、建設工事から搬出される廃材を、一定の品質が認定されたゆいくる材へ再資源化することをより一層促進するなどの対応が必要となっている。

先端的な環境サービス（商品、技術等）の開発推進については、環境関連産業を創出し戦略的な展開を図るため、企業等のエコロジー製品や環境サービスの開発、技術力強化と経営・営業スキル向上への取組の支援が必要である。また、県内エネルギー関連企業の海外展開のため、再生可能エネルギーの普及が急速に進むハワイや、著しい経済成長によりエネルギー需要が増えているアジアのマーケットに参入できる県内企業の発掘や育成を行うとともに、県内で培われた商品の参入を支援する必要がある。

ウ 海洋資源調査・開発の支援拠点形成 (成果等)

海洋資源調査・開発の支援拠点形成については、平成26年度に海洋資源関連産業の可能性調査を実施したところ、本県における海洋資源の調査・開発支援拠点の形成には産業創出につながる研究やその成果の蓄積が不足していることや、海洋人材の不足が指摘された。このため、拠点形成に向けた取組として、県民への海洋に関する情報発信、研究機関や関連企業の誘致、人材育成など長期的・戦略的な取組を行っているところである。

これらの取組などにより、県が実施する海洋資源に関する講習会・イベント等への累計参加者数は、基準値の3,600人から平成30年度には8,315人と増加しているものの、海洋産業を担う人材の不足等の影響もあり、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

平成30年12月末に海底熱水鉱床の開発計画に関する国の総合評価報告書が公表されたが、亜鉛主体の海底熱水鉱床については現時点で様々な課題があり、収支はマイナ

スとなる見込みとなっている。そのため国では、質・量ともにより経済性の高い鉱床の探査や効率性・経済性を向上させる要素技術・システムの確立に取り組み、開発の可能性を模索しているところであり、現時点では拠点形成の見通しが立っていない。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|-----------------------------------|-------------------|-------------------|----------|
| 沖縄県が実施する海洋資源に関する講習会・イベント等への累計参加者数 | 3,600人 (H28年度) | 8,315人 (H30年度) | 21,600人 |
| 海洋資源利活用に向けた研究等への事業化累計支援数 | — | 0件 (H30年度) | 5件 |

(課題及び対策)

陸域の資源が乏しい我が国にとって、海洋資源の開発は国益に資する重要な分野であることから、国や各種研究機関等と連携しながら、我が国の海洋資源調査・開発の支援拠点の形成に向けた取組を推進する必要がある。

このため、関係機関等との連携を密にしながら、国が実施する調査や試験等に協力するとともに、海洋鉱物資源の産業利用に向けた技術開発や資源探査など、国のプロジェクトの動向を注視していく。海洋鉱物資源開発に関する国の計画に沿って、将来の産業化や海洋資源を活用した新たな産業の創出に向けて、海洋資源調査・開発の支援拠点を沖縄に形成するためにどの分野でどのような形で関わることができるのかを、庁内の関係各課と情報共有を行いながら離島も含めた県内全域を対象に検討し、取組を進めていく必要がある。

エ 金融関連産業の集積促進

(成果等)

金融関連産業の集積に向けては、金融関連産業の集積促進とともに、金融関連産業の人材育成・確保に取り組んだ。

金融関連産業の集積促進については、経済金融活性化特別地区での金融ビジネスの更なる集積や高度化・多様化を促進するため、国内外においてセミナー等を開催し、沖縄における上場支援機能や立地企業の事業展開の事例を通して、県内の企業との連携可能性や経済金融活性化特別地区の投資環境について周知を図った。

また、金融関連産業は成長産業に対する投融資や資金の供給など、実体経済のサポート役としての役割も有していることから、県内ベンチャー企業等の資金調達の仕組みを整備するため、ベンチャー企業の育成や上場の支援を行う機関に対して支援を行うとともに、その設立や活動への補助を行い、経済金融活性化特別地区内におけるビジネス創出の可能性調査を実施した。

金融関連産業の人材育成・確保については、経済金融活性化特別地区内での金融ビジネスの高度化・多様化を促進するため、求職者や特別地区内企業就業者向けの資格取得講座、将来の金融人材を育成する中高生向け講座等について支援した。

これらの取組などにより、平成30年度の経済金融活性化特別地区立地企業数（金融関連企業）については18社、経済金融活性化特別地区立地企業雇用者数は505人となり、いずれも基準値より増加しているものの、金融業の顧客となる産業の集積が十分でないこと等により、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

一方で、これまでの取組により経済金融活性化特別地区制度の周知が進んだことで、新たに対象産業に加わった情報通信産業を含めると、平成24年度から平成29年度までの6年間で企業数は34社から42社へ、雇用者数は1,005人から1,082人に増加した。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|------------------------------|-----------------|-----------------|----------|
| 経済金融活性化特別地区立地企業数 (金融関連企業) | 10社 (H23年度) | 18社 (H30年度) | 30社 |
| 経済金融活性化特別地区立地企業雇用者数 | 470人 (H23年度) | 505人 (H30年度) | 770人 |

(課題及び対策)

金融関連産業の集積促進については、引き続き企業誘致を図るとともに、経済金融活性化特別地区制度を活用したビジネスモデルの創出に向けた取組を支援する必要がある。ビジネスモデルについては、キャッシュレス決済、地域通貨、仮想通貨、ソーシャルレンディング等のサービスやその関連分野など、県内金融機関等との連携を図りながら、より事業化の可能性の高い取組を検討する必要がある。

また、金融関連産業は情報通信技術との親和性も高く、成長産業に対する投融資や資金の供給など、実体経済のサポート役としての役割も期待されることから、情報通信産業等との連携を図りながら、企業立地基盤の整備を進め、一層の産業集積促進に取り組む必要がある。このため、名護市等関係機関との連携を強化し、課題の整理や今後の方向性について共有しながら立地促進に取り組む必要がある。

金融関連産業の人材育成・確保については、金融関連産業の集積促進と業務の高度化・多様化へ対応するため、引き続き、企業が求める金融人材の育成・確保に取り組む必要がある。また、人材育成事業については、講座等受講者の金融関連企業への就業実績が僅少であり、名護市や大学等教育機関との連携によるビジネスマッチング会の開催等、就業につなげるための取組を強化していく必要がある。

オ MICEを活用した産業振興とMICE関連産業の創出 (成果等)

MICEを活用した新たな産業振興については、国内外の展示会開催地の調査や主催者への誘致活動を実施した。また、MICEに関わる人材の確保・高度化を図るため、MICEの誘致から開催までの実践的なノウハウの習得など、事業者を対象とし

たセミナーを開催した。さらに、県民やボランティアなどMICE開催・受入れを支える人材を育成するため、MICEに関する県民理解の醸成を図るセミナーや広報活動を行った。

これらの取組などからインセンティブ旅行や展示会等の開催件数が増加傾向にあり、MICE開催による経済波及効果（間接効果）は平成30年に291億円となっているものの、核となる大型MICE施設の整備が遅れていることから目標値の達成に向けて進展が遅れている。また、沖縄MICEネットワーク会員数については、平成30年度に244団体となっており、現時点で目標値を達成している。

MICE限定制度の導入検討については、展示会・商談会開催時に海外から商品を日本国内に持ち込む際の通関手続の簡素化、MICE参加者の出入国手続の迅速化に向けた調査を行った。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|-----------------------|-----------------|------------------|----------|
| MICE開催による経済波及効果(間接効果) | 252億円 (H28年) | 291億円 (H30年) | 506億円 |
| 沖縄MICEネットワーク会員数 | 0団体 (H28年度) | 244団体 (H30年度) | 130団体 |

(課題及び対策)

MICEを活用した産業振興とMICE関連産業の創出については、欧米を中心に地域の環境問題・社会福祉等社会的課題の解決に関わるプログラムへのニーズが高まっており、それらに対応できるプログラムを開発し、主催者ニーズに応えることで、開催地の魅力を向上させる必要がある。また、MICEは求められるサービスレベルが高く、またそのニーズも多種多様であることから、人材の質的向上を図る必要がある。また、MICEビジネスの拡大に向け、MICEに係る基礎的な知識を有する人材の育成が必要である。

一方で観光客の増加等により、関連する分野において人手不足が顕著になっている。観光人材の確保については、観光関連産業での深刻な人手不足に対応するため、高付加価値観光を推進し、処遇改善や生産性向上等による人材の定着に取り組むとともに、観光産業の魅力発信や観光教育の推進等により観光産業従事者の拡大に取り組む必要がある。また、入管法改正や国家戦略特区を含めた国の制度改革の動向等を的確に捉え、多様な人材の確保について検討する必要がある。

MICE限定制度の導入検討については、国内他都市において常設保税展示場の認定を受けた施設が2019年（令和元年）に開業予定であることから、その効果などを調査・分析し、検討を進めていく必要がある。

| | | |
|-----|------------|--|
| 地方税 | ⑤不動産取得税の免除 | 償却資産の新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備である家屋及びその敷地である土地(取得の日の翌日から1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合に限る。)に対して課する不動産取得税を免除する。 |
| | ⑥事業税の免除 | 対象事業の用に供する設備であって、これを構成する減価償却資産の新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備を事業の用に供した日の属する年以降5か年の各年又は対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。 |
| | ⑦固定資産税の免除 | 対象事業の用に供する設備であって、これを構成する減価償却資産に係る取得価額の合計額が1,000万円を超える(機械・装置、器具・備品は、これらの取得価額の合計額が100万円を超える)場合、新たに課されることとなった年度以降5年度分、固定資産税を免除する。 |

注1：上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

(活用実績及び効果)

平成14年度に創設された金融業務特別地区では、金融関連産業のみが対象であったことや認定要件が厳しかったこと等もあり、事業認定を受けた企業は平成25年度までの12年間で金融業1件のみ(平成19年度に認定、平成22年度に失効。)であった。

平成26年度に経済金融活性化特別地区が創設され、対象事業の追加や認定要件の緩和等がなされると、認定企業数は4年間で金融関連産業2件、情報通信関連産業2件、製造業1件の計5件に増加した。

【表3-3-6-1】 経済金融活性化特別地区における事業認定実績 (単位：件)

| 項目 | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | |
|----------|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|
| | 新規 | 累計 |
| 認定法人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 4 | 1 | 5 | 0 | 5 |
| 金融関連産業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| 情報通信関連産業 | — | — | — | — | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 2 | 0 | 2 |
| 観光関連産業 | — | — | — | — | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 農業・水産養殖業 | — | — | — | — | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 製造業等 | — | — | — | — | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 |

注1：平成25年度までは金融業務特別地区の実績。

出典：沖縄県企画部「経済金融活性化計画実施状況報告書」

税制優遇措置の活用についても、平成26年度に本制度が創設されたことで企業立地や設備投資が促進され、平成27年度以降は幅広い措置で活用実績が上がっている。

【表3-3-6-2】 経済金融活性化特別地区における税制優遇措置の活用実績 (単位：件、百万円)

| | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | |
|---------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|
| | 件数 | 適用額 |
| 所得控除 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 7 | 3 | 65 | 2 | 20 |
| 投資税額控除 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 92 | 2 | 68 | 4 | 34 |
| 特別償却 | — | — | — | — | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 11 | 1 | 1 |
| エンジェル税制 | — | — | — | — | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 事業税 | 2 | 1 | 2 | 7 | 3 | 8 | 1 | 0 | 2 | 5 | 4 | 10 |
| 不動産取得税 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 16 | 2 | 0.2 | 0 | 0 |
| 固定資産税 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 13 | 7 | 13 |
| 法人住民税 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 13 | 6 | 11 | 7 | 5 |
| 個人住民税 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | 2 | 1 | 2 | 7 | 3 | 8 | 9 | 128 | 20 | 173 | 25 | 83 |

注1：法人住民税は、所得控除、投資税額控除又は特別償却による法人税減額に連動して、法人税割部分が軽減されたもの。

注2：平成24～25年度は金融業務特別地区の実績。

出典：国税の件数及び適用額、並びに法人住民税の件数は財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に沖縄県企画部企画調整課作成。

法人住民税の適用額は総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」を基に沖縄県企画部企画調整課作成。

その他の地方税は沖縄県企画部企画調整課調べ

本制度等を活用した企業誘致により、金融・情報通信関連産業を中心に企業立地が進んでいる。年度によって増減があるものの、平成24年度から平成29年度までの6年間で企業数は34社から42社へ、雇用者数は1,005人から1,082人へと増加した。

なお、制度が創設された平成14年度当時（企業数17社、雇用者数232人）と比較すると、企業数は約2.5倍、雇用者数は約4.7倍と大幅に増加している。

【表3-3-6-3】 経済金融活性化特別地区における立地企業数及び雇用者数の推移
(金融関連産業及び情報通信関連産業)

(単位：社、人)

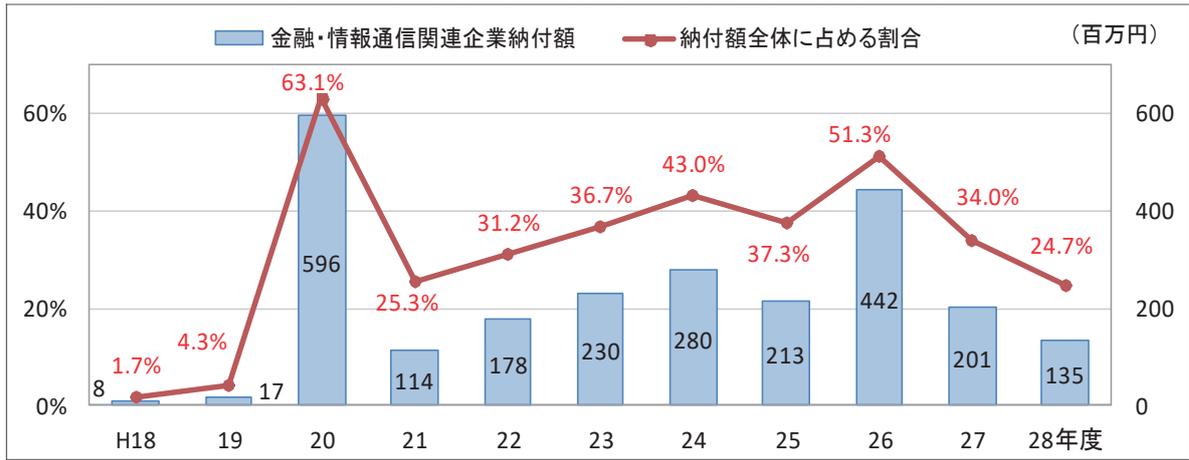
| 項目 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 立地企業数 | 34 | 34 | 41 | 40 | 36 | 42 |
| 雇用者数 | 1,005 | 1,042 | 1,095 | 1,100 | 1,046 | 1,082 |

注1：名護市が「国際情報通信・金融特区構想」を立てた平成11年度以降に名護市へ立地し、各年度末現在で継続して立地している金融・情報通信関連企業の累計。

出典：名護市「進出企業一覧」を基に沖縄県商工労働部情報産業振興課作成

平成28年度に名護市に立地する金融及び情報通信関連企業36社が納付した法人市民税額は、約1億3,500万円となっている。名護市における平成28年度の法人市民税納付件数は計2,087件、納付総額は5億4,600百万円であるため、全体の1.7%の企業が法人市民税納付総額の約25%を占めている状況であり、金融・情報通信関連の進出企業が名護市経済に与える影響は大きなものとなっている。

【図表3-3-6-4】 名護市における法人市民税の納付状況（平成28年度）



出典：沖縄県企画部企画調整課調べ

（課題及び今後の方向性）

エンジェル税制については、事業認定が活用要件となっていることや、進出企業の多くが県外企業の100%子会社であり現時点で他者から出資を募る予定がないことなどが、活用実績がない理由と考えられる。このため、立地企業の効率的な資金調達及び事業拡大に資する仕組みとなるよう制度の見直しを検討する。

立地企業からは人材の確保及び育成が事業拡大のボトルネックになっているとの声があがっているため、これら課題を解決するための方策を検討する。

税の優遇制度は企業誘致インセンティブとして有効であり、県内企業等のニーズや今後の新たな沖縄関係税制全体の議論を踏まえつつ、関係団体や関連部局と連携の上、効果的な特区・地域税制のあり方について検討を行っていく必要がある。

(7) 亜熱帯性気候等を生かした農林水産業の振興

亜熱帯海洋性気候や地理的特性、多様な地域資源など本県の地域特性を最大限に生かせる効果的な振興施策を推進し、豊かな自然環境で育まれた安全・安心なおきなわブランドを国内外で確立するとともに、環境と調和し、かつ経営が維持できる持続的な農林水産業の振興と、農林水産業の6次産業化など新たな取組によって付加価値を創造するフロンティア型の農林水産業の振興を図るため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比べ農業産出額が主に野菜、果樹及び肉用牛の生産が増加したことにより81億円増加し1,005億円、林業産出額がきのこ類等の生産量の増加により4億円増加し15億円、また、漁業産出額がモズク等養殖業生産量の増加により35億円増加し209億円となった。その結果、農林水産業産出額は120億円増加し1,229億円となった。

一方で、「第1次産業就業者数」は高齢化や担い手の減少等が大きく影響し、基準年と比較して、4,576人減少した。なお、新規就農者数は、毎年目標300人の増加に対し、年平均333人（H24年～H30年）の増加で推移している。

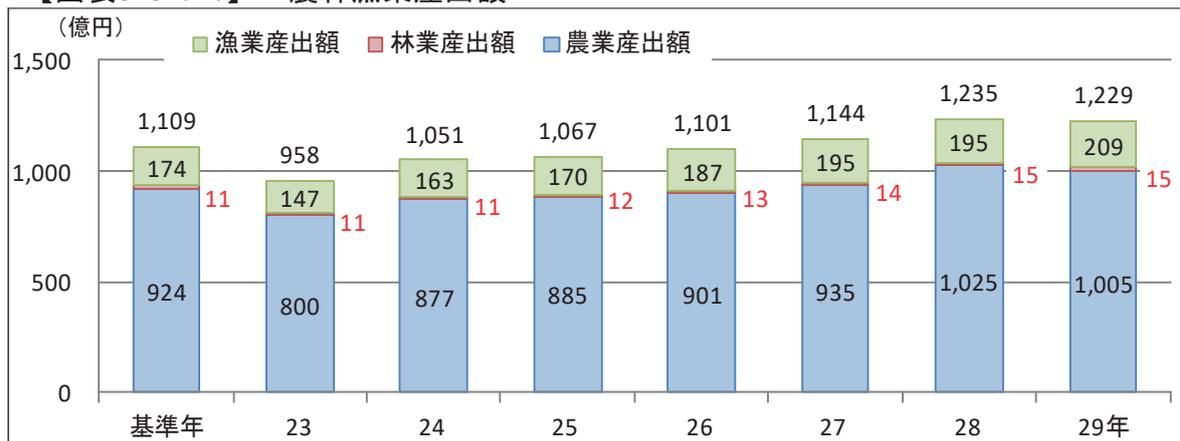
あわせて、「県産食材を購入（消費）する機会が増えていること」は0.7ポイントと僅かに上昇した。

<目標とするすがたの状況>

| 項目名 | 沖縄県の現状 (基準年) | 沖縄県の現状 (現状値) | R3年度の目標 |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|----------|
| 農林漁業産出額の増加 | 1,109億円 (H22年) | 1,229億円 (H29年) | 1,540億円 |
| (農業産出額) | 924億円 | 1,005億円 (H29年) | 1,220億円 |
| (林業産出額) | 11億円 | 15億円 (H29年) | 20億円 |
| (漁業産出額) | 174億円 | 209億円 (H29年) | 300億円 |
| 第1次産業就業者数の確保 | 28,713人 (H22年) | 24,137人 (H27年) | 24,500人 |
| 県産食材を購入(消費)する機会が増えていること | 37.2% (H24年県民意識調査) | 37.9% (H30年県民意識調査) | 県民満足度の向上 |

注1：各産出額、就業者数は沖縄県農林水産部「沖縄21世紀農林水産業振興計画」に基づく。

【図表3-3-7-1】 農林漁業産出額



出典：農林水産省「生産農業所得統計」「漁業産出額」、沖縄県農林水産部森林管理課調べ

本県では、亜熱帯海洋性気候等を生かした農林水産業の振興を図るため、戦略品目の生産拡大によるおきなわブランドの確立、安定品目の生産供給体制の強化、物流体制の整備及び輸送コストの低減対策の推進、農林水産物の衛生管理・品質管理の高度化のほか、担い手の確保・育成、農林水産技術の開発と試験研究機関の整備、沖縄の特性に応じた農業生産基盤の整備、農林水産業の6次産業化及び他産業との連携強化など各種施策に取り組んでいる。

ア おきなわブランドの確立と生産供給体制の整備 (成果等)

おきなわブランドの確立と生産供給体制の整備に向けて、戦略品目の生産拡大、安定品目の生産供給体制の強化に取り組んだ。

戦略品目の生産拡大によるおきなわブランドの確立については、園芸品目のブランド化に向けた安定生産と品質向上に資する栽培技術の高位平準化等を図るため、台風災害等に対応した栽培施設導入への支援を野菜49.5ha、花き84.1ha、果樹11.8haで実施した。加えて、ゴーヤー等の技術実証展示ほの設置等を実施した。

これらの取組などにより、平成29年の園芸品目の生産量（野菜）と生産量（果樹）は、作付面積、生産量、販売額とも増加基調にあるが、すいか、キャベツ等一部重量品目で減少したことから、野菜が5万8,511トン、果樹が1万6,105トンとなり、基準値より増加しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

この中で、果樹においては、主力のりんごやマンゴー、シークワーサー等多くの品目で生産量が増産基調となっている。

また、花きについては、主力のきく類において高齢化の進展に伴い生産者は減少しているものの、一戸当たりの作付面積は増加傾向にある。しかし、気象災害による不安定な出荷、輸入品との競合により全体的な生産量は伸び悩んでいる状況にあり、平成29年の生産量は2億9,249万本となり、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

畜産については、優良種雄牛の確保や肉用牛拠点産地の認定、原種豚の生産・譲渡等を実施したものの、高齢化等に伴う農家戸数の減少などから、平成30年の家畜頭

数は14万79頭となり、目標値の達成に向けて進展が遅れている。一方で、1戸当たりの飼養頭数は全ての畜種で増加傾向にあり、生産規模は着実に拡大している。また、本県を代表するアグーブランド豚については、平成26年度まで出荷頭数が増加傾向で推移していたが、近年は横ばいであり、平成29年度は約35,000頭となっている。

森林・林業については、森林の公益的機能の高度発揮や地域振興を図る観点から、持続的な林業生産活動を行うため、環境に配慮した収穫伐採方法の検討、パンフレット制作等の各種プロモーション実施による県産木材の利用拡大、きのこ類の栽培施設の整備などを行った。これらの取組などにより、特用林産物生産量については、平成27年まで増加傾向にあったが、他県産との競合に伴い価格競争が生じたことから生産量及び販売量の調整が行われたことなどにより、基準値の1,204トンから平成29年には1,295トンとなっており、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

安定品目の生産供給体制の強化については、さとうきびの増産及び生産の効率化を図るため、さとうきび生産総合対策事業や種苗対策事業、さとうきび増産基金等を活用し、ハーベスタ等農業機械の整備、優良種苗の安定供給、病害虫対策やかん水対策等に取り組んだ。これらの取組などにより、さとうきびの生産量については、平成28年に90万トンに達し、目標値を越えたものの、農家の高齢化や担い手不足、気象災害などの影響により、平成30年度には74.3万トンと減少し、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

また、水産資源の持続的利用を目指した資源管理型漁業を推進したほか、つくり育てる漁業を振興するため、放流用及び養殖用種苗の早期量産技術や省力化技術の開発に取り組んだ。さらに、養殖業者に対して養殖衛生管理指導や防疫指導を行った。加えて、本県の特産品であるオキナワモズクの高付加価値化と消費拡大を図るため、機能性成分（フコイダン、フコキサンチン）に着目した品種育成と加工技術の開発、オキナワモズク由来のフコイダンを含む商品の特定保健用食品としての表示許可申請などを行った。

これらの取組と併せて全国的にモズクの需要が高まり、生産量が増加したことなどから、海面養殖業生産量は、基準値の9,677トンから平成30年には2万3,527トンと増加しており、目標値の達成に向けて進展している。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|--------------|---------------------|---------------------|-----------|
| 園芸品目の生産量(野菜) | 54,000トン (H22年) | 58,511トン (H29年) | 92,900トン |
| 園芸品目の生産量(花き) | 331,000千本 (H22年) | 292,492千本 (H29年) | 499,000千本 |
| 園芸品目の生産量(果樹) | 15,800トン (H22年度) | 16,105トン (H29年度) | 20,500トン |

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|-----------|--------------------|--------------------|----------|
| 拠点産地数 | 94産地 (H23年度) | 120産地 (H30年度) | 150産地 |
| 家畜頭数 | 162,157頭 (H22年) | 140,079頭 (H30年) | 155,885頭 |
| 特用林産物生産量 | 1,204トン (H22年) | 1,295トン (H29年) | 1,770トン |
| さとうきびの生産量 | 82.0万トン (H22年度) | 74.3万トン (H30年度) | 85.1万トン |
| 海面養殖業生産量 | 9,677トン (H22年) | 23,527トン (H30年) | 33,938トン |

(課題及び対策)

戦略品目の生産拡大によるおきなわブランドの確立について、園芸品目の生産においては、市場へ計画的・安定的に出荷できる拠点産地を育成しつつ、既存産地への支援を継続し、園芸品目のブランド化に向けた安定生産と品質向上に資する栽培技術の高位平準化を図る必要がある。加えて、台風等自然災害に対応した栽培施設の整備や既存施設の保守点検・補強等の支援を強化する必要がある。

さらに、きく類においては、一戸当たりの作付面積が増加傾向にあるため、機械整備による省力化も併せて取り組んでいく必要がある。

畜産業においては、グローバル化による貿易自由化の進展や防疫リスクの拡大等による県産豚肉及び肉用牛子牛価格への影響が懸念されることから、本県固有の「沖縄アグー豚」の保全、高能力の系統造成豚や優良種豚の導入、遺伝子技術等の先端技術を活用した県優良種牛の造成に加え、県産畜産物の安全・安心を確保するためのトレーサビリティの強化など、おきなわブランド及び食肉の安定供給体制の確立に取り組む必要がある。また、畜産クラスターの仕組みを活用した施設整備等のほか、酪農、養鶏については、酪農の後継牛の確保や飼料の高止まり等が大きな課題となっていることから、引き続き経営安定対策等を推進する必要がある。

森林・林業において、森林資源は、きのこの菌床栽培の材料や畜産施設の敷料としてのおが粉に加え、木製防風工等の土木用材や家具工芸品の材料としての需要があるが、特にやんばる地域で持続的に林業生産活動を行うためには、森林の利用区分（ゾーニング）に基づき、自然環境に配慮した林業生産活動を行うことが必要である。さらに、県産きのこの安定生産に向け、病虫害対策及び生産者への生産指導等を行うとともに、県産きのこの消費拡大を図るため、県産きのこのロゴマークの活用等によるPR活動等をはじめ、県産きのこのブランド化を促進する必要がある。

安定品目の生産供給体制の強化について、さとうきびにおいては、農業全体に占める栽培農家数で約7割、畑作における栽培面積で約4割を占める基幹作物である。特

に、離島においては代替が困難な作物であり、地域経済への影響が大きいことから、機械化の推進や優良種苗の増殖・普及、生産法人組織の育成及び作業受託体制の構築など安定的な生産対策を図る必要がある。

パイナップルについては、台風等の自然災害にも比較的強く、土地利用型作物として北部、八重山地域で栽培されているものの、生産農家の高齢化や機械化の遅れなどから生産量が減少しているため、担い手の育成確保と農作業受委託組織の育成、共同利用機械の整備及び利用促進などに取り組む必要がある。

水産業については、本県周辺漁場に米軍の広大な訓練水域がある中、平成12年の日中漁業協定及び平成25年の日台漁業取決めの発効により、操業海域が一層狭められ、本県水産業にとっては大きな弊害となっている。このため、操業を制限する訓練水域の返還、協定や取決めの見直しを実現させる必要がある。

また、漁場環境の悪化や乱獲等による資源の減少等、厳しい現状を打破するため、我が国唯一の熱帯性とされる温暖な海域特性を生かし、環境に配慮した沖縄型のつくり育てる漁業及び海面養殖の生産力向上を図るため、天候に左右されないモズク等の品種育成や養殖技術の開発・普及等、一層の推進が必要である。また、水産資源の持続的利用を目指した資源管理型漁業を積極的に推進する必要がある。

イ 流通・販売・加工対策の強化

(成果等)

流通・販売・加工対策の強化に向けては、一括交付金制度などを活用し、物流体制の整備及び輸送コストの低減対策の推進、農林水産物の戦略的な販路拡大や高付加価値化対策、製糖業企業の高度化促進に取り組んだ。

物流体制の整備及び輸送コストの低減対策については、県外出荷量及び出荷時期の拡大を図るため、一括交付金（ソフト）を活用し本土向けに出荷する県産農林水産物の輸送費の一部を補助した。

また、県内流通の強化については、青果物等の品質保持を図るため、県中央卸売市場に冷蔵配送施設を整備したほか、水産物では平成27年度に糸満新市場における高度衛生管理型荷捌施設の基本設計を行った。加えて、平成29年度には市場関係者と連携の上「沖縄県中央卸売市場経営展望」を策定するなど、中央卸売市場の活性化を図っている。

しかし、県中央卸売市場の取扱量は、通信販売、産地直送、直売所での販売、量販店の独自流通などの農林水産物流通チャネルの多様化を背景に市場外での流通が増加しており、青果・花きともに基準値より減少しており、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

農林水産物の戦略的な販路拡大については、県外・海外への販路拡大のため、トップセールス等による県外市場でのプロモーションの実施、新商品開発に係る研修や必要機材等の整備、海外市場におけるプロモーション強化・マッチング、Web等による情報発信の強化などに取り組んだ。

また、鮮度保持技術の導入検証を行ったところ、高品質の農産物を長期間船舶輸送

できることを確認し、沖縄から船舶輸送できる市場の範囲が広がった。

さらに、水産物においては、ヤイトハタの水無し活魚輸送技術を開発した。この技術により、輸送コストの削減とヤイトハタ活魚の販路拡大が図られた。

これらの取組などにより、全国シェアが上位3位以内の県産農林水産物の品目数については、基準値の14品目から平成30年度には19品目となっており、目標値を達成する見込みである。

農林水産物の高付加価値化対策については、6次産業化における戦略的な商品開発、人材育成及び販路開拓を支援したほか、6次産業化サポートセンターを設置し、専門家による個別相談を実施した。

製糖業企業の高度化促進については、製糖業の経営の合理化・安定化を図るため、製糖事業者に対する製糖施設の整備等を支援し、製糖設備の合理化や製糖に掛かるコスト支援、食の安全・安心に適応した含蜜糖近代化施設の整備などに取り組んだ。

しかし、さとうきびの生産量は平成24年度から回復基調にあるものの、平成30年度は気象災害等の影響により減産したため、甘しや糖の産糖量は8万3,999トンとなり、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|--------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------|
| 県中央卸売市場の取扱量 | 青果:74,428トン 花き:64,677千本 (H19年) | 青果:55,574トン 花き:39,579千本 (H30年) | 青果:66,683トン 花き:59,680千本 |
| 水産卸売市場の取扱量 | 14,228トン (H22年) | 14,665トン (H29年) | 15,157トン |
| 食肉加工施設における処理頭数 | 1,548頭/日 (H22年度) | 1,430頭/日 (H30年度) | 1,912頭/日 |
| 県産木材の供給量 | 5,812m ³ (H21年度) | 8,728m ³ (H29年度) | 6,514m ³ |
| 全国シェアが上位3位以内の県産農林水産物の品目数 | 14品目 (H22年度) | 19品目 (H30年度) | 20品目 |
| 「おきなわ食材の店」登録店舗数 | 100店 (H22年度) | 286店 (H30年度) | 340店 |
| 甘しや糖の産糖量 | 96,608トン (H22年度) | 83,999トン (H30年度) | 104,450トン |

(課題及び対策)

物流体制の整備及び輸送コストの低減対策について、輸送に係るコスト及び時間の負担が他県と比較して大きく、流通過程における低コスト化及び鮮度保持等が課題となっており、生産者、量販店等のニーズに対応した低温施設、長期保存施設の整備を強化する必要がある。このため、中央卸売市場の機能強化として、コールドチェーン

の確立や築36年が経過した施設の老朽化に伴う各種対策を検討するとともに、国内外の消費者・市場に信頼される商品として販売・ブランド化を展開していくため、国内外における販売促進イベント、プロモーション及び首都圏卸売市場の動向調査など独自の市場分析力を強化し、マーケティング戦略に基づく販売促進活動と県産品目の定着を目的とした各プロモーション活動を継続して実施する必要がある。

また、水産物では、高度衛生管理型荷捌施設を整備するとともに、水産加工施設等を一体的に整備し、卸売市場機能の強化に取り組んでいく必要がある。

さらに、近年では、鮮度保持技術を活用した長期間の船舶輸送が可能となってきており、輸送コストの削減効果に期待が寄せられているが、現状では輸送ロットの確保と定期輸送の実現に課題がある。

このため、鮮度保持技術を活用した戦略的な出荷モデルの構築が必要である。

農林水産物の戦略的な販路拡大については、県産農林水産物の消費拡大に向けて、県外市場への販路拡大と併せ地産地消を推進するため、「沖縄県地産地消推進計画」に基づき、学校給食、量販店、飲食店、直売所や観光産業と連携し、地産地消の取組を強化することで地域経済の好循環を図るとともに、県内木材産業においては、加工技術の向上や販売力の強化及び普及・PR活動等を強化する必要がある。

農林水産物の高付加価値化対策については、県産農林水産物の価格安定化と販路拡大及び生産者の所得安定を図るため、加工による農林水産物の高付加価値化を図る必要がある。

製糖業企業の高度化促進については、さとうきびが、本県の基幹作物であり、地域経済上極めて重要な作物となっていることから、引き続き、食の安全・安心への対応、製糖施設の更新整備など、安定的かつ高品質な甘味資源の生産に向けた取組が必要である。

また、製糖業の糖業体制を強化するため、「働き方改革」による人手不足に対応した宿舍整備や省力化設備の導入など労働環境の改善を行う必要がある。

さらに、含蜜糖生産については、沖縄黒糖ブランドの国内外における認知度は高いものの、需給のミスマッチや安定供給等への課題があるため、黒糖の安定供給のための品質向上や保管機能の構築、並びに消費者等の信頼と満足度を高めるため、栄養成分や利用方法等の情報を発信するなど、消費拡大へとつなげていくための取組が必要である。

あわせて、国際物流機能を活用し、アジアをはじめとする海外市場のニーズに対応した黒糖の販路拡大やジェットロ等関係機関との連携、関連企業等との海外展開促進に取り組む必要がある。

ウ 農林水産物の安全・安心の確立 (成果等)

消費者の食に対する安全・安心への関心が高まる中、おきなわブランドをはじめとする県産農林水産物の信頼確保に向けて、農林水産物の衛生管理・品質管理の高度化、環境保全型農業の推進、病害虫対策と防疫体制の構築に取り組んだ。

農林水産物の衛生管理・品質管理の高度化については、県産農林水産物の信頼を確保するため、毎年度400件程度の小売店舗に対し、食品表示法に基づく生鮮食品の表示に係る巡回調査や米トレーサビリティ制度の周知を図った。これらの取組などにより、生鮮食品表示の未表示店舗の割合は、基準値の20.9%から平成30年度には5.2%と改善しており、現時点で目標値を達成している。

また、農薬の適正使用に関する講習会を出荷団体に属する生産者、直売所や卸売市場に出荷する生産者等を対象に幅広く実施した。他にも農薬販売店への立入検査を実施した。

離島における県産食肉等の安全・安心の確保については、平成26年4月に八重山食肉センター、平成28年4月に宮古食肉センターを整備したことなどにより、衛生環境面と施設の処理能力の大幅な向上が図られた。

さらに、県民への安全・安心な県産鶏肉の安定供給を維持するため、老朽化した県内食鳥処理施設の再編を行い、衛生管理が高度化された新たな食鳥処理施設の整備を行っており、令和元年度からの施設運用を計画している。

水産物については、安全・安心な水産物の安定供給体制を確立するため、糸満漁港に高度衛生管理型荷捌施設の整備に着手した。さらに、モズク及び海ブドウの品質管理マニュアルを作成し、品質管理方法の周知と技術指導を行った。

環境保全型農業の推進については、エコファーマー認定や特別栽培農産物認証、環境保全型農業推進コンクールへの推薦、環境保全型農業に係る経費に対する補助など、農家に対する支援を実施した。これらの取組などにより、環境保全型農業に取り組む農家数は、基準値の704件から平成30年度には1,084件と増加しており、目標値の達成に向けて進展している。

また、農業生産工程管理（GAP）の普及推進を図るため、普及指導員及びJA営農指導員等を対象とした研修を実施し、指導者を養成した結果、各地区においてGAP導入農家への指導・育成につながった。これらの取組などにより、GAP導入産地数は、基準値の4産地から平成30年度には45産地と増加しており、目標値を達成する見込みである。

病虫害対策と防疫体制の構築については、ウリミバエ及びミカンコミバエの根絶後の再侵入防止やイモゾウムシ等の根絶防除に取り組んだ結果、ウリミバエ及びミカンコミバエの再発生はなく、久米島でアリモドキゾウムシの根絶を達成した。

また、特定家畜伝染病の防疫実働演習を実施するとともに、家畜保健衛生所以外で新たに6か所に防疫資材を備蓄したことなどにより、初動防疫体制の強化が図られた。

< 成果指標の状況 >

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|-----------------|------------------|-----------------|----------|
| 生鮮食品表示の未表示店舗の割合 | 20.9% (H23年度) | 5.2% (H30年度) | 5.0% |

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|---------------------|-----------------|-------------------|----------|
| 環境保全型農業に取り組む農家数 | 704件 (H23年度) | 1,084件 (H30年度) | 1,300件 |
| GAP導入産地数 | 4産地 (H22年度) | 45産地 (H30年度) | 54産地 |
| 総合的病虫害防除体系が確立された作物数 | 1品目 (H23年度) | 4品目 (H30年度) | 5品目 |

(課題及び対策)

農林水産物の衛生管理・品質管理の高度化については、おきなわブランドをはじめとする県産農林水産物の信頼を確保するため、新たに施行された食品表示法に基づく表示（名称、原産地）の適正化や、農薬使用者と農薬販売者による適正かつ安全な使用及び管理を徹底させる必要がある。加えて、将来的にはHACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）に沿った衛生管理の制度化や国際化に対応し得る食肉等加工処理施設の整備を推進する必要がある。一方、食肉センターにおいては、と畜頭数、維持費及び人材の確保等の経営面での課題があるため、畜産の増頭対策、機能の合理化や連携強化など、食肉センター運営の健全化に取り組む必要がある。

環境保全型農業の推進について、本県は亜熱帯海洋性気候に属し、一年を通して多くの病虫害の発生が見られるため、有機農業をはじめとした環境保全型農業を実践するのは本土に比べて難しいとされ、特別栽培農産物認証等については消費者の認知度が低い状況にある。このため、環境保全型農業に取り組む農家を技術面で支援するとともに、消費者へ認証制度等をPRする必要がある。

また、これまで取り組んできた食品安全に加え、GAPの考えに基づき、労働安全、環境保全に対する関心が高まっており、農産物の取引にもGAP認証が利用されつつある。そのため、日頃の農家指導にGAPの考え方を取り入れ、本県においてGAP導入農家の育成や認証取得の支援を図る必要がある。

病虫害対策と防疫体制の構築については、ミバエ類の東南アジア等からの侵入が常に懸念されているため、引き続き再侵入防止防除を実施する。加えて、イモゾウムシ等の害虫発生により、かんしょ等の県外出荷が制限されていることから、防除技術等を早期に確立する必要がある。

また、特定家畜伝染病の発生は、畜産経営のみならず地域経済に重大な影響を及ぼすことから、国と連携した水際防疫や迅速な初動防疫体制の構築、飼養衛生管理基準の更なる徹底を図るなど、家畜伝染病対策の強化が必要である。

エ 農林漁業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化 (成果等)

担い手の減少や農林漁業者の高齢化に対処し、農林水産業の持続性、安定性を確保するため、一括交付金制度などを活用して担い手の確保・育成に取り組んだほか、農

地の有効利用と優良農地の確保、共済制度、金融制度、価格制度の充実に関する取組を行った。

担い手の確保・育成については、一括交付金（ソフト）を活用して就農コーディネーターによる就農希望者への就農相談、新規就農者に対する研修期間中及び就農5年以内の資金の交付、機械・施設整備等の初期投資に対する支援、農業大学校での研修教育などを行った。これらの一体的な取組などにより、毎年 約300人の新規就農者が育成・確保され、新規就農者数（累計）は平成30年で2,331人となり、目標値を達成する見込みである。

また、女性の農業経営参画への支援や各関係機関等へ地域リーダーを担う女性農業士認定の趣旨等を周知し、人材の育成と発掘を図った。さらに、農業経営の規模拡大や多角化・複合化等に必要となる生産施設・加工施設等の整備に対する支援等を行った。

これらの取組を推進しているものの、農業就業人口については、農業従事者の高齢化等を背景に平成27年には1万9,916人と基準値より減少しており、目標値の達成に向けて進展が遅れている。一方、新規就農者は増加基調で推移していることなどから、各種施策の効果が農業就業人口の減少幅の縮小にも寄与している。

水産業については、地域リーダーを担う漁業士等への研修会、小中学生を対象とした地域の伝統漁法や水産物への関心を高めるための少年水産教室の開催、就業希望者への情報提供及び新規就業者に対する漁具等の漁業経費の一部支援など、漁業の担い手の確保・育成に取り組んだ。これらの取組を推進しているものの、漁業就業者数は、平成30年に3,720人と高齢化等の影響により基準値から減少しており、目標値の達成に向けて進展が遅れている。その一方、モズクなど養殖業では新規就業者が増加している。

農地の有効利用と優良農地の確保については、国からの交付金を活用し、耕作放棄地解消のための再生作業や土壌改良、農業用施設等の補完整備等を実施した。これらの取組などにより、耕作放棄地解消面積（解消率）については、基準値の140ha（20％）から平成30年度には347ha（50％）と増加しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

共済制度、金融制度、価格制度の充実にについては、本県の共済加入率等の改善を図るため、農家への資材購入経費の一部支援に加え、平成26年度より沖縄県農業共済組合に専属の加入促進員を配置し、未加入農家への加入推進を強化したことなどにより、畑作物共済・園芸施設共済の加入率改善につながった。

また、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）を借りた認定農業者の金利負担を軽減するため、市町村が行う利子助成に対して助成するとともに、市場に出荷した野菜価格が保証基準価格よりも低落したときの価格差の補填を行うなどの事業の実施により、農家経営の安定化が図られた。

< 成果指標の状況 >

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|----------------|--|--|-------------------------------|
| 新規就農者数(累計) | 244人 (H22年) | 2,331人 (H30年) | 3,000人 |
| 認定農業者数(累計) | 3,045経営体 (H22年度) | 3,941経営体 (H30年度) | 3,850経営体 |
| 農業就業人口 | 22,575人 (H22年) | 19,916人 (H27年) | 20,300人 |
| 漁業就業者数 | 3,929人 (H20年) | 3,720人 (H30年) | 3,790人 |
| 耕作放棄地解消面積(解消率) | 140ha(20%) (H22年度) | 347ha(50%) (H30年度) | 700ha(100%) |
| 農業共済加入率 | 畑作物共済: 39.0% (H22年) 園芸施設共済: 15.8% (H22年度) | 畑作物共済: 49.5% (H30年) 園芸施設共済: 19.8% (H30年度) | 畑作物共済: 60.0% 園芸施設共済: 60.0% |

(課題及び対策)

農業担い手の確保・育成については、地域農業の持続性と活性化を図る上で、担い手の減少と高齢化が課題となっている。このため、意欲のある新規就農者の長期的な育成・確保に向け、青年層や女性層、農外からの新規参入者等、幅広い層に対する栽培技術や加工技術、販路開拓や経営管理等の各種研修の充実を図るとともに、経験豊富な農業者の技術やノウハウの伝承・共有体制の構築が必要である。

また、農地確保に係る借り手と貸し手のマッチング、就農が定着するまでの経営・生活資金等を支援する必要がある。加えて、地域農業の中核を担う認定農業者や農業法人の育成・確保に取り組み、経営規模の拡大、競争力の強化を推進する必要がある。

さらに、将来の担い手にとって魅力ある農業の実現のため、就農者の農業所得の向上を図る必要がある。

林業・木材産業の担い手育成については、林業事業体に対する環境に配慮した収穫伐採手法の導入、木材流通体制の強化等による生産コストの縮減と収益性の向上、及び労働安全指導を実施する必要がある。

水産業の担い手育成については、持続可能な水産業の振興と漁村の活性化を図るため、担い手を確保し、儲かる漁業による経営安定化対策を強化する必要がある。

農地の有効利用と優良農地の確保について、農地は、農業生産・経営にとって不可欠な資源であり、良好な状態で維持・保全し、その有効利用を図る必要がある。

このため、農地中間管理事業等を活用し、農地バンクや農業委員会による農地情報の実態把握及び共有化、あっせん等や耕作放棄地の再生利用等、新規就農者や認定農業者等の担い手に対する農用地の利用集積に向けた取組を強化する必要がある。

農業者の経営規模の拡大に伴う労働力の確保については、外国人材等の活用も含め取り組んでいく必要がある。

共済制度、金融制度、価格制度の充実について、本県は、台風等の気象災害が多いために共済掛金負担が重く、共済加入率は全国と比べて低い状況にあることから、沖縄の特殊性に配慮した沖縄型の共済制度の充実・強化が必要である。

また、農産物の生産量や価格などは、気象要因の変化等によって大きく影響されるため、価格安定対策や生産農家の経営安定対策、収入保険制度の活用等の施策を展開し、所得の安定を図る必要がある。

オ 農林水産技術の開発と普及 (成果等)

農林水産業施策を展開する上で必要な技術開発及び生産現場での課題解決に効率的かつ迅速に応えるため、農林水産技術の開発と試験研究機関の整備、技術の普及と情報システムの強化に取り組んだ。

農林水産技術の開発と試験研究機関の整備について、農業については、サトウキビ（品種：RK97-14等）、パインアップル（品種：沖農P17等）などの新品種を育成するとともに新たな育種システムを開発した。加えて、環境制御技術を活用したニガウリの多収・安定生産技術、気候変動に対応した栽培技術、鮮度保持技術及び新たな加工技術を開発した。

畜産業については、沖縄アグー豚の肉質改良に有効な塩基配列を搭載したアグー専用DNAチップを開発するとともに、沖縄型牧草の新品種育成に向けた有望系統の選抜や新導入品種の収量性・品質の評価等を実施した。

森林・林業については、本島北部地域の自然環境に配慮した森林管理手法を確立するため、伐採が森林環境や生物層に及ぼす影響について調査解析等を実施するとともに、松くい虫（マツ材線虫病）の天敵放飼技術及び増殖技術の改善・開発を行った。さらに、デイゴの害虫であるデイゴヒメコバチの天敵昆虫による防除技術の開発や南根腐病の薬剤防除技術の開発、菌床しいたけの発生不良の原因となる不適樹種の検討を行った。

水産業については、水産物の安定的な生産を図るため、海洋観測等による漁場の開発調査、モズクの優良株の選定、ヤイトハタ等の養殖技術の開発等を実施した。また、資源管理型漁業の推進を図るとともに、養殖業、漁船漁業に関する指導や水産加工業に係る支援等を強化した。

このように、各分野において、農林水産物のブランド化や地域資源を活用した食品加工等の技術開発、消費者等のニーズに合わせた新たな品種の育成や栽培技術の開発等を実施した結果、品種登録数は、基準値の26件から平成30年度には38件と増加しており、目標値を達成する見込みである。

また、農林水産技術の試験研究機関による特許等出願件数（累計）は、基準値の24件から平成30年度には30件と増加しており、申請予定の技術も開発されていることから、目標達成の達成に向けて進展している。

さらに、生産現場等への普及に移す研究成果数については、基準値の64件から平成30年度には456件と増加しており、目標値の達成に向けて進展している。

農林水産技術の普及と情報システムの整備・強化については、農業改良普及センターにおいて、講習会や推進会議等を開催したほか、技術普及農場を設置した。また、農業技術情報センターの活用による情報提供体制を促進した。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|-----------------------------|----------------|-----------------|----------|
| 品種登録数 | 26件 (H23年度) | 38件 (H30年度) | 41件 |
| 農林水産技術の試験研究機関による特許等出願件数(累計) | 24件 (H23年度) | 30件 (H30年度) | 35件 |
| 生産現場等への普及に移す研究成果数 | 64件 (H23年度) | 456件 (H30年度) | 650件 |
| 技術普及農場の設置数(累計) | 70件 (H23年度) | 634件 (H30年度) | 830件 |

(課題及び対策)

亜熱帯地域の特性を生かした農林水産業施策を展開する上で必要な農林水産技術の開発や試験研究機関の整備を図るとともに、施策推進上の課題や生産現場での課題解決に効率的かつ迅速に応えるため、農林水産技術の普及と情報システムの整備・強化を図る必要がある。

このため、農林水産物のブランド化や地域資源を活用した食品加工等の6次産業化を支援する技術開発などが必要である。また、消費者や生産者、県内企業のニーズが多様化、高度化していることから、県立試験研究機関において、ニーズの把握から市場展開までの一貫した視点での研究開発及び普及センター等とも連携した成果普及の取組を強化する必要がある。さらに、IoT等の先端技術を活用した「スマート農業」の導入など、生産性の高い技術や省力化技術の導入を図り、農林漁業者の収益性向上に取り組んでいく必要がある。

農業においては、市場競争力や生産体制の強化、農産物の差別化・高付加価値化を図るため、新品種の開発・育成、安全・安心・高品質な生産技術、病虫害防除技術等の研究開発を推進するとともに、機能性成分の分析や含有の高い系統選抜などの機能性に関する研究や県産食材の加工に関する技術開発、食の安全・安心に対する消費者ニーズに対応した環境保全型農業の確立等に取り組む必要がある。

畜産業においては、おきなわブランド肉として消費者の信頼を確保するため、沖縄アグー豚に関する技術開発や県産黒毛和種肥育牛の肉質特性を把握するとともに、高品質な沖縄型牧草の新草種・品種を育成・普及することによる県内飼料自給率の向上を図る必要がある。

森林・林業においては、森林の有する多面的機能の維持・増進・活用を図るため、地域の森林生態系に配慮した森林管理技術、松くい虫（マツ材線虫病）等病害虫の防除技術、並びに消費者ニーズ等に対応した付加価値の高い林産物の生産技術等の改善・開発に取り組む必要がある。

水産業においては、水産資源の維持回復やおきなわブランドを確立するための低コスト安定生産養殖技術の確立、生産現場のニーズに対応した迅速かつ的確な技術指導が求められている。

試験研究機関においては、独自に開発した品種や栽培技術など知的財産の保護・管理が徹底されるよう、生産者や行政等と連携する必要がある。

一方、普及機関においては、台風や干ばつ等の気象状況に的確に対応できるようにするとともに、多様化する消費ニーズに効果的・効率的に対応するため、地域にあった技術実証や技術確立等を行う必要がある。

カ 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備 (成果等)

亜熱帯特性等を生かした特色ある農林水産業の振興を図るため、沖縄の特性に応じた農業生産基盤の整備、自然環境に配慮した森林・林業生産基盤の整備、水産生産基盤の整備等に取り組んだ。

農業生産基盤の整備については、干ばつ被害の解消や農産物の収量増大及び品質向上を図るため、国営伊江地区における地下ダム等の農業用水源整備やかんがい施設の新設整備と併せて更新整備による施設の長寿命化対策を実施した。これらの取組などにより、かんがい施設整備量（整備率）は、基準値の1万7,107ha（42.1%）から平成30年度には1万8,942ha（49.1%）と増加しているものの、水源整備の遅れや整備に必要な地元合意形成に時間を要することなどから、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

また、農業水利施設の長寿命化対策を実施し、施設の機能を安定的に発揮させるための保全管理を推進した。

森林・林業生産基盤の整備については、森林の持つ多面的機能の維持・増進を図るため、収穫後の造林や、過密化した人工林において除・間伐等を行った。加えて、土砂流出防止や水源涵養等の公益的機能の発揮がより求められる森林においては、長伐期施業や複層林化のための樹下植栽を実施した。これらの取組などにより、造林面積については、森林の公益的機能の維持増進が図られ、基準値の4,906haから平成30年度には5,194haと増加しており、目標値の達成に向けて進展している。

水産業生産基盤の整備と漁場環境の保全については、これまで重点的に整備してきた南大東漁港において基本施設が完成し、平成30年度までに全面的に供用を開始した。そのほか、主要な漁港を中心に、台風等荒天時における漁船の安全係留を可能とする防波堤や防風設備等の整備を行った。これらの取組などにより、漁船が台風時に安全に避難できる岸壁整備量（整備率）は、基準値の3,478m（61%）から平成30年

度には5,808m（73%）と増加しており、目標値を達成する見込みである。

また、水産物の安定供給に資する漁港施設の老朽化対策や耐震化、就労環境の改善、共同利用施設など漁業経営コストの軽減につながる整備も順調に進んでいる。

さらに、マグロ類などの回遊魚を効率的に漁獲できる浮魚礁漁場を継続的に利用するため、浮魚礁の更新整備を計画的に実施したことなどにより、更新整備された浮魚礁数（更新整備率）は、平成30年度で56基（79%）と増加しており、目標値を達成する見込みである。一方で、漁業者調整なども丁寧に行う必要があることから、目標値の達成に向けては一層の施策推進が必要である。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|-------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------------------|
| 農業用水源施設整備量 (整備率) | 22,953ha (56.5%) (H22年度) | 24,133ha (62.5%) (H30年度) | 26,700ha (69%) |
| かんがい施設整備量 (整備率) | 17,107ha (42.1%) (H22年度) | 18,942ha (49.1%) (H30年度) | 21,600ha (56%) |
| ほ場整備量 (整備率) | 19,043ha (54.4%) (H22年度) | 20,615ha (62.8%) (H30年度) | 21,600ha (66%) |
| 造林面積 | 4,906ha (H22年度) | 5,194ha (H30年度) | 5,346ha |
| 流通拠点漁港の陸揚岸壁の耐震化量 (整備率) | 902m (52%) (H22年度) | 1,384m (80%) (H30年度) | 1,470m (85%) |
| 漁船が台風時に安全に避難できる岸壁 整備量(整備率) | 3,478m (61%) (H22年度) | 5,808m (73%) (H30年度) | 5,918m (75%) |
| 更新整備された浮魚礁数 (更新整備率) | 0基 (0%) (H22年度) | 56基 (79%) (H30年度) | 71基 (100%) |

(課題及び対策)

農業生産基盤の整備について、農業の持続的発展を支えるためには、生産活動を安心して行える環境整備が重要である。このため、干ばつ被害を解消し、農作物の収量増大や品質向上等を図るため、亜熱帯・島しょ性等の地域特性に応じ安定した農業用水源とかんがい施設を整備するとともに、農家の経営安定を図るため、農地の整形や集積化、営農施設等の整備が必要である。

また、老朽化の進行した農業用施設における地域の営農形態等の実情に対応した長寿命化対策や、近年増加傾向にある局地豪雨等天災に対する防災減災対策、高齢化や労働力不足に対応した管理省力化や管理費用軽減等、社会情勢の変化に対応した新たな取組も必要である。

森林・林業生産基盤の整備については、本島北部及び八重山地域の森林の適正な整備及び保全・管理を図るとともに、中南部地域の荒廃原野などにおける早期の森林再生が必要である。

水産業生産基盤の整備と漁場環境の保全について、流通拠点漁港においては、国内外への販路拡大と競争力強化に向け、流通機能の強化に資する荷さばき施設等の整備を推進する必要がある。また、水産物安定供給のための漁港施設の老朽化対策や耐震化、台風等荒天時に漁船が安全に係留できる岸壁確保のための防波堤や防風設備、就労環境改善のための浮棧橋や防暑設備などを整備する必要がある。

漁場施設については、耐用年数を経過している浮魚礁の更新整備及び沿岸域資源の減少や海域環境の悪化等の課題に対応した漁場整備が必要である。

キ フロンティア型農林水産業の振興 (成果等)

アジア経済の著しい成長発展、地球温暖化等の環境変動への対応など、本県の農林水産業が様々な社会環境の変化に柔軟に対応するため、6次産業化及び他産業との連携強化、アジアなど海外への展開に取り組んだ。

6次産業化及び他産業との連携強化については、6次産業化サポートセンターの設置や人材育成研修の実施、新商品開発や施設整備の支援など農林水産業の6次産業化等に取り組んだ。これらの取組などにより、6次産業化関連事業者の年間販売額は、基準値の152億円から平成29年度には261億3,000万円と増加し、現時点で目標値を達成している。

また、観光産業との連携や都市と農村の交流を促進するため、グリーン・ツーリズム研修プログラムやテキストを作成し、研修会を各地区で開催するなど実践者の資質向上を図るとともに、平成28年度には「沖縄県グリーン・ツーリズムネットワーク」を設立し、グリーン・ツーリズム実践団体の連携体制の構築と共通の課題について検討するなど、実践団体の連携強化と受入体制の品質向上を進めた。

これらの取組などにより、グリーン・ツーリズムにおける交流人口は、基準値の4万人から平成29年には11.6万人と増加しており、目標値を達成する見込みである。

アジアなど海外への展開については、プロモーションの強化、クルーズ船におけるインバウンド向けの販路開拓等に取り組むとともに、那覇空港の国際物流ハブ化や香港の流通保管施設の設置等に取り組んだ。

これらの取組などにより、沖縄からの農林水産物・食品の輸出額は、基準値の15億8,300万円から平成30年には33億1,300万円と増加し、現時点で目標値を達成している。

このほか、太陽光を活用した沖縄型植物工場の農業経営導入に向けて、栽培体系、栽培品目の選定等調査及び栽培実証試験等を実施し、本県における植物工場導入における課題等を整理した。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|----------------------------|----------------------|----------------------|-----------|
| 6次産業化関連事業者の年間販売額 | 15,200百万円 (H23年度) | 26,130百万円 (H29年度) | 24,800百万円 |
| 6次産業化関連事業の従事者数 | 4,400人 (H23年度) | 4,800人 (H29年度) | 6,900人 |
| グリーン・ツーリズムにおける交流人口 【再掲】 | 4万人 (H22年) | 11.6万人 (H29年) | 13万人 |
| 沖縄からの農林水産物・食品の輸出額 【再掲】 | 1,583百万円 (H22年) | 3,313百万円 (H30年) | 2,636百万円 |
| 県産畜産物の海外輸出量 | 0トン (H22年) | 181トン (H30年) | 100トン |
| 沖縄型植物工場の導入品目数 | 0品目 (H22年) | 8品目 (H30年) | 5品目 |

(課題及び対策)

農林水産業の新たな発展に向けて、他産業との連携、アジアなど海外への展開、環境との調和を基調としたフロンティア型農林水産業の振興を図っていく必要がある。

6次産業化及び他産業との連携強化については、生産から加工、流通までの一貫したノウハウを有する人材の育成、6次産業化法に基づく認定事業者の計画達成に向けた支援体制の整備、観光産業との連携による体験交流型観光などに取り組み、生産性の向上を図り、農家所得の向上や農村地域の活性化を促進する必要がある。さらに、国家戦略特区制度等を活用して規制緩和を図ることで、他産業との連携強化を加速化させる必要がある。

また、本県では、夏場の高温、台風等の気象条件下で葉野菜類の生産が困難であることから、植物工場の導入が検討されたが、その導入に当たっては、近年IoT等を活用したスマート農業の動向を踏まえながら、施設整備・運営に係るコスト低減、栽培品目・技術を確立し、経営の安定化を図る必要がある。

アジアなど海外への展開については、海外市場のニーズ把握、多様な販売ルート開拓、プロモーションの強化等を図るとともに、効率的な移輸出に対応した流通拠点の形成、輸送コストの改善に向けて取り組む必要がある。

(8) 地域を支える中小企業等の振興

地域を支える中小企業等が社会の変化や多様なニーズに対応し、着実に成長発展が遂げられるよう、自助努力と創意工夫による新たな取組を支援し、中小企業等の活力を高めていくとともに、地域コミュニティの拠点である商店街・中心市街地の活性化や地域の雇用を支える商業及び建設産業の振興を図り、地域全体の活性化へとつなげるため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

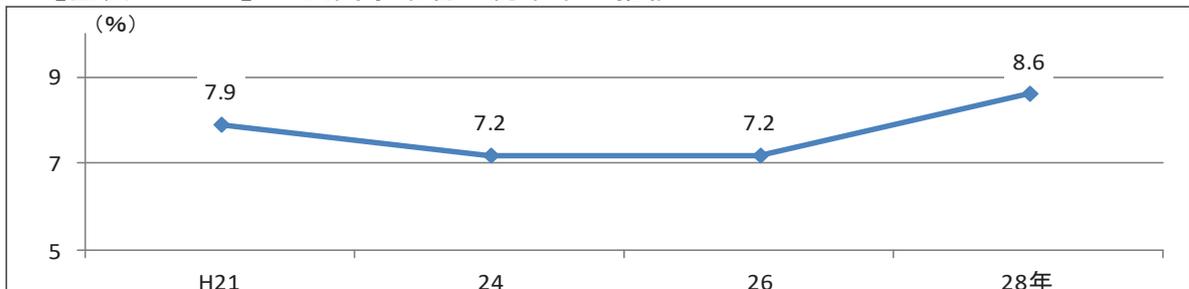
これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比べ「元気な中小企業等が増えていること」は0.6ポイント上昇し、県民満足度が向上したものの10%台にとどまっている。また、「民間事業所の廃業率」は0.6ポイント上昇し8.6%となっている。

「小規模事業所の割合」は3.8ポイント改善し72.7%となり、目標値達成に向けて前進した。

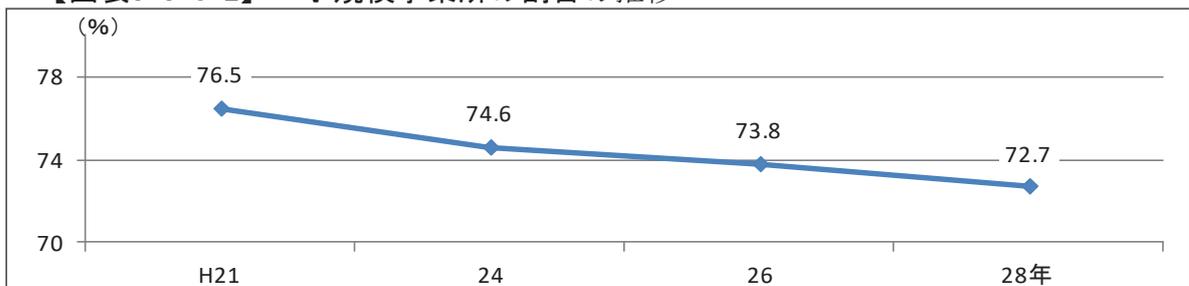
<目標とするすがたの状況>

| 項目名 | 沖縄県の現状 (基準年) | 沖縄県の現状 (現状値) | R3年度の目標 |
|----------------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|
| 元気な中小企業等が増えていること | 14.8% (H24年県民意識調査) | 15.4% (H30年県民意識調査) | 県民満足度の向上 |
| 民間事業所の廃業率低下 (民間事業所の廃業率) | 8.0% (H21年) | 8.6% (H28年) | 6.6% (26年全国平均) |
| 中小企業等の規模拡大 (小規模事業所の割合) | 76.5% (H21年) | 72.7% (H28年) | 70.9% (26年全国平均) |

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

【図表3-3-8-1】 民間事業者の廃業率の推移

出典：総務省「経済センサス基礎調査」「経済センサス活動調査」

【図表3-3-8-2】 小規模事業所の割合の推移

出典：総務省「経済センサス基礎調査」「経済センサス活動調査」

地域を支える中小企業等の振興に向けては、中小企業の生産性の向上や人材の多様化等に係るきめ細やかな施策を講じるとともに、地域コミュニティの拠点である商店街・中心市街地の活性化や、地域の雇用を支える商業及び建設産業などの振興に向けた取組を推進する必要がある。

このため、中小企業等の総合支援の推進、商店街・中心市街地の活性化と商業の振興、建設産業の担い手確保及び活性化と新分野・新市場の開拓が必要である。

ア 中小企業等の総合支援の推進 (成果等)

中小企業等の総合支援を推進するため、中小企業等の経営革新、経営基盤の強化を促進するとともに、創業・ベンチャー企業支援の充実に取り組んだ。

中小企業等の経営革新、経営基盤の強化の促進については、県内中小企業等の経営課題の解消を図るため、ワンストップセンターによる窓口相談や各商工会及び商工会議所の経営指導員による巡回指導に取り組んだ。また、一括交付金（ソフト）を活用し、戦略的な経営管理による経営基盤強化及び成長に資するプロジェクト推進のための事業費の助成及びハンズオン支援等を実施した。

さらに、中小企業者の生産性向上等に向けた経営革新計画策定に対する指導や計画策定後の支援を行った。

これらの取組などにより、1事業所当たりの従業員数については、基準値の7.6人から平成28年には8.6人となっており、現時点で目標を達成している。加えて、取組により商工会における支援体制が強化されたことで、商工会の会員数が増加し、事業者数全体に占める商工会会員数の割合である組織率が全国1位となるなど、地域の小規模な事業者の支援体制の構築が進んでいる。

また、中小企業者等の経営の合理化・近代化を促進するため、中小企業の組合設立等の指導を行い、組織化を促した結果、地域資源を活用するための零細事業者等による新規組合設立も見られた。これらの取組などにより、中小企業組合の新規設立は活発に行われているが、組合制度の適正な運用のため休眠組合については解散の手続きを進めていることから、中小企業組合数については、基準値の343組合から平成30年度には344組合にとどまっており、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

創業・ベンチャー企業支援の充実については、創業予定者を対象にしたセミナーの開催や創業後おおむね5年以内の経営者に対してフォローアップ研修を実施するなど、創業前後にかけて継続的な支援を実施した。また、金融面においても、創業者向け資金のほか、新たな雇用創出や資金借換えなど、企業のライフステージに即した各種資金メニューを用意し、資金需要に対応した。

また、ベンチャー企業に対してベンチャー支援ネットワークと連携したハンズオン支援を行い、市場競争力の強化を図った。

このほか、創業後の支援により創業直後の廃業防止に取り組むとともに、後継者が確保できないことによる廃業を防止するため、事業継承前後の事業者に対して巡回訪問を行い、事業継承計画策定等の支援を実施した。

さらに、県内外の金融機関、研究機関、民間企業などを含めたベンチャー支援ネッ

トワークの構築を行ったことが、ベンチャー企業の資金調達や事業拡大に寄与しており、官民ともにベンチャー企業等に対する支援の機運が高まりつつある。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|------------------------------------|------------------|------------------|----------|
| 1事業所あたりの従業員数 | 7.6人 (H21年) | 8.6人 (H28年) | 8.5人以上 |
| 経営革新計画承認企業のうち1年後に 経営指標を達成した企業割合 | 33.3% (H22年度) | 52.9% (H28年度) | 55.0% |
| 中小企業組合数 | 343組合 (H23年度) | 344組合 (H30年度) | 370組合 |

(課題及び対策)

中小企業等の経営革新、経営基盤の強化の促進については、本県における従業者数20人以下（商業・サービス業は5人以下）の小規模事業者の割合は87.2%と、全国の86.5%を上回っていること、また、1事業所あたりの従業者数は、8.6人で、全国平均の10.6人に比べて低く、都道府県別で40位と下位にあることから、零細で脆弱な経営基盤をいかに改善していくかが大きな課題となっている。このため、中小企業者等の規模の過小性改善や、近代化に向けた協業化の支援とともに、IT技術導入等の経営合理化による生産性向上、市場競争力の強化等の支援に取り組む必要がある。

また、これまで実施してきた、中小企業等の成長に資するプロジェクト推進のための支援については、プロジェクト終了後のフォローアップも充実させる必要がある。

さらに、県経済の拡大や観光客の増加等により、業種によっては人手不足が顕著になっているため、労働環境・処遇改善や多様な人材の雇用促進に向け取り組む必要がある。

近年、年代別に見た中小企業の経営者年齢の分布における経営者年齢のピークが1995年の47歳から2015年は66歳となっており、今後5年から10年の間に多くの中小企業等が事業承継のタイミングを迎えようとしている。さらに、本県は後継者不在率が全国1位という調査結果もあり、多くの中小企業等が後継者不在による廃業に直面することが懸念される。円滑な事業承継には時間を要するため、引き続き国や各支援機関（金融、経営支援）と連携し、様々なニーズに対応した支援を講ずる必要がある。

創業・ベンチャー企業支援の充実について、県内における創業率は全国に比べ高いものの、廃業率についても同様に高くなっており、経営力の向上に向けた総合的な支援が必要である。このため、ベンチャー支援ネットワーク構築を通して各関係機関との連携を強化し、ベンチャー企業を育てる仕組みを構築する必要がある。

イ 商店街・中心市街地の活性化と商業の振興 (成果等)

商店街・中心市街地の活性化と商業の振興については、商店街・中心市街地の環境整備、商店街等の創意工夫による取組支援を実施した。

商店街・中心市街地の環境整備については、老朽建物が密集し、防災上、都市機能上の課題を抱える山里第一地区、農連市場地区、モノレール旭橋駅周辺地区、久茂地一丁目地区、牧志・安里地区等の市街地再開発事業などにより、細分化された敷地の共同化や、高度利用による公共施設の創出、街路等の整備・再配置等を行った。

また、商店街振興組合等が行う環境整備などへの補助については、制度の広報を強化するとともに、商工会議所や商工会、市町村等との連絡会などを活用し、事業実施の働きかけを行った。

商店街等の創意工夫による取組支援については、主体となる商店街の組織強化・活性化を図るため、沖縄県商店街振興組合会が行う組合の設立・運営等に関する指導講習会や研修会に要する経費を支援したほか、商店街等が市町村と連携して作成する活性化のための計画策定や、商店街の組織強化等の取組に対して支援を行った。支援の結果、商店街の活性化に向けたリーダー育成や地域の特色を生かした商店街の活性化につながった。

これらの取組を進めてきたものの、商店街振興組合数については、大型店舗の進出などによる商業施設の郊外化の影響を受けて解散した組合があり、基準値の18組合から平成30年には14組合と減少したため、目標値の達成に向けて進展が遅れている。商店街の空き店舗率については、基準値の11.0%から平成29年には9.5%と改善されており、現時点で目標値を達成している。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|----------------------------|----------------------------|---------------------------|-----------------|
| 商店街振興組合数 | 18組合 (H22年) | 14組合 (H30年) | 16組合 |
| 中心市街地活性化基本計画策定市町村数 | 1地域 (H22年) | 1地域 (H30年) | 3地域 |
| 商店街の空き店舗率 ※()内の数は空き店舗数 | 11.0% (765店舗) (H21年) | 9.5% (583店舗) (H29年) | 9.6% (624店舗) |

(課題及び対策)

商店街・中心市街地の環境整備については、歩いて暮らせる環境づくり、街なか居住の促進等による良質な住環境の整備に向けて取り組む必要がある。また、新たな商業地の形成に当たっては、市町村の意向を踏まえつつ、広域的な都市構造を踏まえた適正な配置とする必要がある。

商店街等の創意工夫による取組支援については、地元自治体のイニシアティブの下、商店街と地域住民等が密接に連携・協働した取組を促進するとともに、地元住民や観光客などの購買意欲を喚起する様々な取組を主体的・継続的に行っていく必要がある。また、少子高齢化や消費者ニーズの多様化等に対応した生活支援サービスや農林水産業、観光リゾート産業など他産業との連携等による新たな需要創出を図ること

が一層重要であり、その担い手となる地域リーダーや商店街後継者の育成及び組織強化に向けた取組が不可欠である。このため、商店街等が行う、組織強化や市町村と連携した活性化計画策定等、活性化や新たな需要創出に向けた取組を支援する必要がある。

ウ 建設産業の担い手確保及び活性化と新分野・新市場の開拓 (成果等)

県内総生産に占める建設業の割合は、平成28年度で10.7%（全国5.5%）であるが、第2次産業全体に占める建設業の割合は70.0%と全国の20.7%を大きく上回っている。また、全産業に占める就業者数の割合は平成28年度で10.3%と、全国の7.6%より高い水準にある。

加えて、県内建設業従事者の月労働時間は、平成29年度で181.3時間（県内全産業平均148.8時間）、月現金給与額は30.3万円（県内全産業平均25.1万円）と県内産業の中では高い状況にあり、建設業は県経済や雇用を支える産業の1つとなっている。

建設産業の担い手確保及び活性化と新分野・新市場の開拓を推進するため、建設技術に関する新たな工法・資材等の開発促進、建設産業の経営基盤の強化と新分野・新市場進出の促進、建設産業人材の育成、よりよい入札・発注方式の導入に取り組んだ。

建設技術に関する新たな工法・資材等の開発促進については、建設産業が培ってきた環境・リサイクル分野の更なる技術向上を図るため、特定建設資材廃棄物を原材料とした製品の使用徹底や、産業廃棄物等を原料とした建設リサイクル資材について評価基準に適合するものを知事が認定した「ゆいくる材」の利用を促進した。

これらの取組などにより、沖縄県リサイクル資材（ゆいくる）評価認定業者数は、平成30年度に85業者となっており、現時点で目標値を達成している。

建設産業の経営基盤の強化と新分野・新市場進出の促進については、新たな企業戦略の構築や、企業再編・連携の促進を通じた企業体質の強化を図るとともに、新分野・新市場への進出による受注機会の確保・拡大を推進していくため、「沖縄県建設産業ビジョン」を平成24年度に改訂した。同ビジョンの実現に向けては、沖縄県建設産業ビジョンアクションプログラムに基づき、相談窓口の設置やセミナーの開催等の取組を行った。また、海外でのビジネス展開に必要なネットワークの構築のため、沖縄建設産業グローバル化推進事業において、海外展開に向けた市場調査を実施し、課題の抽出とその解決策を整理し、課題解決に向けて現地で試験（モデル）施工とモニタリングを実施した。

これらの取組などにより、新分野進出に向け具体的な目標を設定して取り組む建設業者の経営革新計画承認数については、基準値の52業者から平成30年度には74業者となっており、目標値を達成する見込みである。また、海外建設工事等参入企業数についても、平成30年度に7社となっており、目標値の達成に向けて進展している。

なお、沖縄県建設産業ビジョンについては、平成30年に終期を迎えたことから見直しを行い、建設産業における人材不足や高齢化、インフラの老朽化など時代の環境変化に対応し、持続可能な建設産業を目指して官民一体となって取り組むため、新たに

「沖縄県建設産業ビジョン2018」を策定した。今後は、同ビジョンに基づき、「働き方改革」による労働環境の改善やICT技術の活用による生産性向上に向けた取組を進めていく。

建設産業人材の育成については、公共工事に関するスキル向上のための技術者向けセミナーへの講師派遣や若手建築士を対象とした設計協議を行った。また、建設業界の魅力発信のため、建設業団体と連携し、おきなわ建設フェスタへの後援及び親子体験バスツアーや技能フェスタへの参加、県立高等学校等へのポスター配布等を行った。

建設工事の受注拡大については、米軍発注工事への県内建設業者の参入を図るため、契約に際しての高率ボンド（履行保証）制度等、参入障壁となっている諸条件への対応として、一般セミナーに加え集中支援セミナーを行った。

これらの取組などにより、SAM（米軍政府企業登録）登録業者数については、平成30年度に21業者となっている。基準値より増加しているが、県内公共事業の増加等により米軍発注工事への参入意欲が減少していること等の影響を受け、参入企業数が伸び悩んでおり、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|-------------------------|-----------------|-----------------|----------|
| 沖縄県リサイクル資材(ゆいくる)評価認定業者数 | 82業者 (H23年度) | 85業者 (H30年度) | 85業者 |
| 建設業者の経営革新計画承認数 | 52業者 (H24年度) | 74業者 (H30年度) | 83業者 |
| 海外建設工事等参入企業数 | 0社 (H23年度) | 7社 (H30年度) | 12社 |
| SAM(米軍政府企業登録)登録業者数 | 4業者 (H24年度) | 21業者 (H30年度) | 40業者 |

(課題及び対策)

建設技術に関する新たな工法・資材等の開発促進については、環境・リサイクル分野の技術向上を図るため、沖縄県リサイクル資材評価認定制度（ゆいくる）による認定業者の拡大を図る必要がある。一方で、原料となるコンクリート廃材不足により、ゆいくる材の生産が一時中止となる状況が生じたため、建設工事から搬出される廃材を、一定の品質が認定されたゆいくる材へ再資源化することをより一層促進するなどの対応が必要となっている。

建設産業の経営基盤の強化と新分野・新市場進出の促進については、社会資本整備のほか、社会ニーズに対応した新たな技術の開発、新分野進出等による経営の多角化や協業化等による経営基盤の強化を促進するとともに、アジア・太平洋地域に積極的に技術貢献しうるグローバル産業として新たな振興発展を図る必要がある。

社会ニーズに対応するため、産学官連携の下、「自然環境の保全・再生」、「循環型・低炭素都市づくり」、「沖縄らしい風景づくり」、「耐震化、老朽化及び長寿命化」、「生産性の向上」等に対応した工法・資材等の技術開発を促進する必要がある。また、これまで建設産業が培ってきたノウハウやネットワークを生かし、農林水産業分野や環境・リサイクル分野等、新分野・新市場への進出等による経営多角化を促進するほか、業種転換、企業合併や連携による協業化等への取組を支援する必要がある。

多様化・高度化する市場ニーズに対応するため、建設産業においても、海外市場への展開が重要であるが、必要なネットワークの構築や、海外の商習慣、語学等の専門知識を持つ人材の育成・確保等に取り組む必要がある。建設産業の担い手確保については、中長期的な観点から処遇改善やICTなどの新技術の活用による生産性の向上、建設産業の魅力発信など技術者・技能者等の育成・確保に取り組む必要がある。

また、顕著となっている人手不足については、外国人材等の活用をはじめ、多様な人材の確保について検討する必要がある。

建設工事の受注拡大については、公共事業における県内建設業者等の受注機会の確保に努めるとともに、国直轄工事、市町村発注工事及び民間工事における地元企業への優先発注に配慮するよう要請を行う。

公共工事における県内建設業者の受注機会の確保については、入札契約の健全化を高め、技術と経営に優れた企業が正当に評価される市場環境の整備が必要であることから、公共工事の計画的な発注、建設産業の持続的な発展の推進を目指し、よりよい入札方式・発注方式の導入を検討する必要がある。また、総合評価落札入札方式については、価格と品質が総合的に優れた調達が行われるよう評価項目等の改善に取り組む必要がある。

また、米軍が発注する建設工事への参入の期待が高まっているが、契約に際しての高率ボンド（履行保証）制度等が参入の障壁となっていることから、諸条件への対応が不可欠である。米軍が発注する建設工事への参入については、県内建設業者参入を支援するため、個別の建設業へ専門家派遣するなど、フォローアップを強化する必要がある。また、本県で作成した米軍発注工事参入に関するガイドブックを県内業者に公開することで、県内業者の米軍発注工事参入を支援するとともに、米軍への入札要件緩和要請について、要請活動を継続する必要がある。県内建設業者が米軍発注工事へ参入することで、地域経済循環の強化につなげる必要がある。

建設業界においては、建設投資が回復基調で推移するなど明るい兆しが見える一方で、建設業従事者の高齢化の進行や若年入職者の減少により人材不足等の問題が顕在化しており、災害時の応急対策や将来にわたる社会資本の品質確保と適切な機能維持が危ぶまれている。このため、適正な賃金確保等の労働環境の改善や、ICT技術の活用による生産性向上を図るとともに、将来の建設産業を担う人材を確保するため建設産業の魅力発信に取り組む必要がある。

本県では平成30年に、これらを踏まえた「沖縄県建設産業ビジョン2018」を策定したことから、各関係機関が主体的に取組を進めるとともに、その実施状況等を進捗管理やその結果を検証することにより、建設産業の活性化を図る必要がある。

【主要な関連制度】

(1) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の特例措置

(目的及び概要)

本県は、本土市場との遠隔性、広大な海域に多くの島々が散在する島しょ性、技術・資本等の蓄積不足などの要因により、経済の脆弱性を抱えている。こうした沖縄固有の特殊な事情を克服し、経済の自立的発展を図るためには、沖縄の中小企業の自主的な努力による活力ある成長、新産業・雇用の創出が重要である。このため、中小企業経営革新支援法（現在の中小企業等経営強化法）の特例を設け、新たな取組に挑戦する沖縄の中小企業に対して、重点的な支援措置を講ずることにより、沖縄の経済の振興を図るための制度として創設された。

| 対象地域 | 沖縄県内全域 | |
|---------------------------------|---------------------|---|
| 対象施設 | なし | |
| 優 遇 措 置 の 概 要 | ①中小企業経営革新強化支援事業費補助金 | 経営革新計画を受けた中小企業者が行う経営革新のための事業に要する経費の一部（20万円以内）を補助する。 |
| | ②信用保証協会による信用保証の特例 | 承認を受けた経営革新計画を行うために必要な資金について、金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が普通保証等の別枠設定（通常の付保限度額と同額の別枠を設定）として、普通保証を通常2億円とは別枠で経営力強化保証制度にて2億円（組合は通常4億円とは別枠で4億円）、無担保保証を通常8,000万円とは別枠で8,000万円（うち無担保保証人保証は通常2,000万円とは別枠で2,000万円）の設定ができる。新事業開拓保証及び海外投資関係保証の付保限度額を通常2億円から3億円（ただし、組合は4億円から6億円）とし、債務保証を行う。 |
| | ③政府系金融機関による低利融資 | 承認を受けた経営革新計画を行うために必要な資金について、中小企業資金は設備資金7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）、生業資金は設備資金7,200万円（うち運転資金4,800万円）の融資が特別利率3（基準金利より0.9%程度低い利率）で受けられる。 |
| | ④ベンチャー支援資金 | 承認を受けた経営革新計画を行うために必要な資金について、設備資金・運転資金合わせて3,000万円以内（1企業、1組合あたり）、融資利率年1.50%、保証料率0.35~0.75%で融資を受けられる。 |
| | ⑤高度化事業 | 中小企業者（中小企業共同組合等）が、個々の中小企業が単独では行えないような大規模な設備投資を共同で行う場合に、長期（20年以上）・低利の融資を受けられる。 |
| | ⑥(株)日本政策金融公庫法の特例 | 中小企業の外国関係法人等が、現地（海外）の金融機関から期間1年以上の長期資金を借り入れする際に、一 |

| | | |
|------|-------------------|---|
| | | 保証先あたり4億5,000万円を限度に、日本政策金融公庫が信用状（スタンドバイ・クレジット）を発行し、その債務を保証する。 |
| | ⑦貿易保険法の特例 | 中小企業者の外国関係法人等が、現地（海外）の金融機関から1年未満の短期資金を借り入れする際に、地銀等の保証に加え、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）が海外事業資金貸し付け保険を付保する。 |
| | ⑧中小企業投資育成(株)からの投資 | 株式、新株予約権、新株予約権付社債の引受け、コンサルティングを通じて、自己資金の充実とその健全な成長発展を図る。 対象は、資本金の額が3億円以下の株式会社または資本金の額が3億円以下の株式会社を設立しようとする者だが、経営革新計画の承認を受けた中小企業者等による新規投資は、資本金の額が3億円を超えても投資対象となる。 |
| | ⑨起業支援ファンド | 国内の創業又は成長初期段階にある中小企業者が新事業等に取り組む際、必要な資金調達及び経営支援が受けられる。 |
| | ⑩中小企業総合展 | 中小企業が自ら開発した新商品、サービス、技術等を展示することで、販路開拓、市場創出、業務提携などを促進する。 |
| | ⑪特許関係料金減免 | 研究開発に取り組む中小企業が特許を取得する際の審査請求料・特許料を1/2軽減する。 |
| 沖縄特例 | ①業種の指定 | 特例措置による支援の効果を最大限に発揮するため、支援の対象を特定55種に限定して、当該業種に対して重点的に支援措置を行うこととしている。 ア 沖縄の有している地理的特性、気候的特性、島しよ性、歴史、文化等の様々な地域特性を活用して発展することが期待される業種 イ 沖縄において発展の可能性が高く、戦略的に育成することを要する業種 ウ 付加価値が高く、沖縄において成長の芽生えが見られる業種 |
| | ②全国制度との違い | ア 全国制度の場合、全国において相当程度普及している技術等を用いた経営革新計画については、革新計画の対象外とされるが、沖縄特例においては、沖縄において普及が進んでいない技術等である場合には、経営革新の対象となる。 イ 全国制度の場合、付加価値額及び経常利益を目標として定めることとしているが、沖縄特例においては、付加価値額のみを目標として定めることとしている。 |

注1：平成30年4月1日時点

(活動実績及び効果)

平成24年度以降の沖縄特例による経営革新計画は73件が承認されており、制度が創設された平成14年度からの累計で177件の承認が行われた。同計画の承認により融資制度等の支援措置の利用が促進されるなど、対象業種における経営の向上が図られた。

【表3-3-8-3】 経営革新計画承認状況の推移 (単位：件)

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 合計 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 一般分 | 19 | 17 | 22 | 15 | 24 | 29 | 126 |
| 沖縄特例分 | 13 | 9 | 5 | 12 | 15 | 19 | 73 |
| 合計 | 32 | 26 | 27 | 27 | 39 | 48 | 199 |

出典：沖縄県商工労働部中小企業支援課調べ

平成24年度以降の業種別承認状況を見ると、沖縄特例による経営革新計画では製造業、情報通信業、卸売業の順に承認件数が多いことから、県産素材等を活用した県内での一貫生産（商品開発・製造・販売まで）に寄与している。

【表3-3-8-4】 業種別承認件数 (単位：件)

| 区分 項目 | 合計 | 業種別内訳 (平成24～29年度) | | | | | | | | | | |
|----------|-----|-------------------|-----|-------|-----|-----|-----|--------|------|---------|-------|-----|
| | | 建設業 | 製造業 | 情報通信業 | 運輸業 | 卸売業 | 小売業 | 飲食店宿泊業 | 医療福祉 | 教育学習支援業 | サービス業 | その他 |
| 承認件数 | 199 | 23 | 48 | 16 | 2 | 14 | 24 | 7 | 11 | 4 | 28 | 22 |
| うち沖縄特例分 | 73 | 2 | 37 | 11 | 1 | 10 | 1 | 2 | 0 | 0 | 5 | 4 |

出典：沖縄県商工労働部中小企業支援課調べ

特定55業種の経営革新計画（付加価値額）の達成状況について、平成25年度から毎年度実施しているアンケート調査によると、調査年度によっては達成率にばらつきがあるが、付加価値額の達成状況については、平成25年度から平成29年度までの達成率は一般分45%、沖縄特例分は47%の達成率となっており、沖縄特例分の計画達成率が一般分を若干上回る結果となっている。このことから、特定55業種の経営向上の促進が図られていると評価できる。

【表3-3-8-5】 付加価値額または1人当たり付加価値額の目標達成状況 (単位：社、%)

| | 平成25年度 | | | | 平成26年度 | | | | 平成27年度 | | | |
|---------|--------|-----|-------|-----|--------|-----|-------|-----|--------|-----|-------|-----|
| | 一般分 | | 沖縄特例分 | | 一般分 | | 沖縄特例分 | | 一般分 | | 沖縄特例分 | |
| | 回答数 | 構成比 | 回答数 | 構成比 | 回答数 | 構成比 | 回答数 | 構成比 | 回答数 | 構成比 | 回答数 | 構成比 |
| 目標達成企業 | 0 | 0 | 3 | 43 | 5 | 71 | 1 | 50 | 1 | 13 | 1 | 33 |
| 目標未達成企業 | 1 | 100 | 4 | 57 | 2 | 29 | 1 | 50 | 7 | 87 | 2 | 67 |
| 合計 | 1 | 100 | 7 | 100 | 7 | 100 | 2 | 100 | 8 | 100 | 3 | 100 |
| | 平成28年度 | | | | 平成29年度 | | | | 合計 | | | |
| | 一般分 | | 沖縄特例分 | | 一般分 | | 沖縄特例分 | | 一般分 | | 沖縄特例分 | |
| | 回答数 | 構成比 | 回答数 | 構成比 | 回答数 | 構成比 | 回答数 | 構成比 | 回答数 | 構成比 | 回答数 | 構成比 |
| 目標達成企業 | 2 | 40 | 0 | 0 | 5 | 63 | 4 | 67 | 13 | 45 | 9 | 47 |
| 目標未達成企業 | 3 | 60 | 1 | 100 | 3 | 37 | 2 | 33 | 16 | 55 | 10 | 53 |
| 合計 | 5 | 100 | 1 | 100 | 8 | 100 | 6 | 100 | 29 | 100 | 19 | 100 |

出典：沖縄県産業振興公社作成

従業員の雇用状況について、平成25年度から毎年実施しているアンケート調査によると、沖縄特例による経営革新計画終了後では、16企業で73人の雇用が創出された。

【表3-3-8-6】 従業員の雇用状況 (単位：人、社)

| | 平成25年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 合計 | |
|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|-----|-------|
| | 一般分 | 沖縄特例分 | 一般分 | 沖縄特例分 |
| 計画開始前 | — | 183 | 112 | — | 176 | 14 | 35 | 0 | 52 | 170 | 375 | 367 |
| 計画終了後 | — | 232 | 109 | — | 215 | 13 | 32 | 1 | 58 | 194 | 414 | 440 |
| 増減数 | — | 49 | △3 | — | 39 | △1 | △3 | 1 | 6 | 24 | 39 | 73 |
| 企業数 | — | 7 | 6 | — | 8 | 3 | 5 | 1 | 8 | 5 | 27 | 16 |

出典：沖縄県産業振興公社作成

(課題及び今後の方向性)

経営計画承認を受けた企業からの継続的な支援要望が多いことから、今後も計画策定の指導から計画承認後の進捗状況のフォローアップ調査や販路拡大に至るまでのハンズオン支援（専門家派遣）を更に強化する。

制度を継続し、経営革新計画の策定を促すことで、中小企業の生産性向上につなげる。

(2) 沖縄振興開発金融公庫の行う新事業創出促進業務

(目的及び概要)

沖縄における新たな事業の創出を促進することを目的に、平成14年に沖縄公庫業務の特例として新事業創出促進業務が定められた。

沖縄において新たに事業を開始しようとするベンチャー企業等に対し、沖縄公庫が出資により資金供給を行っている。

| | |
|---------|--|
| 出資対象の要件 | 沖縄において ○新たに事業を開始しようとする者 ○事業を開始した日以後5年を経過していない者 ○既に別事業を行っており、新たな事業分野を開拓する者 |
| 出資の限度額 | 新事業に必要な資本の額の50%以内 |
| 出資の方法 | 株式取得等の方法による |

(活用実績及び効果)

これまでの出資実績は平成14年度から平成29年度までの累計で64件（61社）、26億8百万円となっており、業種は各種製造・販売業からITやバイオ関連の企業など多岐にわたっている。出資先の企業について、出資時点と比較して平成30年3月末（株式処分先を除く41社ベース）の売上高合計額は43億5,700万円の増加、雇用数では292人の増加となっている。また、県で研究開発費補助等を行った企業が本制度の出資を受け、事業拡大が図られている事例もある。

本出資制度は、ビジョン基本計画の施策分野に関連する様々なベンチャー企業等が活用しており、自立型経済の構築に向けた本県の産業振興に寄与している。

【表3-3-8-7】 新事業創出促進出資の実績 (単位：件、百万円)

| 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 合計 | |
|--------|-----|--------|-----|--------|----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|----|-------|
| 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 3 | 175 | 3 | 240 | 1 | 50 | 4 | 280 | 3 | 370 | 4 | 280 | 18 | 1,395 |

出典：沖縄振興開発金融公庫作成

(課題及び今後の方向性)

中小・ベンチャー企業に対する資金供給については、出資や長期の設備投資などは主に政府系金融機関が担い、日々の事業活動に必要な運転資金は民間金融機関が担うといった役割分担を基本に出融資が行われてきた。近年は、地銀等によるベンチャーファンド創設の動きなど新事業・産業を育成する取組が広がっていることから、官民が連携・協調して支援する枠組み（支援スキーム）の展開が一層期待されており、引き続き、県においては、人材育成や研究開発支援など、ベンチャー企業等支援する様々な取組を行い、当出資事業を活用できる企業を支援していく。

当出資制度のニーズは、今後更に高まることが予想されるため、沖縄公庫においても、官民ファンドに加え民間ファンドとも連携を取り、相互の案件紹介や出資後の支援を通じて、適切なリスク分担を図るなど新事業の創出促進や沖縄で成長する企業の積極的なサポートが行えるよう、制度の継続を求める。

(9) ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成

食品加工、健康食品、酒類製造、金属加工、一般機械製造、伝統工芸等のものづくり産業が、県民のニーズに応えることができる地域産業としての地位を確立するとともに、成長のエンジンとして本県経済振興の一翼を担う移出産業へと成長することを目指し、各種施策を実施した。

【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年べ「製造品出荷額（石油・石炭除く）」は435億円増加し4,427億円となった。「製造業従事者数」は、基準値から52人減少し2万4,760人となり、平成28年3月に石油精製業を廃止した事業所による事業形態の見直しが影響するなどし、基準値から後退したものの、平成23年までの減少傾向から、平成24年以降は増加傾向に転じている。

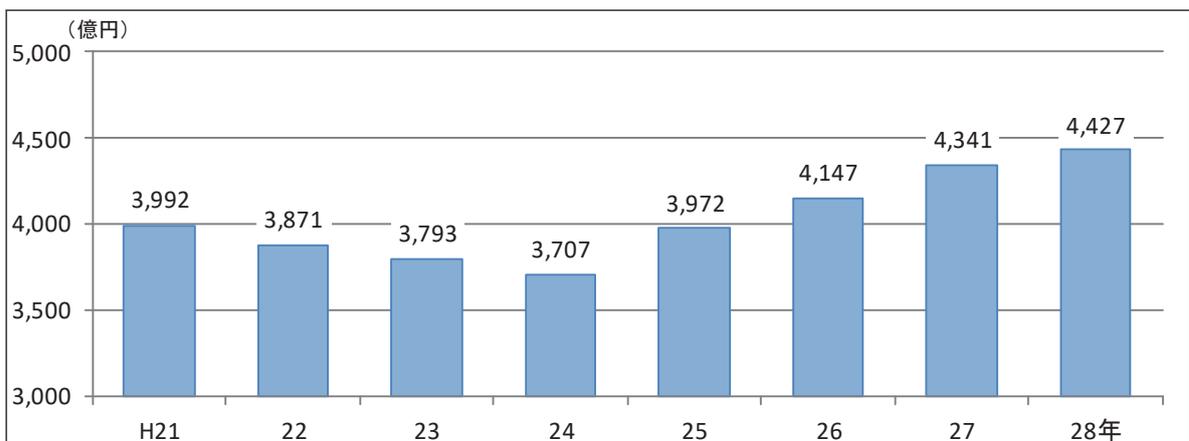
また、「県外の友人、知人等に自信を持って勧めることができる地域の特産品があること」は3ポイント上昇し、県民満足度が向上した。

<目標とするすがたの状況>

| 項目名 | 沖縄県の現状 (基準年) | 沖縄県の現状 (現状値) | R3年度の目標 |
|--------------------------------------|-----------------------|-----------------------|----------|
| 製造品出荷額(石油・石炭除く)の増加 | 3,992億円 (H21年) | 4,427億円 (H28年) | 5,600億円 |
| 製造業従事者数の増加 | 24,812人 (H21年) | 24,760人 (H29年) | 28,000人 |
| 県外の友人、知人等に自信を持って勧めることができる地域の特産品があること | 39.3% (H24年県民意識調査) | 42.3% (H30年県民意識調査) | 県民満足度の向上 |

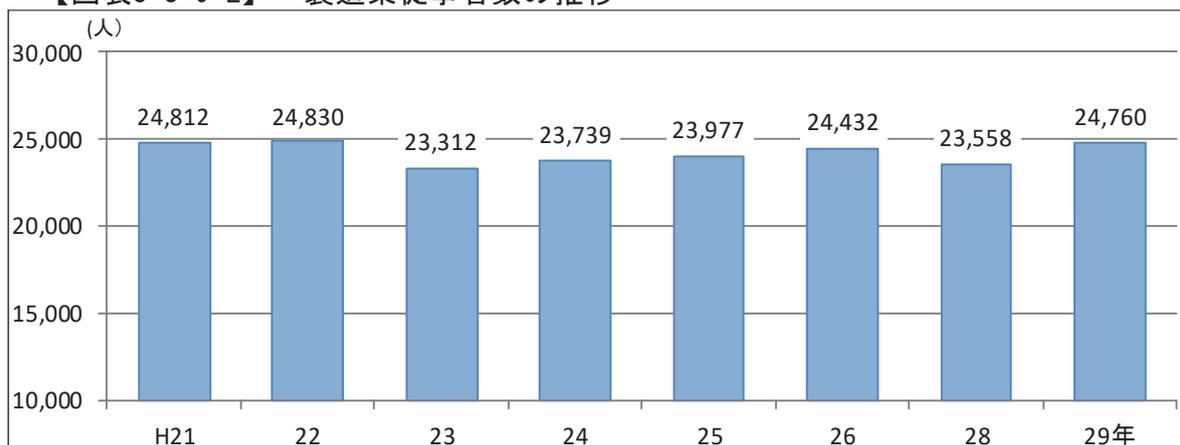
注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

【図表3-3-9-1】 製造品出荷額（石油・石炭除く）の推移



出典：沖縄県企画部「沖縄県工業統計調査」

【図表3-3-9-2】 製造業従事者数の推移



出典：沖縄県企画部「沖縄県工業統計調査」

ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成に向けては、これまで重点的に取り組んできた地域資源活用による付加価値の高い製品開発や、ものづくり基盤技術の高度化、人材育成、サポーター産業の育成、県産原材料の自給率の向上等を図るとともに、産業の持続的発展に必要な水資源やエネルギーの安定供給を図る必要がある。

このため、ものづくり産業の戦略的展開、県産品の販路拡大と地域ブランドの形成、安定した工業用水・エネルギーの提供等に取り組む必要がある。

ア ものづくり産業の戦略的展開 (成果等)

ものづくり産業の戦略的展開のため、付加価値の高い製品開発及び事業化の促進、ものづくり基盤技術の高度化とサポーター産業の振興、原材料の確保及び高品質化の推進、ものづくり先進モデル地域の形成に取り組んだ。

付加価値の高い製品開発及び事業化の促進については、県内事業者を中心とする産学官等の連携による、地域資源を活用した付加価値の高い製品開発に対し、試作品開発や市場調査等に係る経費の一部を補助し、魅力的な商品の創出を支援した。

中小企業に対する支援として、技術開発や製品開発への補助等を行い、新たな製品が実用化され海外販路に結びついた。また、経営基盤強化や持続的発展に資するプロジェクトに対する費用の助成や経営支援を行ったことで、販売額や新規雇用の増加につながった。さらに、中小ものづくり企業の資金調達法の多様化を図るため、沖縄ものづくり振興ファンドを設立し、成長可能性の高いプロジェクトに対して投資を行うなど、企業の技術革新や県外・海外への事業展開等を促進した。

ものづくり基盤技術の高度化とサポーター産業の振興については、製品の製造に必要な装置の開発などの、ものづくり基盤技術を蓄積するため、技術開発プロジェクトを実施してハンズオン支援を行い、県内製造業の技術力向上に取り組んだ。めっき等の表面処理体制の構築に向けては、技術・設備の導入や環境配慮について有識者を交えた検討会を重ね、実現可能な事業展開の検討を行った。

また、人材の育成・確保に向け、若手から中堅技術者に対して、付加価値を有する金型設計等に係る研修を実施することで、高度な技術と専門知識の習得を図った。

さらに、次世代の担い手となる県内工業高等学校の生徒等を生産現場へ派遣することでサポーター産業の現状の共有と意識付けを行い、企業ニーズに合った人材育成の素地を作ることができた。

産業高度化・事業革新促進地域制度（産業イノベーション制度）においては、税の軽減措置等の制度活用に向けた措置実施計画の認定数が着実に増加し、製品の開発力や技術の向上及び地域資源の活用による新事業の創出等に資することができた。

原材料の確保及び高品質化の推進については、工芸品に係る原材料の確保に関する取組として、工芸従事者とのネットワークを構築するため産地組合等へヒアリングを行い、現状と課題の把握に努めるとともに、芭蕉糸の生産技術者の育成と糸芭蕉の栽培技術の研究を行った。工芸従事者の確保については、後継者育成事業に対する産地組合への補助や、高度な技術者を養成するための研修事業の実施、工芸縫製品等の製造技術者の養成等を行い、工芸人材の育成を図った。

これらの取組などを行ったものの、工芸品生産額は、工芸品の製造に必要な良質な原材料の不足と後継者不足などから、基準値の41.3億円から平成29年度には40.2億円と減少しており、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

県産農林水産物の高品質化については、サトウキビの新品種育成やマンゴーの鮮度保持技術、オキナワモズクの安定した芽出し条件の検証等の研究開発等を行うことで、安定生産に係る技術開発を進めた。また、農林漁業の6次産業化については、商品開発支援講座や、加工に必要な機械等の整備の補助を行うとともに、開発した商品のPRやテストマーケティング等の場となる「おきなわ島ふ〜どグランプリ」を開催した。これにより、新商品の完成、商談会やテストマーケティングによる販路獲得や等の成果が上がるるとともに、優秀味覚賞やモンドセレクションを受賞した商品が生まれた。

ものづくり先進モデル地域の形成については、東アジアの中心に位置する地理的優位性や、寒暖差が少なく恒温環境を維持しやすいことなどを強みとし、県内ものづくり産業の集積によるものづくりの先進モデル地域を形成するため、国際物流拠点産業集積地域における、賃貸工場等の施設整備をはじめ、固定資産取得費用等への助成制度等に取り組んだ。また、企業集積のための税制優遇制度である国際物流拠点産業集積地域制度については、制度の周知や、税理士会と連携したワンストップ相談窓口の設置による活用促進に取り組んだ。

これらの取組などにより、臨空・臨港型産業における新規立地企業数については、基準値の47社から平成29年度には178社となっており、各種誘致施策等により目標値の達成に向けて進展しているが、高付加価値の製造業を下支えするサポーター産業の集積が不十分であることから、引き続き目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

< 成果指標の状況 >

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|-----------------|-------------------|---------------------|----------|
| 製造品出荷額(石油・石炭除く) | 3,992億円 (H21年) | 4,426.7億円 (H28年) | 5,600億円 |

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|-------------------------|-------------------|-------------------|----------|
| 製造業従事者数 | 24,812人 (H21年) | 24,760人 (H29年) | 28,000人 |
| 工芸品生産額【再掲】 | 41.3億円 (H22年度) | 40.2億円 (H29年度) | 65.0億円 |
| 臨空・臨港型産業における新規立地企業数【再掲】 | 47社 (H23年度) | 178社 (H29年度) | 260社 |

(課題及び対策)

付加価値の高い製品開発及び事業化の促進について、県内のものづくり企業は、経営資源が乏しく、自社単独の製品開発や高付加価値化への取組が十分に行えていない状況にあるため、業界連携による事業の実施や産学官連携による支援体制の構築が必要である。また、地域資源を活用した付加価値の高い製品開発による県産品ブランドの形成を図る必要がある。さらに、アジア展開や外国人観光客の増加等を踏まえ、食嗜好やハラール認証など新たなニーズに対応した食品開発や、産学官・企業間・異業種間の連携、人材育成等を推進するコーディネート機能を強化するための体制構築が必要である。

ものづくり基盤技術の高度化とサポーター産業の振興については、ものづくりの基盤となるサポーター産業の集積が少ないことから、生産技術の高度化が立ち遅れており、生産性向上や製品の高付加価値化への対応が求められている。また、企業ニーズに対応した技術研修等、県外製造業者や研究機関等との人的交流の推進により、高度な技術と専門知識を有する人材の育成・確保への取組が必要である。加えて人手不足に関しては、産業界、県内教育機関等と連携し、次代を担う若者に対してものづくり産業の魅力を発信し、興味・関心を育む必要がある。

近年、県外企業の新規立地に伴い、県内の産業が多様化、高度化が進み始めており、新たなものづくり産業分野への技術支援ニーズが増大しているが、現状の体制では十分な支援が実施できていない。このため、国際物流拠点産業集積地域旧うるま地区の「素形材産業振興施設」を主要エリアとするものづくりの支援拠点として、実用化に向けた製品試作・開発、技術相談、IT・観光等他産業との連携、人材育成、県内企業と誘致企業との連携強化を図るための体制を構築する必要がある。また、県工業技術センターにおいては、IoTやAIの活用など、多様化、高度化する製造業の技術的ニーズに対応できる体制を整える必要があり、これらの高度技術を生かした、更なる生産技術の向上や高付加価値製品の開発により県内製造業の高度化、生産性の向上を図る必要がある。

県内において、製品の製造に必要な装置や、サポーター産業の集積が進むことで、県内製造業の県内受発注を促進し、地域経済の好循環が図られるため、引き続き、ものづくり基盤技術の高度化とサポーター産業の誘致・振興に取り組み、製造業の県内自給率を高めていく必要がある。

原材料の確保及び高品質化の推進については、工芸産業において、天然原材料の枯

渴、原材料製造事業者の後継者不足、品質の向上と安定化が課題となっていることから、喜如嘉の芭蕉布に使用される芭蕉糸の採織技術者の育成などによる原材料の確保と後継者の育成を行うとともに、上質な原料確保のための栽培技術の研究に取り組む必要がある。

また、地域資源を生かした製品開発を進める上で、県産農林水産物の安定生産や加工保存に係る技術開発を進めるとともに、生産者と加工製造業者の連携強化による県産原材料の確保・自給率向上への取組が必要である。

ものづくり先進モデル地域の形成については、ものづくり産業の集積に向けて、魅力的な投資環境の整備が必要であり、賃貸工場等の施設整備をはじめ、固定資産取得費用等への助成制度等、設備投資に係る助成制度の充実を図るほか、立地企業に対するワンストップサービスでの創・操業支援体制の強化や、国際物流拠点産業集積地域制度の周知及び利用促進に、引き続き取り組む必要がある。

イ 県産品の販路拡大と地域ブランドの形成 (成果等)

県産品の販路拡大と地域ブランドの形成のため、県外市場等における県産品の販路拡大、地域ブランドの形成促進に取り組んだ。

県外市場等における県産品の販路拡大については、県外・海外での物産展、沖縄フェア等のプロモーションを通して、県産品の認知度向上を図り、県内企業の県外展開・海外展開を促進した。さらに、県産品の品質向上と販路開拓促進のため、公的な試験研究機関の検査と選定審査会の審査を経て選定された製品を、沖縄県優良県産品として認定し、産業まつり等で展示することで優良県産品の宣伝・普及を図った。

県外への出荷に係る物流コストについては、物流コスト最適化に向けたモデル構築の取組の一つとして、県内事業者が共同で輸送・配送する仕組みの検討や、専門アドバイザーによる物流に関する相談窓口の設置など総合的な物流対策を実施した。また、県産品輸出事業者に対し、コンテナ借上げ事業による物流支援策を実施することで、初期における価格競争力の優位性を高め、取引拡大及び輸出量増大につなげた。

これらの取組などにより、国内における沖縄フェア売上高については、基準値の5.6億円から平成30年度には6.2億円となっており、目標値の達成に向けて進展している。

泡盛の出荷拡大を図るため、酒類流通事業者と連携したeコマースを活用する新たな販路の構築や、雑誌等でのプロモーション、泡盛の付加価値向上に資する調査研究を実施した。また、泡盛の普及啓発のため、酒造組合に対して展示会への出展やプロモーションに係る費用の補助を行うとともに、個別酒造所に対して消費者嗜好に対応するマーケティング強化に関する費用の補助を行った。

これらの取組を行ったものの、酒類全体において国内酒類市場の縮小等により数量が減少傾向にある中、泡盛の出荷数量についても、県内外ともに平成16年をピークに14年連続で減少しており、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

一方で、平成28年度に泡盛産業の経営の実態調査を行ったところ、全体の3割を超える酒造所が営業損失を抱えていることが分かった。このため、これまでの出荷拡大に加え、経営環境が厳しい酒造所へ中小企業診断士等の派遣による支援にも取り組ん

でいる。

かりゆしウェアの普及を図るため、縫製事業者の縫製技術向上の研修や、長袖かりゆしウェア等の新商品開発支援を行うとともに、首都圏での販路拡大に向けたPRイベントに取り組んだ。これらの取組などにより、かりゆしウェア製造枚数については、基準値の35万枚から平成30年には42.5万枚となっており、目標値の達成に向けて進展している。

地域ブランドの形成促進については、健康食品において、沖縄ブランドを確立・強化するため、業界団体と事業者、産業支援機関が連携してブランド化に取り組む体制構築に取り組んだ。また、県外展示会で県産健康食品・素材のPRや業界団体によるブランド認証制度の創設に向けた検討を行った。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|-------------|---------------------|---------------------|----------|
| 沖縄フェア売上高 | 5.6億円 (H28年度) | 6.2億円 (H30年度) | 6.6億円 |
| 泡盛の出荷数量 | 22,297kl (H23年度) | 17,246kl (H30年度) | 28,700kl |
| かりゆしウェア製造枚数 | 35万枚 (H23年) | 42.5万枚 (H30年) | 50万枚 |

(課題及び対策)

県外市場等における県産品の販路拡大については、沖縄県産品は、県外消費者にとってなじみが少なく、食し方などが分からない場合もあるため、商品特性や魅力、調理方法等について効果的にPRする必要がある。このため、沖縄フェアにおいて、県外消費者向けのメニュー提案、商品説明員の配置、商品特性を説明する広告文を添えるなど、県産品のお試し購入につながる取組を推進する必要がある。

海外におけるフェア等については、支援企業における外国語対応等に課題があるため、商談から販路拡大へより結びつくよう、専門コーディネーターによるフォローアップに取り組む必要がある。

産業まつりについては、一層の販路開拓につながるよう、商談機能の拡充に取り組む必要がある。

県外への出荷に係る物流コストについては、県外共同物流センターの活用や物流情報を正確に把握することなど物流の高度化が必要であるが、個別事業者だけではそのノウハウが不足している。このため、物流専門家による事業者へのハンズオン支援等の支援に、引き続き取り組む必要がある。

泡盛の出荷拡大については、泡盛は嗜好品であるため、継続的なプロモーションに取り組むとともに、若者等セグメント別に多様化する消費者嗜好に対応した商品開発、販売促進、情報発信等の取組を強化する必要がある。また、経営が安定している酒造所に対しては、県外を主要市場に見据えつつ、海外市場やインバウンド市場を視

野に入れた商品開発等のマーケティング力の強化を図る必要がある。一方で経営環境が厳しい酒造所に対しては、経営改善支援を実施することで、自発的な経営基盤強化を促進する必要がある。

かりゆしウェアの製造枚数については、近年45万枚前後で推移しているところである。更なる販路開拓として県外市場を見据え、消費者ニーズの把握や商品訴求力の向上に取り組む必要がある。

地域ブランドの形成促進については、特産品を含めた地域全体の魅力や総合力を高めて発信する地域ブランドの形成など、地域・業界が一丸となった取組が求められている。

優位性のある県産健康食品については、業界団体、事業者、産業支援機関で構築したブランド化推進体制による取組を支援するとともに、沖縄ブランドを確立・強化するため、業界団体による沖縄県産健康食品ブランド認証制度「WELLNESS OKINAWA JAPAN」を平成30年度に創設した。同認証制度は、機能性が認められ、安心・安全であり、県産由来素材を使用するなど沖縄らしさが備わっていることを審査基準として県産健康食品を認証する制度で、今後、同制度を活用し、認知度向上や販路拡大など、県産健康食品のブランド化を推進する必要がある。

ウ 安定した工業用水・エネルギーの提供 (成果等)

安定した工業用水・エネルギーの供給のため、工業用水道施設の整備、電力エネルギーの安定供給に取り組んだ。

工業用水道施設の整備については、安定的に工業用水を供給するため、老朽化した施設の計画的な更新や耐震化を実施している。これらの取組などにより、工業用水の給水能力は、工業用水の需要に対応可能な給水能力となる1日当たり3万m³を維持している。

電力エネルギーの安定供給については、中城湾港新港地区における電力料金低減化に向けて、当該地区における最適な低減化手法の検討を行い、短期的には「電力消費量の可視化及び省エネ診断」が効果的であり、共同受電等の中長期的な取組につなげていくこととした。さらに、送電用海底ケーブルへの支援については、沖縄本島と渡嘉敷島間において新規敷設が行われ、工事の完了により離島の生活基盤が充実・強化された。

これらの取組などにより、送電用海底ケーブル新設・更新箇所数については、平成30年度に3箇所と増加しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

< 成果指標の状況 >

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|-----------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------------------|
| 工業用水の給水能力 | 30,000m ³ /日 (H23年度) | 30,000m ³ /日 (H30年度) | 30,000m ³ /日 |
| 送電用海底ケーブル新設・更新箇所数【再掲】 | 0箇所 (H23年度) | 3箇所 (H30年度) | 9箇所 |

(課題及び対策)

工業用水道施設の整備については、島しょ県である本県において工業用水道施設が地震等により被災した場合、他地域からの支援等が困難であり、広範囲かつ長期にわたる断水の発生が予測される。そのため、施設の点検・修繕などにより長寿命化対策を進めるとともに、老朽化施設の計画的な更新・耐震化により、災害に強い工業用水道施設の整備を進めていく必要がある。

電力エネルギーの安定供給については、経済特区等への企業立地の伸張で必要とされる高圧電力供給設備の整備及び離島等条件不利地域での産業インフラとしての電力基盤の整備等、低コストでの安定供給が行われるよう取組を促進する必要がある。

| | | |
|-----|-----------|--|
| | | 日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。 |
| | ⑤固定資産税の免除 | 対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円を超える（機械・装置、器具・備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを含む。）場合、新たに課されることとなった年度以降5年度分、固定資産税を免除する。 |
| | ⑥事業所税の軽減 | 那覇市において、対象施設に設置される機械・装置、器具・備品の取得価額の合計額が1,000万円以上（建物等は1億円以上）の場合、資産割の課税標準の対象床面積を5年間、1/2控除する。 |
| その他 | ⑦融資 | 貸付利率、期間等について、沖縄振興開発金融公庫の融資条件が有利に設定される。 |

注1：上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。
 注2：地方税については、条例を制定している自治体に限る。

（活用実績及び効果）

税制優遇措置活用前提となる産業高度化・事業革新措置実施計画の認定状況は、平成24年度から平成29年度までの6年間で累計363件（年度平均約60件）であった。業種別でみると、製造業の240件が最も多く、次いで電気業82件、卸売業26件となっている。また、地域別では中部地域174件、南部地域108件、北部地域42件の順で多くなっている。

【表3-3-9-3】 産業高度化・事業革新促進措置実施計画の認定状況 業種別（単位：件、社）

| 業種 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | |
|-------------|------------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
| 製造業等 | 製造業 | 20 | (19) | 32 | (29) | 45 | (32) | 56 | (33) | 50 | (39) | 37 | (34) |
| | 道路貨物運送業 | 0 | - | 2 | (2) | 1 | (1) | 1 | (1) | 1 | (1) | 1 | (1) |
| | 倉庫業 | 1 | (1) | 1 | (1) | 3 | (2) | 0 | - | 0 | - | 1 | (1) |
| | こん包業 | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| | 卸売業 | 2 | (2) | 1 | (1) | 3 | (3) | 10 | (10) | 4 | (3) | 6 | (3) |
| 産業高度化促進事業 | 機械修理業 | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| | デザイン業 | 0 | - | 0 | - | 1 | (1) | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| | 機械設計業 | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| | 経営コンサルタント業 | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 1 | (1) | 0 | - | 0 | - |
| | エンジニアリング業 | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| | 非破壊検査業 | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| | 自然科学研究所 | 0 | - | 1 | (1) | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| | 電気業 | 4 | (1) | 15 | (1) | 23 | (4) | 14 | (1) | 17 | (5) | 9 | (3) |
| | 商品検査業 | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| | 計量証明業 | 0 | - | 1 | (1) | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| 研究開発支援検査分析業 | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | |
| 合計 | | 27 | (23) | 53 | (36) | 76 | (41) | 82 | (46) | 72 | (48) | 54 | (41) |

注1：括弧内は企業数等。一部業種において認定企業に重複があるため、合計と一致しない箇所あり。
 注2：平成29年度に2業種分の計画を1つにまとめて作成した企業が1社あったため、業種別で分けて記載すると、実際の計画認定件数より1件多くなる。

出典：沖縄県商工労働部「産業高度化・事業革新促進計画の実施状況」

【表3-3-9-4】 産業高度化・事業革新促進措置実施計画の認定状況 地域別 (単位：件)

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 合計 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 北部 | 2 | 7 | 10 | 11 | 8 | 4 | 42 |
| 中部 | 10 | 21 | 37 | 41 | 38 | 27 | 174 |
| 南部 | 10 | 21 | 17 | 24 | 17 | 19 | 108 |
| 宮古 | 3 | 1 | 6 | 3 | 3 | 4 | 20 |
| 八重山 | 2 | 3 | 6 | 3 | 6 | 0 | 20 |
| 合計 | 27 | 53 | 76 | 82 | 72 | 54 | 364 |

注1：平成29年度に2地域にまたがる計画を1つにまとめて作成した企業が1社あったため、地域別で分けて記載すると、実際の計画認定件数より1件多くなる。

出典：沖縄県商工労働部「産業高度化・事業革新促進計画の実施状況」

税制優遇措置については、平成24年度税制改正により対象地域が県内全域に広がったことや、平成26年度税制改正で活用要件が緩和されたこと等により、活用件数は徐々に増加している。特に固定資産税の免除については年間100件を超えるまで増加した。

【表3-3-9-5】 産業高度化・事業革新促進地域における税制優遇措置の活用実績

(単位：件、百万円)

| | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | |
|--------|--------|-----|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 件数 | 適用額 | 件数 | 適用額 | 件数 | 適用額 | 件数 | 適用額 | 件数 | 適用額 | 件数 | 適用額 |
| 投資税額控除 | 6 | 201 | 25 | 561 | 31 | 354 | 27 | 392 | 20 | 299 | 23 | 440 |
| 特別償却 | 2 | 29 | 5 | 146 | 4 | 86 | 4 | 46 | 3 | 18 | 7 | 189 |
| 事業税 | 30 | 50 | 31 | 263 | 33 | 358 | 44 | 371 | 47 | 462 | 43 | 407 |
| 不動産取得税 | 8 | 10 | 5 | 18 | 15 | 90 | 26 | 89 | 17 | 59 | 16 | 14 |
| 固定資産税 | 71 | 162 | 58 | 697 | 51 | 576 | 94 | 615 | 122 | 841 | 132 | 773 |
| 事業所税 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 0 | 0 |
| 法人住民税 | 8 | 40 | 30 | 103 | 35 | 65 | 31 | 55 | 23 | 39 | 30 | 62 |
| 個人住民税 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | 125 | 492 | 154 | 1,788 | 169 | 1,529 | 226 | 1,568 | 233 | 1,721 | 251 | 1,885 |

注1：法人住民税は、投資税額控除又は特別償却による法人税減額に連動して、法人税割部分が軽減されたもの。

出典：国税の件数及び適用額、並びに法人住民税の件数は財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に沖縄県企画部企画調整課作成。

法人住民税の適用額は総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」を基に沖縄県企画部企画調整課作成。

その他の地方税は沖縄県企画部企画調整課調べ

これら優遇措置を活用した設備投資により、県内企業では生産性の向上や新たな製品の製造等につながっており、他のものづくり振興策の成果も相まって、本県の製造品出荷額（石油・石炭除く）は増加してきている（図表3-3-9-1参照）。

【税制優遇措置を活用した産業高度化及び事業革新の事例】

事例①：A社（鉄鋼製品卸売業）

活用状況：投資税額控除

設備投資内容：工場、建物附属設備、機械・装置

税制の影響：税制優遇措置が契機となり、工場建設の投資に踏み切った。新規設備により作業動線が効率化し、取扱量も2倍に増加した。

事例②：B社（食料品製造業）

活用状況：投資税額控除

設備投資内容：機械・装置

税制の影響：税制優遇制度があることで設備投資を行った。設備投資により生産の自動化が進み、生産量が約1.3倍に増加した。また、独自の商品開発が可能となったため、今後は新商品の開発・製造を行う予定である。

（課題及び今後の方向性）

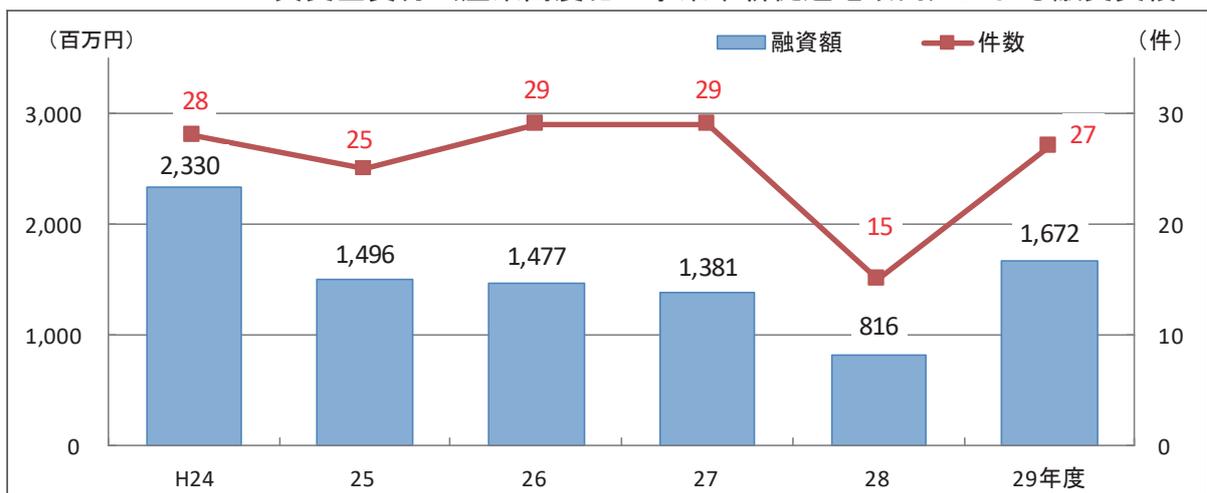
県内において付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出を図るためには、製造業をはじめとした幅広い産業の集積・振興を図る必要があるが、いまだ認定実績のない業種が存在するため、沖縄県産業振興公社など関係機関と連携して制度の周知等に取り組む。

県内全域において産業高度化及び事業革新を一層推進し、生産性を向上させるため、製造業等の少ない離島圏域において控除率を引き上げることや、正規雇用者数及び正規雇用率等を勘案した控除率の引上げ等についても検討する。

（沖縄振興開発金融公庫の融資制度）

沖縄振興開発金融公庫において産業高度化・事業革新促進地域内で製造業等又は産業高度化促進事業を営む者を対象に、通常の融資制度と比べて低利の融資制度（国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付）を整備している。平成24年度から平成29年度までの6年間で累計153件、91億7,200万円が活用されており、本制度は産業高度化及び事業革新促進に寄与している。

【図表3-3-9-6】 沖縄振興開発金融公庫の国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付（産業高度化・事業革新促進地域内）による融資実績



出典：沖縄振興開発金融公庫作成

(2) 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置

(目的及び概要)

本土復帰前の琉球政府では、酒税について、アルコール度数30度の泡盛が4万400円/k1、ビールが8万800円/k1と定めていたが、本土復帰によって本則課税が適用されると、アルコール度数30度の泡盛が4万7,900円/k1、ビールが10万6,000円/k1に増税されることから、県民生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮し、激変緩和措置として酒税の軽減措置が創設された。

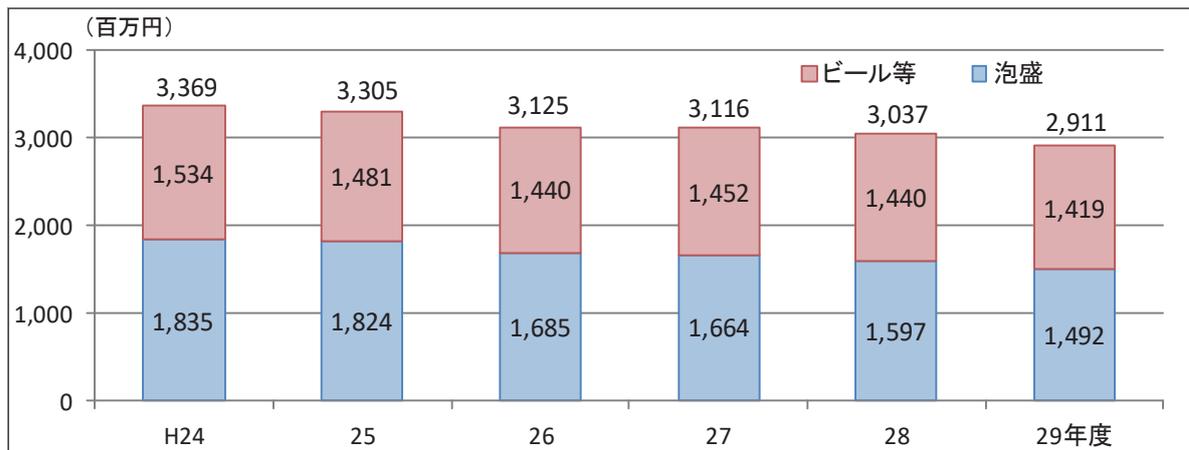
| | |
|----------------------|---|
| 対 象 | 沖縄の本土復帰前から引き続いて酒類を製造していた製造場が、県内にある製造場で製造し、県内に出荷する酒類。 |
| 優遇措置の概要 (酒税の軽減措置) | <ul style="list-style-type: none"> ・泡 盛 35%軽減 ・ビール等 20%軽減 |

※上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

(活用実績及び効果)

平成29年度末現在、酒税軽減措置の適用を受けているのは48事業者（泡盛45、焼酎等1、ビール1、ウイスキー1）であり、平成29年度の軽減実績は約29億円となっている。

【図表3-3-9-7】 復帰特別措置による酒税の軽減実績



注1：「ビール等」には、ビール、焼酎及びウイスキー等の泡盛以外の酒類。

出典：沖縄国税事務所「統計情報」を基に沖縄県商工労働部ものづくり振興課作成

これまで、本措置によって一般消費者の税負担の軽減が図られるとともに、沖縄県産酒類の県外産同種酒類に対する価格優位性が確保され、消費数量の維持・拡大に貢献し、沖縄経済の振興に寄与してきた。

また、酒類製造業社側では経営の安定が図られ、商品の品質改良、設備投資及び販売促進など経営の近代化が進められてきたところであり、全出荷量に占める県外出荷率の向上にも寄与した。

【沖縄県産酒類の出荷数量】

(泡盛)

- ・ 復帰後（昭和51年度^{*}）の出荷数量 8,762k1（うち県外出荷率2.55%）
- ・ 現在（平成30年度）の出荷数量 17,246k1（うち県外出荷率16.62%）

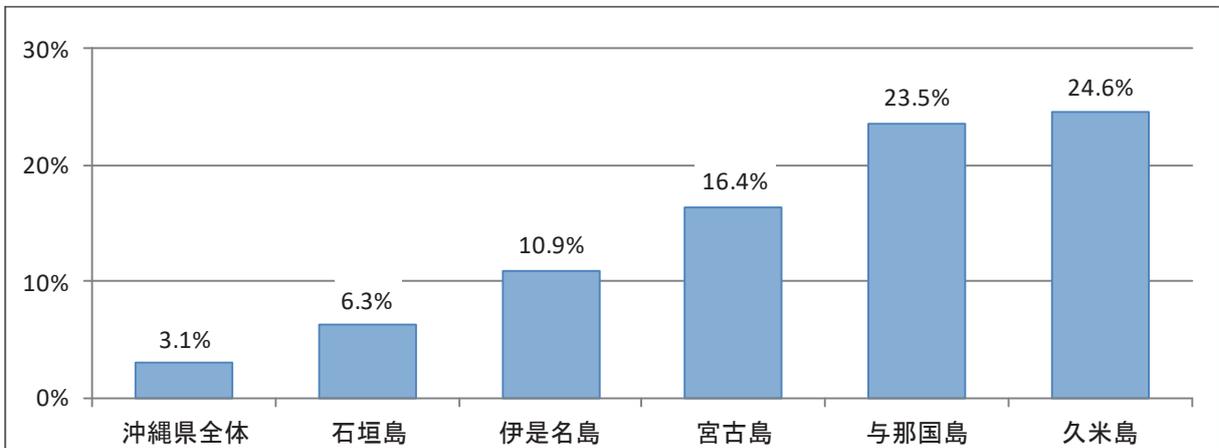
※昭和47年度～昭和50年度までは県内外出荷率の記録がない。

(ビール等)

- ・ 復帰後（昭和47年度）の出荷数量 23,606k1（うち県外出荷率0%）
- ・ 現在（平成30年度）の出荷数量 54,303k1（うち県外出荷率24.1%）

さらに、本制度の対象となっている泡盛製造場のうち約4割が離島に存在し、産業の少ない離島における雇用の受皿となっており、離島振興の観点からも本制度は重要な役割を果たしている。

【図表3-3-9-8】 製造業就業者数に占める泡盛製造業就業者数の割合



出典：総務省「平成27年国勢調査」及び沖縄県酒造組合による平成27年調査結果を基に沖縄県商工労働部ものづくり振興課作成

(課題及び今後の方向性)

人口の減少や若者のアルコール離れ等により、泡盛の出荷量は平成16年をピークに14年連続で減少し、約3割の泡盛製造事業者が営業赤字となっている。このため、泡盛業界では経営安定化に向けて営業利益率を4.1%（平成27年度清酒製造業）とすることを目標に掲げ、各種取組を行っている。

ビール産業では一定の出荷数量を確保するため、総出荷量に占める県外・海外出荷数量の割合を毎年2%増加させることを目標としているが、量販店における競争の激化や本土大手メーカーに対抗するための商品開発費等により、経営環境は厳しさを増している。

本措置が廃止された場合、価格転嫁による売上げ減少等により産業活動が低下し、地域における経済活動の縮小や雇用への影響が懸念されることから、業界の自立的な経営に向けた取組状況等も勘案しつつ、本措置を継続する必要がある。

(10) 雇用対策と多様な人材の確保

県民が働きがいのある仕事に就けるよう、雇用の場の創出や就業支援に取り組み、多様な生き方が選択・実現できる雇用環境の整備と安心して働ける社会の形成を目指し、各種施策を実施した。

【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、観光客数の増加等による県経済の拡大もあり、基準年と比べ「完全失業率（年平均）」は3.7ポイント改善し3.4%、「就業者数の増加」は8.5万人増加し70.7万人となり、現時点で目標値を上回っている。

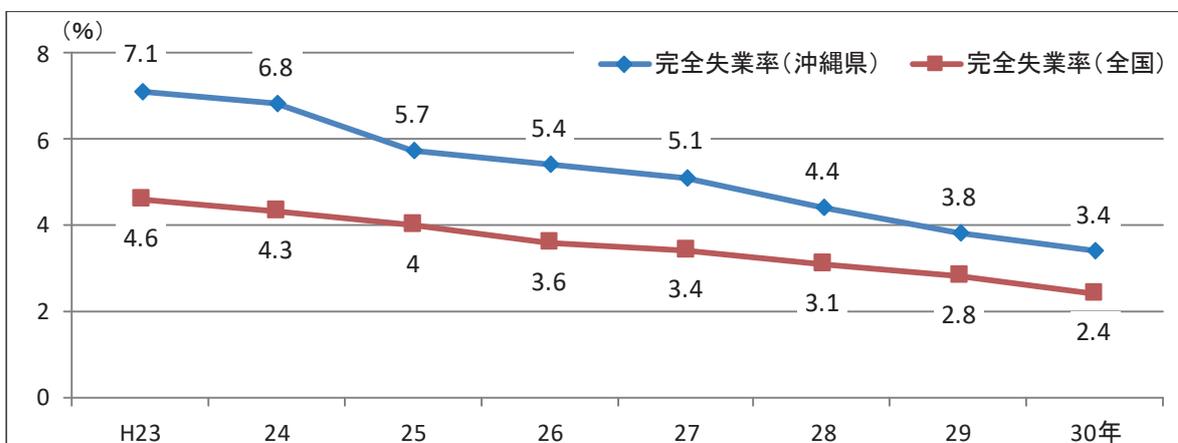
また、「自分に適した仕事や、やりがいのある仕事ができること」は8.8ポイント上昇し、県民満足度が向上した。「仕事と子育てが両立しやすい労働条件や職場環境が整っていること」は9.7ポイント上昇し、県民満足度が向上したものの20%台にとどまっている。

<目標とするすがたの状況>

| 項目名 | 沖縄県の現状 (基準年) | 沖縄県の現状 (現状値) | R3年度の目標 |
|--------------------------------|-----------------------|-----------------------|----------|
| 完全失業率(年平均)の低下 | 7.1% (H23年) | 3.4% (H30年) | 4.0% |
| 就業者数の増加 | 62.2万人 (H22年) | 70.7万人 (H30年) | 69.0万人 |
| 自分に適した仕事や、やりがいのある仕事ができること | 21.6% (H21年県民意識調査) | 30.4% (H30年県民意識調査) | 県民満足度の向上 |
| 仕事と子育てが両立しやすい労働条件や職場環境が整っていること | 14.4% (H21年県民意識調査) | 24.1% (H30年県民意識調査) | 県民満足度の向上 |

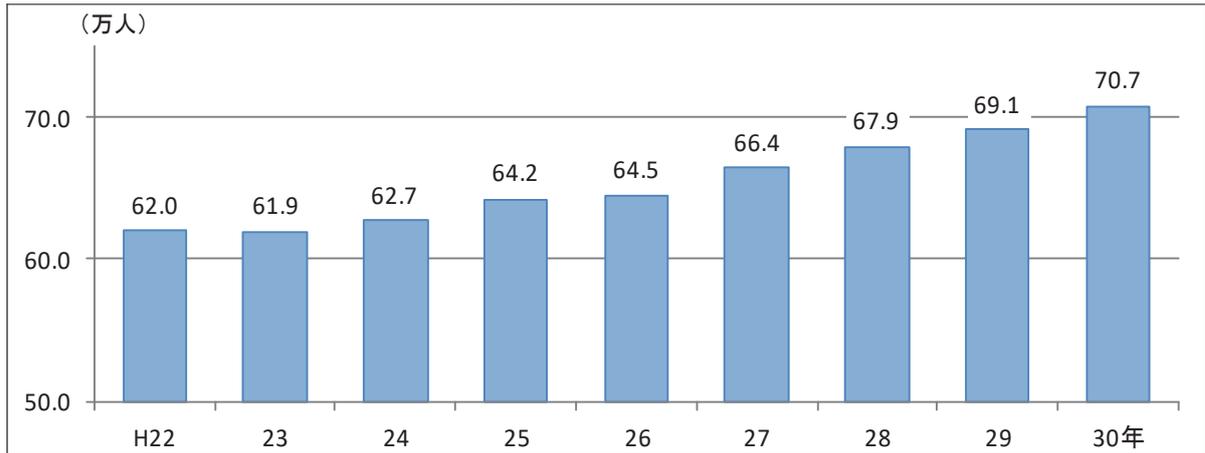
注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

【図表3-3-10-1】 完全失業率（年平均）の推移



出典：沖縄県企画部「労働力調査」

【図表3-3-10-2】 就業者数の推移



出典：沖縄県企画部「労働力調査」

雇用対策と多様な人材の確保に向けては、多様な雇用機会の創出や、非正規雇用者の正規雇用化を促進するとともに、若年者を正社員として雇用し、定着につなげていくなど、更なる正規雇用の拡大に向けた取組を強化する必要がある。また、求人と求職における技能・能力のミスマッチの解消や、離職の理由ともなる職場環境の改善等が必要である。

加えて、近年、完全失業率や有効求人倍率は改善している一方、顕著になってきた人手不足の解消のための取組や、産業の高度化を牽引する高度人材の確保に向けた取組を推進する必要がある。

このため、雇用機会の創出・拡大と求職者支援、若年者の雇用促進、職業能力の開発、働きやすい環境づくり、駐留軍等労働者の雇用対策の推進、沖縄産業・雇用拡大県民運動（みんなでグッジョブ運動）の推進に取り組む必要がある。

ア 雇用機会の創出・拡大と求職者支援 (成果等)

雇用機会の創出・拡大と求職支援のため、総合的な就業支援拠点の形成、求職者及び事業主等への支援、女性、高齢者、障害者等の就労支援に取り組んだ。

総合的な就業支援拠点の形成については、就職・雇用等に関する求職者や事業主等の様々なニーズに対応するため、総合的な就業支援拠点となるグッジョブセンターおきなわを設置し、求職者に対して県やハローワーク、那覇市等の関係団体が一体となり、生活から就職までワンストップによる支援を行い、平成25年4月の開所から平成30年度末までに延べ15万6,184人が来所した。グッジョブセンターおきなわについては、施設機能強化のため、旭橋都市開発地区へ新たな施設の整備を行い、平成30年10月に移転が完了した。今後は同施設を拠点に、関係団体が連携して、求職者や事業主への支援を強化することで、雇用の創出と安定化を図る。

求職者及び事業主等への支援については、沖縄県キャリアセンターにおいて、高校生からおおむね40代前半までの求職者に対し、就職相談の実施やセミナーの開催などを通し、職業観の育成から就職までを総合的に支援した。平成26年4月から平成30年

3月までは、沖縄国際大学内に中部サテライトを設置し、中部地域の学生・若年求職者への支援を行ったこと等から利用者が大幅に増加し、若年者の失業率の改善に寄与した。

県内各圏域内（北部・中部・南部・宮古・八重山）の雇用創出を図るため、企業開拓や合同企業説明会、事業主向けの雇用支援制度に関する巡回相談等を行い、求職者側と求人側双方に地域の実情に応じたマッチング機会を提供することで、ミスマッチの解消を図り就職支援に取り組んだ。

これらの取組に加え、観光客数の増加等による県経済の拡大もあり、完全失業率（年平均）については、基準値の7.1%から平成30年には3.4%と改善しており、現時点で目標値を達成している。

県内企業の雇用環境を改善し、離職率を抑制するため、企業における人材育成推進者を養成するための講座を開催するとともに、優れた人材育成の取組を行う企業を認証する「沖縄県人材育成企業認証制度」を創設した。さらに、県内に新規に立地した情報通信関連産業などの企業を対象に、研修費用の一部を助成するなど人材育成の支援を行い、雇用の維持や拡大に寄与した。加えて、非正規雇用者の正規雇用化に向け、待遇改善に必要な原資の捻出に取り組む企業に対して、専門家派遣等の支援を行うことで、正規雇用率の改善に寄与した。

これらの取組などにより、離職率については、基準値の7.7%から平成29年には4.7%と改善しており、現時点で目標値を達成している。

観光業界については、多言語に対応できる語学人材の確保を支援するため、県外・海外において就職相談会を開催し、平成30年3月末時点で31人の内定者確保につながった。

女性、高齢者、障害者等の就労支援については、母子家庭の母等に対し、託児機能付きの研修や訓練の実施、高齢者の就業機会拡大を図るため沖縄県シルバー人材センター連合等への支援、障害者の職業訓練の推進として新商品開発による事業所製品のオリジナルブランド化等を実施した。また、就職困難者に対する寄り添い型の就職・生活支援を行うとともに、新規学卒者に対して内定率向上のため、専任コーディネーターを大学等へ配置し支援を行った。また障害者就労施設における工賃向上を支援するため、経営コンサルタント派遣により支援するとともに、施設の生産活動の売上増を目指して農作物の栽培や商品開発に関する研修や、障害者が育てた農作物を販売する農福連携マルシェ開催を実施し、平均工賃月額の向上を図った。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|------------|----------------|----------------|----------|
| 完全失業率(年平均) | 7.1% (H23年) | 3.4% (H30年) | 4.0% |
| 離職率 | 7.7% (H19年) | 4.7% (H29年) | 5.2% |

(課題及び対策)

本県は、県内総生産に占める製造業の構成比が全国一低く、第3次産業の構成比が高い産業構造であり、全国一律の経済雇用対策では波及効果が限定されることから、独自の雇用対策が必要である。また、完全失業率は改善しているが、依然として全国一高い水準であり、雇用の場の不足、求人と求職のミスマッチ、若年者の雇用環境の厳しさといった課題の解決に向け、県や関係団体の一体となった取組が求められている。

また一方で、近年雇用情勢が改善する中、人手不足が顕著になっていることから、多様な人材の確保に向けて、様々なニーズに対応した就業の促進、職業能力の向上、労働環境・処遇改善、働きやすい環境づくりなどに向けた取組を強化する必要がある。

求職者及び事業主等への支援については、離島における定住人口維持のための雇用創出の取組や県内各圏域の地域内における雇用創出、公共職業安定所（ハローワーク）等関係機関との連携強化による地域の特性に応じた職業紹介や職業相談・指導の充実を図るとともに、県内各圏域におけるマッチング機会の提供を行うなど、若年者、女性、高齢者、障害者等の求職者側や企業等の求人側双方にきめ細かな支援を行う必要がある。また、求職手段の多様化に応じて、マッチング効果を高めるため、IT技術等の活用を強化する必要がある。

企業の求める技術・技能や求職者が望む労働条件等におけるミスマッチを解決するため、企業や業界に対する正確な情報発信と合同説明会や職場体験等により求職者を支援していく必要がある。

県内における離職率・転職率の高さも課題となっており、定着を促す雇用環境の改善等に向けた取組が必要である。

人手不足が顕著になっている観光業界においては、全国的に需要が高まることが想定される多言語に対応可能な人材の確保に向けて、効果的・効率的に語学人材を確保する方法を検討し、外国人雇用のノウハウを観光業界に蓄積させる必要がある。

女性、高齢者、障害者等の就労支援については、本県の母子世帯割合は全国一となっていることから、引き続き母子家庭の母等に対する就職支援が必要である。また、貧困状態にある子どもの保護者や若年者に対しては、貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも、就労支援等の充実に取り組む必要がある。さらに、事業所や関係機関と連携し、高齢者に対する就業機会の拡大、障害者の職業訓練の推進等による就労支援を図る必要がある。障害者の就労支援については、障害者就労施設への官公需の発注増大に向けて、障害者優先調達推進法に基づいて県関係機関及び市町村へ取組を推進するよう積極的に働きかけるとともに、障害者就労施設の生産活動の売上げ及び工賃の向上を図るため、農福連携マルシェ等の取組を更に推進する必要がある。

イ 若年者の雇用促進**(成果等)**

若年者の雇用促進のため、キャリア教育を推進するとともに、若年者の就職対策に取り組んだ。

キャリア教育の推進については、学生等の就職に対する意思決定の遅さや強い県内志向などの課題を解決するため、県内の高校生等を対象としたキャリア形成支援プログラムの構築、県内・県外・海外インターンシップの実施による就業意識の向上や視野の拡大、産学官で構成された地域連携協議会によるグッドジョブ運動の取組を推進した。

新規学卒者の低い就職内定率や高い離職率の改善を図るため、県内小中学校においては、職場見学や職場体験、講師を招いての講話を通してキャリア教育を実施しており、児童生徒の発達段階に応じた職業観・勤労観の醸成につなげた。また、県立高等学校においては、キャリア教育コーディネーターの配置及び教員研修の充実を図ったところ、進路決定者の割合が平成23年度の79.4%から84.8%に改善した。

これらの取組などにより、新規学卒者の就職内定率（高等学校）については、基準値である平成23年3月卒の86.6%から、平成30年3月卒は96.5%と上昇しており、目標値を達成する見込みである。また、新規学卒1年目の離職率（高等学校）についても、平成29年3月卒で23.8%となっており、目標値の達成に向けて進展している。

各大学においては、専任のコーディネーターを配置し、学生に対するきめ細かな個別支援を実施した。在学中からの就業意識向上に向けたインターンシップや個別指導の実施、県外就活支援、指導スキル向上のための職員研修を実施した。

これらの取組などにより、新規学卒者の就職内定率（大学等）については、基準値である平成23年3月卒の73.6%から平成30年3月卒は87.0%と大きく上昇しており、目標値を達成する見込みである。また、新規学卒1年目の離職率（大学）については、基準値である平成22年3月卒の25.2%から平成29年3月卒は14.6%に減少しており、目標値を達成する見込みである。

若年者の就職対策については、若年者の高い完全失業率を改善するため、沖縄県キャリアセンターにおいて総合的な就職支援を行ったほか、就労支援が必要な若年無業者に対する職業訓練の実施などに取り組んだ。

これらの取組などにより、若年者（30歳未満）の完全失業率については、基準値である平成23年の11.3%から平成30年には6.3%と改善しており、現時点で目標値を達成している。しかし、全国の3.7%（平成30年）と比較しても依然として高い率を示していることから、今後も若年者の就職を支援していく必要がある。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|------------------|--------------------|--------------------|----------|
| 若年者(30歳未満)の完全失業率 | 11.3% (H23年) | 6.3% (H30年) | 7.2% |
| 新規学卒者の就職内定率(高校) | 86.6% (H23年3月卒) | 96.5% (H30年3月卒) | 98.0% |
| 新規学卒者の就職内定率(大学等) | 73.6% (H23年3月卒) | 87.0% (H30年3月卒) | 90.0% |

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|-----------------|--------------------|--------------------|----------|
| 新規学卒1年目の離職率(高校) | 29.5% (H22年3月卒) | 23.8% (H29年3月卒) | 20.0% |
| 新規学卒1年目の離職率(大学) | 25.2% (H22年3月卒) | 14.6% (H29年3月卒) | 13.0% |

(課題及び対策)

若年者の失業率が高い要因として、就職に対する意思決定が遅いこと、県内志向が強いこと、採用企業側の求人票の提出及び採用内定が遅いこと、学卒無業を容認する親の意識などが挙げられる。

キャリア教育の推進については、社会的・職業的自立に向けて様々な課題が見られることから、キャリア教育を実践し、学校生活と社会生活や職業生活を関連付けること等が必要であり、産学官連携の下、就学時から職業観の醸成に向けた取組が重要である。小中学校においては、これまでの取組に加え、児童生徒が将来の生き方を考える際にこれまで学んだことの振り返る教材である「キャリアパスポート」を新たに活用するなどの取組を推進する必要がある。

若年者の就職対策については、雇用情勢は改善傾向にあるが、業種（観光業、建設業等）によっては人手不足が顕著となるなど、雇用のミスマッチが起きていることから、若年者に対する同業種への理解や職業観の形成に向けた支援が必要である。

あわせて、情報通信関連産業や臨空・臨港型産業の誘致、バイオ、医療、ベンチャーの振興等を図りながら、これらの産業分野における知識の習得や技術力の高度化のための人材育成に取り組むことで、就業の定着につなげる必要がある。

本県の新規学卒者就職内定率は全国ワーストクラスである。また新規学卒者の1年目の離職率も全国を大きく上回っている。このため、新規学卒者に対しては、在学中からのキャリアカウンセリング、県内企業や大学等と連携したインターンシップ、内定者セミナー等に加え、若手社員を対象としたセミナーを開催するなど就職後の離職対策の強化を図ることで、職業観の形成から就職、定着までの一貫した総合支援を行うことが必要である。

ウ 職業能力の開発 (成果等)

職業能力の開発のため、公共職業訓練校における職業訓練の実施等に取り組んだ。

公共職業能力開発施設においては、技能労働者の育成を図り、就職を支援するため、若年者、離職者及び在職者を対象に職業訓練を実施した。これらの取組などにより、県立職業能力開発校の訓練修了者の就職率については、基準値の85.9%から平成30年には95.2%となり、現時点で目標値を達成している。

また、専修学校等の民間教育訓練機関を活用し、離転職者の早期就職に向けて知識や技能を習得させる委託訓練を行った。

障害者や母子家庭の母等、特に就職が困難な求職者に対して、職業訓練を実施するとともに、訓練期間中に訓練手当を支給し、経済的負担を軽減した。また、育児のために職業訓練の受講が困難な母子家庭の母等の受講を推進するため、託児サービス付き訓練を設定した。

これらの取組などにより、委託訓練修了者の就職率は、基準値の67.8%から平成30年には82.8%となり、現時点で目標値を達成している。

さらに、民間で行われる職業訓練の質的水準の確保等を図るため、雇用する労働者への職業訓練を実施している事業主等に対し、平成30年度末時点で13団体を認定職業訓練実施団体として認定し、事業主による職業能力開発の促進に寄与している。

また、ニート等の若年無業者を対象とした知識・技能や実践能力の習得訓練を実施することで、平成24～30年度において計467人が就職や公共職業訓練への移行、進学等につながった。

これらの取組を行ったものの、若年無業者率（15～34歳人口に占める無業者の割合）は、全国と同様に上昇傾向にあり、平成27年には1.95%となり、平成17年の基準値から0.04ポイント上昇した。全国も同様に平成27年には1.56%と平成17年の1.2%から0.36ポイント上昇しており全国との差は0.71%から0.39%に改善されているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

技能検定制度の実施・普及を図るため、沖縄県職業能力開発協会が行う職業能力の開発や向上に対する取組を支援した。工業高等学校に向けた受検推奨や、技能フェスティバルの開催等により周知を図ったことで、技能検定受検者数が増加した。

離島地域においても職業訓練実施に取り組んだところ、平成24年度からの6年間で702人が受講し、訓練機会の少ない離島における職業能力の開発に寄与した。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|----------------------------|-----------------|-----------------|----------|
| 県立職業能力開発校の訓練修了者の就職率 | 85.9% (H22年) | 95.2% (H30年) | 90.0% |
| 委託訓練修了者の就職率 | 67.8% (H22年) | 82.8% (H30年) | 75.0% |
| 若年無業者率(15～34歳人口に占める無業者の割合) | 1.91% (H17年) | 1.95% (H27年) | 1.50% |

(課題及び対策)

公共職業訓練校における職業訓練の実施等については、本県の高い失業率の要因の一つである求人と求職者の技能・能力のミスマッチの解消に寄与しているため、引き続き雇用ニーズの高い職業訓練を実施する必要がある。

県立職業能力開発校については、企業や学校のほか、広く県民に対して県立職業能力開発校のPRを強化することや、雇用ニーズを的確に見極め、機能強化や産業構造の

変化等に対応した訓練科目の見直し等を行うとともに、企業等のニーズや技術革新の動向に対応した柔軟な職業能力開発の実施に向けて取り組むほか、キャリアアップ等に必要な専門スキルの習得等を支援する取組が必要である。また、人手不足への対応や労働生産性の向上等が課題となっているため、時代のニーズに適合した職業訓練を実施できる設備の整備が必要である。

一方で、民間教育訓練機関等との連携や役割分担により効率的・効果的な職業訓練、指導体制の充実・強化を図る必要がある。

そのほか、労働者等のスキルアップを図る事業主等を支援するため、事業主や業界団体等に対し、認定職業訓練制度について周知・広報を積極的に行っていく必要がある。

障害者や母子家庭の母等、就職が困難な求職者に対しては、引き続き訓練手当を支給し、公共職業訓練の受講を促進する必要がある。また、育児のために職業訓練の受講が困難な母子家庭の母等のため、引き続き託児サービス付き訓練の設定を行う必要がある。

若年無業者については、訓練状況や事業の成果・改善点等について関係機関と調整し、事業の円滑な実施を図るとともに、訓練期間中における受講生のメンタルケアを行うなどきめ細かな訓練を実施する必要がある。

また、離島地域における雇用状況の改善のため、民間教育訓練機関との連携強化等による職業訓練機会の充実を図る必要がある。

そのほか、職業能力の開発や向上を図るため、引き続き沖縄県職業能力開発協会と連携の上、技能検定の普及促進と技能振興に取り組む必要がある。

エ 働きやすい環境づくり (成果等)

働きやすい環境づくりのため、労働条件の確保・改善と、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んだ。

労働条件の確保・改善については、労働条件の確保・改善の取組として、労使等を対象とした講座を開催するとともに、労働環境の実態の把握を行うなど、働きやすい職場環境の整備を促進した。また、正社員転換を要件とした研修費補助や非正規雇用の正規雇用化を検討している企業に対する専門家派遣等を実施するとともに人材育成認証制度により、安定した雇用環境の促進を図った。さらに、沖縄県女性就業・労働相談センターにおいて、労働条件や安全衛生、福利厚生、労働組合などの労働問題全般に関する労使双方からの相談に対し助言を行うことにより、職場環境の改善を図った。

これらの取組などにより、正規雇用者（役員を除く）の割合については、基準値の59.6%から平成30年には61.4%と上昇しており、目標値の達成に向けて進展しているものの、特に若年層の非正規雇用割合が高いため、一層の推進が必要である。

さらに、ファミリー・サポート・センターの機能充実を図るため、アドバイザーを対象とした研修会を開催するとともに、チラシの発行等による更なる周知を行った。これらの取組などによりファミリー・サポート・センターは、平成29年度末時点で18か所30市町村に設置されている。

ワーク・ライフ・バランスの推進については、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業にアドバイザーの派遣を実施するとともに、セミナーの開催やリーフレット配布等の周知・啓発を行った。また、一括交付金（ソフト）を活用して、女性の多様な働き方を総合的に支援するため、仕事をしている（したい）女性からの仕事に関する相談や助言、スキルの習得に関するセミナーの開催、職場見学等を行うとともに、女性が働き続けられる環境整備に取り組む企業に対し、セミナーの開催や専門家派遣等の支援を行った。

これらの取組などにより認知度が向上したことから、ワーク・ライフ・バランス認証制度企業数は、基準値の29社から平成30年度には84社となっており、目標値を達成する見込みである。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|---------------------|-----------------|-----------------|----------|
| 正規雇用者(役員を除く)の割合【再掲】 | 59.6% (H25年) | 61.4% (H30年) | 62.5% |
| ワーク・ライフ・バランス認証制度企業数 | 29社 (H23年度) | 84社 (H30年度) | 90社 |

(課題及び対策)

労働条件の確保・改善については、県内企業のほとんどが中小・零細企業であり、労働条件の確保や改善の余地が大きく、職場環境の問題を転職や離職の理由とする労働者がいることから、引き続き、企業等が取り組む職場環境改善のための取組を支援するなど、雇用の質の改善を促進していくことが必要である。

ワーク・ライフ・バランスの推進については、「仕事と子育ての両立」や「仕事と生活の充実」を実現するため、事業主の職場環境改善の意識を高めることや、労働者の働き方に対する意識改革をより一層進めていくことが必要である。また、女性が働き続けられる環境整備を図るため、仕事をしている（したい）女性のキャリア形成や職業生活に資する取組を推進するとともに、女性の職業継続を支援する意欲ある企業が、自主的な取組を行えるよう「女性が働き続けられる職場づくり支援プログラム」の普及・啓発を図る必要がある。

オ 駐留軍等労働者の雇用対策の推進

(成果等)

駐留軍等労働者の雇用対策の推進に向け、（一財）沖縄駐留軍離職者対策センターが実施している、駐留軍等離職者に対する再就職相談や、転職のための職業訓練に対して補助を行った。これらの取組により、平成24年度からの6年間で66人の再就職につながった。

また、駐留軍等離職者に対するアスベスト健康被害相談により、平成24年度からの6年間において、1,395件の健康相談を受け、労災及び石綿健康被害救済制度による18件の救済を行った。

（課題及び対策）

米軍再編に伴う大規模な基地返還に伴い予測される、駐留軍等労働者（約9,000人）の大量の配置転換や離職への対応として、沖縄防衛局及び沖縄労働局等とも連携を図りながら、技能訓練や再就職支援等に取り組む必要がある。

また、駐留軍離職者に対するアスベスト健康被害についても、被害者の高齢化が懸念されることから、掘り起こしに引き続き取り組む必要がある。

**カ 沖縄県産業・雇用拡大県民運動（みんなでグッジョブ運動）の推進
（成果等）**

地域における若年者の就業意識向上を目的に、平成29年度までに産学官・地域連携協議会を20か所に設置し、ジョブシャドウイング事業（仕事をする大人を観察し、仕事や職種に関する認識を深めるキャリア教育の手法）と未来の産業人材育成事業（職業人講話等により県内の主たる産業の業界理解を促し早期からの興味関心を育てる取組）をツールに産学官連携の仕組みづくりを支援した。ジョブシャドウイング事業については、平成24年度から平成26年度までの3年間で延べ6,774人の児童生徒が参加し、そのうち約7割の児童生徒の就業意識が向上した。未来の産業人材育成事業については、平成26年度から平成29年度までの4年間で延べ3万1,858人の児童生徒が参加し、平成29年度においては、就業意識の肯定的変化は約86%となった。

また、協議会が行う地域のニーズにあった就業意識向上を図る事業に対して支援を行い、実施された事業へは平成29年度までに約4万3千人の参加があり、若年者の就業意識向上が図られた。

これらの取組などに加え、観光客数の増加等による県経済の拡大もあり、就業者数は、基準値の62万2千人から平成30年には70万7千人と着実に増加し、現時点で目標値を達成している。また、新規学卒者の就職内定率（高等学校）及び新規学卒者の就職内定率（大学等）についても、目標値を達成する見込みである。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|--------------------------|--------------------|--------------------|----------|
| 就業者数 | 62.2万人 (H22年) | 70.7万人 (H30年) | 69万人 |
| 新規学卒者の就職内定率(高校) 【再掲】 | 86.6% (H23年3月卒) | 96.5% (H30年3月卒) | 98.0% |
| 新規学卒者の就職内定率(大学等) 【再掲】 | 73.6% (H23年3月卒) | 87.0% (H30年3月卒) | 90.0% |

（課題及び対策）

雇用者数拡大と完全失業率の改善（全国並み）を基本目標に、平成19年より企業、学校、家庭・地域社会、マスメディア、行政機関など、県民が一体となって「みんなでグッジョブ運動」に取り組んだ結果、就業者数は増加し、完全失業率も改善している。しかし、なお目標で掲げた完全失業率の全国並みにはいまだ至っていないことから、今後の効果的な運動展開の形態を見極めつつ、引き続き各主体の連携のもとに推進していく必要がある。

【主要な関連制度】

(1) 地域雇用開発促進法の特例

(目的及び概要)

沖縄の地理的、経済的特殊性に鑑み、地域雇用開発促進法の特例を設けるものであり、沖縄における求職者の就職の促進等、求職者の雇用環境の改善を図ることを目的として創設された。

| | | |
|-----------|------------------|--|
| 地域雇用開発促進法 | 目的及び概要 | <p>地域雇用開発促進法は、雇用機会が不足している地域内に居住する労働者に対し、就職の促進その他の地域雇用開発のための措置を講じることにより、これらの者の職業の安定に資することを目的としている。</p> <p>国は、雇用情勢に地域差がみられる中で、地域的な雇用構造の改善を図るため、地域雇用開発促進法第2条で定める「雇用開発促進地域」及び「自発雇用創造地域」に該当する地域に対して重点的に支援を行っている。</p> |
| 法について | 雇用開発促進地域の要件 | <p>同一労働市場圏であるような地域的に一体性を持った範囲で設定するための要件として、地域雇用開発促進法上「自然的経済的社会的条件からみて一体であること」とされている。</p> <p>また、地域内に居住する求職者の割合が相当程度に高く、かつ、その求職者の総数に比して著しく雇用機会が不足しているため、求職者がその地域内で就職することが著しく困難な状況であること、さらに、これらの状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることも要件とされている。</p> <p>*「自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること」の運用基準（地域雇用開発指針）</p> <p>公共職業安定所の管轄区域を原則とし、地理的に分断されておらず連続性を有する地域であって、市町村を単位とすること。</p> |
| | 雇用開発促進地域に対する支援措置 | <p>都道府県が、雇用開発促進地域に該当すると認められる地域について「地域雇用開発計画」（計画期間は原則として3年以内）を策定し、厚生労働大臣がこれに同意した場合、当該計画で定められた地域（以下、「同意雇用開発促進地域」という。）において国の支援措置が講じられる。</p> <p>同意雇用開発促進地域において、地域の雇用拡大のために必要な事業所の設置・整備を300万円以上行い、その地域に居住する求職者を雇い入れ、労働者を3人（創業の場合は2人）以上増加させるなど一定の要件を満たした場合、事業主に対して「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」が助成される。事業所の設置・整備費用及び増加した労働者数に応じて、1回につき48万円から960万円が助成され、最大3回（3年間）支給される。</p> |

| | |
|-------|--|
| 特例の概要 | <p>地域雇用開発促進法第2条第2項に定める「雇用開発促進地域」は、同一労働市場圏であるような地域的に一体性を持った範囲で設定するための要件として、「自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること」とされているところ、沖縄においては、島しょ性などの地理的特殊性から、「自然的」という地理的な要件を除外し、「経済的社会的条件」とする特例を設けた。</p> <p>特例により、離島を含む沖縄県内全域が地域雇用開発促進法に基づく雇用開発促進地域となった。</p> |
|-------|--|

(活用実績及び効果)

本特例により、島しょ性などの地理的特殊性を持つ本県が地域雇用開発促進法に基づく雇用開発促進地域となり、本島北部地域、本島中部地域、本島南部地域、宮古地域、八重山地域の5つの地域が同意雇用開発促進地域となった。

同意雇用開発促進地域においては、地域における求職者の雇用環境の改善を目的とした国の支援措置である地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の活用が可能となっており、県内5つの同意雇用開発促進地域における有効求人倍率は上昇傾向を示すなど、新規求人数は増加基調で推移しており、雇用機会は着実に拡大している。

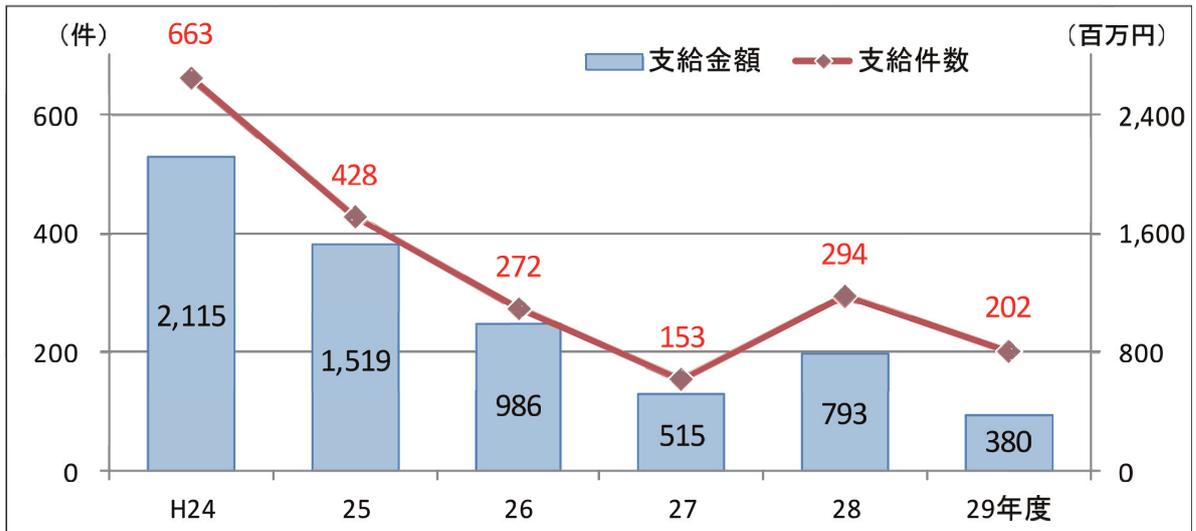
近年の雇用情勢の改善によって失業者が減少し、求職者数が減少基調で推移していることから、地域雇用開発助成金の活用実績は減少傾向にあるが、雇用機会の創出を図る上で有効に活用されており、本特例は本県の雇用環境の改善に寄与している。

【表3-3-10-3】 同意雇用開発促進地域（沖縄県5地域）（平成30年10月1日現在）

| 地域名 | 構成市町村 | 公共職業安定所 | 期間 |
|-------|---|---------|-----------------------|
| 北部地域 | 名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村 | 名護 | 平成28年10月1日～平成31年9月30日 |
| 中部地域 | うるま市、宜野湾市、沖縄市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村 | 沖縄 | 平成28年10月1日～平成31年9月30日 |
| 南部地域 | 那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、八重瀬町、与那原町、南風原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村 | 那覇 | 平成28年10月1日～平成31年9月30日 |
| 宮古地域 | 宮古島市、多良間村 | 宮古 | 平成28年10月1日～平成31年9月30日 |
| 八重山地域 | 石垣市、竹富町、与那国町 | 八重山 | 平成28年10月1日～平成31年9月30日 |

出典：厚生労働省「同意雇用開発促進地域一覧」

【図表3-3-10-4】 県内同意雇用開発促進地域における地域雇用開発助成金の活用実績

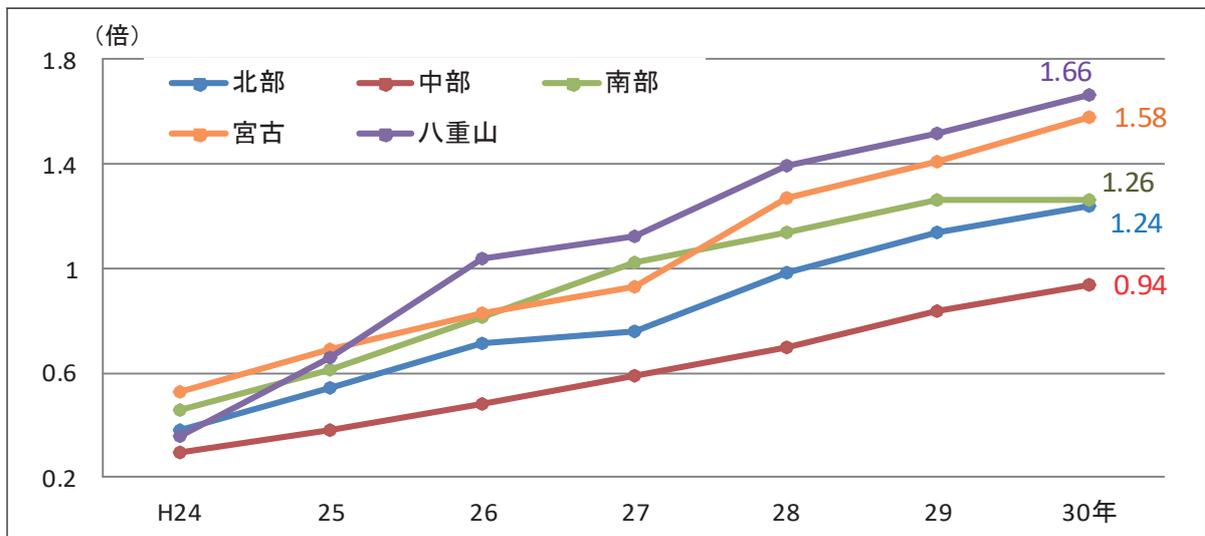


注1：平成25年5月に地域求職者雇用奨励金と地域再生中小企業創業助成金が地域雇用開発奨励金に統合され、平成29年4月より地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）に名称変更された。

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の支給申請は平成30年度以降となるため、表中の実績は、地域求職者雇用奨励金、地域再生中小企業創業助成金及び地域雇用開発奨励金の実績を合計したものである。

出典：沖縄労働局「職業安定行政年報」を基に沖縄県企画部企画調整課が作成

【図表3-3-10-5】 県内同意雇用開発促進地域における有効求人倍率の推移



出典：沖縄労働局「職業安定業務統計」

(課題及び今後の方向性)

地域雇用開発促進法の特例が継続されることにより、沖縄における求職者の雇用環境の改善が見込まれる。今後も引き続き同制度の特例を踏まえ、地域雇用開発助成金を有効活用し、地域における雇用・就業の場の創出及び求職者の雇用・就業の促進を図り、労働者が安心して働ける社会の形成につなげていく。

(2) 沖縄失業者求職手帳制度

(目的及び概要)

合衆国軍隊の撤退等に伴い、やむなく失業するに至った者であって一定の要件に該当する者に対して、就職指導、給付金の支給等の対象となる沖縄失業者求職手帳を発給し、これらの者の就職の促進を図ることを目的として創設された。

| | |
|---------|--|
| 対象者 | 昭和46年6月17日以降における合衆国軍隊の撤退等に伴い、離職する者のうち駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく措置の適用を受けない者等に対して、その者の申請に基づき、公共職業安定所長は沖縄失業者求職手帳を発給する。 |
| 有効期限 | 沖縄失業者求職手帳は、その発給を受けた者がやむなく失業するに至った日の翌日から起算して3年が経過したとき、又は公共職業安定所長が労働の意思若しくは能力を有しなくなったことその他厚生労働省令で定める事由に該当すると認めるときは、効力を失う。 |
| 援助措置の概要 | ①就職指導の実施 公共職業安定所は、手帳所持者に対し、再就職を促進するために必要な就職指導を行う。原則として4週間に1回ずつ公共職業安定所に出頭させて、ケース・ワーク方式により、一定の指導課程に従って職業情報の提供や適性検査等を実施することとしており、一般の求職者に対する職業指導よりきめ細かく、個々人の実情に応じた計画的、体系的なものとなっている。 |
| | ②職業訓練の受講指示 就職指導を受ける者に対して、公共職業安定所長は、その者の再就職を促進するために、公共職業訓練施設の行う職業訓練を受けること、職業講習を受けること、都道府県知事が事業主に委託して行う手帳所持者を作業環境に適応させる訓練（職場適応訓練）を受けること、適職に紹介するために指定日に公共職業安定所に出頭することについて指示を行う。 |
| | ③職業転換給付金 国は、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にするため、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の規定に基づき、就職促進手当等の給付金を支給する。 |

(活用実績及び効果)

昭和47年度から平成29年度までの累計で、沖縄失業者求職手帳発給件数は8,267件、就職促進手当支給件数は1万4,418件となっており、1,899人の就職につながっている。

米軍基地の再編統合に伴う駐留軍等従業員の大量解雇は、本土復帰後の沖縄の構造的な高失業率の要因となり、平成14年度以前は手帳発給件数は多かったが、近年、駐留軍等従業員の人員削減がほとんど見られなくなってきていることから、利用実績は減少傾向にある。

【表3-3-10-6】 沖縄失業者求職手帳制度の実績 (単位：人、件)

| 年度 | 期末現在 手帳所持者数 | 手帳発給件数 | 手帳失効・ 取消件数 | 就職促進手当 受給者数 | 就職者数 |
|---------|----------------|--------|---------------|----------------|-------|
| S47～56 | — | 7,123 | 6,412 | 11,021 | 1,794 |
| S57～H3 | — | 786 | 1,371 | 2,334 | 77 |
| H4～H13 | — | 287 | 327 | 688 | 26 |
| H14～H23 | — | 65 | 159 | 351 | 2 |
| H24～H29 | — | 6 | 11 | 24 | 0 |
| H24 | 8 | 3 | 0 | 8 | 0 |
| H25 | 3 | 0 | 5 | 6 | 0 |
| H26 | 3 | 3 | 3 | 3 | 0 |
| H27 | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 |
| H28 | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 |
| H29 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 |
| 合計 | — | 8,267 | 8,280 | 14,418 | 1,899 |

出典：沖縄労働局「定例業務報告」

(課題及び今後の方向性)

駐留軍等従業員の雇用は近年比較的安定しており、人員整理がほとんど見られなくなってきていることから、沖縄失業者求職手帳制度の利用実績は減少傾向にある。しかし、平成18年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」で示された在日米軍再編の実施に伴い、今後、沖縄8施設において勤務する駐留軍等従業員の雇用に影響が生じることが見込まれる。

駐留軍等従業員の使用者は在日米軍であり、米国の安全保障政策の変更、米軍の機構の改編、部隊の撤退・縮小等の可能性があることから、その雇用は本来的には不安定なものである。また、駐留軍等従業員の職種は極めて細分化されていることから、離職を余儀なくされた場合には、他の職種への転換が困難等の理由により、再就職が困難となるおそれがある。

本制度は、求職者の求職活動の促進とその生活の安定に資するセーフティネットとして有効に機能している。将来的に予想される在日米軍の再編に伴う駐留軍等従業員の解雇への対応に備え、本制度による措置を継続して実施する必要がある。

【表3-3-10-7】再編実施のための日米ロードマップ（平成18年5月）における
土地の返還等の対象施設

(平成29年3月末現在)

| 施設名 | 再編ロードマップ | 駐留軍等 従業員数 |
|-----------------------|-----------------------------|--------------|
| キャンプ・コートニー | グアム移転 | 297人 |
| キャンプ・ハンセン | グアム移転 | 605人 |
| 普天間飛行場 | グアム移転 全面返還（481ha） | 213人 |
| キャンプ瑞慶覧 | グアム移転 部分返還（152ha＋追加的な部分） | 2,402人 |
| 牧港補給地区 | グアム移転 全面返還（274ha） | 1,001人 |
| キャンプ桑江 | 全面返還（68ha） | 34人 |
| 那覇港湾施設 | 全面返還（56ha） | 84人 |
| 陸軍貯油施設 第1桑江タンクファーム | 全面返還（16ha） | 98人 |
| 合 計 | | 4,734人 |

注1：陸軍貯油施設第1桑江タンクファームの駐留軍等従業員数については、陸軍貯油施設全体の従業員数を記載している。

出典：沖縄県知事公室「沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）」（平成30年3月）

(11) 離島における定住条件の整備

日本の領空、領海、排他的経済水域（EEZ）の保全など、離島の果たしている役割を評価し、県民全体で離島地域を支える仕組みを構築するとともに、離島住民が住み慣れた島で安心して暮らし続けることができるよう、交通、生活環境基盤、教育・文化、医療、福祉等の分野においてユニバーサルサービスを提供し、定住条件の整備を図るため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況】

施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比べ「離島地域における人口」は慢性的な若年者の人口流出等により、1,828人（1.4%）減少した。「離島と沖縄本島間など移動が気軽にできること」は宮古で28.9ポイント上昇し31.4%、八重山で31.7ポイント上昇し39.5%、「物価が安定していること」は宮古で11.5ポイント上昇し17.4%、八重山で15.1ポイント上昇し22.1%、「良質な医療が受けられること」は宮古で13.6ポイント上昇し31.4%、八重山で6.8ポイント上昇し23.3%となり県民満足度が向上している。

しかし、「身近な場所に生活に必要な施設（商業施設、医療施設など）があること」は八重山で19.6ポイント下落し46.5%、「地理的、経済的要因等に左右されない公平な教育機会が確保されていること」は宮古で2.3ポイント下落し18.2%となり、県民満足度が低下した。

「目標とするすがた」の指標については、定期的実施している県民意識調査における県民満足度を引用しており、平成30年8月調査では、初めて小規模離島を対象とした調査を行い、離島住民の意識やニーズの把握に努めた。

また、「目標とするすがた」については、多様な環境にある離島地域の実情を把握し、振興施策に反映させるため、今後は小規模離島を含めたより細やかな指標の設定についても検討する必要がある。

<目標とするすがたの状況>

| 項目名 | 離島の現状 (基準年) | 離島の現状 (現状値) | R3年度の目標 |
|------------------------------------|--|--|----------|
| 離島地域における人口の確保 | 127,766人 (H22年) | 125,938人 (H27年) | 125,938人 |
| 離島と沖縄本島間など移動が気軽にできること | 宮古 2.5% 八重山 7.8% 【参考】県全体 8.2% (H21年県民意識調査) | 宮古 31.4% 八重山 39.5% 【参考】県全体 28.6% (H30年県民意識調査) | 県民満足度の向上 |
| 物価が安定していること | 宮古 5.9% 八重山 7.0% 【参考】県全体 9.8% (H21年県民意識調査) | 宮古 17.4% 八重山 22.1% 【参考】県全体 19.5% (H30年県民意識調査) | 県民満足度の向上 |
| 身近な場所に生活に必要な施設(商業施設、医療施設など)があること | 宮古 46.6% 八重山 66.1% 【参考】県全体 61.1% (H21年県民意識調査) | 宮古 47.1% 八重山 46.5% 【参考】県全体 56.7% (H30年県民意識調査) | 県民満足度の向上 |
| 地理的、経済的要因等に左右されない公平な教育機会が確保されていること | 宮古 20.5% 八重山 23.2% 【参考】県全体 18.0% (H24年県民意識調査) | 宮古 18.2% 八重山 24.4% 【参考】県全体 19.9% (H30年県民意識調査) | 県民満足度の向上 |

| 項目名 | 離島の現状 (基準年) | 離島の現状 (現状値) | R3年度の目標 |
|---------------|--|--|----------|
| 良質な医療が受けられること | 宮古 17.8% 八重山 16.5% 【参考】県全体 28.7% (H21年県民意識調査) | 宮古 31.4% 八重山 23.3% 【参考】県全体 39.2% (H30年県民意識調査) | 県民満足度の向上 |

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

離島における定住条件の整備に向けては、離島住民が住み慣れた島で安心して暮らし続けることができるよう、生活環境基盤や交通基盤の整備、教育、医療、福祉分野におけるユニバーサルサービスの提供など、生活面での条件不利性の克服に取り組む必要がある。このため、割高な交通・生活コストの低減を図るほか、情報通信基盤の高度化や公営住宅の整備など、生活環境基盤の整備を促進する必要がある。

また、公平な教育機会を確保するため、地域の実情に応じた教育環境整備や教育に係る負担の軽減を図る必要がある。

さらに、医師の安定確保等により離島における医療提供体制の充実を図るとともに、介護サービス等の提供体制を整備するなど、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現する必要がある。

このほか、空港、港湾・漁港、道路の整備に加え、航空路、航路及びバス路線の維持・確保に努める必要がある。

ア 交通・生活コストの低減 (成果等)

離島の遠隔性等が人流・物流面における高コスト構造を招いていることから、交通・生活コストを低減し、住民の負担軽減と島全体の活力向上を図るための取組を行った。

交通コストの低減については、離島住民等の負担軽減を図るため、船賃ではJR在来線並みの運賃を目指し約3割から最大約7割、航空運賃では新幹線並みの運賃を目指し約4割の運賃低減を行った。これらの取組などにより、低減化した路線における航路・航空路の利用者数(離島住民)は、平成30年度で航路が62万2千人と基準値の約1.5倍、航空路が39万7千人と同約1.9倍に増加しており、航路は目標値を達成見込み、航空路は現時点で目標値を達成している。

生活コストの低減については、沖縄本島から小規模離島を中心とする県内の有人離島へ輸送される生活必需品等の輸送経費等を補助する実証実験を、座間味村、渡嘉敷村、北大東村、南大東村の4村5島を対象に実施した。平成28年度からは、対象離島を13市町村19島に拡大し、対象離島市町村と協調して補助してきた。これらの取組などにより、沖縄本島と離島の生活必需品の価格差(那覇市を100とした場合の指数)は、平成24年度から事業を実施している継続離島4村が約143(全離島平均130程度)から約124に改善、平成28年度から開始した拡大離島7市町村においては、平成27年の約131から約117に改善しており、いずれも目標値を達成する見込みである。

石油製品の価格安定化については、離島における石油製品の本島並みの価格安定と

円滑な供給を図るため、本島から県内離島へ輸送される石油製品について、販売事業者等が負担する輸送経費等に対する補助を行っている。平成25年度には補助事業の拡充を行い、陸上輸送にかかる経費についてはこれまで全離島一律で補助単価を設定していたが、新たにコンテナ・ドラム缶購入費等を積算に加えるとともに、ドラム缶充填費についても補助対象経費に加えることとした。また、島を輸送形態ごとに分類し、実態の流通コストに見合うよう輸送形態別に補助単価の引上げを行った。これらの取組などにより、本島を100とした場合の離島におけるガソリン価格の指数は、原油価格の推移により騰落があるものの、基準値の114程度から平成30年度には111程度と改善しており、現時点で目標を達成している。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|------------------------------------|-----------------------|--|------------------------------------|
| 低減化した路線における航路・航空路の利用者数(離島住民) | 航空路:206千人 (H23年度) | 航空路:397千人 (H30年度) | 318千人 |
| | 航路:418千人 (H23年度推計) | 航路:622千人 (H30年度) | 655千人 |
| 沖縄本島と離島の生活必需品の価格差(那覇市を100とした場合の指数) | 130程度 (H23年) | 124程度 (継続離島) 117程度 (拡大離島) (H30年) | 123程度 (継続離島) 129程度 (拡大離島) |
| 沖縄本島・離島間のガソリンの価格差(本島を100とした場合の指数) | 114程度 (H23年度) | 111程度 (H30年度) | 114程度 |

(課題及び対策)

本県の離島地域は、その遠隔性、散在性、狭小性等の条件不利性により、住民等の移動手段が船又は飛行機に限られ、移動に係るコストが高く、生活必需品の価格が沖縄本島と比較して割高となるなど、離島住民の生活を圧迫している。このため、交通コストの低減については、引き続き、離島住民等を対象とした船賃及び航空運賃を低減し、安定的かつ継続的に離島住民の負担軽減に取り組む必要がある。

生活コストの低減については、各離島の買物環境や住民ニーズに応じた取組となるよう、今後の展開を検討する必要がある。

石油製品については、石油製品の販売事業者等が負担する輸送経費等に対し引き続き補助を行うことなどにより、沖縄本島並みの価格安定と円滑な供給を図る必要がある。また、本島・離島間における価格差の要因分析を行い、更なる価格差縮小に向けた取組を検討する必要がある。

イ 生活環境基盤の整備及び教育・医療・福祉における住民サービスの向上

(成果等)

生活環境を整備し、安心して住み続けることができるよう、生活環境基盤の充実強化を図るとともに、教育、医療、福祉等における住民サービスの向上を図るための取組を行った。

生活環境基盤の整備として、水道サービスの向上等を図るため、一括交付金制度を活用して水道広域化を推進した。粟国村では、平成30年3月から水道用水供給範囲拡大による水道広域化を開始しており、その結果、同村の水道料金が約50%軽減されるなど、住民サービスの向上が図られている。これらの取組などにより、水道広域化実施市町村数は、基準値の1村から平成30年度には2村と増加しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

また、上水道の施設整備、老朽化対策及び耐震化については、今後の水需要や水質の安全性を確保するための施設整備及び老朽化施設の更新、耐震化を図っている。

情報通信基盤の整備については、一括交付金（ソフト）を活用し、沖縄本島と各離島を結ぶ海底光ケーブルの敷設（先島地区計690km、久米島地区計170km）、島内の光ファイバー網による超高速ブロードバンド環境の構築に取り組んだ。海底光ケーブルの敷設により、高度化かつ強靱化された情報通信基盤を構築した。これらの取組などにより、超高速ブロードバンド基盤整備率（離島）は、基準値の52.3%から平成30年度には91.4%となり、目標値を達成する見込みである。

電力の安定的かつ適正な供給を図るため、離島への送電用海底ケーブルの設置を促進し、平成27年度に電気事業者によって沖縄本島から渡嘉敷島までの海底ケーブルが敷設された。送電用海底ケーブル新設・更新箇所数は、平成30年度で3か所となっており、設備の老朽化状況に基づく電気事業者の更新計画において適切に実施されているため、電力の安定供給が確保されているものと考えられる。

廃棄物については、離島市町村の効率的なごみ処理体制を構築するため、ごみ運搬費低減等の具体的方策のシミュレートを行い、広域化によるコスト低減策を離島自治体ごとに示すとともに、ごみ処理状況及び処理体制の調査、ごみ処理状況個別表（カルテ）の作成など、離島の廃棄物処理の構造的不利性解消に係る調査等を実施した。

離島の海岸漂着物については、国の補助金を活用し、海岸管理者や市町村と連携して回収処理を実施した。この取組により、平成23年度から平成30年度までに約2万7千m³（約3,700トン）の漂着物を回収処理し、海岸の景観や環境保全に寄与した。

このほか、下水道の施設整備及び老朽化施設の改築更新・耐震化、公営住宅の整備、行政サービスの高度化を図る沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等情報通信基盤の整備など、離島における生活基盤の整備を実施したことなどにより、離島住民サービスの向上に寄与した。

教育機会の確保については、離島・へき地における教育環境を改善するため、平成30年度においては、8名以上の児童で構成される複式学級、33学級のうち、27学級に非常勤講師を派遣した。これにより、きめ細かな指導や教材準備・研究の改善、児童の理解・集中力の向上等の効果が得られた。8名以上の児童で構成される複式学級のうち、非常勤講師が派遣されている学級の割合は、平成30年度で81.8%となり、目標

値を達成する見込みである。

また、離島からの進学に伴う家庭や生徒の負担軽減を図るため、高等学校未設置離島出身の高校生に対し、居住・通学に要する経費を補助することで保護者の精神的・経済的な負担を軽減した。さらに、寄宿舎と交流機能を併せ持った「沖縄県立離島児童生徒支援センター」を整備し平成28年1月に開所した。

さらに、図書館を設置していない離島町村において、移動図書館や一括貸出し等を行い、児童生徒の読書活動を支援した。

文化の振興については、離島・過疎地域の幅広い世代の住民を対象に、伝統文化を体験、鑑賞する機会を提供するため、琉球舞踊やエイサー等のワークショップや、重要無形文化財保持者等による伝統芸能公演を実施した。

医療の充実については、離島勤務医師を確保するため、ドクターバンク登録医師の離島地域の医療機関への仲介、琉球大学医学部地域枠及び自治医科大学での医師の養成並びに県立病院での後期臨床研修医の養成などに取り組んだ。これらの取組などにより、医療施設従事医師数（離島：人口10万人当たり）は、基準値の159.3人から平成30年には167.1人と増加しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

施設整備については、各圏域において適切な医療提供体制を確保するため、宮古・八重山圏域の拠点病院である県立宮古病院（平成25年度完成）、県立八重山病院（平成30年度完成）を新築移転した。

さらに、安定的な医療サービスを提供するため、離島診療所医師が島外研修等で不在とする際の代診医を派遣したほか、専門診療科の受診機会を確保するため、専門医による巡回診療を実施した。あわせて、一括交付金（ソフト）を活用して県立離島診療所に代替看護師を派遣し、離島における勤務環境の改善を行うなど、看護師の安定的な確保を図った。診療所や地域巡回での対応が難しい疾患等については、平成29年度から島外医療施設への通院に係る交通費及び宿泊費を助成し、離島患者等の経済的負担の軽減を図っている。

このほか、ドクターヘリの運営費の補助、自衛隊や海上保安庁ヘリ等航空機による急患搬送時に医師等を添乗させるなど、救急医療提供体制の整備にも取り組んだ。

福祉の充実については、離島市町村における介護サービス事業所等の基盤整備を図るため、介護サービス事業の効率的運営が困難な離島市町村に対し、事業運営に要する経費及び渡航費の補助を行った。平成28年度には市町村からの要望を踏まえて、補助対象を拡大するなど、介護サービス提供基盤の維持・拡充に努めた。また、質の高い福祉・介護人材を地域完結型で育成するため、アドバイザーを派遣し、人材育成ガイドラインや標準カリキュラム等の具体的な活用について助言等を行った。

これらの取組などにより、介護サービスが提供可能な離島数は、基準値の16か所から平成30年には19か所と増加しており、目標値の達成に向けて進展している。

< 成果指標の状況 >

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|---|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------|
| 水道広域化実施市町村数 | 1村 (県全体: 23市町村) (H22年度) | 2村 (県全体: 24市町村) (H30年度) | 9村 (県全体: 31市町村) |
| 超高速ブロードバンドサービス基盤整備率(離島) | 52.3% (H23年) | 91.4% (H30年度) | 100.0% |
| 送電用海底ケーブル新設・更新箇所数【再掲】 | 0か所 (H23年度) | 3か所 (H30年度) | 9か所 |
| 汚水処理人口普及率(離島) | 44.6% (H22年度) | 57.2% (H30年度) | 70.3% |
| 公営住宅管理戸数(離島) (累計) | 4,609戸 (H23年度) | 4,660戸 (H30年度) | 4,735戸 |
| 8名以上の児童で構成される複式学級のうち、非常勤講師が派遣されている学級の割合 | 0% (H23年度) | 81.8% (H30年度) | 100% |
| 図書館又は図書館機能を持った施設の設置率(離島) | 26.7% (H24年度) | 26.7% (H30年度) | 53.3% |
| 医療施設従事医師数 (離島:人口10万人あたり) | 159.3人 (H22年) | 167.1人 (H30年) | 195人以上 |
| 介護サービスが提供可能な離島数 | 16か所 (H23年) | 19か所 (H30年) | 21か所 |

(課題及び対策)

離島の生活環境基盤は、小規模離島自治体の財政基盤が脆弱な上、水道事業や廃棄物処理などで広域的な対応が困難なことから高コスト構造とならざるを得ない。また、人口規模や経済規模が小さいことから医療、福祉、水道、情報通信などのサービスが十分に受けられない又は割高となるなど、本島との格差は依然として課題となっていることから、小規模離島自治体の高コスト構造及び本島との格差是正を図る必要がある。

水道広域化については、小規模水道事業の運営基盤の強化や水道サービスの向上等を図るため、本島周辺離島8村への水道用水供給範囲拡大以降の取組について課題等を整理し、関係機関と連携して取り組む必要がある。

なお、島ごと(水源ごと)の水需要については、人口や観光客などの動向を踏まえた水道事業者の見通しを注視していく必要がある。

公営住宅の整備について、小規模離島を中心として、離島・過疎地域においては、民間賃貸住宅の供給が見込めないことから、公営住宅の整備により、定住条件を整備促進する必要がある。また、移住を含めた定住条件の整備を図るため、今後、市町村と連携した空き家活用を検討する必要がある。加えて、離島地域においては、個人住

宅の建替・修繕に関し、資材のコスト高や労働者の確保などで厳しい環境に置かれており、その実態把握と課題解決に向けた調査を行う必要がある。

情報通信基盤の整備については、引き続き、計画的に陸上の光ファイバー網による超高速ブロードバンド環境の整備に取り組む必要がある。また、大東地区においては、中継伝送路（海底光ケーブル）を段階的に整備し、2ルート化による安定性を確保する等、情報通信環境の強靱化を図る必要がある。

離島の廃棄物対策については、一般廃棄物処理施設の老朽化に伴う建替えが今後必要となる離島があるが、離島における廃棄物1トンあたりの施設整備費は沖縄島に比べて高い傾向にあり、離島の財政状況では現状の補助制度での設備更新が難しい状況にある。加えて、産業廃棄物処理業者が島内に存在しない離島があることや、市町村が産業廃棄物を一般廃棄物とあわせ処理する場合、産業廃棄物の割合に応じて一般廃棄物処理施設の補助割合が減少してしまうため、あわせ処理が進まないことから、産業廃棄物を島外処理に頼らざるを得ず、結果として廃棄物処理コストが高い状況にある。

そのため、廃棄物を島内で安定して処理できるよう、一般廃棄物については一般廃棄物処理施設整備補助制度をかさ上げするとともに、産業廃棄物を一般廃棄物とあわせ処理する場合でも、産業廃棄物の割合によらずに施設整備全体が補助対象となるよう、既存補助制度の拡充が必要である。

海岸漂着物の適正処理等の推進については、海岸漂着物を回収しても繰り返し漂着するため、海岸漂着物問題を重要性の増した課題として位置付け、周辺環境及び生態系への影響について調査するとともに、効率的な回収体制の構築、継続的な回収処理の実施、海岸清掃活動等を促進させる必要がある。

また、海岸漂着物は、山、川、海へとつながる水の流れを通じて発生するものであることから、プラスチック製品の使用削減、ポイ捨て防止など陸域での発生源対策について、積極的に取り組む必要がある。

教育機会の提供については、へき地校において複式学級の割合が高く、児童が教師から直接指導を受ける時間が単式学級の半分程度となっていることなどから、引き続き非常勤講師の派遣を行うとともに、ICTを活用した遠隔教育を検討するなど、離島における公平な教育機会を確保する必要がある。

また、高等学校未設置離島から島外の高等学校へ進学する際の家族や生徒の経済的・精神的負担の軽減を図るため、高等学校未設置離島出身の高校生に対し、引き続き居住・通学に要する経費を補助するとともに、「沖縄県立離島児童生徒支援センター」の管理・運営について、市町村と連携しながら負担軽減に取り組む必要がある。

文化の振興については、人口の減少やライフスタイルの変化に伴い、祭事の簡素化や伝統芸能の後継者不足などが課題となっていることから、地域住民が地域の伝統行事・伝統芸能の重要性や価値を再認識できる場の創出など、後継者や担い手の育成・確保につなげる必要がある。

離島及びへき地の医療の充実については、引き続き医師の確保に取り組むとともに、地域のみでは十分な医療を提供できない場合があるため、沖縄本島の医療機関と離島診療所等との医療提供連携体制の充実を図る必要がある。

また、看護師や薬剤師等の人材育成については、インターネットを活用したオンライン学習等、遠隔地でも受講しやすい研修体制の充実を図る必要がある。

離島市町村における高齢化率は平成30年度で27.0%（宮古島市、石垣市を除く。）と、県全体の21.1%と比較しても高くなっている。小規模な離島では、介護サービス事業において利用対象者数が少ないなどの不利な条件下にあることや、介護人材の育成・確保についても、研修受講のための旅費の負担など、島外の事業所と比べ厳しい状況となっている。研修に係る旅費の助成やネット配信等の取組の充実など、早急な対策が必要となっている。

ウ 交通基盤の整備と交通ネットワークの充実強化 (成果等)

航路、航空路などの交通手段を確保するため、必要な空港、港湾・漁港、道路を整備するほか、交通拠点間の連結強化、交通ネットワークの充実を図るための取組を行った。

離島空港の整備及び離島航空路の維持・確保については、平成25年3月に新石垣空港を開港したほか、新石垣空港、宮古空港及び下地島空港における受入体制の強化に取り組んだ。

また、運航に伴い生じた欠損に対する運航費補助及び離島航空路線に就航する航空機の購入費補助を行ったほか、離島住民の割高な航空運賃を低減した。

これらの取組などにより、離島空港の年間旅客数は、基準値の313万人から平成30年度には485万人と約1.5倍に増加しており、現時点で目標値を達成している。

さらに、過去に運航していた路線（那覇－粟国、石垣－多良間、石垣－波照間）の再開に向け、関係機関で協議会において連携した取組を行ったほか、伊平屋空港の整備に向けた取組を実施し、離島航空路線の拡充に努めた。

海上交通の維持・確保については、港湾機能の向上を図るため、浮棧橋の整備、防波堤の整備、岸壁の改良・耐震化等を行った。

また、航路の維持・確保を図るため、運航に伴い生じた欠損に対し、運航費補助及び老朽化に伴う船舶の建造又は購入に対して補助を行った。

これらの取組などにより、離島航路の船舶乗降人員実績は、基準値の584万人から平成29年には600万人と増加しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

道路整備については、離島住民の生活利便性を確保するため、地域の実情に対応した整備を行っており、平成27年1月には伊良部大橋が開通している。これらの取組などにより、県管理道路（離島）の改良率は、平成28年度に90.5%まで上昇しており、目標値の達成に向けて進展している。

離島バス路線の確保・維持については、市町村と協調して欠損額の生じているバス路線の運行事業者に対する補助を実施した。また、市町村を主体とした住民の移動手段確保に関する活動を支援した結果、地域住民に必要な公共交通機関として18路線が維持・確保された。

これらの取組などにより、一般乗合旅客輸送人員実績（離島）は、新石垣空港開港により観光客が増加したこともあり、基準値の50万人から平成29年には115.9万人と約2.3倍に増加しており、現時点で目標値を達成している。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|------------------|------------------|-------------------|----------|
| 離島空港の年間旅客数 | 313万人 (H22年度) | 485万人 (H30年度) | 426万人 |
| 離島航路の船舶乗降人員実績 | 584万人 (H22年) | 600万人 (H29年) | 724万人 |
| 県管理道路(離島)の改良率 | 89.9% (H21年度) | 90.5% (H28年度) | 91.1% |
| 一般乗合旅客輸送人員実績(離島) | 50万人 (H22年) | 115.9万人 (H29年) | 106.2万人 |

(課題及び対策)

離島空港の整備については、離島の玄関口として、その機能の維持又は充実に向け、施設等の計画的な維持管理・更新や機能強化に取り組む必要がある。そのため、空港施設の老朽化対策として維持管理・更新計画書を作成しており、この計画に基づき施設の定期点検、詳細点検などを実施し、その結果等を踏まえ適切な時期の修繕の実施を図る必要がある。

離島航空路の維持・確保については、離島から他地域への移動手段は飛行機、船に限られることから、生活の利便性確保を図るため、高速移動手段である航空路線の確保は重要である。しかしながら、小規模離島の航空路線は需要に限られることなどから座席当たりの運航コストが高く、構造的に採算性が低いことなどが路線の維持、確保を図る上で課題となっている。このため、地元自治体、航空会社及び県等の関係者が連携して航空需要の創出に取り組むとともに、不採算路線についての運航費補助や航空機購入の補助などの支援が必要である。

また、過去に運航していた路線（那覇－粟国、石垣－多良間、石垣－波照間）の再開に向け、関係機関との更なる連携した取組を行う必要がある。伊平屋・伊是名地域においては、住民が本島拠点都市等までの移動に時間がかかることから、空港建設が強く求められており、伊平屋空港整備に向けて取り組む必要がある。新石垣空港、下地島空港については、外国人観光客の増加に対応できるよう受入体制を強化する必要がある。

海上交通については安全性・安定性を確保するとともに、離島港湾の整備については、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備など、港湾機能を向上させる

必要がある。

航路の確保・維持について、離島航路のうち、航路収支が赤字となっている航路の多くは、燃料費、人件費、船舶取得等の費用の節減が困難であることに加え、利用者の減少や船員の確保など経営面の課題を抱えている。このため、引き続き、航路事業者に対する運営費補助や船舶の建造・購入に対する支援その他の経営安定化を図る取組を行うことにより、離島航路を確保・維持する必要がある。

本県では、復帰後約50年を迎え、これまでに多くの港湾施設の整備を進めてきたが、今後、施設の老朽化が進んでいくことから、適切な管理を行うための維持・更新費の増大が予想される。そのため、定期点検等により港湾施設の劣化度を把握し、維持管理コストの縮減を図りながら、計画的な維持補修により長寿命化対策を実施する必要がある。

道路整備については、地域特性を踏まえつつ定住環境の確保に資する整備を進める必要がある。

バス路線の確保・維持については、離島のバス路線の多くが不採算路線となっているため、引き続き、バス路線の運行事業者に対する運行費補助や車両購入補助などの支援が必要である。このほか、交通不便地域の移動手段を確保するため、生活交通の維持・確保を図る必要がある。

エ 過疎・辺地地域の振興 (成果等)

過疎・辺地地域の振興については、社会経済及び文化等の総合的發展に寄与する魅力と活力にあふれた地域社会の実現に向けて、必要な生活基盤等を整備するための取組を行った。

過疎地域の自立促進と辺地対策の推進については、過疎地域の生活基盤の整備及び産業振興等を図ることを目的に、市町村職員を対象として市町村過疎計画に関する説明会の開催やヒアリングを実施するなど、同計画の円滑な実施に向けた支援等を行った。平成27年度には全過疎市町村の過疎計画が策定され、多くの市町村の計画にソフト事業が盛り込まれた。

これらの取組などにより、改正過疎法に基づく過疎地域のソフト事業に取り組んだ市町村数は、基準値より増加しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

また、過疎・辺地地域における生活基盤の強化、良好な生活環境の確保を図るため、各市町村による道路整備を促進するとともに、道路管理者である市町村に代わって、県が道路整備（県代行事業）を行った。これらの取組などにより、市町村道の道路改良率（過疎地域）は、基準値の62.7%から平成28年度には63.6%と改善しているが、目標値の達成に向けて進展が遅れている。一部事業の遅れ等があることから、目標値の達成に向けて各市町村との連携、情報共有に努めている。

離島・過疎地域の条件不利性を克服し、バランスのとれた持続的な人口増加を図る

ため、移住者受入れに取り組む市町村と、問題や課題を共有するとともに、市町村の創意工夫を支援するため、平成27年3月に沖縄県移住受入協議会を設置し、県と市町村の連携を強化した。

また、首都圏等において移住相談会を開催するなど、移住する際の注意点や地域の習慣等に関する情報を積極的に発信するとともに、移住体験ツアーを開催し、移住者受入れの課題把握を行った。

さらに平成28年度から、移住に関する情報発信を目的として移住応援サイト「おきなわ島ぐらし」を運営している。移住応援サイトアクセス数は、平成30年度で8万7,041回と現時点で目標値を達成している。

このほか、地域づくり団体の認知度・社会的評価の向上やモチベーション向上のきっかけづくりとして「沖縄県地域づくり団体表彰」を実施した。また、「地域おこし協力隊」が、地域づくり活動を行う人材の取材を通して情報収集に取り組んだことで、地域づくり人材・団体の掘り起こしにつながった。さらに、SNSを活用した情報発信に取り組み、県内地域づくり人材間での情報・意見交換が可能となる環境が整備された。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|------------------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| 改正過疎法に基づく過疎地域のソフト事業に取り組む市町村数 | 13市町村 (H23年) | 14市町村 (H30年) | 18市町村 (全過疎市町村) |
| 市町村道の道路改良率(過疎地域) | 62.7% (H22年度) | 63.6% (H28年度) | 65.0% |
| 移住応援サイトアクセス数【再掲】 | — | 87,041 (H30年度) | 50,000 |

(課題及び対策)

過疎・辺地地域は、若者の慢性的流出に伴う人口減少、高齢化等が進行し、集落機能の低下や産業活動の停滞などが指摘されていることから、移住定住・交通条件の整備、地域に応じた産業振興などを図るとともに、地域ごとの過疎の状況を的確に把握し、社会的サービスや集落機能を維持する持続可能な地域づくりに取り組む必要がある。

また、人口減少の克服に向けて、U J I ターンの環境整備や関係人口の創出等についても取り組む必要がある。

【主要な関連制度】

(1) 揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置

(目的及び概要)

沖縄県の本土復帰前、石油製品価格は全琉球統一価格（プール価格）制度がとられており、当時の沖縄のガソリン課税額は1k1当たり52ドル（当時のレート換算で1万8,720円）で、本土の課税額（2万8,700円）の65%程度であった。

このため、復帰に伴う本則課税の適用が県民生活及び産業活動へ及ぼす影響を考慮し、激変緩和措置として揮発油税と地方揮発油税の軽減措置が創設された。

| | |
|--------------------------------|---|
| 対 象 | 沖縄県に移出する目的で、その区域内にある揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油。 |
| 優遇措置の概要 (揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置) | 揮発油税及び地方揮発油税を合計7,000円/k1軽減する。 ・揮発油税 48,600円/k1（本土） → 42,277円/k1（沖縄） ・地方揮発油税 5,200円/k1（本土） → 4,523円/k1（沖縄） |

注1：上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

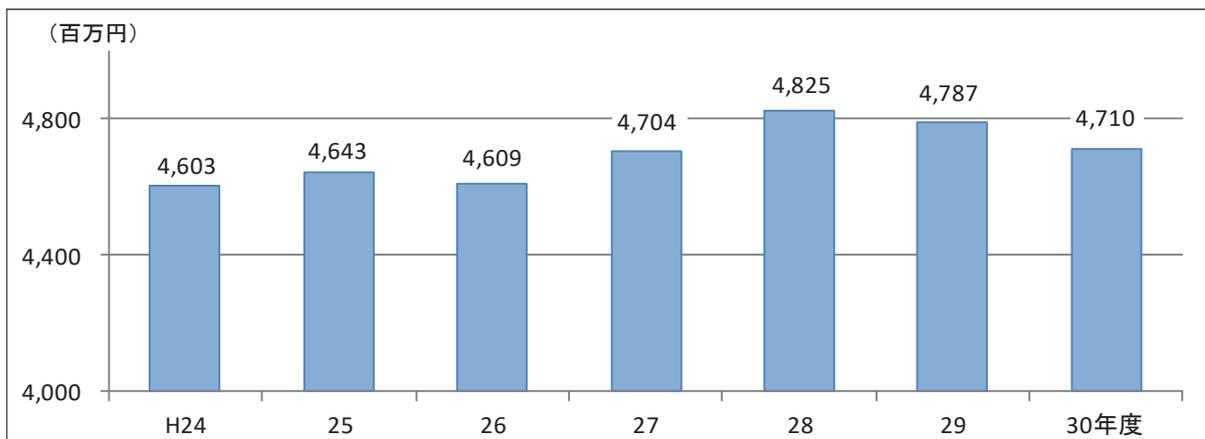
なお、本県では本措置を前提として、離島における石油製品の価格安定と円滑な供給を図ることを目的に石油価格調整税（法定外普通税1,500円/k1）を課税し、その税収を財源として沖縄本島から県内離島に輸送される石油製品（揮発油、灯油、軽油、A重油）の輸送経費を補助する石油製品輸送等補助事業を実施している。

(活用実績及び効果)

平成30年度の揮発油税及び地方揮発油税の軽減実績は約47億円であり、昭和47年から平成30年度までの軽減額は累計で約1,732億円となっている。

本措置により、本県におけるガソリン価格の高騰が緩和され、県民の消費生活及び産業経済の安定に重要な役割を果たしている。

【図表3-3-11-1】 復帰特別措置による揮発油税及び地方揮発油税の軽減実績



出典：沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課調べ

(課題及び今後の方向性)

平成27年度以降、輸送費の流通コスト増等により、本県のガソリン価格は全国平均価

格を上回る状況が続いている。仮に本措置が廃止された場合、ガソリン価格は更に高くなるのが危惧される。

本県はモノレール以外の鉄軌道がなく、陸上の移動手段は専ら自動車に依存していることや、県民所得が全国最下位であり、社会経済状況、県民生活の実態をみると、軽減措置の継続が必要である。

(2) 石油製品輸送等補助事業

(目的及び概要)

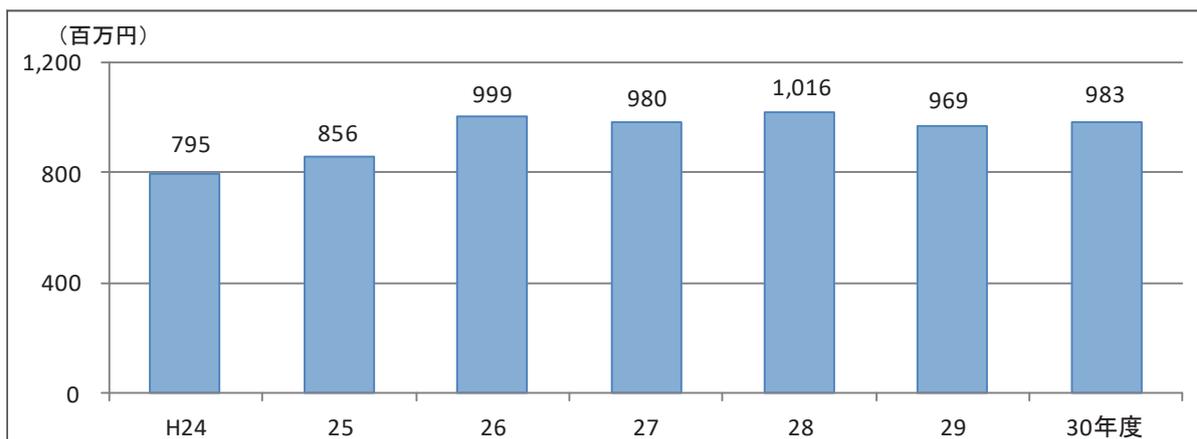
本県では、揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置（7,000円/k1の軽減）を前提として、離島における石油製品の価格安定と円滑な供給を図ることを目的に石油価格調整税（法定外普通税1,500円/k1）を課税し、その税収を財源として沖縄本島から県内離島に輸送される石油製品（揮発油、灯油、軽油、A重油）の輸送経費を補助する石油製品輸送等補助事業を実施している。

(活用実績及び効果)

石油価格調整税を財源とする石油製品輸送等補助事業については、平成25年度から石油製品の輸送に要するドラム缶やコンテナ等の購入費、トラック、フォークリフト等の車両購入費など、離島特有の経費も補助対象に含めて実施している。平成30年度補助実績は約9.8億円であり、昭和47年から平成30年度までの累計補助額は約327億円となっている。

なお、平成30年度実績において補助額が多い上位3離島は、石垣島（約359百万円）、宮古島（約258百万円）、南大東島（約85百万円）となっており、10当たりの補助額が多い上位3離島は、北大東島（31.1円）、南大東島（30.4円）、与那国島（28.4円）となっている。

【図表3-3-11-2】 石油製品輸送等補助事業による補助実績

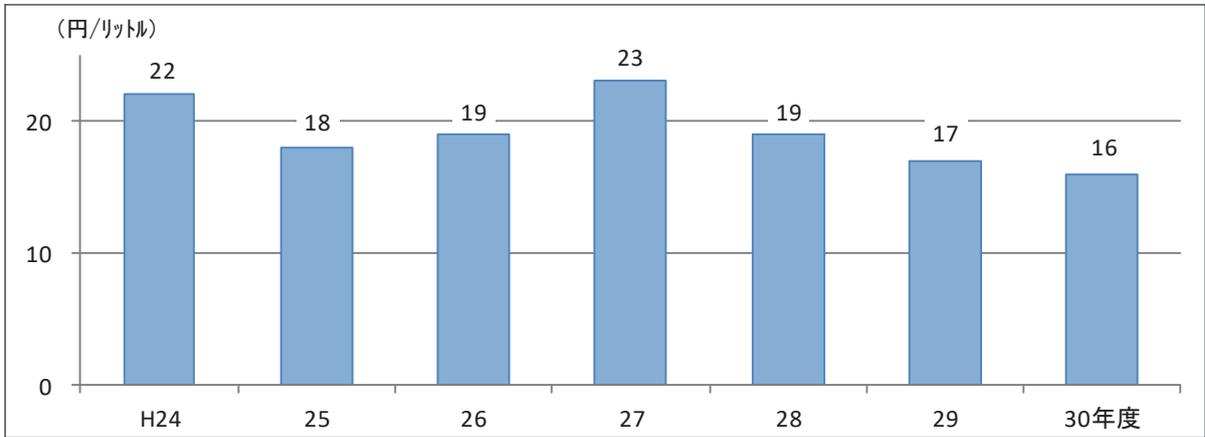


出典：沖縄県企画部「離島関係資料」

本事業の実施により、離島におけるガソリン価格は一定程度低減され、平成30年度の本県の離島におけるガソリン価格は166円/ℓとなっている。当該価格を離島の世帯割合が本県と同程度（約10%）である長崎県及び鹿児島県と比較すると、長崎県の離島が173円/ℓ、鹿児島県の離島が169円/ℓであり、本県が最も安くなっている。

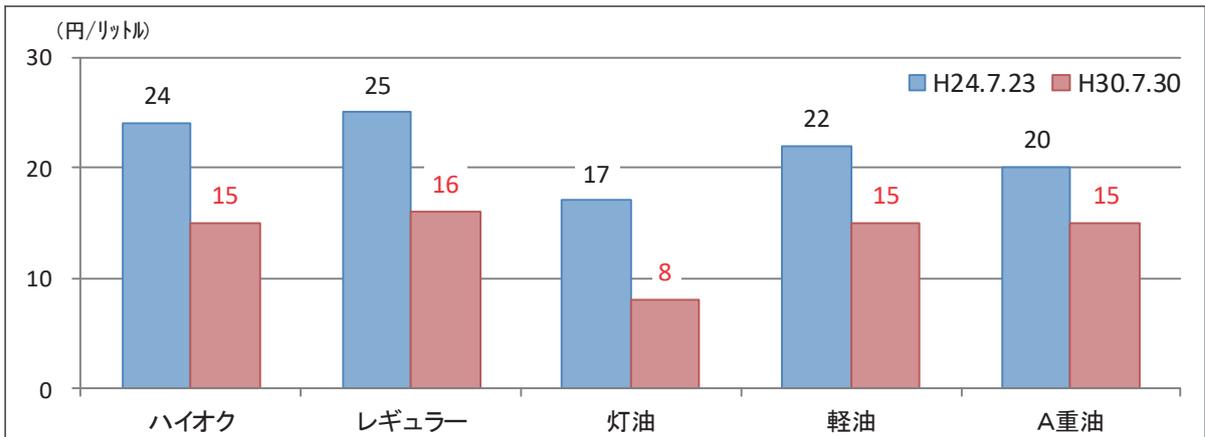
また、平成30年度における本島と離島のガソリン価格差を比較すると、沖縄県が16円、長崎県が14円、鹿児島県が14円と、本県の価格差は他県と同程度となっており、揮発油税の軽減措置及び石油製品輸送等補助事業が、離島における石油製品の価格安定と円滑な供給に一定の効果を上げていることが分かる。

【図表3-3-11-3】 沖縄県における本島と離島のガソリン価格差



出典：沖縄県企画部「離島関係資料」

【図表3-3-11-4】 沖縄本島及び離島における油種ごとの販売価格差
(平成24年7月23日時点と平成30年7月30日時点の比較)



注1：販売価格は消費税込み。

出典：沖縄県企画部地域・離島課調べ

(課題及び今後の方向性)

離島における石油製品の価格低減に本事業が一定の成果を上げているものの、離島では、給油所の維持管理費や貯蔵に必要な設備の減価償却費といった固定費が本島以上にかさむため、依然として本島・離島間で石油製品の価格差が生じている現状にある。

石油製品は産業活動に不可欠なエネルギー源であり、石油製品の価格上昇は経営基盤が脆弱な離島の産業に大きな負担となるため、輸送費等補助を継続する必要がある。

(12) 離島の特徴を生かした産業振興と新たな展開

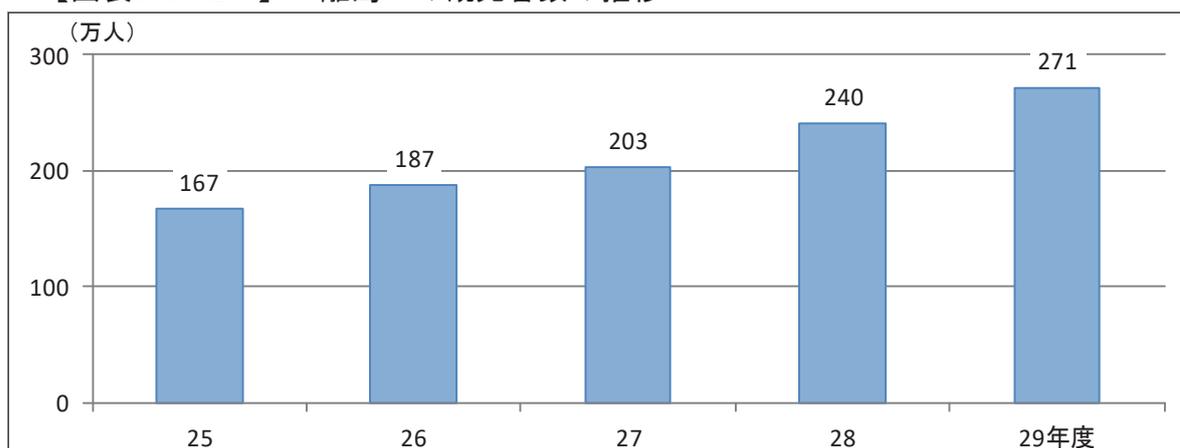
離島の持つ活力の維持・向上に向けて、観光リゾート産業、農林水産業、食品加工業、伝統工芸等、地域に根ざした産業の総合的・一体的な振興を図り、地域経済の活性化、雇用の場の創出、交流人口の増大を目指し、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比べ「離島への観光客数の増加」は平成29年度で271万人と基準値から増加しており、「農林水産業の生産拡大（離島）」は野菜・果樹の生産量が464トン増加しているものの、さとうきびで0.4万トン、家畜頭数で9,563頭減少し、目標値の達成は厳しい状況となっている。

<目標とするすがたの状況>

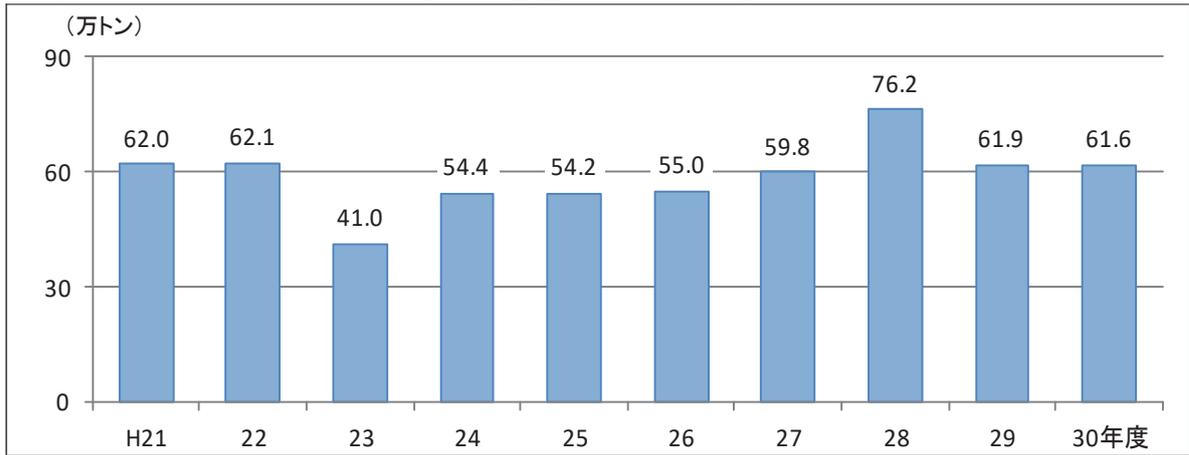
| 項目名 | 離島の現状 (基準年) | 離島の現状 (現状値) | R3年度の目標 |
|--------------------|---|--|---|
| 離島への観光客数の増加 | 166.5万人 (H25年度) | 271.3万人 (H29年度) | 380万人 |
| 農林水産業の生産拡大 (離島) | さとうきび:62万トン 家畜頭数:64,313頭 野菜(H22)・果樹(H22年 度):13,900トン | さとうきび:61.6万トン (H30年度) 家畜頭数:54,750頭 (H30年) 野菜(H29)・果樹(H29年 度):14,364トン | さとうきび:68.1万トン 家畜頭数:64,284頭 野菜・果樹:32,800トン |
| 製造業出荷額(離島)の増加 | 393億円 (H21年) | 393.7億円 (H28年) | 546億円 |

【図表3-3-12-1】 離島への観光客数の推移

※平成25年から県で調査しているもので、図表2-2-2-9-2の観光客数とは集計方法が異なる。

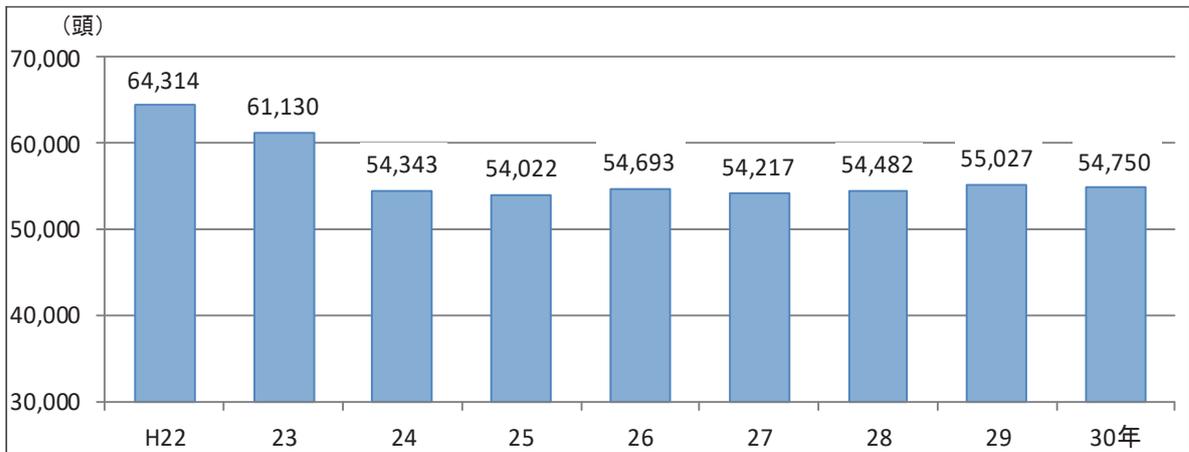
出典：沖縄県総務部八重山事務所「八重山入域観光客数統計」、沖縄県企画部地域離島課「島別入域観光客数、宿泊能力」、宮古島市観光商工部観光商工課「入域観光客数」を基に文化観光スポーツ部観光政策課作成

【図表3-3-12-2】 さとうきび生産量（離島）の推移



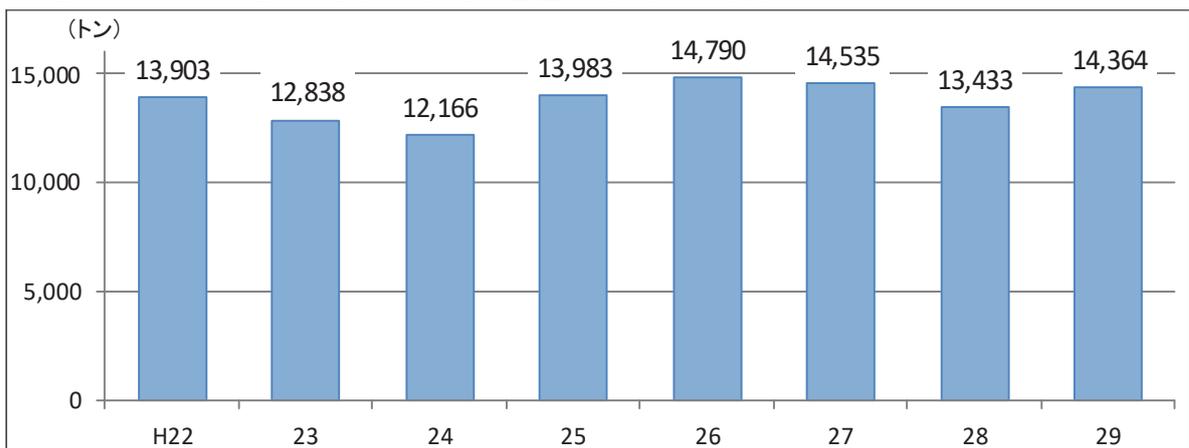
出典：沖縄県農林水産部「さとうきび及びび甘しゅ糖生産実績」

【図表3-3-12-3】 家畜飼養頭数（離島）の推移



出典：沖縄県農林水産部「12月家畜・家きん等の飼養状況調査」

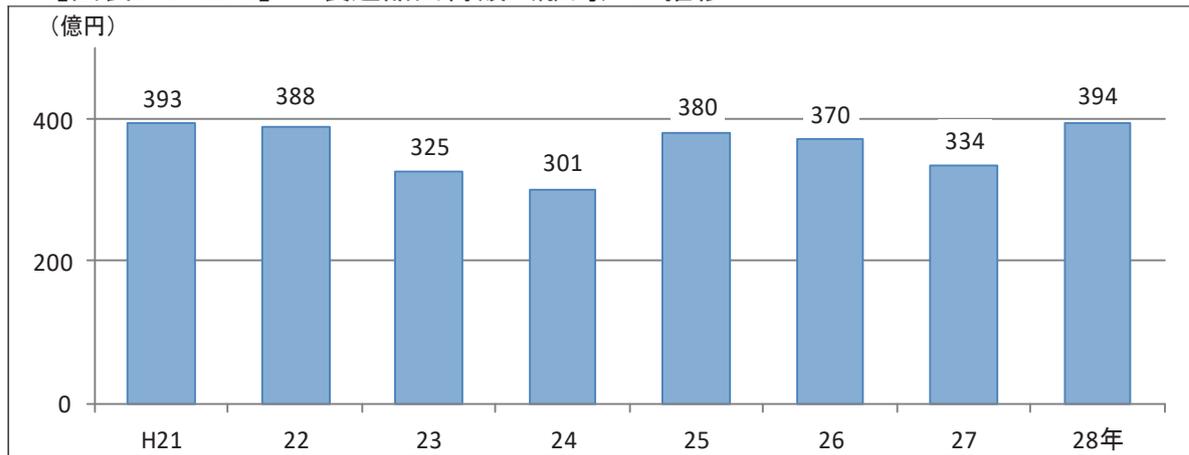
【図表3-3-12-4】 野菜・果樹生産量（離島）の推移



注1：単位は、野菜は「年」、果樹は「年度」を表す。

出典：沖縄県農林水産部「野菜の作付面積、収穫量及び出荷量」、沖縄県農林水産部園芸振興課調べ

【図表3-3-12-5】 製造品出荷額（離島）の推移



出典：沖縄県商工労働部ものづくり振興課調べ

離島の特徴を生かした産業振興と新たな展開に向けては、農商工連携、離島間連携、都市や近隣諸国との交流等を強化するとともに、その基盤となる個性豊かな伝統文化や自然環境に配慮し、地域に根ざした産業の総合的・一体的な振興を図ることで、地域経済の活性化、雇用の場の創出、交流人口の増大を目指す必要がある。

このため、観光リゾート産業の振興、農林水産業の振興、特産品開発やプロモーションなどマーケティング支援等の強化、離島を支える多様な人材の育成に取り組むとともに、交流と貢献による離島の新たな振興を図る必要がある。

ア 観光リゾート産業の振興 (成果等)

観光リゾート産業の振興のため、島々の個性や魅力を生かした着地型観光プログラムの開発、国際的な沖縄観光ブランドの確立に向けた環境共生型観光や文化資源活用型観光の推進により、観光客増大に向けた誘客活動に取り組んだ。

島々の個性や魅力を生かした着地型観光プログラムの開発については、多様化する観光ニーズに対応するため、市町村、地域観光協会、NPO等による観光メニュー造成など主体的な取組への支援等を実施し、離島の魅力ある観光資源を生かした観光プログラムの創出を図った。これらの取組などにより、国内客離島訪問者の満足度（「大変満足」の比率）については、基準値の本島周辺58.6%、宮古圏域60.2%、八重山圏域59.1%から平成30年度には本島周辺41.3%、宮古圏域62.9%、八重山圏域56.7%となっており、いずれも目標値の達成に向けて進展が遅れている。

また、宮古広域公園（仮称）整備については、宮古圏域における離島観光や広域的なレクリエーション需要に対応した整備に向け、調査検討を実施し、平成29年2月に宮古広域公園（仮称）基本計画を取りまとめたところである。現在、早期事業化に向けて基本設計や環境アセスに取り組んでいる。

観光客増大に向けた誘客活動の推進については、チャーター便を利用した旅行の誘致のため、県外空港から県内離島空港に到着する離島チャーター便を利用する旅行会

社や旅行商品を造成する観光事業者に対し支援を実施するとともに、専用サイトによる情報発信、地域資源を活用した観光メニューの創出、旅行博への出展やメディアを活用したプロモーション活動などに取り組んだ。

また、離島観光客等の交通コストの負担軽減を図るため、小規模離島（対象：南大東島、北大東島、粟国島、多良間島、与那国島）の航空路線において、航空運賃を約3割低減したほか、久米島町の航空路線においては、平成27年度から実施した実証試験（航空運賃を約1.5割低減）で旅客数増加などの効果が認められたことから、平成30年度から久米島町と連携し、航空運賃を約2割低減している。

さらに、離島の知名度向上を図るため、WEBサイトによる離島情報の発信、観光シーズンやイベント等に合わせたインターネットメディア広告及びモニターツアーを実施した。このほか、離島地域を含めた沖縄の伝統木造住宅等文化的建造物の保存修理等を紹介するシンポジウムを開催し、離島地域の伝統文化の魅力を発信することができた。

これらの取組などにより、国内客の離島訪問率は、宮古圏域が基準値の6.0%から平成30年度には10.2%と上昇しており、現時点で目標値を達成している。

一方で本島周辺については、観光客数が増加しているものの、県内全域への国内観光客数が大きく増加しているため国内客の離島訪問率は、基準値の5.3%から平成30年度には4.8%と相対的に低下し、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

また、八重山圏域については基準値の14.4%から平成30年度には15.9%と上昇しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

県外直行便の提供座席数・利用率については、宮古島・石垣島に新たな路線が就航するなど定期便化が促進されたこともあり、基準値の48万7,726席（利用率77.8%）から平成29年には152万6,478席（利用率82.4%）と103万8,752席（利用率4.6%）増加しており、提供座席数は現時点で目標値を上回り、提供座席利用率については、目標値を達成する見込みである。

また、離島観光の国際化の対応として、海外の旅行博における観光プロモーションやチャータークルーズの増加を踏まえた旅行会社へのセールスプロモーション等を実施した。

さらに、クルーズ船誘致については、船社訪問や展示会出展、ポートセールスなどを実施したほか、乗客の満足度向上を図るため、シャトルバス支援や受入団体への支援、歓送迎セレモニーの実施など、乗客のニーズに合った受入体制強化を推進した。

これらの取組などにより、クルーズ船寄港回数（平良港・石垣港）については、基準値の54回から平成30年には250回と196回増加しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

< 成果指標の状況 >

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|-----------------------------|---|---|-----------------------------------|
| 国内客離島訪問者の満足度 （「大変満足」の比率） | 本島周辺 58.6% （H21年度） | 本島周辺 41.3% （H30年度） | 本島周辺 70.0% |
| | 宮古圏域 60.2% （H21年度） | 宮古圏域 62.9% （H30年度） | 宮古圏域 70.0% |
| | 八重山圏域 59.1% （H21年度） | 八重山圏域 56.7% （H30年度） | 八重山圏域 70.0% |
| 国内客の離島訪問率 | 本島周辺 5.3% （H23年度） | 本島周辺 4.8% （H30年度） | 本島周辺 10.0% |
| | 宮古圏域 6.0% （H23年度） | 宮古圏域 10.2% （H30年度） | 宮古圏域 10.0% |
| | 八重山圏域 14.4% （H23年度） | 八重山圏域 15.9% （H30年度） | 八重山圏域 20.0% |
| 県外直行便の提供座席数・利用率 | 提供座席数： 487,726席 利用率：77.8% （H24年） | 提供座席数： 1,526,478席 利用率：82.4% （H29年） | 提供座席数： 1,400,000席 利用率：82.5% |
| クルーズ船寄港回数 （平良港・石垣港） | 54回 （H23年） | 250回 （H30年） | 543回 |

（課題及び対策）

島々の個性や魅力を生かした着地型観光プログラムの開発については、個性豊かな伝統文化や自然環境等の魅力を生かした観光を推進し、滞在日数の増大や観光客一人当たりの消費額の増加を図る必要がある。また、離島観光の国際化や多様化する観光ニーズに対応するためには、離島の魅力ある資源を生かした観光プログラムの創出に取り組む必要がある。

環境共生型観光の推進については、沖縄の貴重な自然環境と観光振興を持続的に両立させるため、沖縄独自の環境負荷低減の取組指針策定や、市町村や地域が主体となって行う自然環境等の保全に配慮した観光地づくりの強化が課題である。このため、自然環境の保全と持続的な利用を目的とした保全利用協定締結の普及に取り組むほか、観光面でのプロモーション支援等を実施する必要がある。

宮古広域公園（仮称）整備については、観光客の利用も視野に入れ、魅力ある施設整備に取り組む必要がある。

観光客増大に向けた誘客活動の推進については、本県の37の有人離島が、本島・本土からの交通アクセスや高い移動コストなどの課題を抱えていることから、離島観光客等の交通コストの負担軽減を図る必要がある。さらに、離島航路（海路）は海況による欠航リスクを伴い、台風が多い年は目的の離島に渡れない観光客も多く、小規模離島の経済損失は大きい。このため、船舶の代替手段としても、安定的かつ継続的に空路の増便と航空運賃の低減に取り組む必要がある。

また国内外における離島の認知度向上、新たな旅行市場の開拓等の課題に適切に対応する必要がある。県外において認知度が低い小規模離島については、島のニーズに

合わせて、それぞれの個性や魅力を生かした誘致活動による観光客の増加及び観光客一人当たりの消費額の増加に向けた重点的な支援が必要である。また、近年離島への旅行形態が、パッケージ旅行・団体旅行よりも個人旅行・フリープランが主体となっていことを踏まえ、それに対応した離島観光の魅力発信、旅行商品造成に取り組む必要がある。

クルーズ船の寄港回数の増加に伴い、クルーズ船を受け入れている石垣市、宮古島市においては、経済効果を波及させるための周辺環境整備を進めるとともに、受入体制強化に向けた取組が必要である。クルーズ船寄港回数の増加に伴う外国人観光客の増加により、離島における通訳案内士のニーズが増えているため、その育成・確保のための取組が必要である。

また、観光関連産業における深刻な人手不足については、外国人材の活用に向けて、国家戦略特区を含めた国の制度改革を的確に捉えながら、受入れ拡大に向けた取組を推進する必要がある。

さらに、観光客の滞在日数の増大に向けて、行政や観光関連企業と診療所との連携や外国人観光客に適切な医療を受けられるために通訳などの取組を推進する必要がある。

イ 農林水産業の振興 (成果等)

農林水産業の振興のため、離島・過疎地域の農業を支えるさとうきびの振興と、離島の特色を生かした農林水産業の振興に取り組んだ。

離島・過疎地域の農業を支えるさとうきびの振興については、さとうきびの増産及び生産の効率化を図るため、ハーベスタ等の農業機械の導入を支援するさとうきび生産総合対策事業や、優良種苗の普及・促進のための種苗ほの設置等を行う種苗対策事業を実施した。また、製糖企業の経営の合理化・安定化のため、製造コストに対する助成や製糖設備の更新及び含蜜糖施設の近代化のための建て替えを実施した。さらに国においても、近年の大型の台風など異常気象により安定生産が困難な状況であることから、さとうきび増産基金を造成し、同基金を活用した病虫害対策やかん水対策等を推進した。

これらの取組を推進してきたものの、さとうきび生産量（離島）については、気象災害や農家の高齢化等に伴う農家戸数の減少、生産量全体に占める夏植面積割合の減少、管理不十分となった株出し等における単収の低下などにより、基準値の62万トンから平成30年度には61.6万トンと減少し、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

離島の特色を生かした農林水産業の振興については、園芸品目のブランド化に向けた安定生産と品質向上に資する栽培技術の高位平準化等を図るため、栽培施設等の整備支援、各種技術実証展示ほの設置等を実施した。

また市場から遠隔地である不利性を解消するため、平成24年から一括交付金(ソフト)を活用し、野菜、果樹、花き、水産物の輸送コストの一部を補助した。その結果、補助事業者の県産農林水産物の県外出荷量の増加に着実に繋がっており、農林漁業者の生産意欲も高まり、再生産に向けた設備投資など、農林水産物の生産振興に寄与している。

これらの取組を推進してきたものの、園芸品目生産量（離島）については、花きが基準値の4,600万本から平成29年には4,623万本と横ばいで推移し、野菜においても、とうがん等重量品目の減少により平成29年が9,752トンと、基準値より548トン減となり、いずれも目標値の達成に向けて進展が遅れている。一方、果樹においては、基準値の3,600トンから平成29年度には4,612トンと1,012トン増加しており、目標値を達成する見込みである。

近年、野菜では、オクラ、ゴーヤー等の軽量・高単価な品目の増加により、産出額は平成27年まで30億円前半で推移し、平成29年には41億円と増加している。

また、台風等気象災害や気候変動に対応するため、平成24年度から強化型パイプハウスなどの気象災害に強い栽培施設を25.7ha整備し、園芸品目の安定生産に寄与している。

農林水産業の基盤整備については、離島における干ばつ被害の軽減や農産物の収量増大及び品質向上を図るため、伊江地区（伊江村）及び宮古伊良部地区（宮古島市）における農業用水源整備やかんがい施設の新設整備を行った。あわせて、水利施設等の更新整備により施設の長寿命化対策を実施した。

これらの取組などにより、かんがい施設整備量（整備率）（離島）は、基準値の1万3,168ha（49.6%）から平成30年度には1万4,601ha（56.1%）と増加しており、目標達成に向けて進展している。今後は、整備予定箇所において軟弱地盤等の技術的課題の解決や用地取得に必要な地元合意の形成など、一層の推進が必要である。

畜産の基盤整備については、草地造成、牛舎及び堆肥舎等の施設整備を行った結果、離島地域における肉用牛飼養頭数は、県全体の6割を占めている。

水産業の基盤整備については、これまで重点的に整備してきた南大東漁港（南大東地区、北大東地区）において、防波堤や護岸、岸壁等の基本施設が完成し、平成31年2月に供用を開始した。また、主要な漁港施設の長寿命化対策の実施とともに、岸壁等の耐震整備、防波堤の改良に取り組んだ。これらの取組などにより、安全安心な水産物の流通機能を確保するとともに、水産物の安定供給につながったほか、就航する定期船の大型化にも対応可能となった。

農林漁業の6次産業化に向けては、農産加工等の研修会・講座等開催し、加工品販売に必要な衛生管理や原価計算等について研修会を行った。また、販路開拓支援や加工機材への補助を行った。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|---------------------|--------------------|--------------------|----------|
| さとうきび生産量(離島) | 62万トン (H22年度) | 61.6万トン (H30年度) | 68.1万トン |
| 園芸品目生産量(野菜) (離島) | 10,300トン (H22年) | 9,752トン (H29年) | 28,000トン |
| 園芸品目生産量(花き) (離島) | 46,000千本 (H22年) | 46,229千本 (H29年) | 67,000千本 |
| 園芸品目生産量(果樹) (離島) | 3,600トン (H22年度) | 4,612トン (H29年度) | 4,800トン |

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|-------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------------------|
| 農業用水源施設整備量(整備率) (離島) | 17,325ha (65.3%) (H22年度) | 18,107ha (69.6%) (H30年度) | 20,400ha (78%) |
| かんがい施設整備量(整備率) (離島) | 13,168ha (49.6%) (H22年度) | 14,601ha (56.1%) (H30年度) | 15,750ha (61%) |
| ほ場整備量(整備率)(離島) | 12,395ha (56.9%) (H22年度) | 13,866ha (65.7%) (H30年度) | 14,850ha (70%) |
| 家畜頭数(離島) | 64,313頭 (H22年) | 54,750頭 (H30年) | 64,284頭 |

(課題及び対策)

離島・過疎地域の農業を支えるさとうきびについては、生産農家の高齢化の進行や担い手の不足、定住人口の減少などを背景に労働力の確保が重要な課題となっている。また、地域経済において重要な位置を占めていることから、安定的な生産のため、担い手の育成・確保、機械化推進による作業の省力化、優良種苗の供給、生産法人組織の育成及び作業受託体制の構築など安定的な生産対策を図る必要がある。あわせて、製糖業企業においては、離島であるが故の地理的不利性に加え、台風等の気象災害の影響により原料のさとうきび生産が不安定になることなどから、経営の安定化や生産性の向上を図る必要がある。

このため、引き続き、機械化の促進、優良種苗の安定供給、肥培管理による品質・収量の向上に取り組むとともに、受託組織やオペレータの育成、地域協議会など生産体制の構築、農地バンクを活用した農地の利用集積、生産基盤の整備、農業共済等の加入促進などに取り組むほか、地力増進対策、干ばつ対策等を推進する必要がある。

製糖業企業の経営の安定化・合理化については、引き続き、気象災害等影響緩和対策、製糖設備の合理化、含蜜糖製造コストの不利性緩和などに取り組む必要がある。

また、「働き方改革」に適応した宿舍整備や省力化設備の導入など労働環境の改善に取り組むとともに、離島における人口減少を踏まえ、今後も引き続きさとうきび産業の振興に取り組むことで、地域の雇用創出やU J I ターンの促進につなげる必要がある。

人手不足が顕著となっている分野については、外国人材等の活用も含め、多様な人材の確保について検討する必要がある。

離島の特色を生かした農林水産業の振興については、離島の農林水産業が関連産業とともに地域の経済社会において重要な位置を占めていることから、生産の増大及び経営の安定化、輸送コストの低減などによる効率的な流通体制の構築などの課題に継続して取り組む必要がある。

園芸作物については、ブランド産地の育成に向けて、市町村、出荷団体、普及機関等との連携を強化し、定時・定量・定品質の出荷ができる拠点産地の形成を支援する必要がある。

畜産業については、肉用牛は好調に推移しているものの、農家戸数が減少してお

り、担い手の育成・確保対策が必要である。また、酪農、養豚、養鶏については、飼養頭羽数が減少傾向にあることから、生産性の向上や経営安定対策の強化を図る必要がある。

農林水産物の流通対策の強化については、県外出荷における輸送費の一部を補助する事業を実施することにより、補助事業者の県外出荷量の増加がみられ、農林漁業者の生産意欲も高まり、再生産に向けた設備投資など、農林水産物の生産振興に寄与している。そのため、輸送コスト低減や家畜の輸送体制強化、流通施設の整備など農林水産物の流通条件の不利性解消に引き続き取り組む必要がある。

農業の基盤整備については、水資源に恵まれない離島地域で頻発する干ばつ被害軽減等のため、亜熱帯・島しょ性等の地域特性に合わせた貯水池等の農業用水源の開発、かんがい施設や区画整理等の生産基盤整備や、農業水利施設等の長寿命化及び防災・減災対策に取り組むとともに、防風・防潮林の整備・保全等を計画的に推進する必要がある。

また、スマート農業の導入に対応した農地の大区画化等の整備やICTを用いた水管理省力化技術の導入など、農業農村整備への活用の検討を進める必要がある。

さらに、グリーン・ツーリズムによる体験及び滞在を通じた都市との地域間交流により、農山漁村地域の所得向上等に向けた取組を強化する必要がある。

水産業の基盤整備については、漁港・漁村の活性化とともに、良好な漁場を有する排他的経済水域（EEZ）の保全にもつながるため、引き続き、漁港・漁場施設の整備、水産物の生産・加工・流通体制の整備、消費者ニーズに対応した品質管理・衛生管理体制の強化等を推進するとともに、地震・津波等の災害に強い漁港・漁村づくりに取り組む必要がある。

農林漁業の6次産業化に向けては、引き続き、生産と流通・加工等が結びついた農商工連携等による付加価値の高い農林水産物及び農林水産加工品の生産・販売・ブランド化を促進する必要がある。

ウ 特産品開発やプロモーションなどマーケティング支援等の強化 (成果等)

特産品開発やプロモーションなどマーケティング支援等の強化のため、魅力ある特産品開発の促進と、販路拡大・プロモーション活動の支援に取り組んだ。

魅力ある特産品開発の促進については、工芸事業者を対象に、試作品開発に係る経費の一部補助のほか、流通やマーケティング、販路開拓等の支援などを行った。また、工芸品に係る原材料の確保については、工芸産業従事者とのネットワークを構築するため産地組合等へヒアリングを行い、現状と課題を把握した。

これらの取組などにより、離島の工芸品生産額は、基準値の7.2億円から平成29年度には9.1億円と増加しており、目標値の達成に向けて進展している。

販路拡大・プロモーション活動の支援については、離島の魅力を発信する離島フェ

アの開催を支援し、特産品の展示・販売や流通商談会、離島の伝統芸能公演等が行われた。これらの取組などにより、離島フェア売上総額については、基準値の4,997万円から平成30年度には9,179万円となっており、現時点で目標値を達成している。また、商談により販路拡大も進んでいる。

県外や海外への販路拡大に向けては、県外・海外での物産展、沖縄フェア等のプロモーション等を通して、離島特産品を含む県産品全体の認知度向上、販売戦略を構築できる人材の育成などに取り組んだ。

これらの取組を推進してきたものの、離島の製造品出荷額は、基準値の393億円から平成28年には393.7億円となっており、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|-----------|--------------------|--------------------|----------|
| 離島の工芸品生産額 | 7.2億円 (H22年度) | 9.1億円 (H29年度) | 11.0億円 |
| 離島フェア売上総額 | 4,997万円 (H23年度) | 9,179万円 (H30年度) | 6,300万円 |
| 離島の製造品出荷額 | 393億円 (H21年) | 393.7億円 (H28年) | 546億円 |

(課題及び対策)

魅力ある特産品開発の促進については、本県離島の工芸産業において、宮古上布や久米島紬など全国的にも評価の高い品目があるものの、現代のライフスタイルへの対応の遅れや、工芸産業における人材が不足していることなどから、多様化・高度化する市場ニーズを的確にとらえ、新たな商品開発の促進を支援するとともに、ニーズに対応可能な人材の確保・育成を図る必要がある。

離島地域は、主要市場から遠く離れているため、原材料の仕入れ、出荷に係る物流コストが割高になっていることなどから、原材料の安定確保や出荷に係る物流コストの低減等を図る必要がある。

販路拡大・プロモーション活動の支援については、離島特産品の製造業者による市場ニーズの把握や、資金力、生産力、人材、ノウハウ等の面から独自に製品開発、販路拡大等を展開することが厳しい状況にあることなどを踏まえ、総合的なマーケティング支援等を強化するとともに、国内外の消費者や観光客に選ばれる特産品づくりと販路拡大を支援する必要がある。特に近年、離島地域への観光客が増加していることから、販路拡大に当たっては、インバウンドを含めた入域観光客を取り込むための取組が必要である。

このため、離島を訪れた観光客へのテスト販売等の調査を支援する必要がある。また、少量・多品種・高付加価値商品の島外への販路拡大を目指し、これまで支援が行き届きにくかった小規模離島の事業者への支援にも力を入れるとともに、事業者の品質管理等のノウハウ習得、販路拡大のためのマッチング等への支援を行う必要がある。

エ 離島を支える多様な人材の育成 (成果等)

離島を支える多様な人材の育成のため、観光人材の育成、IT人材の育成、担い手・後継者の育成・確保、海外展開を目指す人材の育成、離島の活性化を担う人材の育成に取り組んだ。

観光人材の育成については、国内外の観光客が満足する質の高いサービスを提供できる人材を育成・確保するため、観光関連企業等が実施するスキルアップや語学等の研修に対し講師派遣を行ったほか、語学に長けた人材確保への支援を行うとともに、経営者を対象としたセミナー等を実施した。

また、外国人観光客の増加による通訳案内士の不足等に対応するため、沖縄法により定められた沖縄特例通訳案内士の育成として、一定の語学力を有するものに対して沖縄の地理、歴史、文化など通訳案内士に必要とされる基礎知識に加え、接遇や旅程管理等に関する研修を実施したことにより、県内の通訳案内士不足の解消に一定の効果を上げている。

これらの取組などにより、観光人材育成研修受講者数は、平成30年度に159人となり、目標値を達成する見込みである。

IT人材の育成については、将来のIT業界を担う人材（小中学生）の情報通信関連産業への関心を高めるため、企業や学校と連携し、ロボット教室など児童向けのワークショップ等を開催したことなどにより、離島地域のIT人材の育成につながった。

農業の担い手・後継者の育成・確保については、新規就農コーディネーターによる就農希望者への就農相談、新規就農者に対する研修期間中及び就農5年以内の資金の交付、機械・施設整備等の初期投資に対する支援、農業大学校での研修教育などを行った。これらの一体的な取組などにより、毎年約100人の新規就農者が育成・確保され、離島における新規就農者数（累計）については、基準値の78人から平成30年には966人となり、目標値を達成する見込みである。

なお、小規模離島については、新規就農者数が横ばいしないし減少傾向にある。

林業の担い手・後継者の育成・確保については、林業機械の操作等の研修受講や作業用具の購入等の一部支援に取り組んでいる。

水産業の担い手・後継者の育成・確保については、新規漁業就業者を対象にした、漁業経費の一部支援に取り組んだ。その結果、離島における若手漁業者の確保が進んでいる。

また、工芸産業従事者の育成及び確保を図るため、各産地組合が行う後継者育成の取組に対する支援や、若手工芸技術者に対して宮古上布及び八重山ミンサーの染織技術、製織技術研修を行った。これらの取組を推進してきたものの、離島における工芸産業従事者数（累計）については、高齢化により従事者が減少していることなどから、基準値の415人から平成29年度には398人と減少しており、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

海外展開を目指す人材の育成については、宮古島、石垣島でインバウンドセミナーの開催、離島に所在する企業による海外専門家招へい及び海外OJTに対する支援を行ったことなどにより、海外展開に積極的に取り組む離島地域の中小企業等の人材育成につながった。

離島の活性化を担う人材の育成については、離島における産業・生活を支える人材の育成・確保を図るため、沖縄県産業振興公社中小企業支援センターによる個別相談会への支援や、商工会及び役場等と連携し、チラシやPOP広告の作り方、外国人客の接客方法、特産品見直し方法など各地域のニーズに即したテーマによる出前講座を開催した。

地域づくり活動に関わる人材の育成については、各市町村における地域おこし協力隊制度の活用推進、地域の世話役養成塾の開催、地域貢献度が高く創意工夫した活動を行う地域づくり団体の表彰実施などにより、地域の多様な人材育成につながった。

さらに、グリーン・ツーリズム実践者の資質向上に向けた研修会を各地区で開催し、人材の育成・確保に努めるとともに観光客の受入体制の整備を図った。

また、ボランティア活動の円滑化、活性化を図るため、沖縄県社会福祉協議会における人材の育成・確保のための取組を支援することにより、ボランティアコーディネーション力3級検定合格者など一定の技術水準を持ったボランティアコーディネーターの育成等を図った。

そのほか、沖縄県社会福祉協議会が運営する福祉人材研修センターにおける各種の社会福祉事業等従事者を対象とした研修の実施や、先島地区高等学校における進路指導担当教諭等を対象とした介護福祉士などの福祉資格取得のための説明会等を実施することで、離島における福祉人材の育成に努めた。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|--------------------|-----------------|-----------------|----------|
| 観光人材育成研修受講者数 | — | 159名 (H30年度) | 190名以上 |
| 離島における新規就農者数(累計) | 78人 (H22年) | 966人 (H30年) | 1,069人 |
| 離島における工芸産業従事者数(累計) | 415人 (H22年度) | 398人 (H29年度) | 440人 |

(課題及び対策)

観光人材の育成については、地域ガイドや体験滞在プログラムのインストラクターなど多様な人材の育成・確保・活用を進めるとともに、行政と民間が連携した取組体制を強化する必要がある。また、離島地域を訪れる外国人観光客は今後も増加するこ

とが予想されることから、地元での受入体制の充実・強化に資する人材の育成・確保を図る必要がある。

このため、引き続き、研修支援を行うとともに、各観光関連企業において、自主的な研修が実施されるような支援を行う必要がある。また、離島地域における通訳案内士の育成、確保のため、地元関係団体との連携やテレビ、ラジオ、新聞等、メディア活用による広報活動を行うとともに、資格取得者に対するスキルアップ研修の実施や旅行業者等とのマッチング会の実施により、資格取得者の活用促進に取り組む必要がある。

担い手・後継者の育成・確保については、離島地域における農業従事者の高齢化が進み担い手が不足していることなどから、引き続き、農林水産業や、農業と関連する食品加工業等を支える担い手等の育成及び技術支援を実施するほか、アジア市場等への販路拡大に対応できる事業者等、地域のニーズに応じた多様な産業人材の育成・確保を推進する必要がある。今後も意欲のある新規就農者の長期的な育成・確保に向け、青年層や女性層、農外からの新規参入者等幅広い層に対する担い手の育成・確保に向けた栽培技術や加工技術、販売開拓や経営管理等の各種研修の充実を図るとともに、経験豊富な農業者の技術やノウハウの伝承・共有体制の構築が必要である。

また、新規就農者の農地確保や資質向上を図るためには雇用就農を推進する必要がある。多様な担い手を確保するため、自営のほか、雇用就農の促進を図ることが重要であることから、受け皿となる農業法人の育成を図るとともに、就農希望者とのマッチングを図る取組が必要である。

離島地域における工芸産業事業者は、本島と比較してより小規模で、高齢化により従事者も減少しているため、多様な人材の育成・確保に取り組む必要がある。

このほか、地域のニーズに応じた多様な産業人材の育成のため、離島であるが故の地理的不利性を克服するような新技術による手法を活用しながら、海外展開を目指す人材や、IT人材等の産業人材の育成・確保に取り組む必要がある。

また、沖縄のリゾート地としての優位性を生かしたワーケーションに取り組むとともに、観光リゾート産業や農林水産業等の島の基幹産業の閑散期における副収入源として、テレワークを推進する必要がある。

離島の活性化を担う人材の育成については、離島において、少子化に加え若者の流出が著しいことから、本島に比べ高齢化が急激に進展しており、地域産業や地域づくりの担い手が不足している状況にあることから、離島産業の活力増大や住民生活の質の向上に貢献し、地域を活性化できる人材を育成・確保する必要がある。

これと関連した取組として、高等教育機関への進学のために島を離れた若者のUターンを促進するため、本人の意思を最優先しつつ、地元の行政や企業、地域社会、その他関係機関などが連携して取り組む必要がある。

それぞれの離島や地域特有の課題改善には、地域住民が主体的に改善に取り組む地域づくり活動団体等を支える人材育成が重要であることから、優れた地域づくり活動を行う団体のモデル事業を支援し、他団体へ展開を図ることや、離島・過疎地域等における地域おこし協力隊等の更なる活用推進など、地域づくり活動に関わる人材育成

を推進していく必要がある。

ボランティア活動については、地域住民がお互いに支え助け合う地域共生社会の実現に向け、社会福祉協議会や市町村のほか、公民館や自治会などと連携し、地域ボランティアの養成を推進する必要がある。

社会福祉事業等従事者を対象とした研修については、ニーズを踏まえたものにするとともに、離島地域を含めたより多くの地域の従事者が受講できるよう、充実強化を図る必要がある。さらに、医師、看護師などの医療人材の確保や医療事務等の資格取得に向けた講座開設など充実強化を図る必要がある。

特に離島地域においては、社会福祉事業従事者の確保がより困難であるため、各地域の実情に応じた有資格者の活用推進について、市町村や社会福祉事務所と連携し取り組んでいく必要がある。

近年人手不足が顕著になっている状況を踏まえ、必要な人材の確保に向けて、多様な人材の就業促進、職業能力の向上、労働環境・処遇改善に向けた取組を強化する必要がある。また、外国人材等を含めた多様な人材の確保について検討する必要がある。特に離島については、離島自治体の職員が各地域の特性を考慮した上で、地域社会と連携した各種施策を展開できるよう、研修プログラムの作成に取り組む必要がある。

オ 交流と貢献による離島の新たな振興 (成果等)

交流と貢献による過疎地域を含む離島の新たな振興のため、多様な交流・協力活動を促進するとともに、島しょ性を生かした技術開発を推進した。

多様な交流・協力活動の促進については、本島の児童生徒を離島へ派遣し、離島地域の人々との交流を通じて離島の重要性、特殊性及び魅力等の認識を深めさせる取組などを行った。これらの取組などにより、体験・交流を目的に離島へ派遣する児童生徒数（累計）については、基準値の558人から平成30年度までの累計で2万3,612人となり、目標値を達成する見込みである。

また、一般県民を対象に、各島で実施するそれぞれの島の特長を生かした体験プログラムや民宿・民泊等による地域の人との交流を促進する取組も行った。

これらの交流促進の効果として、県民の離島地域に対する理解促進のほか、離島における島の個性を生かした体験プログラムの開発・改善や、コーディネーターが育成されることによる受入体制強化が図られており、自主的な取組の活性化や、修学旅行の受入れにつながるなどしている。

また、プロの芸術家等を招へいし、県内へき地・離島の児童生徒に国内外の本物の芸術へ触れる芸術鑑賞機会を提供したことなどにより、児童生徒の豊かな感性を育むことができた。

このほか、沖縄の地理的な特性や独自性を生かした国際協力・貢献活動を推進するため、平成25年に沖縄県とJICAで連携協定を締結するとともに、JICA事業

(研修員受入事業等)を通して、東南アジア等海外からの研修生に対する講義や離島の現地視察等を実施したことなどにより、離島と開発途上国とのネットワークが形成された。

島しよ性を生かした技術開発の推進については、亜熱帯性地域における病害虫の防除技術開発を踏まえ、近年生息域が徐々に拡大しつつあるナスミバエの発生状況調査及びまん延防止・被害防除の実施に取り組んだ結果、ナスミバエによる被害状況を把握し、その被害軽減が図られた。また、イモゾウムシ等の根絶防除などに取り組んだ結果、久米島でのアリモドキゾウムシの根絶を達成した。

また、再生可能エネルギーの活用促進を目指し、宮古島市において電力需給のコントロールを目指した全島EMS（エネルギーマネジメントシステム）実証を実施した。これに加え、波照間島では、小規模離島における再生可能エネルギーの導入拡大に向けた実証試験に着手している。

さらに、海洋エネルギーの研究開発の促進を目的に、久米島町にある海洋深層水研究所敷地内に設置した海洋温度差発電実証試験設備において、表層海水と深層海水の温度差を活用した発電の連続運転等の実証試験を実施した。海洋深層水はエネルギー資源に加え、水産養殖や化粧品、健康増進など総合的・一体的な活用が図られ、同町における主要産業として成長した。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|---------------------------|-----------------|--------------------|----------|
| 体験・交流を目的に離島へ派遣する児童生徒数(累計) | 558人 (H23年度) | 23,612人 (H30年度) | 約3万人 |

(課題及び対策)

多様な交流・協力活動の促進については、離島・過疎地域の振興において、「ユイマール精神」に基づき、県民全体で支え合う新たな仕組みを構築していくことが重要であるが、沖縄本島住民の離島地域への関心は低い状況にあることから、多様な交流を通じて更に相互理解を深めていく必要がある。このため、今後も引き続き、多様な体験プログラムの開発・改善や人材育成及び離島間のネットワーク構築等による受入れ体制の強化を図ることで、交流人口を増大させるとともに、県外の沖縄ファンや沖縄観光リピーターなどの関係人口を増やすことで、将来の移住につなげ、離島・過疎地域の活性化を図る必要がある。

民泊の有効活用にあたっては、近年の法整備の動向を踏まえながら、関係者による受入れ体制構築を支援する必要がある。

また、沖縄の地理的な特性や独自性を生かした国際協力・貢献活動を推進するため、県とJICAの間で締結した連携協定を生かし、引き続きアジア・太平洋地域をはじめ開発途上国に対する人材育成支援や技術の移転などに、継続して取り組む必要がある。

島しよ性を生かした技術開発の推進については、引き続き様々な研究開発、技術開

発等を推進し、本県のみならず、アジア・太平洋地域の共通課題について離島からも積極的に発信し、離島の新たな振興へとつなげていく必要がある。

具体的には、亜熱帯性地域における病害虫の防除技術開発について、果菜類・果実類の自由な県外出荷がミバエ類の根絶状態の維持によって可能となっていることから、防除の強化とともに、イモゾウムシ等の早期根絶に向けた防除技術等の確立を図る必要がある。

再生可能エネルギーの活用促進については、これまでの実証の成果を生かし、低炭素社会の実現に向けた取組を進める必要がある。そのため、再生可能エネルギーの普及拡大と安定供給を図るべく、引き続き宮古島や波照間島の各種実証について取り組む必要がある。

海洋エネルギーや資源の有効活用については、海洋温度差発電実証事業で取得したデータを大学や研究機関等に提供するなど、関係機関と連携し海洋エネルギーに関する技術開発を促す必要がある。また、国において調査が進められている海洋鉱物資源については、国や関係機関等との連携を密にしながら、将来の産業化や海洋資源を活用した新たな産業の創出に向けて、海洋資源調査・開発の支援拠点を沖縄に形成するための中長期的な取組を進めていく必要がある。

【主要な関連制度】

(1) 離島の旅館業に係る減価償却の特例措置

(目的及び概要)

沖縄県の離島については、若年層の島外流出や高齢化の進行等により地域活力の低下が懸念されるなど、多くの課題を抱えている。

一方、離島地域は観光資源が豊富という利点を持ち合わせていることから、離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光リゾート産業等の振興、就労の場の創出等により離島地域の活性化を図ることを目的として、本制度が創設された。

| | | |
|---------------------------------|---------------------|--|
| 対象地域 | | 伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町(水納島に限る。)、うるま市(津堅島に限る。)、南城市(久高島に限る。)、栗国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、久米島町、北大東村、南大東村、宮古島市、多良間村、石垣市、竹富町、与那国町 |
| 対象施設 | | 旅館業の用に供する施設 |
| 優 遇 措 置 の 概 要 | 国税 (法人税、 所得税) | ①特別償却 離島の地域内において、旅館業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る一の生産等設備の取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、普通償却限度額に加えて、取得価額に8%を乗じた額を償却できる(ただし、対象となる取得価額の合計額は10億円を限度。特別償却不足額が生じた場合は1年間繰越可能。) |
| | 地方税 | ②不動産取得税の免除 旅館業の用に供する建物及びその付属設備であって、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備である家屋及びその敷地である土地(取得の日の翌日から1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合に限る。)に対して課する不動産取得税を免除する。 |
| | | ③事業税の免除 旅館業の用に供する建物及びその付属設備であって、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備を事業の用に供した日の属する年以降5か年の各年又は対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。 |
| | | ④固定資産税の免除 旅館業の用に供する建物及びその付属設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、新たに課されることとなった年度以降5年度分、固定資産税を免除する。 |

注1：上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

注2：地方税については、条例を制定している自治体に限る。

(活用実績及び効果)

本特例措置は、事業者に対しインセンティブとなっており、旅館業等の立地が促進されることで、就労の場を創出し、離島地域の活性化に寄与している。

【表3-3-12-6】 離島の旅館業に係る税制優遇措置の活用実績 (単位：件、百万円)

| | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | |
|--------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|
| | 件数 | 適用額 |
| 特別償却 | 1 | 8 | 1 | 71 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 80 | 2 | 186 |
| 事業税 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 不動産取得税 | 13 | 69 | 10 | 60 | 27 | 144 | 10 | 37 | 19 | 25 | 28 | 48 |
| 固定資産税 | 47 | 58 | 59 | 78 | 57 | 66 | 74 | 94 | 74 | 91 | 75 | 90 |
| 法人住民税 | 1 | 0.3 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 6 |
| 個人住民税 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | 63 | 135 | 72 | 213 | 84 | 209 | 84 | 131 | 95 | 198 | 107 | 329 |

注1：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

注2：法人住民税は、特別償却による法人税減額に連動して、法人税割部分が軽減されたもの。

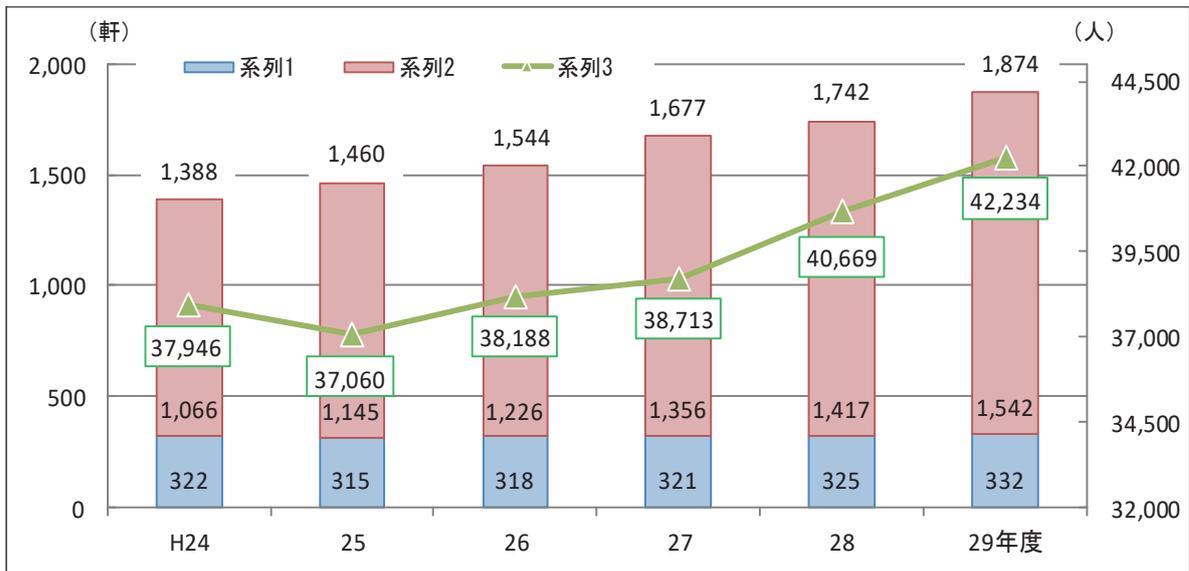
出典：国税の件数及び適用額、並びに法人住民税の件数は財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に沖縄県企画部企画調整課作成。

法人住民税の適用額は総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」を基に沖縄県企画部企画調整課作成。

その他の地方税については沖縄県企画部企画調整課調べ

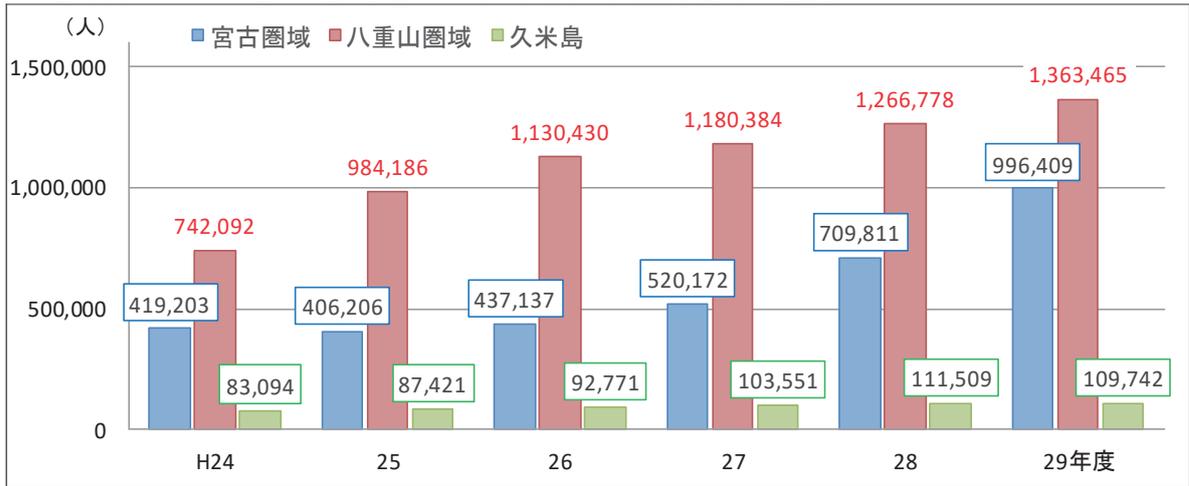
本特例措置により離島の旅館等の施設数及び収容人員数は順調に増加している。
また、宮古島、八重山圏域、久米島における入域観光客数についても増加傾向にあり、離島地域の活性化に寄与していると考えられる。

【図表3-3-12-7】 離島地域における宿泊施設数及び収容人員数の推移



出典：沖縄県企画部「離島関係資料」

【図表3-3-12-8】 離島地域における入域観光客数の推移



注1：宮古圏域は宮古島市と多良間村の数値を合算して算出

出典：沖縄県企画部地域・離島課調べ

(課題及び今後の方向性)

制度の活用促進については、関係者と連携し周知活動を行う等、引き続き取り組む必要がある。

また、離島地域の一層の活性化につなげるため、適用要件緩和等、制度のあり方を検討する。

(13) 駐留軍用地跡地の有効利用の推進

駐留軍用地跡地利用においては、各跡地の利用計画の総合調整と効率的な整備を行い、中南部都市圏における歪んだ都市構造を是正し、県土構造の再編を図るとともに、人と自然が調和する生活空間の回復、自立型経済の構築、国際交流・貢献拠点形成など沖縄全体の発展につながるよう、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況】

施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比べ「駐留軍用地跡地が沖縄県の発展のため、有効に利用されていること」は4.4ポイント上昇し、県民満足度が向上している。

<目標とするすがたの状況>

| 項目名 | 沖縄県の現状 (基準年) | 沖縄県の現状 (現状値) | R3年度の目標 |
|--------------------------------|-----------------------|-----------------------|----------|
| 駐留軍用地跡地が沖縄県の発展のため、有効に利用されていること | 13.3% (H24年県民意識調査) | 17.7% (H30年県民意識調査) | 県民満足度の向上 |

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

駐留軍用地跡地の有効利用に向けては、周辺市街地と連携しつつ、魅力ある都市空間の形成を図るとともに、県内各圏域の多様な機能との相互の連携により、本県の均衡ある発展につなげていく必要がある。このため、駐留軍用地の返還後、速やかに事業着手するために返還前からの跡地利用計画の策定、公共用地取得、文化財調査などに取り組むほか、沖縄に潜在する発展可能性を最大に引き出すよう、国、関係市町村及び地権者等と連携して、計画的な跡地利用に取り組む必要がある。

(成果等)

平成24年4月に施行された跡地利用推進法では、基本理念が新たに規定され、国の責任を踏まえた国による跡地利用の主体的な推進が明記されたほか、返還実施計画に基づく国による徹底した支障除去措置、立入りのあっせんに係る国の義務、駐留軍用地内の土地の先行取得制度、給付金制度の拡充、拠点返還地の指定、駐留軍用地跡地利用推進協議会の設置などが定められた。

嘉手納飛行場より南の6つの施設・区域の跡地利用に際しては、良好な生活環境の確保、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄振興のための貴重な空間として、県土構造の再編も視野に入れた総合的かつ効率的な有効利用を図る必要がある。このため、広域的な視点から駐留軍用地跡地利用の連携した方向性を示す広域構想を平成25年1月に策定し、周辺市街地との連携を含めた跡地利用の検討を行っている。

普天間飛行場の跡地利用については、これまでの取組の成果や広域構想を踏まえ、

跡地利用計画の策定に向けた「全体計画の中間取りまとめ」を平成25年3月に策定し、県民、地権者等へ跡地利用に関する情報を発信するとともに、文化財、自然環境等の文献及び現況調査を実施するなど、計画内容の具体化に向けて取り組んでいる。

また、平成25年6月には、跡地利用推進法に基づく「特定事業の見通し」を公表し、将来の道路用地として必要となる17.15haの土地の先行取得を開始した。土地の取得に当たっては、一括交付金（ソフト）を充当した特定駐留軍用地等内土地取得事業基金を活用し、平成30年度末時点において、取得予定面積の約60%に当たる約10.3haを取得した。

平成27年3月に返還された西普天間住宅地区跡地については、国、県、宜野湾市、琉球大学等が連携し、沖縄健康医療拠点の形成に向けた取組が進められている。

なお、宜野湾市や市地主会からの要望を踏まえ、平成27年3月に跡地利用推進法及び同法施行令が一部改正され、土地取得制度の適用期限を「返還」から「地権者への土地引渡し」まで延長することが可能となり、西普天間住宅地区跡地においては、土地の引渡しまで先行取得が行われた。また、取得可能な土地の面積に関する要件が緩和されたことにより、より多くの公共用地を確保することができるようになった。

平成28年4月に一部改正された跡地利用推進法施行令において、アワセゴルフ場地区跡地における特定給付金の支給の限度となる期間（2年）が定められ、国から地権者に対し、特定給付金が支給された。

また、跡地利用推進法に基づき先行取得した土地は、原則、取得目的の用途で活用しなければならないが、平成30年1月に跡地利用推進法施行令が一部改正され、取得目的以外で活用する場合の対象施設が定められた。

（課題及び対策）

県土の枢要部分を占有している基地の存在は、総合的な交通ネットワークの構築や計画的なまちづくり、産業立地の支障となるなど、本県の振興を進める上で、大きな障害となっている。

今後返還が予定される駐留軍用地の跡地は、大きな発展可能性を有しており、新たなビジネスの立地、創造の拠点となり得るとともに、広域交通インフラの整備や、自然環境と歴史文化を保全・再生するための貴重な空間である。

駐留軍用地の跡地開発は、県土構造を再編する好機であることから、跡地利用推進法に基づき、国、関係市町村及び地権者等との緊密な連携により、今後の跡地整備を円滑かつ確実に進めるとともに、広域構想を踏まえた跡地利用計画を早期に策定する必要がある。

跡地利用計画の策定に当たっては、圏域、地域の枠を超えた広域的な観点から総合調整を行い、潜在する発展可能性を最大限に引き出すとともに、発展の推進力となる均衡あるデザインを検討する必要がある。

跡地における産業機能の導入の検討については、アジア規模の視点から可能性を吟味し、市場原理を踏まえ、自立型経済の構築に向けた産業の集積と育成を図る必要がある。また、その他公共的・公益的機能の導入の検討については、立地や地形、周辺環境等を踏まえ、国際交流や貢献活動の拠点形成に努める必要がある。

都市基盤整備においては、跡地を活用した幹線道路の整備、公共交通ネットワーク

の構築に向けた検討や、自然環境と歴史文化を生かした豊かな都市環境の形成に向けた検討を行う必要がある。また、国営大規模公園の整備や鉄軌道を含む新たな公共交通システム、高次都市機能の導入等を返還跡地国家プロジェクトとして国に求めていくとともに、その実施に向けた取組を促進する必要がある。

西普天間住宅地区跡地については、国、県、宜野湾市、琉球大学等が連携し、沖縄健康医療拠点の形成に向けて取り組む必要がある。

跡地利用推進法については、令和3年度（2021年度）末に失効することから、同法の延長を含め、跡地利用推進上必要となる制度や施策等を国に求める必要がある。

跡地利用の効果的な推進に向けて、駐留軍用地における自然環境調査及び埋蔵文化財調査等のための立入調査について、環境補足協定締結後、立入りの手続に時間を要していることから、当該立入りが円滑に認められるよう取り組む必要がある。

土壌汚染や不発弾等の支障除去措置については、地権者への土地引渡し後に廃棄物等が発見される事例があることから、支障除去の更なる徹底を求めるとともに、法令上、支障除去における調査項目の対象となっていない物質による土壌汚染等についても適切な措置が講じられるよう取り組む必要がある。

特定給付金の支給については、土地の使用収益が可能と見込まれる時期を勘案して、政令において支給の限度となる期間を定めることから、地権者が不利益を被ることがないように取り組む必要がある。

公共用地の確保については、引き続き、土地の先行取得に取り組むとともに、更なる用地確保に向けた対応を検討する必要がある。また、「特定事業の見通し」に基づき先行取得した土地について、跡地利用計画の見直し等により、特定事業として活用する見込みがなくなった場合は、返還から3年経過後、政令で定める事業（道路、公園等）に活用することとなっているが、先行取得した土地を有効活用するため、政令で定める対象施設の拡充の検討が必要である。

【主要な関連制度】

(1) 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置

(目的及び概要)

今後、返還が予定されている嘉手納飛行場より南の駐留軍用地は、約9割が民有地で公有地が極端に少ない状況であるが、跡地開発を進めるに当たっては、一定規模の公共用地（道路、公園等）が必要である。

このため、公有地の確保の遅れにより跡地開発に遅延が生じないように、返還前の早い段階から公共用地を確保するための制度（土地の先行取得制度）が平成24年度に創設された。

| | |
|--------------------------------|--|
| <p>優遇措置の概要 (譲渡所得の特別控除)</p> | <p>特定駐留軍用地等を有する者が、買取協議に基づき当該土地を地方公共団体等に譲渡したときは、当該譲渡に係る所得について、最大5千万円の特別控除を適用できる。</p> |
| <p>特定駐留軍用地等</p> | <p>返還が合意された駐留軍用地であって、その区域内における公有地等の割合が2割未満等の一定の要件を満たし、かつ、公有地の計画的な拡大が必要と認められるものとして内閣総理大臣が指定した地域。</p> <p>なお、当該駐留軍用地が返還された後も引き続き公有地の計画的な拡大が必要と認められる場合は、沖縄県知事の申出に基づき内閣総理大臣が「特定駐留軍用地跡地」として指定する。</p> <p>【特定駐留軍用地】 キャンプ桑江、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設、陸軍貯油施設第一桑江タンクファーム、キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）※1、キャンプ瑞慶覧（施設技術部地区内の倉庫地区の一部及び白比川沿岸区域）、キャンプ瑞慶覧（ロウワー・プラザ住宅地区）、キャンプ瑞慶覧（インダストリアル・コリドー及びその南側部分に隣接する区域） ※1 平成27年4月1日付けで特定駐留軍用地の指定を解除。</p> <p>【特定駐留軍用地跡地】 キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）※2 ※2 平成30年4月1日付けで跡地の指定を解除。</p> |

注1：上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

(活用実績及び効果)

租税特別措置の活用実績（推計値）は以下のとおりであり、平成25年度から平成30年度までの累計適用額は約329億円となっている。

【表3-3-13-1】 税制優遇措置の活用実績（推計値） (単位：件、百万円)

| 所得 控除 | 平成25年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 累計 | |
|----------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|
| | 件数 | 適用額 | 件数 | 適用額 | 件数 | 適用額 |
| | 62 | 1,877 | 269 | 5,698 | 105 | 2,271 | 293 | 6,582 | 542 | 12,842 | 218 | 3,615 | 1,489 | 32,885 |

注1：土地を売却した個人が特別控除の適用を受けたかどうかを把握することが困難なため、件数及び適用額については、県や市町村等に土地を売却した人数（件数）及び売却額（適用額）を記載した。

出典：沖縄県企画部企画調整課調べ

平成24年度の制度創設以降、平成29年度末までに、5施設・区域において一定の公共用地を確保することができた。本制度により土地売却者の税負担が軽減されるため、公共用地先行取得の促進につながっている。

なお、キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）における先行取得の期限が到来（国から土地所有者に土地が引き渡された）したことから、平成30年度は、同地区を除く4施設・区域において先行取得が実施されている。

【表3-3-13-2】 特定駐留軍用地等における土地取得実績

| 施設・ 区域名 | 買取 団体 | 特定事業 の見通し | 取 得 実 績 (ha) | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|--------------------|-----------------|--------------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|------|--------|------|
| | | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
| | | | 取得 | 累計 | 取得 | 累計 | 取得 | 累計 | 取得 | 累計 | 取得 | 累計 | 取得 | 累計 |
| 普天間 飛行場 | 沖縄県 | 道路 17.15ha | 3.2 | 3.2 | 3.2 | 6.4 | 2.0 | 8.4 | 0.9 | 9.3 | 0.2 | 9.5 | 0.8 | 10.3 |
| | 宜野湾市 | 学校 11.5ha | 1.3 | 1.3 | 0.4 | 1.8 | 1.0 | 2.7 | 0.9 | 3.6 | 1.5 | 5.1 | 0.8 | 5.9 |
| キャンプ 瑞慶覧 (西普天間 住宅地区) | 沖縄県 | 学校 7.5ha | - | - | - | - | - | - | - | - | 0.2 | 0.2 | - | 0.2 |
| | 宜野湾市 | 緑地、公園 10ha | - | - | 7.3 | 7.3 | - | 7.3 | - | 7.3 | - | 7.3 | - | 7.3 |
| | | 墓地 2ha | - | - | 2.0 | 2.0 | - | 2.0 | - | 2.0 | - | 2.0 | - | 2.0 |
| | 宜野湾市 土地開発 公社 | 学校(大学) 28ha | - | - | - | - | - | - | 3.7 | 3.7 | 13.5 | 17.2 | - | 17.2 |
| キャンプ 桑江 | 北谷町 | 学校 4.5ha | - | - | 1.3 | 1.3 | 1.0 | 2.3 | 0.9 | 3.2 | 1.2 | 4.3 | 0.1 | 4.4 |
| | | 緑地、公園 2.5ha | - | - | - | - | - | - | 0.5 | 0.5 | 0.4 | 0.8 | 0.1 | 0.9 |
| キャンプ 瑞慶覧 ・プラザ住 宅地区) | 沖縄市 | 緑地、公園 1.7ha | - | - | - | - | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.4 | 0.1 | 0.5 | - | 0.5 |
| | 北中城村 | 緑地、公園 0.95ha | - | - | - | - | 0.7 | 0.7 | 0.02 | 0.7 | 0.1 | 0.8 | - | 0.8 |
| 牧港 補給地区 | 浦添市 | 緑地、公園 15.2ha | - | - | - | - | - | - | 3.4 | 3.4 | 3.5 | 6.9 | 3.1 | 10.1 |

注1：四捨五入の関係で、累計額が一致しない場合がある。

出典：沖縄県企画部企画調整課調べ

(課題と今後の方向性)

駐留軍用地の円滑な跡地利用を推進するには、より一層の公共用地の確保が必要であることから、引き続き、関係市町村と連携の下、土地の先行取得に取り組むとともに、更なる用地確保に向けた対応を検討する必要がある。

「特定事業の見通し」に基づき先行取得した土地について、跡地利用計画の見直し等により、特定事業として活用する見込みがなくなった場合は、返還から3年経過後、政令で定める事業（道路、公園等）に活用することとなっているが、先行取得した土地を有効活用するため、政令で定める対象施設の拡充の検討が必要である。

(14) 政策金融の活用

県は、沖縄における政策金融を一元的・総合的に行う沖縄振興開発金融公庫（以下「沖縄公庫」という。）に対して、政策ニーズに則した各種金融支援制度の整備やその活用促進など、県や民間金融機関と協調・連携した一層の役割発揮を求めてきた。

これを受け、沖縄公庫は、沖縄における多様な資金ニーズに迅速かつ的確に対応し、長期・固定・低利の資金の円滑な供給に努めるとともに、国や県の沖縄振興策等と一体となった様々な出融資制度の創設・拡充を行ってきた。

【「目標とするすがた」の状況等】

沖縄公庫による政策金融については、一層の役割を発揮することを目標に掲げてきたところ、これまでの間、沖縄公庫では、エネルギー、航空、海運等の各種インフラ整備や観光、商業関連等の大型プロジェクトを資金面から支援するとともに、雇用の受皿となる中小企業の経営基盤強化、新規事業の創出、特色ある農林水産業の振興、離島・過疎地域の活性化等に向けて地域の実情に即した資金を供給している。また、急激な経済・社会環境の変化や自然災害等の影響を受けた事業に対するセーフティネット機能の発揮や事業再生支援など、政策金融としての役割を果たしている。

特に県の沖縄振興策と一体となった様々な独自制度については、平成25年度には駐留軍用地跡地の開発促進を目的とした制度、平成26年度にはリーディング産業支援を目的とした出資規模の拡充、平成27年度は世界水準の観光リゾートの形成を推進することを目的とした貸付制度、平成28年度から平成29年度にはひとり親家庭の就労支援や新規開業支援等の融資制度、平成30年度には人材育成に取り組む企業を後押しする沖縄人材育成促進貸付利率特例制度などを創設・拡充し、沖縄の地域的諸課題に応えるべく、地域に密着した政策金融を推進している。

沖縄公庫の平成24年度から平成29年度の出融資額は累計で7,914億円の実績となっており、そのうちの約57.3%が沖縄公庫の独自融資制度の活用となるなど、県の施策を金融面から支援している。

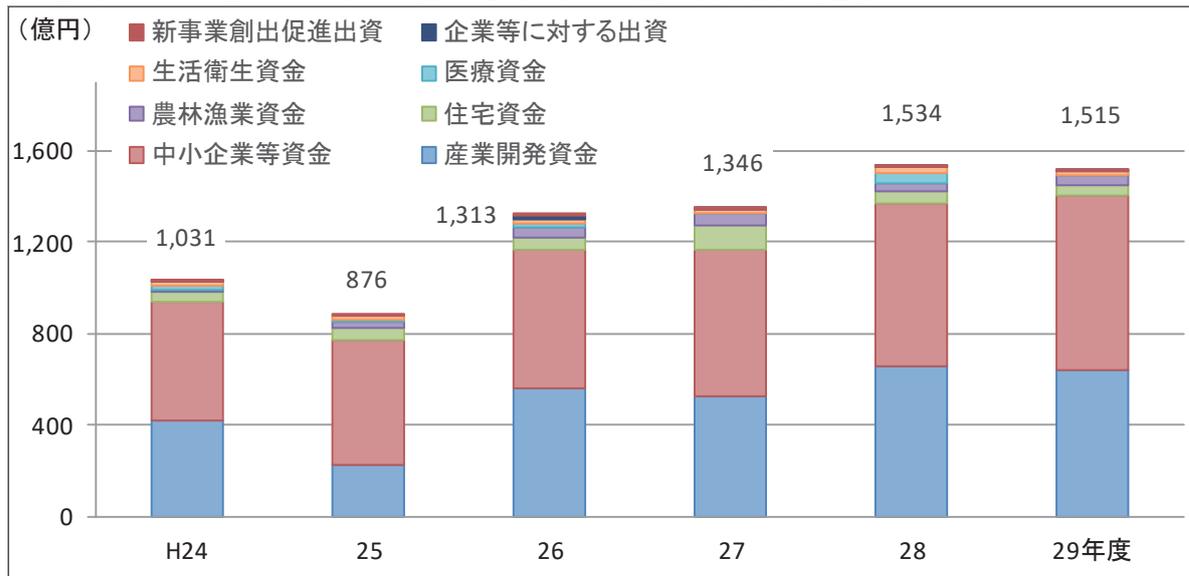
沖縄公庫は、観光などリーディング産業や中小企業の振興に関連にする出融資のウエイトが高い一方で、教育資金が件数ベースで増加基調にあることや、セーフティネット機能を機動的に発揮する等、出融資ニーズへの適時適切な対応が行われている。さらに、沖縄公庫の融資先における雇用の増加・維持に相応の成果がみられるほか、融資先の約7割が「公庫融資による呼び水効果があった」と評価するなど民業補完機能も発揮されている。

このように、沖縄公庫は、政策金融機関としての役割を存分に発揮している。

<目標とするすがたの状況>

| 項目名 | 沖縄県の現状 (基準年) | 沖縄県の現状 (現状値) | R3年度の目標 |
|------------|----------------------|---|---------|
| 沖縄公庫の機能・役割 | 総合政策金融機関 としての役割発揮 | <ul style="list-style-type: none"> ○産業及び生活基盤の整備・支援 ・各種インフラ整備 ・リーディング産業支援等 ○中小・小規模事業者等への円滑な資金供給 ・中小企業等の経営基盤強化 ・セーフティネット機能の発揮等 ○創業・新事業展開への支援 ・新規開業、経営多角化 ・新事業育成出資機能の発揮等 ○その他沖縄振興策関連への取組 ・地方創生、離島の振興・活性化 ・駐留軍用地跡地開発 ・ひとり親家庭・人材育成等 | 一層の役割発揮 |

【図3-3-14-1】 平成24年度から平成29年度の出融資の推移



出典：沖縄振興開発金融公庫作成

(成果等)

《世界水準の観光リゾート地の形成》

本県では沖縄観光ブランドを確立し、世界的にも広く認知され評価される観光リゾート地の形成を目指し、空港ターミナルビル及び那覇港のクルーズターミナルの供用、官民一体となった誘客キャンペーンの展開等を行ってきた。これらの取組等により、入域観光客数は着実に増加し、平成30年度の入域観光客数は1,000万人と過去最多を6年連続で更新した。

沖縄公庫では、世界水準の観光リゾート地の形成に向けて、沖縄の歴史・自然・文化等の多様で魅力ある地域資源を活用した高付加価値型観光の展開に取り組む観光関連事業者を金融面から支援している。平成26年度には観光リゾート産業等のリーディング産業関連事業を出資対象に加えており、平成27年度にはこれまでの独自制度を再構築し、観光リゾート産業の量的拡大・高付加価値化に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援制度を創設するなど、制度の拡充を図っている。

これまでの実績について、平成20年度から平成29年度までに観光施設の建設や観光コンテンツの創出を企画する企業などに累計で303件、1,519億4,200万円を出融資しており、特に平成27年度以降は、多様な形態のホテル関連投資が活発に行われたことなどから、沖縄公庫の出融資は増加傾向にある。また、宿泊業に対しては、平成20年度から平成29年度の累計で705件、884億4,200万円の出融資を行っている。

沖縄公庫は出融資を通じて県内のホテル・旅館の総客室数3万6,488室のうち69.6%を支援しており、本島から離島に至る県内各地に、低価格帯から高価格帯まで様々なタイプのホテル・旅館の整備に寄与している。

そのほか、ホテル建設などの大型設備投資で県の赤土等流出防止条例が適用される事業については、赤土等の流出を同条例の基準以下に押さえることを要件に、利率特例を適用することができる制度を設け、環境保全に配慮する事業者を金融面で支援している。

《情報通信関連産業の高度化・多様化》

本県では情報通信関連産業をリーディング産業の一つとして位置付け、通信費の低減化事業や沖縄IT津梁パークの整備、高度IT人材の育成や情報通信関連企業の誘致など、日本とアジアの架け橋となる「ITブリッジ」を目指し、ソフト・ハードの両面から取組を行ってきた。これにより、順調に情報通信関連企業の集積が進み、平成30年までに国内外から470社が立地した。

沖縄公庫では、本県の情報通信関連産業のより一層の発展を促進するため、独自の融資制度である沖縄情報通信産業支援貸付を拡充するなど、沖縄振興施策における戦略的な情報通信関連産業の高度化・多様化に対応してきた。また、平成26年度に情報通信関連産業等を出資の対象に加えており、情報通信関連産業の高度化・多様化に係る出融資実績は平成20年度から平成29年度までの累計で、199件、66億5,500万円となった。

沖縄公庫が情報通信事業者に行った設備資金のうち、54.6%が機械装置の更新などの機械装置に対する融資であり、そのほか、沖縄IT津梁パーク企業集積施設の整備等にも活用されるなど、本県の情報通信関連産業の振興に寄与している。

《アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成》

アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成のため、本県では、航空機整備施設整備や国際物流拠点産業集積地域への賃貸工場の整備、県内事業者等の海外展開促進のためのプロモーション活動に対する支援等を行ってきた。また、平成26年度には国際物流拠点産業集積地域を「那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区」及び「うるま・沖縄地区」に拡大した。これらの取組などにより、国際物流拠点産業集積地域内の新規立地企業は平成29年度には178社となり、国際物流拠点の形成に向け着実に企業集積が図られている。

沖縄公庫は、国際物流拠点産業集積地域内の事業者を対象とした独自融資制度等により、臨空・臨港型産業の集積や県内事業者等による海外展開の促進を支援している。国際物流拠点の形成に係る出融資は、県が整備した賃貸工場への入居企業の設備投資や海外出店に係る設備投資などに活用されており、平成20年度から平成29年度の累計で141件、240億1,500万円の実績となっている。特に、平成26年度の国際物流拠点産業集積地域の指定地域拡大以降、指定地域内の企業を対象とした独自制度の活用が増加している。また、沖縄公庫は、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO：ジェトロ）や独立行政法人国際協力機構沖縄国際センター（JICA：ジャイカ沖縄）と業務連携に係る覚書を締結し、連携して海外展開セミナーを開催するなど、アジアの活力を取り込む県内企業の海外展開を資金供給と情報提供の両面から支援している。

《産業基盤の整備》

県は、万国津梁の精神の下、世界を結ぶ架け橋として、我が国及びアジア・太平洋地域とともに発展するための空港、港湾、陸上交通基盤など、産業発展に必要な整備に取り組んできた。

沖縄公庫では陸上交通、海運、航空などの交通・運輸関連及びエネルギー関連の産業基盤整備について、独自の出融資制度等により、長期低利資金の供給を積極的に

行ってきた。離島を含む空港ターミナル施設の整備や沖縄都市モノレール沿線周辺地区の都市開発関連など、地域にとって政策的意義が高く経済波及効果も大きい大型プロジェクトに安定的な資金の供給を行っており、自立型経済の構築に向けた基盤の整備に係る出融資は、平成20年度から平成29年度の累計で、48件、953億100万円の実績となっている。

沖縄公庫は、産業活動を営む上で必要不可欠な交通基盤、エネルギー関連等の基盤整備に対する融資を通じて、自立型経済の構築に向けた基盤の整備を支援している。

《ものづくり産業・中小企業等の振興》

本県では、創業や経営基盤の強化等の総合的な支援施策を展開することにより、中小企業の活力を高めることとしており、商工会等の経営指導員による相談・指導への支援や創業予定者を対象としたセミナーの開催などを実施している。また、健康食品、伝統工芸等のものづくり産業が地域産業としての地位確立と経済振興の一翼を担う移出産業へと成長することを目指し、地域資源を活用した商品開発に取り組む事業者への支援や産業高度化・事業革新を促進するための取組等を行っており、製造品出荷額（石油・石炭を除く）は平成25年以降増加傾向にある。

沖縄公庫では、創業者向けの融資や中小・小規模事業者等の経営基盤強化支援に重点を置いた独自制度の拡充を行っており、長期・低利の資金を供給することにより、中小企業等を金融面から支援している。平成24年度には、経営基盤を強化し、雇用環境の改善を図るため、商工会等から経営強化指導を受けている特定規模事業者を対象とした無担保・無保証による独自の融資制度を創設した。

そのほか、創業や中小企業の設備投資等に関連する融資実績は平成20年度から平成29年度の累計で2万8,248件、3,008億100万円となっている。また、商工会等と連携して、経営指導を受けている小規模事業者に無担保・無保証の融資による経営改善等の支援を行うとともに、相談会・連絡会議を開催して情報交換等を行っている。

あわせて、沖縄公庫は、産業高度化・事業革新促進や特産品開発に取り組む事業者に対して独自制度の活用を図っており、ものづくり産業の振興等に関する出融資実績は平成20年度から平成29年度の累計で293件、173億3,900万円となっている。

沖縄公庫では、ホームページに創業準備の参考資料を掲載する等の情報提供や融資相談時の創業計画書作成支援等のコンサルティング機能を実施する等、資金供給以外での支援も行っている。平成14年度に沖振法に基づく沖縄公庫の業務特例として創設されたベンチャー企業向けの出資制度では、製造業をはじめとする中小企業に平成29年度までの累計で61社（64件）、26億800万円の出資を実施するとともに、出資後の経営安定化に向けた助言・指導にも取り組むなど、新事業の創出を支援している。

沖縄公庫の独自制度である沖縄創業者等支援貸付の雇用創出効果は平成29年度末までの累計で6,840人となっており、また、沖縄公庫が融資を行った新規開業者の平均従業員数は、開業時の7.2人から平成29年度末では13.0人と5.8人増加するなど、雇用効果が生まれ、地域産業の振興に寄与している。

《亜熱帯性気候等を生かした農林水産業の振興》

本県の農業は、亜熱帯地域という特性を生かし、「持続的農林水産業の振興とフロンティア型農林水産業の振興」を目指し、畜産、さとうきび、野菜、花き、土木用資

材、きのこ類、モズク等の生産が多様に展開されている。

沖縄公庫では、農業経営改善計画に基づき、施設投資や経営の合理化のために必要な長期低利資金等の資金供給を通じ、農林水産事業者の経営の安定や効率化を支援しており、農地の整備や漁船の取得、機械装置の更新や近代化、おきなわブランドの振興、製糖工場の改良に必要な資金等、幅広い資金需要に対応した融資を行っている。

農林水産業の振興に関する出融資実績は平成20年度から平成29年度の累計で1,017件、273億3,400万円となっている。平成24年度以降、県及び市町村では一括交付金制度等を活用して生産・加工・販売・流通・新規就農に至る様々な支援を強化しており、これに伴い、農林水産業者等による資金需要は着実に伸長しており、沖縄公庫の独自制度をはじめとした出融資件数も増加傾向にある。このように、沖縄公庫では、長期・固定・低利の資金供給を通じた農林水産事業者の経営の安定や地域特性を生かした生産体制の強化支援等、本県の農林水産業の振興に寄与している。

《駐留軍用地の有効利用の推進》

本県の復帰後から平成30年3月末までに返還された駐留軍用地の実質返還面積は、9,950.9haとなっており、返還された駐留軍用地は、個人や企業、公共事業など多方面に活用されている。

沖縄公庫では、駐留軍用地跡地の有効活用に向けて、これまでにホテルや大規模商業施設、医療・福祉施設、賃貸住宅など、総合公庫として幅広い融資を実行し、駐留軍用地跡地に対する民間投資を支援してきた。

ビジョン基本計画では、駐留軍用地跡地と周辺市街地の一体的な整備を政策課題の1つに位置付けていることを踏まえ、沖縄公庫では、これまで大規模なプロジェクトのみを対象としていた駐留軍用地跡地に係る独自の融資制度を、幅広い資金需要に柔軟に対応できるよう面積要件の緩和や対象施設を拡充し、跡地開発の促進を図った。那覇小禄金城地区、那覇新都心地区、北前・美浜・桑江伊平地区（北谷地区）、アワセゴルフ場（北中城村）の4地区において、平成4年から平成28年度までに事業系融資は1,110億8,800万円、住宅系は616億2,500万円が活用されており、雇用創出効果は約9,000人と試算されるなど、駐留軍用地跡地の再開発事業に対する融資を通じて跡地の利用促進に寄与している。

本県では、返還された那覇新都心地区、那覇小禄金城地区、北谷桑江・北前地区の3地区における「活動による直接経済効果」は返還前の約28倍と試算しており、かつての基地経済の効果を大きく上回るものとなっている。

《離島振興》

沖縄公庫は離島の振興・活性化を支援するため、離島事業者の実情等を踏まえた貸付制度や制度の特例を設け、総合公庫としての機能を発揮している。

沖縄公庫の出融資は、空港ターミナルビルの整備や多様な形態のホテル整備のほか、建設業や卸・小売業、飲食業、観光関連サービス業等の商工業者、農林漁業者、診療所等の医療施設や教育資金など幅広い資金需要に対応している。また、沖縄公庫は必要に応じて出張相談会を開催し、離島事業者等に対して制度の説明や融資の相談を行っている。

さらに、離島においても入域観光客数が急増する一方、人手不足や建築資材の高騰

による供給制約が近年大きな課題となっていることから、事業者の生産性向上に資する設備投資や人材育成の取組を支援している。平成24年度から平成29年度の離島関係の融資実績は累計で、8,200件、1,340億5,000万円となっているなど、沖縄公庫は、離島地域における産業の振興に寄与している。

《教育機会の確保・子どもの貧困対策の推進》

本県では、沖縄の未来を担う子どもたちが夢や希望を持って健やかに生まれ育ち、豊かな可能性が発揮できる社会を実現するため、ひとり親家庭への支援や子ども・若者の育成支援等を行うとともに、地理的、経済的要因等に左右されない教育環境を整備するため、教育に係る負担の軽減等の取組を行っている。

沖縄公庫では、公平な教育を受ける機会を支援するため、離島居住者や母子・父子家庭、低所得者、多子家庭等に向けた教育資金の利率特例制度の充実やその積極的な活用を図っており、教育に関連する出融資を平成20年度から平成29年度の累計で1万8,105件、225億7,100万円行っている。

特に、平成22年度以降、教育資金利用者のニーズを踏まえて制度拡充を図ってきたことに加え、高等学校等での制度説明会の開催や沖縄公庫のホームページ内容を充実させたこと等により、教育資金の実績は増加している。また、利率特例の利用実績も増加傾向にあるとともに、教育資金利用者のうち、ひとり親家庭が27.4%を占めるなど、低所得世帯を中心に教育費の負担軽減に寄与している。

平成28年3月に県が策定した沖縄県子どもの貧困対策計画において、ひとり親家庭の親の経済的自立のために沖縄公庫による金融面での支援促進が位置付けられている。沖縄公庫では、ひとり親家庭の「親」の学び直しや事業所内保育所の設置を行う事業者等を対象とした利率の特例を創設し、平成29年度末までに累計で103件、44億2,000万円の実績があるなど、政策金融として本県における子どもの貧困対策・ひとり親家庭の支援を総合的に推進している。

《セーフティネット機能の発揮》

沖縄公庫では、台風などの自然災害や景気の変動による業況の悪化等、社会・経済動向の変化に機動的に対応することで、政策金融機関としてセーフティネット機能を発揮し、企業の資金繰りの悪化や倒産防止に対応してきた。景気の変動や自然災害発生時には、特別相談窓口を設置しており、沖縄公庫の迅速なセーフティネット融資や返済条件の緩和などによる事業継続支援は多方面から評価されている。

沖縄公庫のセーフティネット関連の融資は平成20年度から平成29年度の累計で5,012件、2,042億5,800万円活用され、雇用喪失防止効果は7万4,176人と見込まれており、資金面から企業を支えることにより、沖縄における雇用の安定・確保に寄与している。

《市町村との連携》

沖縄公庫は、平成19年度に地域の課題解決に向けた組織横断的な専担部署を設置し、公民連携プロジェクト（PPP、PFI等）の事業性を高めるために、「ファイナンス機能」、「コーディネート機能」等のトータルソリューションを提供する業務を行っている。これまでに政策金融機関として地域プロジェクトの推進を支援してお

り、平成31年3月までに県内の17市町村と助言業務協定を締結している。

沖縄公庫では、蓄積された金融ノウハウ等を生かして、駐留軍用地跡地開発の促進、地方創生総合戦略の策定など、地域開発プロジェクトの構想・企画段階から積極的に参画している。また、民間金融機関や関係支援機関と連携しながら、PPP/PFIセミナーを開催するなど、公民連携プロジェクトを支援している。さらに、助言業務協定先の市町村長が一堂に会して、各地域が抱える課題や沖縄公庫への要望等について意見交換を行うことを目的とした公庫・市町村パートナーシップ推進会議を開催するとともに、沖縄県内各圏域における産業・地域経済の動向や沖縄公庫に対する各業界のニーズを把握し、相互理解を深めるため、経済チバリョー（ワイドー）懇談会を開催している。地域開発やまちづくり等に係る取組や地域経済の発展を市町村等と一体となって推進することにより、地域の活性化を後押ししている。

《関係団体との連携》

沖縄公庫は、沖縄科学技術大学院大学等と産学官連携に関する覚書を締結してベンチャー企業の発掘を支援するとともに、（公財）沖縄県産業振興公社等と覚書を締結し、中小企業等の経営課題解決支援等に取り組んでいる。また、（独）国際協力機構沖縄国際センター（JICA沖縄）や（株）農林漁業成長産業化支援機構（AFIVE）等と覚書を締結し、県内事業者の海外展開や6次産業化などの支援に取り組んでいる。

また、平成16年3月に県内4行庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結しており、民間金融機関と協調、連携して、県内事業者への支援を行っている。平成29年度からは新たな取組として、内閣府と連携した民間金融機関との意見交換会の実施や沖縄公庫と民間金融機関が相対で連絡窓口を設置するなど、一層の協調、連携を図っている。

このように沖縄公庫は、政策金融機関として、これまで以上に幅広い分野の関係機関と連携し、地域振興や中小企業の発展に向けた取組を強化するとともに、民間金融機関との協調・連携を推進しており、地域経済の活性化に貢献している。

（課題及び対策）

沖縄21世紀ビジョンの実現には、一括交付金制度等による財政支援と民間投資を一層促進するための円滑な資金供給の仕組みは、車の両輪として必要不可欠である。

本県が本土との格差是正と自立型経済の構築に道筋をつけていくためには、産業基盤や生活基盤の高度化、駐留軍用地跡地利用や離島の定住条件の整備など、全国一律の枠組みでは対応が困難な沖縄の特殊事情に柔軟に対応することが必要であり、沖縄公庫においては、沖縄の地域特性や特殊事情に十分配慮しつつ沖縄の県民生活向上のための基盤整備や産業振興など沖縄振興策と不離一体となった資金供給等の役割発揮が引き続き求められる。

また、観光客数の急増に伴う空港・港湾のキャパシティや二次交通の利便性問題、各種施設における外国語対応の遅れなど受入れ面での課題、人手不足問題や雇用の「質」の改善、生産性向上、待機児童解消や子どもの貧困等、顕在化した新たな課題の解決に当たっては既存の取組の延長では対応が困難なケースが多く、沖縄特有の課題やニーズを的確に把握し、国や沖縄県と連携して柔軟かつ効果的な対応を積極的に

進めることがこれからの政策金融には強く求められる。

さらに、沖縄公庫には、まちづくりや離島・過疎地域を含む地域振興等に対するアドバイス、PPP/PFI分野に関する情報提供など、資金供給のみならず、これまで培ってきたノウハウやネットワークを生かしたコンサルティング機能の発揮が期待される。加えて、県内事業者等に対しては長期固定の安定的な資金を適切に供給するという政策金融の基本的な役割は今後も重要であるが、その際、ワンストップサービス機能を最大限に発揮し、多様な顧客ニーズに的確に対応するとともに、金融の専門性を高め、民間金融機関だけでは困難であり、かつ質の高い金融サービスを提供することが重要になってくる。

沖縄公庫は沖縄における政策金融を一元的・総合的に行う政府系金融機関として、沖縄の経済社会情勢や県内事業者の特性に精通していることに加え、その動向に応じて出融資や独自制度の制度設計などの判断を即座に行う仕組みを有している。その具体的かつ特徴的な実績が、米国同時多発テロ発生時のセーフティネット機能の発揮などである。また、毎年発生する台風被害に対応するための特別相談窓口を本店及び各支店に設置するなど、きめの細かい機動的な対応を行っている。加えて、エネルギー・交通基盤の整備や駐留軍用地跡地における大規模プロジェクトの支援や、中小企業の生産性向上、人材育成、ひとり親支援など、沖縄の特殊事情を踏まえると、沖縄振興施策と連動した独自の役割発揮が引き続き求められることから、今後の沖縄振興に当たっても、現行の沖縄公庫の機能及び組織の存続が必要不可欠である。

4 世界に開かれた交流と共生の島を目指して

(1) 世界との交流ネットワークの形成

これまで築いてきたウチナーネットワークを基軸とした世界との人的ネットワークを拡大するとともに、文化、教育、経済、科学技術、環境、医療、平和など、様々な分野で多元的な交流を行い、人・知識・文化が融和する海邦交流拠点の形成を目指し、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

各種の施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比べ「世界のウチナーネットワークなどを生かした国際交流が盛んなこと」は同率となっており、県民満足度は25%程度を維持している。

また、「多くの外国人が沖縄に訪れ、県民との交流が活発に行われていること」は4.1ポイント上昇し、県民満足度が向上している。

<目標とするすがたの状況>

| 項 目 名 | 沖縄県の現状 (基準年) | 沖縄県の現状 (現状値) | R3年度の目標 |
|---------------------------------|-----------------------|-----------------------|----------|
| 世界のウチナーネットワークなどを生かした国際交流が盛んなこと | 24.7% (H24年県民意識調査) | 24.7% (H30年県民意識調査) | 県民満足度の向上 |
| 多くの外国人が沖縄に訪れ、県民との交流が活発に行われていること | 21.8% (H24年県民意識調査) | 25.9% (H30年県民意識調査) | 県民満足度の向上 |

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

世界との交流ネットワークの形成に向けては、世界のウチナーネットワークをはじめとする国際的なネットワークの形成・活用やグローバル社会に対応できる人材育成等を推進する必要がある。また、国際的な交通ネットワークの拡充等、国際交流拠点としてふさわしい基盤を整備し、多様な交流を積極的に展開することにより、本県の自立的発展のみならず我が国及びアジア・太平洋地域の発展に貢献する海邦交流拠点の形成を図るための取組を推進する必要がある。

このため、県系人社会と本県との架け橋となる人材の育成や県系人との交流等を通じて国際的な視野を持った人材の育成を図るとともに、日本とアジアをつなぐビジネス・フロンティアとしてビジネス支援機能の充実を図る必要がある。

また、多言語教育の充実、海外文化交流や留学制度等の充実を図り、国際感覚を身につけた人材の育成を図るとともに、県民の異文化理解や国際理解向上のための取組を促進する必要がある。

さらに、システムテックな空港機能の効率の向上や国際的な航空ネットワークの拡充、大型クルーズ船を受け入れるための整備、ハシゴ道路等ネットワークの構築など国際交流拠点の形成に向けた基盤の整備に取り組む必要がある。

ア 国際ネットワークの形成と多様な交流の推進 (成果等)

国際交流拠点の形成を図るためには、交流の基盤となるネットワークを強固なものにするとともに、本県の地理的・歴史的背景を生かし、国際社会との多角的な交流を展開していくことが必要不可欠であることから、様々な分野で県民各層の参加の下に、交流施策の展開を図るための取組を行った。

ウチナーネットワークの継承・拡大については、国際的なウチナーネットワークの継承・拡大を図るため、世界に42万人と言われる沖縄県系人を中心に多角的な交流を行うとともに、次世代のウチナーネットワークの担い手育成に取り組んだ。

将来の県系人社会と母県沖縄との架け橋となる人材を育成するため、大学生・社会人の県系人子弟等を1年間、県内大学や企業、伝統芸能修得機関で就学・研修させたほか、10代の県系人子弟を本県に招待し、約1週間、県内の中学生・高校生と生活を共にしながら交流を図ることで母県沖縄への理解と絆を深めるための取組を行った。

本県での滞在期間中、県系人子弟等に沖縄の歴史や文化等を学んでもらい、日常生活の中で県民と交流することでウチナーアイデンティティを深めるとともに、本県と移住先国との架け橋となる人材として育成することができた。

また、本県出身の高校生・大学生をホームステイのため、海外県人会に派遣した。高校生・大学生が、現地の県系人、特に若い世代との交流を行うことにより、本県の移民の歴史や海外でも大切にされている沖縄文化を再認識することができ、国際的な視野を持った人材の育成が図られるとともに、双方の友情や母県沖縄との絆を深めることでウチナーネットワークを担う人材の育成を図ることができた。

さらに、世界若者ウチナアンチュ連合会が主催する「世界若者ウチナアンチュ大会」において、同連合会と連携し、ウチナーアイデンティティの継承、今後のウチナーネットワークを担う若い世代の意識向上等を目的として、各国の県系人と沖縄の若者との交流を深めるための取組を行った。

あわせて、県系移民の方々のこれまでの活動をねぎらうため、本県の三役等関係者が、各国県人会主催の移住記念式典等に参加し、感謝状を贈呈した。

加えて、本県と世界との交流及び相互理解を促進するため、本県と海外との人的ネットワークを拡充強化し、経済・文化・学術等様々な分野における交流の架け橋となる「ウチナー民間大使」を認証するとともに、海外で沖縄の文化、芸能等を紹介する民間大使の活動を支援した。

これらの取組などにより、次世代のウチナーネットワークを担う人材の育成が図られており、次世代ウチナーネットワーク参加青少年数（累計）は、基準値の1,176人から平成30年度には1,630人となり、目標値の達成が見込まれている。

また、次世代ウチナーネットワーク参加者とのネットワークの継続についても、基準値の14.8%から平成30年度には38.5%となり、目標値の達成に向けて進展している。

このほか、世界各地に居住している県系人、県人会等とのネットワークの確立、承継、拡大を目指し、「海邦交流拠点の形成」を推進するため、平成28年度に第6回「世界のウチナアンチュ大会」を開催した。

世界のウチナーンチュ大会イベント参加者数（延べ人数）は、基準値である平成23年度の第5回大会の41万8,030人から、平成28年度の第6回大会には42万9,168人となり、目標値の達成に向けて前進しているものの、進展が遅れている。

観光交流・経済交流の推進については、観光、経済、学術・文化など様々な分野における国際交流を強化するための取組を行った。

海外事務所を設置している地域（北京、上海、香港、台北、シンガポール）を中心に国際観光展等への出展や航空会社等と連携した沖縄PRイベントを開催した。

また、航空路線の誘致・拡充を目指し、海外航空会社に対して地上ハンドリング費用等を助成することで、チャーター便及び新規路線の就航、既存便の増便・大型化等を働きかけた。航空路線は、これまでの東アジア地域に加え、タイやシンガポールといった東南アジア地域への新規就航が実現した。

さらに、クルーズ船の寄港促進を図るため、クルーズ船社に対して入港経費等を助成するとともに、シャトルバスの運行や歓迎式典の開催など、受入体制の充実に取り組んだ。

あわせて、MICEの推進については、MICEの開催による学術・文化分野における国際交流を強化するため、国際会議の誘致活動や開催に係る費用の助成等を行った。

このほか、ジェトロ沖縄貿易情報センターと連携して、海外展開に取り組む県内企業を対象に海外見本市への出展支援や商談会・ビジネス交流会等を開催したほか、海外投資家等を対象とした相談窓口や、県内企業と海外企業の経済連携サポート窓口を開設し、海外企業の沖縄でのビジネス展開や県内企業と海外企業の経済連携を支援した。

これらの取組などにより、国際的な交通ネットワークが拡充され、アジア各国を中心に企業や観光客が行き交う多様な交流へとつながり、本県の認知度が向上したことから外国人観光客数は基準値の30.1万人から平成30年度には300万人と大幅に増加しており、目標値を達成する見込みである。

学術・文化・地域間交流等の推進については、一括交付金（ソフト）を活用し、交流の架け橋となる人材を育成するため、高校生を海外留学等へ派遣したほか、芸術・芸能の様々な分野において多様な交流を行った。

また、姉妹・友好関係の強化を図るため、姉妹・友好提携を結んでいるハワイ州（米国）、南マットグロッソ州（ブラジル）、サンタクルス州（ボリビア）、福建省（中国）を訪れ、各周年記念式典への参加や政府・県人会関係者との意見交換を実施した。

さらに、本県農業・農村の地域活性化と国際的なネットワークの形成を図ることを目的として、アジア・太平洋地域の国々等から海外研修生を受け入れており、受け入れた農家との信頼関係や地域との交流を深め、農業・農村の地域活性化に貢献している。

あわせて、世界自然遺産地域内の自然資源の保全と持続的利用を考慮しながら、鹿児島・沖縄両県の連携によって域外からの観光客に対する一層の誘致を行い、両地域の観光振興を促進させるため、世界自然遺産登録地域のPR動画作成・誘客イベント

への出展、エコツーリズムの推進等を実施した。

このほか、米国東海岸（ワシントンD. C.、ニューヨーク）において、本県の歴史・文化に関する講演会や、伝統芸能等を紹介するイベント、紅型や空手のワークショップを開催するなど沖縄のソフトパワーを発信し、2年間で約4,300人の米国人に対して、直接広報することにより、沖縄の認知度を高めることができた。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|---------------------------------------|--------------------------------|---|---------------------------------|
| 次世代ウチナーネットワーク参加青少年数(累計) | 1,176人 (H23年度) | 1,630人 (H30年度) | 1,706人 |
| 次世代ウチナーネットワーク参加者とのネットワークの継続 | 14.8% (H23年度) | 38.5% (H30年度) | 50.0% |
| 世界のウチナーンチュ大会イベント参加者数(延べ人数) | 418,030人 (H23年度) (第5回大会) | 429,168人 (H28年度) (第6回) | 450,000人 (R3年度予定) (第7回大会) |
| 世界のウチナーンチュ大会関与の県内市町村数 | 30市町村 (H23年度) (第5回大会) | 30市町村 (H28年度) (第6回) | 37市町村 (第7回大会) |
| 海外及び県内における世界のウチナーネットワークの強化を推進する新たな取組数 | — | 県人会35団体、 県内19団体 (市町村を含む) (H30年度) | 県人会30団体、 県内50団体 (市町村を含む) |
| ICCA基準を満たした国際会議の件数【再掲】 | 13件 (H28年) | 12件 (H30年) | 20件 |
| 外国人観光客数【再掲】 | 30.1万人 (H23年度) | 300万人 (H30年度) | 400.0万人 |

(課題及び対策)

ウチナーネットワークの継承・拡大については、世界に42万人といわれる海外在住の県系人が国際交流・協力の架け橋として大きな役割を果たしているところであるが、世代交代が進み、ウチナーンチュとしての意識、アイデンティティの低下が懸念されていることから、移住・移民の経緯や困難を克服してきた歴史等に対する理解促進等を図りつつ、世界のウチナーンチュのネットワーク継承や次世代の担い手の育成に取り組む必要がある。

観光交流、経済交流等の推進については、歴史的・地理的特性により培われた沖縄の発展可能性は、諸外国・地域との交流と連携を深めながら共に発展していく中で特に発揮されるものであり、観光、経済、学術・文化など様々な分野における国際交流を強化し、交流の架け橋となる人材の育成や人的ネットワークの構築等によりウチナーネットワークを強化・拡充することが必要不可欠である。

とりわけ、グローバル経済の進展に伴い、世界経済成長の原動力がアジアにシフトしている状況を踏まえ、本県産業についてもアジアや世界を大きく視野に入れ、産業

の国際化を進めるとともに、県民一体となり、人・知識・文化が融和する海邦交流拠点の形成を目指していく必要がある。

また、日本とアジアをつなぐビジネス交流拠点の形成に向け、海外投資家等を対象とした相談窓口や県内企業と海外企業との経済連携サポート窓口の支援体制を更に強化する必要がある。

MICEの推進については、沖縄ならではの先進研究分野など沖縄開催の意義を示すことができる分野の国際会議の誘致に重点的に取り組む必要がある。

イ 世界と共生する社会の形成 (成果等)

世界に開かれた交流と共生の島「沖縄」を実現するため、国際感覚に富む人材の育成や県民の異文化理解の醸成など国籍や民族に関係なく誰もが安心して暮らせる環境づくりを推進し、国際交流拠点にふさわしい社会づくりを推進するための取組を行った。

国際感覚に富む人材の育成については、国際感覚に富む創造性豊かな人材を育成するため、一括交付金（ソフト）などを活用し、児童生徒に対する英語教育の推進や様々な分野における海外留学生や研修生の派遣、国際交流などの取組を行った。

英語教育については、県内6地区の小中学生50人（合計300人）に対し、「聞く」「話す」を中心に外国人との交流等を通じた2泊3日の英語体験活動を行い、生活全般のコミュニケーションを原則英語のみで行ったことで、参加生徒の英語学習への意欲が向上した。

海外派遣については、グローバルな視点を持つ人材を育成するため、毎年300人余りの高校生を海外留学や海外短期研修に派遣している。帰国後には事後研修の一つとして、小・中学校や在籍する高等学校での成果報告会を行い、海外留学等の体験を伝えることで児童生徒の留学に対する関心を高めた。

また、芸術、芸能分野における文化交流のため、高校生を台湾、アメリカ（ハワイ）、ドイツに派遣している。書道、音楽、美術・工芸、郷土芸能の各分野で文化交流を行ったことで、文化の違いに対する相互理解が進むとともに、専門的な指導を受けることで、向上心や技能の育成、実践的なコミュニケーション能力の向上等につながり、グローバルな視点を持つ人材の育成が図られた。

さらに、本県とハワイ州の高校生を双方の高等学校へ派遣・受け入れし、それぞれの国の歴史や文化、自然等について学び合う機会を設けたことで、互いの国の歴史や文化を尊重する意識を高めることができた。

これらの取組などにより、海外留学・交流派遣数（累計）は、毎年300人以上の派遣を行っていることから、基準値の124人から平成30年度には2,325人となり、目標値を達成する見込みである。

多文化共生型社会の構築については、県民の異文化理解や国際活動等に対する理解の促進を図るため、国籍や民族に関係なく誰もが安心して暮らせる多文化共生型社会の構築に関するシンポジウムの開催やモデル事業などを実施した。

また、開発途上国からの研修員やJICA海外協力隊経験者等による国際協力活動

等についての出前講座を行うなど、県民に世界の状況や生活習慣の多様性等に触れてもらう機会を創出した。

さらに、県内小中学校や特別支援学校へ国際交流員を派遣し、外国の文化や歴史の紹介、沖縄移民に関する授業を行ったことにより、児童生徒の異文化理解と国際理解が向上した。

あわせて、在日外国人を支援するため、医療通訳ボランティアを育成する講座を実施し、講座修了者を医療通訳ボランティアとして登録するとともに病院などの関係機関へ紹介している。医療通訳ボランティアに関する周知が進むにつれ、紹介数は、増加傾向にある。

これらの取組などを行ったものの、医療機関からの問合せには緊急を要する内容も多く、事前に予約を必要とするボランティアの派遣ができないケースも多いことから、病院での診療時に医師との対話で困った在住外国人等の割合は、基準値の22%から平成30年度には28.4%と上昇しており、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

加えて、海外からの観光客の増加に対応した観光地づくりを進めるための取組として、「沖縄県における多言語観光案内サイン翻訳ルール」の策定など市町村が行う多言語観光案内サインの整備を支援するとともに、平成25年度から沖縄特例通訳案内士を育成している。従来の沖縄特例通訳案内士・地域限定通訳案内士を合わせた地域通訳案内士登録者数は、平成31年3月末現在で687名となっている。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|-----------------------------|-----------------|-------------------|----------|
| 海外留学・交流派遣数(累計) | 124人 (H23年度) | 2,325人 (H30年度) | 2,944人 |
| 沖縄県にずっと住みたい在住外国人等の割合 | 69% (H20年度) | 64.3% (H29年度) | 80% |
| 沖縄文化に関わる活動を行っている在住外国人等の割合 | 22% (H20年度) | 23.7% (H29年度) | 32% |
| 病院での診療時に医師との対話で困った在住外国人等の割合 | 22% (H20年度) | 28.4% (H30年度) | 12% |

(課題及び対策)

国際感覚に富む人材の育成については、世界と共生する地域の形成のため、児童生徒に対する英語教育の充実、様々な分野において留学生や研修生を海外へ派遣するなど、国際理解を促進するとともに、主体的に行動する国際感覚に富む創造性豊かな人材の育成に取り組む必要がある。

多文化共生型社会の構築については、本県の外国人登録者数は、平成28年12月末現在において1万4,285人となっており、年々増加しているため、国籍や民族に関係なく誰もが安心して暮らせる社会の構築に向け、県民の異文化・国際理解の向上など、海外からの移住者・滞在者増加に対応した環境づくりに取り組む必要がある。

ウ 国際交流拠点の形成に向けた基盤の整備 (成果等)

世界を結ぶ架け橋としての交流を通し、我が国及びアジア・太平洋地域とともに発展していくため、空港や港湾をはじめ交流活動の拠点となる施設の整備及び交通ネットワークの強化を図るなど、国際交流拠点の形成に必要な基盤を整備するための取組を行った。

空港機能の強化については、国際的な交通・物流の拠点となるインフラの重点的な整備のため、那覇空港については、滑走路増設事業が平成25年度に新規事業化され、国において着実に工事を進めている。

また、那覇空港における旅客ターミナルの整備については、平成25年度に国際線旅客ターミナルビルを供用開始し、平成28年度には国際線利用者等のバス駐車場やモノレール駅までの移動利便性向上のため、立体連絡通路を整備した。さらに、平成30年度に際内連結ターミナルビルを供用開始したことで、それまで別棟だった国内線・国際線・LCCの旅客ターミナル施設が一体化され、施設の受入能力が強化されるとともに、利便性が大幅に向上した。

これらの取組などにより、那覇空港の海外路線数（就航都市数）は、基準値の7路線から平成30年度末には15路線となり、現時点で目標値を達成している。

このほか、平成25年に新石垣空港を開港したことにより、就航便数の増大や就航機材の大型化が可能となり、国際線の就航便数が年々増大している。

港湾機能の強化については、那覇港において、泊ふ頭8号岸壁で旅客ターミナル及びボーディングブリッジを整備し、新港ふ頭9号岸壁（貨物岸壁）では、大型クルーズ船の受入機能の強化を図った。

また、本部港において、国際クルーズ船が寄港可能な水深9.0mの耐震強化岸壁の整備等を、平良港においては耐震強化岸壁、ふ頭用地、臨港道路、緑地等の整備を、石垣港においては防波堤、岸壁の整備をそれぞれ行った。

石垣港については、東アジアを中心としたクルーズ需要が拡大していることから、大型旅客船ターミナルの整備を進めている。

平良港と本部港においては、国際旅客船拠点形成港湾に指定され、官民が連携し、クルーズ拠点の形成を図ることとしている。

これらの取組などにより、各圏域におけるクルーズ船寄港回数及び旅客数の増加へとつながり、クルーズ船寄港回数及び海路による入域乗船客数（県全体）は、基準値の112回、11万6,400人から平成30年には528回、112万3,800人となり、目標値の達成に向けて進展している。

陸上交通の利便性の向上については、国に対する早期整備要望の効果などもあり、平成30年3月には沖縄西海岸道路（浦添北道路）が暫定供用を開始したほか、浦添西原線（港川道路）をはじめとするハシゴ道路等ネットワークの構築についても着実に整備を進めている。

国際的な交流拠点施設の整備については、大型MICE施設の整備に向けて取組

んでいるところである。

大型MICE施設整備に向けては、大型MICEエリア振興に関する協議会等において、大型MICE受入環境整備に向けた港湾計画、都市計画及び交通計画に係る関係部局や地元自治体と情報共有、課題整理等を行い、大型MICE施設整備及び宿泊施設誘致に必要な港湾計画変更手続を実施した。平成30年2月には、計画変更の公示が行われた。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|------------------------------------|----------------------------|------------------------------|--------------------|
| 那覇空港の海外路線数 (就航都市数) | 7路線 (H24年度) | 15路線 (H30年度) | 15路線 |
| クルーズ船寄港回数・海路による入域 観光客数(県全体)【再掲】 | 112回 116,400人 (H23年) | 528回 1,123,800人 (H30年) | 933回 2,000,000人 |
| 1,000人以上のMICE開催件数【再掲】 | 85件 (H28年) | 85件 (H30年) | 134件 |

(課題及び対策)

国際交流拠点形成に向けた受入機能の強化については、アジアの経済成長と活力を取り込む橋頭堡を築き、我が国及びアジア・太平洋地域の発展と連動した21世紀の「万国津梁」を実現するため、交流の玄関口となる空港・港湾の機能強化、陸上交通のアクセス性、周遊性の向上など国際的な人流・物流の拠点となるインフラの重点的な整備が今後とも必要である。

このことから、那覇空港においては、第二滑走路供用開始後の発着便数を増大するための課題を整理し、システムテックな空港機能の効率の向上、国際的な航空ネットワークの拡充に向けた取組を強化する必要がある。

那覇港においては、急増するクルーズ船の寄港需要への対応や旅客の満足度の向上、国際クルーズ拠点形成を図るため、新港ふ頭地区において、大型クルーズ船も受入れ可能な第2クルーズバースの整備を早期に行う必要がある。

また、本港の地理的優位性を生かして、世界及び東アジアのクルーズ需要を的確に取り込むため、浦添ふ頭地区へ新たなクルーズ専用岸壁を位置付け、岸壁及びクルーズターミナルの整備に向けて取り組む必要がある。

国際的な交流拠点施設の整備については、国内外の各地域において、MICEの誘致競争が年々拡大している中、既存施設では収容が不可能な大規模な案件もあることから、大型MICE施設の整備を着実に進めるとともに、地域と一体となった取組や周辺エリアにおける宿泊施設、商業施設等の整備が必要である。

(2) 国際協力・貢献活動の推進

アジア・太平洋地域における結節機能を生かし、本県にこれまで培われてきた知識・経験・技術を生かした国際協力・貢献活動や、平和を希求する「沖縄のこころ」の発信など、日本とアジア・太平洋地域の共通課題の解決に向けた積極的な交流を展開し、国際的な貢献活動の軸となる地域の形成を目指すため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

各種の施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比べ「沖縄の特性や技術等を生かした国際協力・貢献活動が盛んなこと」は3.5ポイント上昇し、「平和を願う沖縄の心が次世代に継承され、世界に発信されていること」は4.9ポイント上昇し、県民満足度が向上している。

<目標とするすがたの状況>

| 項目名 | 沖縄県の現状 (基準年) | 沖縄県の現状 (現状値) | R3年度の目標 |
|---------------------------------|-----------------------|-----------------------|----------|
| 沖縄の特性や技術等を生かした国際協力・貢献活動が盛んなこと | 16.5% (H24年県民意識調査) | 20.0% (H30年県民意識調査) | 県民満足度の向上 |
| 平和を願う沖縄の心が次世代に継承され、世界に発信されていること | 26.2% (H24年県民意識調査) | 31.1% (H30年県民意識調査) | 県民満足度の向上 |

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

国際交流・貢献活動の推進に向けては、本県にこれまで培われてきた知識、経験、技術を生かした国際協力や国際的な災害援助活動、平和を希求する「沖縄のこころ」の発信など、様々な分野で国際協力・貢献活動を推進し、我が国及びアジア・太平洋地域の平和と持続的発展に寄与する地域を目指すための取組を行う必要がある。

このため、県内の研究機関等と国内外にある研究機関等との研究交流の促進を図るとともに、亜熱帯性・島しょ性気候に適合した本県独自の技術・ノウハウ等を有する分野について途上国等に対する技術協力等を推進する必要がある。

また、県内関係団体と連携・協力し危機管理に当たる体制を整備するなど国際的な災害援助活動の推進を図るとともに、本県のソフトパワーを発揮した地域外交を展開するなど世界平和に貢献していく必要がある。

ア アジア・太平洋地域の共通課題に対する技術協力等の推進 (成果等)

アジア・太平洋地域における国際的な共通課題の解決に向け、本県が地理的な特性とこれまで培った経験や知識を生かし、様々な分野においてアジア・太平洋諸国への国際協力・貢献活動を推進するための取組を行った。

国際的な研究・交流ネットワークの構築については、一括交付金（ソフト）を活用し、感染症分野、先端医療分野など、沖縄科学技術大学院大学をはじめとする県内大学等を核とした国際共同研究に対する支援や国際会議開催支援による情報発信を行っ

た。これらにより、国内外の研究機関等の連携や研究拠点としての知名度向上が図られた。

さらに、国内外の企業・ビジネス・人材が交流・集積する拠点の形成及び県内企業・人材の高度化を図るため、国際IT研究開発機関の研究開発等の活動を支援するとともに、農林水産分野では、台湾、沖縄双方の知識・技術情報を共有することにより研究開発を推進するなど、各分野における研究交流ネットワークを構築した。

あわせて、沖縄とハワイの再生エネルギー導入拡大と省エネ普及促進に係る政策や取組の共有を図るため、ハワイ大学ハワイ自然エネルギー研究所への県内企業派遣などに取り組んだ結果、クリーンエネルギー技術の商業化等に関する情報収集や産学官のネットワークの構築が図られた。

このほか、沖縄科学技術大学院大学において、優秀な外国人研究者等を獲得するため、快適に暮らせる居住環境や周辺環境を整備した。

また、日本とアジアを結ぶITブリッジ（津梁）機能の確立と沖縄IT津梁パークにおける人材の育成機能の強化を図るため、先端のIT環境を備えたアジアIT研修センターを整備・運営するとともに、アジア各国からIT人材を受け入れ、人的ネットワークを構築した。

国際協力・貢献活動の推進については、JICA沖縄と連携し、連携協定に基づき、水道、環境、地域保健医療、IT、水産、土木建築等の各分野において、海外からの研修員の受入れや、途上国への技術協力に取り組んだ。

これらの取組などにより、JICA沖縄の海外研修員受入れに協力する県内団体数は、基準値の8団体から平成29年度には24団体となり、目標値の達成が見込まれている。

また、JICA沖縄と連携し技術協力に取り組む県内団体数（海外研修員受入除く）（累計）についても、基準値の10団体から平成30年度には23団体となり、現時点で目標値を達成している。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|---|-----------------|-----------------|----------|
| JICA沖縄の海外研修員受け入れに協力する県内団体数 | 8団体 (H22年度) | 24団体 (H29年度) | 25団体 |
| JICA沖縄と連携し技術協力に取り組む県内団体数(海外研修員受入除く)(累計) | 10団体 (H22年度) | 23団体 (H30年度) | 23団体 |

(課題及び対策)

国際的な研究・交流ネットワークの構築については、国際交流や協力を通じた多角的なネットワークを活用することにより、アジア・太平洋地域の平和と持続的な発展に寄与する交流拠点としての役割を果たしていくことが引き続き求められている。

また、アジア・太平洋地域の共通課題の解決に資するため、科学技術、自然科学等様々な分野における研究開発を推進し、各分野における国際的な研究交流ネットワークの構築等に取り組む必要がある。

このことから、沖縄科学技術大学院大学をはじめとする県内大学等や県内の研究機関等と国内外にある研究機関等との研究交流の促進を図るとともに、研究開発・交流拠点の基盤づくりを推進していく必要がある。

国際協力・貢献活動の推進については、JICA沖縄センターをはじめとする国際的なネットワークや国際協力の知見を有する専門機関と連携・協力し、国際協力・貢献活動を推進していくことが、今後も求められている。

このことから、専門的機関と連携を図り、本県の地理的な特性とこれまで培った経験や知識を生かし、アジア・太平洋地域の途上国等に対する情報提供、技術協力等を推進する必要がある。

イ 国際的な災害援助活動の推進

(成果等)

アジア・太平洋地域で大規模災害が発生した際には、積極的に国際緊急援助活動へ参加・協力するなど、アジア・太平洋地域の安全への貢献を図るための取組を行った。

国際的な災害援助活動の推進については、アジア・太平洋地域の安全への貢献を図るため、県内消防機関等関係団体と連携し、国際緊急援助活動への参加・協力に関する調査・検討を行った。

(課題及び対策)

国際的な災害援助活動の推進については、アジア・太平洋地域での大規模災害発生時などにおける国際緊急援助活動への参加に向けて取り組む必要がある。

ウ アジア・太平洋地域の安定と平和に資する平和・人権協力外交の展開

(成果等)

太平洋戦争において一般住民が地上戦に巻き込まれ、多くの命が失われた悲惨な経験に基づき、戦没者のみ霊（たま）を慰め、平和を希求する「沖縄のこころ」を国内外に強く発信し、次世代に継承するための取組を行った。

また、イチャリバチョーデー、ユイマール等の相互扶助の精神をはじめとする沖縄のソフトパワーを発揮した地域外交を展開することにより、平和協力外交地域として国際社会における認知を深め、アジア・太平洋地域の持続的安定に貢献するための取組を行った。

国内外に向けた平和の発信と次世代への継承については、沖縄戦の歴史的教訓を次世代に伝えるため、平和祈念資料館における様々な企画展やシンポジウムを開催した。

また、戦争体験者の証言を「沖縄平和学習アーカイブ」サイトや「戦世の記憶」等のウェブサイトに掲載し、館内展示物説明文及び戦争体験証言映像の多言語化を行うなど、「命どう宝」の精神を次世代に継承し国内外へ発信した。

これらの取組などを行ったものの、平和学習以外の修学旅行メニューの多様化により県外修学旅行生の入館が減少していることなどから、平和祈念資料館の総入館者数

(常設展示室を含む全ての展示室等への入館者総数)は、基準値の47万4,917人から平成30年には43万2,552人と減少しており、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

さらに、毎年度、沖縄全戦没者追悼式典を開催することにより、世界の恒久平和を願う心を全国に発信している。

あわせて、アジア太平洋地域の平和の構築・維持に貢献した個人又は団体に対し隔年で沖縄平和賞の授与を行っている。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|---|--------------------|--------------------|----------|
| 平和祈念資料館の総入館者数 (常設展示室を含む全ての展示室等への入館者総数) | 474,917人 (H24年) | 432,552人 (H30年) | 485,000人 |

(課題及び対策)

国内外に向けた平和の発信と次世代への継承については、戦後75年が過ぎ、沖縄戦の悲惨な体験の記憶が薄れていく中で、今後もこの沖縄戦の歴史的教訓及び「命どう宝」の平和を希求する「沖縄のこころ」を次世代に継承するとともに、国内外に発信していく必要がある。

5 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して

(1) 沖縄らしい個性を持った人づくりの推進

家庭、学校及び地域がそれぞれの教育における役割を認識し、協働・参画した教育環境が構築され、その中で地域への誇りをもち、社会の一員として必要な基本的生活習慣、社会性を身に付けた人づくりを目指し、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

各種の施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比べ「子どもたちの健全育成が図られる教育環境がつけられていること」は3.8ポイント上昇し、県民満足度が向上している。

<目標とするすがたの状況>

| 項目名 | 沖縄県の現状 (基準年) | 沖縄県の現状 (現状値) | R3年度の目標 |
|-------------------------------|-----------------------|-----------------------|----------|
| 子どもたちの健全育成が図られる教育環境がつけられていること | 23.0% (H24年県民意識調査) | 26.8% (H30年県民意識調査) | 県民満足度の向上 |

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

沖縄らしい個性を持った人づくりの推進に向けては、家庭や学校、地域が連携し、幼児期から様々な体験活動を通し、生命尊重の心、家族を大切にする心、共生の心、地域を誇りに思う心、他者を受け入れる寛容な心、社会で生きていく上で必要な能力等を醸成するとともに、家庭や地域の教育機能の充実を図る必要がある。

このため、体験活動や地域活動等に参加する機会の一層の充実を図り、学校・家庭・地域が相互に連携協力する体制をつくとともに、家庭や地域が主体的に取り組む教育の諸課題について、学校、行政がサポートする仕組みを構築するなど、教育環境の整備を図る必要がある。

ア 地域を大切にし、誇りに思う健全な青少年の育成 (成果等)

幼児児童生徒の健全な育成を図るため、多様な体験活動を促進するとともに、学校と地域住民等との連携など教育環境を構築するための取組を行った。

多様な体験機会の充実については、沖縄の子どもたちが豊かな心を形成していくための体験活動として、児童生徒を九州や兵庫県に派遣し他県の児童生徒との交流を図る取組を行った。交流活動を通じ友情や相互理解を深めるとともに、共同生活を通して児童生徒の協調性や自主性の向上が図られた。

また、児童を離島へ派遣し、地域の人との交流を通じて離島の重要性、特殊性及び魅力等の認識を深めさせる取組などを行った。

これらの取組などにより、多様な体験活動に参加した青少年の数は、平成26年度から20万人を超えて推移しており、基準値の18万9,529人から平成30年度には26万2,934

人となり、目標値を達成する見込みである。

地域特性を学ぶ取組については、児童生徒の沖縄の自然や文化・芸術への関心を高めるため、環境教育推進校を指定し、教育活動に環境教育の視点を取り入れ、生徒の環境問題に対する知識の定着につながる様々な実践活動を行った。

また、沖縄戦の歴史的教訓を次世代へ継承するため、平和学習デジタルコンテンツを整備し、平和学習等への活用を促進した。

文化・芸術への関心を高める取組については、「しまくとぅば」を次世代へ継承するため、各学校における学校行事やクラブ活動等で児童生徒が「しまくとぅば」に触れる環境づくりや地域の「しまくとぅば」を話せる人材を国語や総合的な学習の時間等を中心にボランティアとして活用するなどの学習支援を行った。

また、国内外の優れた芸術に触れる機会を提供し、児童生徒の豊かな感性を育むため、プロの芸術家等を招へいし、芸術鑑賞機会を提供した。

学校・家庭・地域の相互の連携・協力については、学校、家庭、地域が一体となって子どもを育てる体制づくりを推進するため、学校が教育活動（学習支援活動、登下校安全確保等）で必要とするボランティア人材と地域住民のマッチングを行う地域コーディネーターの配置に関して、市町村の取組を支援した。

平成30年度は、延べ約22万人近くの地域住民がボランティアとして、学習支援や登下校時の安全指導、部活動指導、体験・交流活動などに関わり、学校の余裕教室や公民館等公共施設を活用した地域学校協働活動（幅広い地域住民等の参画により、地域で未来を担う子ども達の成長を支える活動）を実施している。

また、子供の居場所づくりのため、放課後子ども教室等で学習支援やスポーツ活動・体験活動等を行った。多くの大人が子どもたちと関わることで、子どもたちの表現力やコミュニケーション力が向上するとともに、地域住民の自己実現や生きがいがいづくりにつながるなどの効果が得られた。

これらの取組などにより、学校支援ボランティア参加延べ数は、基準値の12万人から平成30年度には21万9千人となり、目標値を達成する見込みである。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|---------------------|---------------------|---------------------|----------|
| 多様な体験活動に参加した青少年の数 | 189,529人 (H22年度) | 262,934人 (H30年度) | 268,321人 |
| 学校支援ボランティア参加延べ数【再掲】 | 120千人 (H23年度) | 219千人 (H30年度) | 250千人 |

(課題及び対策)

健全な青少年育成のための体験活動等の充実については、沖縄の子どもたちが、豊かな心と生まれ育った地域に誇りを持つ人格を形成していくため、地域活動や体験活動を通して、より多くの人々と触れあう機会の充実を図るとともに、沖縄の自然、文

化をはじめ、国内外の優れた文化芸術に触れる機会等の一層の充実を図る必要がある。

また、不登校、ひきこもり、問題行動など、社会適応能力に課題のある青少年に対し、地域における体験活動等を通してソーシャルスキルを高め、社会的自立を促すことが重要となっていることから体験活動等の取組をより一層推進する必要がある。

学校・家庭・地域の相互の連携・協力については、地域の連帯感の希薄化など、社会状況の変化を背景に、子どもたちの育成にかかる家庭、地域、学校それぞれの役割分担に偏りが生じていることから、「地域の子は地域で守り育てる」ことを基本姿勢に、子どものより所となる居場所づくりをはじめ、学校、家庭、地域が一体となって子どもを育てる体制づくりが必要である。

イ 家庭・地域の教育機能の充実 (成果等)

子どもの基本的な生活習慣の確立、規範意識の醸成に向け、家庭や地域の教育機能の充実を図った。

家庭の教育機能の充実については、学習の機会や地域の交流の場に参加できない家庭に対する支援を行うため、既存の3市村（名護市、読谷村、石垣市）に加え、20市町村が家庭教育支援チームの結成に向けて取り組んでいる。保健師、民生委員・児童委員等の地域の人材で構成する家庭教育支援チームの結成により、公民館や学校を拠点に親への学習機会の提供、登校支援等が実施されるとともに、学校等との連携による講演会や相談活動、訪問活動等の家庭教育支援が行われた。

これらの取組を進めているものの、家庭教育支援の総合的な調整役となる家庭教育支援コーディネーターの配置市町村数は、基準値の3市村から平成30年度には増減なく3市村となっており、目標値の達成に向けて進展が遅れている。しかし、市町村や地域における家庭教育支援の取組への関心は高まっており、家庭教育支援チームの発足を検討している市町村も増えてきているため、今後目標値に徐々に近づいていくことが見込まれる。

また、子育てに悩む親や様々な問題を抱えている児童生徒を対象とした「親子電話相談」を実施するとともに、相談員に対しては臨床心理士による研修や指導・助言を行った。このことにより、いじめ等の難しい案件への対応、警察等の具体的な解決を図る機関への紹介や連携がスムーズに行われるようになった。

さらに、家庭教育力の改善・充実を図るため、一括交付金（ソフト）を活用し、家庭教育支援アドバイザーを養成する取組を行い、平成30年3月までに、41市町村全てに家庭教育支援アドバイザーを養成することができ、平成31年3月時点で814人が登録を行った。家庭教育支援アドバイザーは、学校や地域で夢実現「親のまなびあい」プログラムを実施するなど、保護者に対する支援を行い、家庭教育の充実を図った。

地域の教育機能の充実については、社会教育施設や社会教育活動をサポートする仕組みの一層の充実を図るための取組を行った。

県立青少年の家について、指定管理者制度を段階的に導入し、民間のノウハウを生

かした体験活動の充実等、利用者ニーズに対応した個性的な事業を実施するとともに、老朽化した石川青少年の家の改築工事を行った。また、青少年教育施設における体験学習推進のため、青少年教育施設職員を対象とする研修会を実施するとともに、各施設の運営が円滑に行われるよう支援を行った。青少年教育施設における体験学習を推進することにより、生涯学習拠点としての活用も図られた。

さらに、地域における読書活動を充実させるため、一括交付金（ソフト）を活用し、蔵書の充実を図るとともに、県立図書館の移動図書館や一括貸出し、協力貸出サービスを実施するなど、図書館未設置町村の読書環境の充実に取り組んだ。

このほか、関連する図書等の資料の充実、外部団体と連携したセミナー等を実施するなど、情報面から県民の課題解決に係る支援を行った。

これらの取組などにより、社会教育施設利用者数は、基準値の93万608人から平成30年度には96万9,784人と増加しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。しかし、平成30年12月に県立図書館が那覇市旭橋に移転開館し、入館者数が順調に増加している影響もあり、今後は目標値を達成することが見込まれる。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|----------------------|---------------------|---------------------|------------|
| 家庭教育支援コーディネーター配置市町村数 | 3市村 (H24年度) | 3市村 (H30年度) | 10市町村 |
| 社会教育施設利用者数 | 930,608人 (H22年度) | 969,784人 (H30年度) | 1,105,000人 |
| 県民一人当たりの図書貸出冊数 | 3.5冊/年 (H23年度) | 3.5冊/年 (H29年度) | 4.5冊/年 |

(課題及び対策)

家庭・地域の教育機能の充実については、近年の子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、家庭や地域の教育力が低下し、子どもたちの生きていく上で基本となる生活習慣やしつけ、倫理観や社会性が十分育まれていない現状がある。子どもの基本的な生活習慣の確立、規範意識の醸成に向け、教育機能の充実を図るとともに、家庭や地域が主体的に取り組む教育の諸課題について、学校、行政がサポートする仕組みを構築する必要がある。

家庭の教育機能の充実について、各市町村教育委員会に家庭教育をサポートするための家庭教育支援チームの設置を促進するとともに、県民全体が家庭教育支援に対する理解を深めるための広報活動等に取り組む必要がある。

また、地域における人材の活用を働きかけるなど、家庭教育支援コーディネーターの配置に取り組むとともに、多様化・複雑化する家庭からの相談に対応するための相談員等の資質向上に資する研修等を推進する必要がある。

地域の教育活動について、社会教育活動が低迷していることから、公民館等の地域コミュニティの核となる社会教育施設の充実や社会教育活動をサポートする仕組みの一層の充実など、地域の教育力を支える環境整備を図る必要がある。

(2) 公平な教育機会の享受に向けた環境整備

島しょ県沖縄において、教育に係る負担軽減の取組や学習環境の向上を図るなど、全ての県民が地理的・経済的要因等に左右されない教育を享受できる環境を構築するとともに、県民一人ひとりが自主的に生涯を通じた学習に取り組み、その学習の成果を社会生活に生かすことが可能な社会を目指し、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

各種の施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比べ「地理的、経済的要因等に左右されない公平な教育機会が確保されていること」は1.9ポイント上昇し、「生涯を通して学習する機会が得られていること」は5.2ポイント上昇し、県民満足度が向上している。

<目標とするすがたの状況>

| 項目名 | 沖縄県の現状 (基準年) | 沖縄県の現状 (現状値) | R3年度の目標 |
|------------------------------------|-----------------------|-----------------------|----------|
| 地理的、経済的要因等に左右されない公平な教育機会が確保されていること | 18.0% (H24年県民意識調査) | 19.9% (H30年県民意識調査) | 県民満足度の向上 |
| 生涯を通して学習する機会が得られていること | 16.0% (H21年県民意識調査) | 21.3% (H30年県民意識調査) | 県民満足度の向上 |

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

公平な教育機会の享受に向けた環境整備に向けては、地理的、経済的要因等に左右されない教育環境を整備するため、教育に係る負担の軽減や子どもたち一人ひとりに対するきめ細かな指導に努めるほか、生涯学習社会の実現に向け、県民のライフステージに応じた学習環境の整備を推進する必要がある。

このため、高等学校未設置離島出身の高校生や就学困難な生徒等に対する教育に係る負担軽減を拡充するとともに、情報通信技術を活用するなど離島・へき地等における教育・学習環境の整備を図る必要がある。

また、生涯学習講座の内容の更なる充実を図るとともに、学習情報を広く提供するなど生涯学習機会・体制の充実を図る必要がある。

ア 教育機会の拡充 (成果等)

地理的、経済的要因等によって幼児児童生徒らの教育を受ける機会が損なわれないよう、教育に係る様々な負担の軽減等を図ることにより、教育機会を拡充するための取組を行った。

進学・教育活動等に係る負担軽減については、離島からの進学に伴う家庭や生徒の負担軽減を図るため、高等学校未設置離島出身の高校生に対し、居住・通学に要する経費を補助することで保護者の精神的・経済的な負担を軽減した。

また、一括交付金(ソフト)を活用し、寄宿舎と交流機能を併せ持った「沖縄県立

離島児童生徒支援センター」を那覇市東町に整備し、平成28年1月に開所した。

これらの取組などにより、学生寮等の受入数は、基準値の647人から平成30年度には763人となり、目標値を達成する見込みである。

離島・へき地等の教育・学習環境の整備については、へき地校では複式学級の割合が高く、児童が教師から直接指導を受ける時間が単式学級の半分程度となっていることなどから、教育環境を改善するため、一括交付金（ソフト）を活用し、8名以上の児童で構成される複式学級に非常勤講師を派遣した。

非常勤講師を派遣したことにより、きめ細かな指導や教材準備・研究の改善、児童の理解・集中力の向上等の効果が得られた。

8名以上の児童で構成される複式学級のうち、非常勤講師が派遣されている学級の割合は、平成30年度に対象学級33学級中27学級の81.8%となり、目標値を達成する見込みである。

また、離島・へき地における高等学校進学に不利な状況を改善するため、平成24年度から平成26年度まで6町村9中学校へ学習支援員を配置し、中学3年生を対象に学習支援を行った。

さらに、読書環境の充実を図るため、図書館未設置町村における移動図書館、一括貸出し、協力貸出し等による児童生徒等への読書サービス支援を行ったほか、離島・へき地における教育・学習環境の整備、教育の情報化を図るため、情報通信環境の整備に取り組んでいる。

就学継続が困難な生徒等に対する支援については、経済的理由によって就学が困難な幼児児童生徒が、公平な教育機会を受けられるよう、幼稚園の園児については、世帯の収入状況等に応じて保育料等の減免を行い、小・中学校の児童生徒については、生活保護法に規定する要保護者及び準要保護者に対して学用品費や学校給食費等を補助した。

高校生については、世帯の収入に応じて就学支援金、学び直し支援金、奨学のための給付金を交付したほか、奨学金を貸与した。また、定時制及び通信制の生徒については、教科書等の経費を補助し、私立高等学校については、学校が実施した授業料減免に係る経費を補助した。

さらに、大学生及び専門学校生については、奨学金の貸与を行うとともに、経済的理由で県外進学が困難な学生については、県外学生寮の運営や給付型奨学金の創設など、教育機会の拡充を図った。

義務教育等未修了者支援については、戦中戦後の混乱により義務教育を修了できなかった者のうち、学習機会の提供を希望する者に対して、NPO法人等の民間教育施設により学習支援を行った。その取組の結果、平成24年度から平成29年度までの6年間で延べ120人が受講し、41人が卒業している。

< 成果指標の状況 >

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|---|--------------------|--------------------|----------|
| 学生寮等の受入数 | 647人 (H24年度) | 763人 (H30年度) | 782人 |
| 8名以上の児童で構成される複式学級のうち、非常勤講師が派遣されている学級の割合【再掲】 | 0% (H23年度) | 81.8% (H30年度) | 100% |
| へき地教育においてICTを活用した授業実践を行っている学校の割合 | — | 98.6% (H28年度) | 100% |
| 大学等進学率 | 36.7% (H23年3月卒) | 39.7% (H30年3月卒) | 45.0% |

(課題及び対策)

進学・教育活動等に係る負担軽減については、広大な海域に散在する多くの離島で構成される本県では、離島に住む世帯を中心に教育活動や進学等に際し、多大なコストがかかるなど構造的な課題を抱えていることから、家庭や生徒の負担を軽減する必要がある。

また、沖縄県立離島児童生徒支援センターの管理・運営等の更なる充実や居住・通学に要する経費への補助の充実など負担軽減に取り組む必要がある。

離島・へき地等の教育・学習環境の整備については、離島・へき地においては、地理的要因などによる人口の偏在性により複式学級が多いなど、教育環境・機会に課題があることから、非常勤講師等の確保や読書活動支援、情報通信技術の活用、地域・民間団体等と連携した教育環境・学習機会の充実を図る必要がある。

就学継続が困難な生徒等に対する支援については、県民所得の低さや高い失業率、新たに明らかとなった子どもの貧困問題等を背景に、依然として家庭の経済状況が厳しく、就学が困難となる幼児児童生徒及び学生が年々増加傾向にあることから、これら就学が困難な子どもたちに対する教育の機会均等を図るため、就学援助制度や給付型を含めた奨学金制度の拡充などに取り組み、就学支援の充実に努める必要がある。

イ 生涯学習社会の実現

(成果等)

県民がライフステージに応じて必要な学習機会が得られるための環境整備や市町村等との連携体制の構築などにより生涯学習を推進するための取組を行った。

生涯学習機会の充実については、県民の学習ニーズに対応するため、沖縄の自然・歴史・文化等をテーマとした講座や生活課題をテーマとした講座を学ぶことができる「おきなわ県民カレッジ」を開設した。

また、県民に対し、生涯学習情報を提供するため、Webサイト「沖縄県生涯学習情報プラザ」において、国、県、市町村、各種関係団体等で実施している生涯学習講座等を体系別に整理し、広く県民に発信した。

さらに、遠隔講義配信システムを構築し、「おきなわ県民カレッジ」講座等のライブ配信やオンデマンド講座の配信等により、離島などの地理的要因や個々の経済的・時間的制約に左右されない公平な学習機会を拡大することができた。

これらの取組などにより、県・市町村の生涯学習講座の修了者数は、基準値の9万655人から平成30年度には16万6,120人と着実に増加しており、現時点で目標値を達成している。

生涯学習推進体制の整備については、市町村における生涯学習推進体制を調査し、各市町村の取組等を紹介することで、市町村の生涯学習に関連する取組が促進され、平成29年度までに全市町村で生涯学習推進体制組織が設置された。

また、社会教育主事有資格者を養成するため、県・市町村の社会教育・学校関係職員、社会教育施設職員を対象に、社会教育主事講習（地方会場）を実施した。

図書館機能の拡充については、公立図書館の機能充実を図るため、県立図書館と公立図書館との横断検索システムの導入を行った。

また、図書館未設置町村の読書環境の充実を図るため、図書館未設置町村教育委員会及び県内6地区教育事務所と連携し、移動図書館、読書フォーラムや読書活動優秀実践校の表彰等を行い、県民の読書への関心を高めることができた。

さらに、県立図書館が果たすべき役割、機能を見直し、就労支援、離島振興、文化振興など、本県が抱える様々な課題の解決に寄与するために新たな機能を備える「知の拠点」施設として、一括交付金（ソフト）を活用し、新しい時代にふさわしい新県立図書館の整備を進め、平成30年12月、沖縄都市モノレール旭橋駅周辺地区再開発エリア内に移転開館した。

新県立図書館は、子育て、就労、医療、シニアサポート等、県民の多様な学習ニーズに応える生涯学習の場としての機能を備えている。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|-------------------|--------------------|---------------------|----------|
| 県・市町村の生涯学習講座の修了者数 | 90,655人 (H22年度) | 166,120人 (H30年度) | 130,000人 |

(課題及び対策)

生涯学習機会・体制の充実については、IT社会や国際化の進展など急激な社会変化の中であって、仕事や生活のあらゆる面において絶えず新しい知識や技術の習得が求められているほか、学びたいときに自発的に学べる環境づくりが課題となっている。

このことから、県民の潜在的な学習ニーズに対応した必要な学習機会、学習情報の適切な提供とその学習成果が適切に評価される仕組み等を構築するほか、関係機関が緊密に連携した生涯学習推進体制の充実に取り組む必要がある。

(3) 自ら学ぶ意欲を育む教育の充実

子どもたちの「生きる力」を育み、社会の変化に柔軟に対応できる資質や能力を身に付けられるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成等を図るため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

各種の施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比べ「社会に出る上で必要な資質を身に付けられる教育環境が整っていること」は2.0ポイント上昇し、県民満足度が向上している。

<目標とするすがたの状況>

| 項目名 | 沖縄県の現状 (基準年) | 沖縄県の現状 (現状値) | R3年度の目標 |
|----------------------------------|-----------------------|-----------------------|----------|
| 社会に出る上で必要な資質を身に付けられる教育環境が整っていること | 18.6% (H24年県民意識調査) | 20.6% (H30年県民意識調査) | 県民満足度の向上 |

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

自ら学ぶ意欲を育む教育の充実に向けては、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成等を図るほか、子どもたちの意欲や時代に対応した教育環境の整備を推進する必要がある。

このため、生徒の学習に対する目的意識の醸成をはじめ、「わかる授業」構築に向けた授業改善や教員の指導力向上に取り組む必要がある。

また、子どもたちの心身の健康保持と体力の向上、食育の推進を図るとともに、幼児教育の質の向上を図るため、複数年保育の導入を促進する必要がある。

さらに、小中・中高一貫校の導入や多様な教育的ニーズに対応した特別支援教育の充実を図るとともに、老朽化した学校施設の改築や魅力ある私立学校づくりへの支援に取り組む必要がある。

ア 確かな学力を身につける教育の推進 (成果等)

社会で生きて働く実践的な力を育成するため、幼児児童生徒の発達の段階に応じたカリキュラム等を充実し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と、これらを活用して様々な課題を解決する上で必要な思考力、判断力、表現力、コミュニケーション力等を育む取組を行った。

また、キャリア教育の視点を踏まえた取組や学習習慣を確立する取組を推進することで学習意欲を高めるなど、主体的・対話的で深い学びの実現を図る授業改善を推進し、確かな学力の向上を図った。

小中学校における学力向上の推進については、小中学校の教員に対して、実践的な授業づくりのための指導方法等の工夫改善に向けた研修を実施するとともに、市町村教育委員会と連携した小中学校支援訪問を行い、授業観察や指導助言等の支援を行った。このことにより、教員の指導力の向上、授業改善が図られ、児童生徒の学習意欲

が高まった。

さらに、児童生徒一人ひとりの課題に対応した指導を行い基礎学力を定着させるため、小学校1年生から5年生まで及び中学校1年生での少人数学級を実施した。

少人数学級を導入したことで、児童生徒一人ひとりに対する指導を充実させることができ、教員の目が児童生徒一人ひとりに行き届くようになり、問題行動を事前に把握できるなど、個々に応じた対応が可能となった。

また、児童生徒の確かな学力の向上を図るため、平成25年度から平成27年度の3年間、琉球大学と委託契約を締結し、授業の工夫改善や学習環境の充実等に取り組む「学力向上先進地域」に浦添市・宜野湾市・沖縄市・中城村の4市村を、また、その地域内の複数の小中学校を「連携校」として指定し、連携校の教員が行う校内研究等に対して琉球大学教員が指導助言を行った。

これらの取組などにより、小中学生の全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との差は、平成24年度から平成30年度までに大きく改善した。

まず、「全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との差（小学校）」は、基準値である平成24年度の $\Delta 5.3$ ポイントから平成30年度には $+0.4$ ポイントと 5.7 ポイント改善し、目標値を達成する見込みである。

また、「全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との差（中学校）」は、基準値である平成24年度の $\Delta 9.0$ ポイントから平成30年度には $\Delta 5.3$ ポイントと 3.7 ポイント改善しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

県立高等学校における学力の推進については、県立高校生徒の学習に対する目的意識の醸成及び学力の向上のため、県立高等学校3校を「学力向上推進研究校」として指定し、教育課程の改善や学力向上に向けた取組等について研究を行い、研究成果を発表会で報告するとともに、報告書を作成し他校に配付した。

また、平成27年度に学習の到達度を測るための達成度テストを実施するとともに、達成度テストの結果を分析し、把握した課題等を基礎基本問題集として作成し、全高等学校に配付することにより教員の教科指導等に役立てた。

さらに、一括交付金（ソフト）を活用し、県外大学等へ進学を希望する生徒のうち、平成26年度から平成30年度までに2,174人を県外へ派遣し、大学での講義体験や合同学習などを実施したことにより参加生徒の進学意識が向上した。県内高校生の国公立大学合格者数は、平成30年度には1,623人となった。

これらの取組などにより、大学等進学率は、基準値の36.7%から平成30年3月卒業生には39.7%と改善しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|---------------------------------|------------------------------|------------------------------|-----------|
| 全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との差(小学校) | $\Delta 5.3$ ポイント (H24年度) | $+0.4$ ポイント (H30年度) | $+2$ ポイント |
| 全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との差(中学校) | $\Delta 9.0$ ポイント (H24年度) | $\Delta 5.3$ ポイント (H30年度) | $+1$ ポイント |

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|------------|--------------------|--------------------|----------|
| 大学等進学率【再掲】 | 36.7% (H23年3月卒) | 39.7% (H30年3月卒) | 45.0% |
| 高等学校等進学率 | 95.8% (H23年3月卒) | 97.7% (H30年3月卒) | 98.5% |

(課題及び対策)

学力向上の推進については、本県の児童生徒は、学力到達度調査や全国学力・学習状況調査等の結果、小学生の学力が全国水準を維持するなど改善しているものの、中学生の学力がいまだ全国水準に達していないなど学習理解の面で課題がある。

このことから、家庭や地域、関係機関と連携しながら、児童生徒が学ぶことの意義を実感できる環境を整えること等により、学習に対する目的意識の醸成を図る必要がある。それとともに「わかる授業」の構築に向けた更なる授業改善や教員の指導力向上、家庭学習の習慣化を通じた生徒の学習意欲の高揚等により、「確かな学力」の向上を図る必要がある。

また、小学校低学年の基礎学力の定着を中心に、児童生徒の発達段階に応じた学習習慣の定着が重要であることから、児童生徒一人ひとりが抱える課題に応じた指導を充実させる必要がある。

さらに、中学校における「わかる授業」の強化を図るため、学校支援訪問を重点的に実施し、全校体制による授業改善の推進を支援していく必要がある。

高等学校における大学等進学率については、年々向上しているものの、全国水準より低く、改善が求められている。

大学等進学率の向上を図るためには、教員の教科指導力及び進路指導力の向上や、高校生の主体的に学ぶ意欲の更なる育成、県外大学等への進学を推進する必要がある。

また、大学入試改革に対応した授業改善を行う必要があることから、研究指定校において教育課程の編成や授業方法等について研究を進める必要がある。

イ 豊かな心とたくましい体を育む教育の推進

(成果等)

子どもたちが心豊かにたくましく生きるための心身の健康の保持増進と体力の向上を図る教育の充実のための取組を行った。

心の教育の充実については、児童生徒を取り巻く環境の変化など様々な理由により、小中高校の不登校率は上昇傾向にあることから、児童生徒の不登校やいじめ、その他の問題行動の未然防止、早期発見を図るため、平成7年度から中学校2校、高等学校1校へスクールカウンセラーの配置、平成20年度から4市2町へスクールソーシャルワーカーの19人の配置、平成24年度から中学校へ中学生いきいきサポート相談員(後に小中アシスト相談員)の配置を行った。

その後、配置拡充を図り、平成30年度は、スクールカウンセラーを397校に108人、

スクールソーシャルワーカーを県内6教育事務所に20人、小中アシスト相談員を103校に48人配置し、問題を抱える児童生徒を支援した。

また、不登校傾向の生徒や中途退学が懸念される生徒等が多く、支援を必要とする県立高等学校13校に対し、臨床心理士・社会福祉士等の資格を持った就学支援員を派遣し、生徒823人への支援を行ったほか、校内外における支援体制の構築や、アウトリーチ支援、教育・福祉の公的支援と民間支援団体による協働体制の構築を図った。

加えて、児童生徒や保護者に対する適切な指導・助言を行うとともに、子どもの自立を促すなど問題を抱える児童生徒の支援に取り組んだことにより、平成26年度において問題解決又は好転につながった児童生徒の割合は、69.7%と前年度の32.9%から大きく改善した。

これらの取組などにより、不登校児童生徒の登校復帰率は、平成29年度に小学校20.7%、中学校36.3%、高等学校39.8%となっており、小学校を除き基準値と比べ上昇傾向にあるものの、登校するまでに至っていない児童生徒は依然として多い状況にある。

平成28年、平成29年の文部科学省通知等では、不登校に関する基本的な考え方や支援のあり方が示され、不登校の時期が、休養することや自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことも考えられることから、支援のあり方は、必ずしも早期の登校復帰を目指すべきものではないとされている。

このことから、課題等を抱える児童生徒の一人ひとりの状況に応じ、関係機関と連携した取組を進めるとともに、魅力ある学校づくりを推進している。

人権・道徳教育の推進については、平成30年度から小学校で道徳科が全面実施され、平成31年4月からは中学校において道徳科が全面実施されることから、道徳教育の充実を図るため、毎年6市町村において実践研究を実施するとともに、道徳教育の推進による成果・課題等について話し合う協議会を開催した。

運動・スポーツ活動の充実については、本県児童生徒の体力が全国平均を相対的に下回っていることから、体力向上のための総合的な計画を策定し、体育・スポーツ推進校の指定による実践的な研究など、様々な取組を進めてきた。

体育活動のより細かな指導体制を構築するため、希望する学校へ体育実技指導協力を派遣している。また、体力・運動能力、泳力調査を継続して実施するとともに、調査結果を全小中学校・高等学校へ周知し、体力向上へ向けての取組を促した。

さらに、指導者の指導力向上や体育学習指導の充実を図るため、研修会や講習会等を開催した。加えて、県内6地区6小学校へ体育専科教員を配置し、授業改善と体力向上の取組を推進した。

これらの取組などにより、体力・運動能力テスト結果において、高校生の結果は、基準値の47.5点から平成30年度には49.4点と改善しており、目標値を達成する見込みであるものの、平成30年度の小・中学生の結果は、基準値より減少しており、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

健康教育の推進については、小中高校の朝食の欠食率が全国と比べて高い傾向にある現状を解決するため、学校給食指導者や栄養教諭等の研修会等を実施し、研修を受けた栄養教諭等が授業で朝食の大切さを指導するなど、食育の推進に取り組んだ。

また、各学校における給食便りの発行や沖縄県学校栄養士会による親子料理教室の開催など、食育の推進が図られている。

さらに、歯科保健対策を推進するための健康教育や研修会等を実施している。

安全教育の推進については、学校安全を担当する教職員等を対象に「死亡事故の発生件数についてはゼロ」、「負傷・疾病の発生率については減少傾向にすること」を目指した生活安全、交通安全、災害安全に関する研修会を開催した。

また、高校生を対象に「高校生の交通問題を自ら考える実践交流会」を開催し、自転車交通安全をテーマに安全意識の高揚を図った。

これらの取組などにより、県内生徒の交通事故件数は、基準値の333件から平成30年には186件と改善しており、目標値を達成する見込みであるものの、一層の取組の推進が必要である。

幼児教育の充実については、全国に比べ複数年保育が遅れている状況を改善し、幼児教育の質の向上を図るため、市町村に対して幼児教育政策プログラムの策定を促すとともに、各研修会等を通して複数年保育の教育的効果や重要性を周知してきた。

これらの取組などにより、複数年保育を実施する公立幼稚園の割合は、2年保育については基準値の38.5%から平成30年度には54.8%となり、目標値を達成する見込みである。3年保育については基準値の2.9%から平成30年度には8.7%と改善しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

また、幼児教育と小学校教育を円滑に接続するため、連携教育に関する協議、理論研修、実践研究等を行った。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|----------------------------|--------------------|--------------------|----------|
| 登校復帰率【再掲】 | 小 28.3% (H24年度) | 小 20.7% (H29年度) | — |
| | 中 27.8% (H24年度) | 中 36.3% (H29年度) | — |
| | 高 33.0% (H24年度) | 高 39.8% (H29年度) | — |
| 小中高校不登校率【再掲】 | 小 0.37% (H22年度) | 小 0.78% (H29年度) | — |
| | 中 2.60% (H22年度) | 中 3.70% (H29年度) | — |
| | 高 2.97% (H22年度) | 高 2.76% (H29年度) | — |
| 体力・運動能力テスト結果 (全国平均:50点) | 小 48.7点 (H22年度) | 小 48.5点 (H30年度) | 小 49.3点 |
| | 中 49.1点 (H22年度) | 中 48.5点 (H30年度) | 中 49.5点 |
| | 高 47.5点 (H22年度) | 高 49.4点 (H30年度) | 高 49.7点 |

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|---------------------------|-----------------------|-----------------------|----------|
| 毎日朝食を摂取する児童生徒の割合 (小中高) | 小 88.1% (H23年度) | 小 86.9% (H30年度) | 小 89.5% |
| | 中 83.8% (H23年度) | 中 81.6% (H30年度) | 中 84.9% |
| | 高 74.9% (H23年度) | 高 76.4% (H30年度) | 高 77.6% |
| 県内生徒の交通事故件数 | 333件 (H23年) | 186件 (H30年) | 152件以下 |
| 複数年保育を実施する公立幼稚園の割合 | 3年保育 2.9% (H23年度) | 3年保育 8.7% (H30年度) | 30.0% |
| | 2年保育 38.5% (H23年度) | 2年保育 54.8% (H30年度) | 60.0% |

(課題及び対策)

心の教育の充実については、不登校児童生徒の増加やいじめ行為の発生等、児童生徒が抱える問題が深刻化してきていることから、道徳教育の充実やボランティア活動、自然体験活動などの様々な体験を通じて、生命を尊重し、他人への思いやりを深め、豊かな感性に満ちあふれる人格形成に向けた取組を強化する必要がある。

また、不登校の主な要因は、「入学・進級時の不適応」、「学業不振」、「家庭環境の急激な変化」等となっており、不登校となる背景は多様・複雑であることから、学校においては、児童生徒の一人ひとりの状況に応じ、不登校の予兆への対応を含めた初期段階からの支援体制を組織的・計画的に整える必要がある。

特に、小学校では、不登校の要因として、「不安」の傾向、「無気力」の傾向が増加している。「不安」の主な要因は、「入学、進級時の不適応」(52.9%)、「無気力」の主な要因は、「学業の不振」(45.6%)となっており、今後も引き続き、児童が安心して過ごせる魅力ある学校づくりの推進、個に応じた指導の充実、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・小中アシスト相談員、適応指導教室等の活用を推進していく必要がある。

さらに、いじめ問題対策については、地域や家庭、関係機関の連携の下、社会総がかりで総合的かつ効果的な対策を推進していく必要がある。

幼児児童生徒の基礎的な体力の向上及び健康・安全教育の推進については、本県児童生徒の体力・運動能力が、肥満傾向の児童生徒の割合が高いこと、体育の授業以外に全く運動をしない児童生徒の割合が高いことなどにより、全国平均を相対的に下回っていることや子どもたちの朝食欠食率が全国と比べて高い傾向にあるほか、高校生の交通事故件数は減少傾向にあるものの二輪車事故は高い割合を占めているなど子どもたちの健康・安全面等における課題がある。

このことから、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を培う、運動・スポーツ活動、健康・安全教育等の充実を図る必要がある。

幼児教育の充実については、幼児期は、児童期の教育へ移行する大事な時期であることから、全国に比べ遅れている複数年保育の実施を促進するとともに、子どもたちの学びの連続性を確保するため、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携体制を構築する必要がある。

ウ 時代に対応する魅力ある学校づくりの推進

(成果等)

幼児児童生徒一人ひとりの能力、個性、適性等に柔軟に対応し、将来の社会の一員としての資質を醸成するため、多様な人材の活用や教育の基盤となる指導体制及び施設等の充実ための取組を行った。

特色ある学校づくりの推進のため、様々な取組を行った。小中・中高一貫校の充実については、小中一貫教育校の導入を推進するため、市町村に対し各学校に小中連携担当教諭を位置付けるなどの働きかけを行った。これらの取組や市町村の積極的な取組などにより、小中一貫教育導入校数は、基準値の平成24年度から55校増え、平成30年度には57校となり、目標値を達成する見込みである。

また、中高一貫教育校の導入を推進するため、平成14年度から平成19年度にかけて、中高一貫教育連携型3校、併設型1校を設置し、教員を集めた研修会や情報交換会を行っているほか、全国中高一貫教育研究会や先進校等へ職員を派遣したことで連携教育の質の向上へとつながった。平成28年度には開邦中学校及び球陽中学校を高等学校に併設し、本県を牽引する高い志を持ったグローバルに活躍できる人材の育成を図っている。

中高一貫教育を充実させたことにより、連携型3校では進路決定率の平均が県平均を上回り、高等学校併設型の中学校では全国学力学習状況調査の結果が全国平均を上回っている。

さらに、学校の抱える諸課題を主体的・創造的な取組によって改善し、学校の活性化を図るため、研究指定校の指定を行った。研究指定校については、各研究指定校がそれぞれの学校の実態に応じたテーマを設定し、先進校視察研究や、宿泊学習、授業改善、学校行事の活性化等を実践したことで、多様な生徒の個性や創造性を伸ばすことができ、進路決定率の向上や中途退学率の改善へとつながった。

加えて、県立専門高校において、情報社会に参画する態度や情報活用の実践力を身につけるとともに、就労への意欲向上を図るため、タブレット端末等を活用した実践授業等を実施した。

コミュニティ・スクールについては、法律の一部改正により全ての公立学校へのコミュニティ・スクール導入が努力義務化されたことから、導入校数は増加し進展している。

特別支援教育の充実については、多様なニーズに対応したきめ細かな特別支援教育体制の充実を目指し、教職員の指導力を向上させるため、特別支援教育指導に関する

資料集等を作成し配付した。

また、教育課程・学習指導要領等に関する講習会の開催や外部の専門家を活用した研修を開催したことにより、教職員の専門性の向上とインクルーシブ教育システムの理解へとつながった。

県立高等学校に在籍する障害のある生徒に対する取組として、生活支援と学習支援を行うための特別支援教育支援員を配置し、計画的、継続的に支援を行った。

医療的ケアの必要な児童生徒に対する取組として、医療的ケアの必要な児童生徒の在籍する学校に配置する看護師の数を増員したほか、自立活動や職業教育にかかる備品を整備するなど、きめ細かな対応を行ったことで児童生徒の自立や社会参加へとつながった。

特別支援学校高等部の生徒に対する取組として、自立と社会参加を推進するため、沖縄労働局等と連携し企業等を訪問する就業支援キャンペーンを実施したことで、卒業生の一般就労率が、平成24年度以降5年連続で20%台を記録するとともに、平成29年度は平成28年度に引き続き2年続けて30%を超え全国平均を上回っている。

加えて、関係機関と連携の上、早期の進路決定に向けた取組を行ったことなどにより、特別支援学校高等部卒業生の進路決定率は、基準値の93.4%から平成30年3月卒業においては94.6%と改善しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

児童生徒の発達の段階に応じた職業観・勤労観を醸成するため、小学校5、6年生を中心に1日程度の職場見学を、また、中学校2年生を中心に3日程度の職場体験を実施し、将来や仕事について考えるきっかけを作った。

全日制の県立高校生に対する取組として、3日間のインターンシップ及び就職希望者向けビジネスマナー講座を開催し、望ましい職業観・勤労観のほか、基本的なマナー、異世代コミュニケーション能力を育成した。

県立高校生徒の就職支援の取組として、一括交付金（ソフト）を活用し、各学校に就職支援員を配置するなど支援体制を強化するとともに、県外求人動向や本県への求人を用意している企業を選定し、学校側とのマッチングを行った。

新規高卒未就職者に対する取組として、座学と職場訓練を実施し、就業意識の向上、ミスマッチの解消、就職支援に取り組んだ。

これらの取組などにより、高等学校卒業生の進路決定率は、基準値の83.9%から平成30年3月卒業においては84.9%と改善しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

教育指導体制の充実については、平成28年度に「沖縄県立学校及び市町村立学校における業務改善に関する提言」を各学校に発出し、学校行事の精選及び内容の見直し、会議の実施回数や時間等の縮減、部活動等における望ましい指導のあり方等を提言し、また、平成31年3月には「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」を策定し、定時退勤日や学校閉庁日、適正な部活動の見直し等の業務改善に向けた取組を示したことにより、校務の効率化に向けた学校運営体制の改善が図られている。

教育環境基盤の整備については、安心安全に学べる教育環境を整備するため、一括

交付金（ハード）を活用し、老朽化した学校施設の改築や改修を行うほか、市町村と連携して、旧耐震基準で建築された学校施設の耐震化を行った。

さらに、空調設備の整備や障害児に対応するバリアフリー化、校内LAN整備、電子黒板整備等、教育環境の改善を図った。

魅力ある私立学校づくりへの支援については、私立学校の経常経費に対する助成を行っており、国が示す生徒一人当たり単価を踏まえた適切な水準で補助しているほか、幼児・児童・生徒の健康診断に係る費用について上乗せ補助を行っている。

また、私立学校に対し、伝統文化や食育、外部人材の活用による教育の質の向上など、特色ある教育を推進している学校へ助成金を交付したほか、私立幼稚園に対し、教育時間終了後の預かり保育や休業日の預かり保育等子育て支援に要する経費及び障がいのある幼児の受入体制整備に要する経費をそれぞれ助成した。

さらに、私立学校の施設整備に関する支援を行っており、建築後30年以上経過した学校施設の改築等を目的とした基金を設立し、学校法人が行う老朽校舎等の改築を支援したことで、安全な学習環境が確保された。

このほか、幼児教育の充実を図るため、一括交付金（ソフト）を活用し、私立幼稚園等35園のうち30園に対し、図書等の整備に要する経費を助成し、各園において読み聞かせや保護者に対する講習会を実施するなど、図書環境の整備に取り組んだ。

これらの取組などにより、私立学校の経営の安定が図られ、生徒数の増加へとつながっており、私立学校（幼・小・中・高）の定員充足率については、基準値の74.1%から平成30年には82.4%となり、現時点で目標値を達成している。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|---------------------|--------------------|--------------------|----------|
| 小中一貫教育導入校数 | 2校 (H24年度) | 57校 (H30年度) | 70校 |
| コミュニティ・スクール導入校数 | 2校 (H24年度) | 27校 (H30年度) | 40校 |
| 特別支援学校高等部卒業生の進路決定率 | 93.4% (H24年3月卒) | 94.6% (H30年3月卒) | 97.0% |
| 高等学校卒業生の進路決定率 | 83.9% (H23年3月卒) | 84.9% (H30年3月卒) | 95.0% |
| 私立学校(幼・小・中・高)の定員充足率 | 74.1% (H23年) | 82.4% (H30年) | 81.9% |

(課題及び対策)

特色ある学校づくりの推進、教育指導体制の充実及び魅力ある私立学校づくりへの支援については、多様な教育ニーズに対応し、子どもたちの個性や創造性を伸ばしていくため、一貫した教育指導体制の構築、様々な専門教育の充実、特色ある取組を行う私立学校への支援など、ニーズを踏まえた取組を推進するとともに、優れた教職員の確保や資質向上のほか、教師が子どもたちと向き合う時間を確保していくことが重

要である。

キャリア教育の推進については、本県においては、若年者の失業率や離職率が高いことから、児童生徒の発達段階に応じた早期からの職業観・勤労観を醸成する取組の推進を図ってきたが、次の段階として、学ぶことと社会との接続を意識し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるよう、教育活動全体を通してキャリア教育の充実を図る必要がある。

特別支援教育の充実については、特別支援学校や小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒が増加傾向にあることを踏まえ、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、きめ細かな特別支援教育体制を整備するに当たり、適切な合理的配慮の提供や教育課程の充実、教職員の専門性の向上などに取り組む必要がある

教育環境基盤の整備については、学校施設耐震化を図ってきたが、いまだに旧耐震基準の学校施設が一部残っていることから更なる取組が必要である。

また、中長期的な維持管理・更新に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を図りつつ、学校施設の長寿命化を進めていくほか、老朽化が著しい学校施設については早急に改築・改修等を推進する必要がある。

さらに、トイレの洋式化やバリアフリー化、防災機能の強化等、地域の様々な課題やニーズに対応し、教育環境の改善を図る必要がある。

(4) 国際性と多様な能力を涵養する教育システムの構築

沖縄を世界に開かれた交流拠点として形成していくため、沖縄の発展可能性を秘めた多様な分野において個々の能力や感性を育む教育環境や、国際性、創造性、専門性などを高める高度な教育が受けられる環境づくりにより、国際性と多様な能力を持った人材を育成するため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

各種の施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比べ「外国語教育が充実していること」は5.6ポイント、「個々の優れた能力や感性を育む教育環境が充実していること」は0.6ポイント上昇し、県民満足度が向上している。

<目標とするすがたの状況>

| 項目名 | 沖縄県の現状 (基準年) | 沖縄県の現状 (現状値) | R3年度の目標 |
|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|----------|
| 外国語教育が充実していること | 8.8% (H21年県民意識調査) | 14.4% (H30年県民意識調査) | 県民満足度の向上 |
| 個々の優れた能力や感性を育む教育環境が充実していること | 13.3% (H24年県民意識調査) | 13.9% (H30年県民意識調査) | 県民満足度の向上 |

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

国際性と多様な能力を涵養する教育システムの構築に向けては、グローバル社会や多様化・複雑化する社会ニーズに対応できる人材を育成するため、外国人とのコミュニケーションを図る上で必要な知識・技能の習得や、情報通信技術の活用能力の向上を図る必要がある。

また、科学技術、スポーツ、文化芸術の分野において個々の能力や感性を育む環境の整備に取り組むほか、高い専門知識、技術等を備えた人材の育成を図る高等教育を推進する必要がある。

このため、外国語指導助手等の活用など学校における外国語教育の充実や海外交流・留学等を通じた国際理解教育の推進を図るとともに、教員のICT活用指導力の向上や児童生徒に対する情報教育の推進を図る必要がある。

また、理数教育の推進、スポーツ・文化芸術人材を輩出するための指導体制の環境づくりを推進するとともに、大学等の教育研究環境の充実や高等教育を受ける機会の創出・環境整備を図り、大学等が行う地域貢献活動を促進する必要がある。

**ア 国際社会、情報社会に対応した教育の推進
(成果等)**

21世紀の社会を担う子どもたちが国際的な視野を持ち、多様な社会的、時代的要請に適切に対応できる能力を備え、主体的に行動する人材となるよう、開発教育・国際理解教育の推進、外国語教育や海外留学等の充実に向けた取組を行った。

国際理解教育の促進については、平成25年度から毎年30人余りの県内の高校生を開

発途上国へ派遣し、国際協力・国際交流の必要性を学び、国際感覚やグローバルな視点を持った人材の育成が図られた。

外国語教育の充実については、県内6地区の小中学生50人（合計300人）に対し、「聞く」「話す」を中心に外国人との交流等を通じた2泊3日の英語体験活動を行い、生活全般のコミュニケーションを原則英語のみで行ったことで、参加生徒の英語学習への意欲が向上した。

また、県内全日制の全高等学校59校を英検合格推進モデル校として指定し、高校2年生を対象に英語能力判定テストを実施した。テスト結果を基に、フィードバック研修会を開催し、各学校での授業改善につなげた。

さらに、模範となる優れた授業力を備えた英語担当教諭を英語マイスター教員として認定し、ALT（外国語指導助手）の研修会や英語フォーラム等における講師として登用した。県立学校にALTを配置することにより、生徒の実践的英語コミュニケーション能力が向上している。

これらの取組などにより、中高生の英語力（中学3年生英検3級以上相当、高校3年生英検準2級以上相当の英語力を有している生徒の割合）は、平成30年度において、中学3年生英検3級以上相当が37.4%となり、目標値の達成に向けて進展している。高校3年生英検準2級以上相当も46.3%（高校生：全国6位）となり、目標値の達成に向けて進展している。また、英検準1級取得者数（高校生）は、基準値の35人から平成29年度には105人となり、現時点で目標値を達成している。

海外交流・留学等の充実については、一括交付金（ソフト）を活用し、グローバルな視点を持つ人材を育成するため、毎年300人余りの高校生を海外留学や海外短期研修に派遣している。帰国後には事後研修の一貫して、小・中学校や在籍する高等学校での成果報告会を行い、海外留学等の体験を伝えることで児童生徒の留学に対する関心を高めた。

また、芸術、芸能分野における文化交流のため、高校生を台湾、アメリカ（ハワイ）、ドイツに派遣している。書道、音楽、美術・工芸、郷土芸能の各分野で文化交流を行ったことで、文化の違いに対する相互理解が進むとともに、専門的な指導を受けることで、向上心や技能の育成、実践的なコミュニケーション能力の向上等につながり、グローバルな視点を持つ人材の育成が図られた。さらに、本県とハワイ州の高校生を双方の高等学校へ派遣・受入れ、それぞれの国の歴史や文化、自然等について学び合う機会を設けたことで、互いの国の歴史や文化を尊重する意識を高めることができた。あわせて、環境問題をテーマにアジア各国と県内外の高校生を対象とした講義や生徒同士が討論を行ったことにより、国情や文化の違いを超えた人的ネットワークが構築された。

加えて、県系人子弟を本県に招待し、約1週間、同世代の青少年と生活を共にしながら沖縄の歴史や文化等を学んでもらい、日常生活の中で県民と交流したことで、ウチナーアイデンティティを深めるとともに、本県と移住先国との友好親善に寄与する人材として育成することができた。

これらの取組などにより、海外留学・交流派遣数（累計）は、毎年300人以上の派遣を行っていることから、基準値の124人から平成30年度には2,325人となり、目標値を達成する見込みである。

情報社会に対応した教育の推進については、各学校における通信回線の高速化や教育用コンピュータ、携帯情報端末などICTインフラの環境整備を行った。

また、教員のICT活用指導力を向上させるため、教育情報化推進リーダーの養成や教科指導におけるICT活用を推進するための研修等を行ったことで、授業でICTを活用できる教員の割合が全国平均を上回るなど、教員のICT活用指導力が着実に向上している。

さらに、将来のIT業界を担う人材を育成するため、一括交付金（ソフト）を活用し、企業や学校と連携した小中学生向けのワークショップや、高校生を対象とした出前講座等を開催することで、児童生徒のIT業界に対する関心を高めた。

これらの取組などにより、ICT関連資格の取得者数（高等学校）は、基準値の329人から平成29年度には469人となり、目標値を達成する見込みである。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|--|---------------------|-------------------|----------|
| 中高生の英語力(中学3年生英検3級以上相当、高校3年生英検準2級以上相当の英語力を有している生徒の割合) | 中学:14.8% (H25年度) | 37.4% (H30年度) | 60% |
| | 高校:18.1% (H24年度) | 46.3% (H30年度) | 60% |
| 英検準1級取得者数(高校生) | 35人 (H23年度) | 105人 (H29年度) | 100人 |
| 海外留学・交流派遣数(累計)【再掲】 | 124人 (H23年度) | 2,325人 (H30年度) | 2,944人 |
| ICT関連資格の取得者数(高校) | 329人 (H24年度) | 469人 (H29年度) | 500人 |

(課題及び対策)

外国語教育の充実については、沖縄が国際交流や協力を通じ、多角的なネットワークをもつ国際交流拠点を目指す上で、次代を担う子どもたちには、高い国際性と専門性が求められていることから、国際的視野を持ち、国際社会において主体的に行動できる人材を育成するため、外国語教育の充実、国際理解教育の推進及び留学や外国人との交流などを通じた実践的なコミュニケーション能力の向上等を図る必要がある。

情報社会に対応した教育の推進については、加速度的に進展する高度情報通信社会において、情報通信技術やITリテラシーは今後生きていく上で欠かせないツールとなっていくことから、情報教育の更なる充実や教育の情報化を推進する必要がある。

このことから、今後も、ICTインフラの環境整備を行い、生徒の情報活用能力の育成や情報通信技術を活用した授業・校務の改善を図るとともに、情報技術の発展のスピードに対応できるよう教員の資質能力の向上を図るほか、教育情報ネットワークにおける情報セキュリティ対策などを行う必要がある。

イ 能力を引き出し、感性を磨く人づくりの推進 (成果等)

個々の多様な能力を引き出し、豊かな感性と創造性の向上を図るとともに、国内外において活躍し、県民に希望や活力を与える人材を育成するための取組を行った。

科学技術人材の育成については、児童生徒に科学の楽しさや奥深さを体験させ、科学に対する興味や関心を高めるほか、高校生の理系大学等への進学率を向上させるために様々な取組を行った。

児童生徒に対する取組として、小学校における理科授業の充実を図るため、小学校5・6年生を対象とした理科支援員を配置し、観察・実験支援及び教材開発を行った。このことにより、授業担当者の教材研究に取り組むゆとりができ、授業の質が向上したほか、児童自ら結果を予想しながら観察・実験に取り組む意欲が高まるなどの成果を上げた。また、子どもたちの科学技術に対する興味・関心を高め、科学技術・産業振興を担う人材を育成するため、一括交付金（ソフト）を活用し、学校現場における出前講座や地域における科学教室等を開催したことで、児童生徒及び保護者も含めた参加者の科学技術に対する関心を高めることができた。

高校生に対する取組として、理系人材を育成するために「沖縄科学グランプリ」を開催し、優勝校を県代表として「科学の甲子園全国大会」へ派遣するとともに、同グランプリ参加者から希望者を募り、茨城県つくば市の先進研究施設研修へ派遣した。

また、平成25年度にスーパーサイエンスハイスクールとして指定を受けた県立球陽高等学校では、「国際性豊かで主体的な探究心と論理的思考力・表現力を身につけた人材の育成」をテーマに課題研究に取り組んでおり、文部科学省が指定3年目の学校を対象に行う中間評価において上位の評価を受けることができた。

さらに、毎年、高校生25人を海外サイエンス短期研修に派遣しており、現地理数系高等学校や大学等での授業参加、研究機関等の訪問を通して、生徒の理系科目への興味関心を高めるとともに、帰国後には事後研修の一貫として、小・中学生や他の高校生を対象に成果報告会を行ったことで、児童生徒の海外で学ぶ意欲が喚起された。

これらの取組などにより、理系大学への進学率は、基準値の13.8%から平成30年3月卒業においては18.5%となり、目標値を達成する見込みである。

スポーツ人材の育成については、県民に明るい話題を提供し、青少年に夢と希望を与えることができるよう、(公財)沖縄県体育協会と連携し、県外チームとの強化試合やコーチの招へい等、沖縄県選手の競技力向上のための各種施策を展開したほか、日本を代表し国際的に活躍できる全国トップレベルの選手の育成に取り組んだ。

また、国民体育大会出場選手の強化及びスポーツ・医科学サポートの実施等により、国民体育大会において、陸上、ウエイトリフティング、ライフル射撃、自転車の4競技で優勝することができた。

これらの取組などにより、県出身日本代表スポーツ選手数(全ての国際大会)は、平成29年度は21名、平成30年度は26名と、近年20名を超える県出身選手がアジア大会以上の国際大会に出場しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

このほか、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて選手の育成強化に取り組んでいる。

文化芸術人材の育成については、文化活動の発表の場を確保するとともに、各分野の技術向上を図るため、県中学校文化連盟及び県高等学校文化連盟が行っている全国総合文化祭等への派遣の支援や連盟の強化費、大会運営費に対する補助を行った。

これらの取組などにより、中学生の高文祭等全国・九州大会上位部門数は基準値の12部門から平成30年度には変わらず12部門と目標値の達成に向けて進展が遅れているものの、入賞件数については基準値の53件から平成30年度には72件となり、現時点で目標値を達成している。また、高校生の高文祭等全国・九州大会上位部門数は基準値の16部門から平成30年度には18部門となり、現時点で目標値を達成しているものの、入賞件数については基準値の52件から平成30年度には41件となり、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

そのほか、伝統芸能や伝統工芸の後継者となる伝承者の養成については、保存会等が行う後継者育成のための若手実演家・技術者を対象とした実技研修等に要する経費の一部を補助したことで、後継者が育成され、国・県指定無形文化財（芸能、工芸）の保存へとつながった。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|----------------------------|------------------------|------------------------|-------------|
| 科学技術にかかる体験型講座開催数(年間)【再掲】 | 44件 (H23年度) | 226件 (H30年度) | 200件以上 |
| 理系大学への進学率【再掲】 | 13.8% (H23年3月卒) | 18.5% (H30年3月卒) | 20%以上 |
| 県出身日本代表スポーツ選手数(全ての国際大会) | 23名 (H24年度) | 26名 (H30年度) | 33名 |
| 全国高等学校体育大会入賞者及び入賞件数(団体) | 6団体 (H20年度) | 4団体 (H30年度) | 6団体 |
| 全国高等学校体育大会入賞者及び入賞件数(個人) | 23人 (H20年度) | 18人 (H30年度) | 24人以上 |
| 高文祭等全国・九州大会上位入賞部門数、入賞件数(中) | 12部門 53件 (H23年度) | 12部門 72件 (H30年度) | 13部門 58件 |
| 高文祭等全国・九州大会上位入賞部門数、入賞件数(高) | 16部門 52件 (H23年度) | 18部門 41件 (H30年度) | 17部門 57件 |

(課題及び対策)

科学技術人材の育成については、本県は科学技術を中心とした知的・産業クラスターの形成を目指しており、県内人材の科学技術水準の向上が求められているが、全国的にも理科離れが顕著であるため、成長段階に応じた体験型の科学教育や実践講座を展開し、子どもたちの科学に対する興味関心を高めるほか、優れた若手研究者等への支援をはじめとする専門性を有する人材の育成を図る必要がある。

スポーツ・文化芸術人材の育成については、スポーツや文化芸術の分野における国

内外での県出身者の活躍は、県民に夢や感動を与え、地元の誇りにつながっているが、このような優れた人材を集中的に育成し、輩出していくための指導体制などの環境が不十分であることが課題となっている。

このことから、教育機関と関係団体等が連携し、一貫した指導体制の構築等、将来性ある資質を最大限に引き出す環境づくりが必要である。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることが決定したため、多くの県出身選手が出場できるよう、国際大会等で活躍できる県内トップアスリートの育成・強化を図る必要がある。

ウ 優れた人材を育み地域の発展に寄与する高等教育の推進 (成果等)

多様化・複雑化する社会的、時代的要請に的確に対応できる専門分野の人材育成を目指して、各高等教育機関がそれぞれの特色を生かした教育研究、地域貢献活動等の積極的な展開を通じて、人材育成機能の充実強化を図るための取組を行った。

また、地域が抱える様々な課題の解決等に向け、高等教育機関と地域等との連携による取組を促進した。

大学等の教育研究環境の充実については、県内高等教育機関の教育環境の充実を図るため、県立看護大学においては、看護師等国家試験対策として、担当教員の指導者研修への参加や4年次学生への特別講座の実施、成績不良者への個別面談などの環境整備を行うとともに、在学生の就職意識を高めるための情報提供を行った。これらの取組などにより、平成11年の開学からの累計卒業生数は、1,510人となっており、看護大学卒業率（4年次在籍者数における卒業生数の割合）は、基準値の92.8%から平成30年度には96.3%と改善しているものの、目標値の達成に向けて進展は遅れている。

県立芸術大学においては、琉球芸能や沖縄の染・織・漆の専攻科目のほか、平成25年度以降、アートマネジメント関係の講座を開設するなど、特色ある教育の実施に努めた。これらの取組などにより、県立芸術大学卒業生数（累計）は、基準値の2,809人から平成30年度には3,754人となり、目標値を達成する見込みである。

県立芸術大学卒業生の就職率（起業含む）についても、基準値の58%から平成31年3月卒においては67.3%と上昇しており、現時点で目標値を達成している。

また、私立専修学校・各種学校の教職員の退職金共済掛金、長期給付掛金に要する経費に対し助成を行った。さらに、大学入学資格が付与される専修学校高等課程の経常費の助成に加えて、平成29年度から、専修学校専門課程が実施する職業教育の質向上のための取組に要する経費に対する助成を行い、高等教育を受ける機会の創出に寄与した。

大学等の地域貢献活動等の促進については、県立看護大学においては、高齢者や中学生向けの講座等を開催するとともに、市が行う乳幼児教室への講師派遣を行い、様々な世代を対象とした健康づくりや保健衛生に関する意識の向上を図った。このほか、アルコール家族教室の開催、いのちの電話相談員の養成やその活動の支援により、地域の保健福祉の向上を図った。

県立芸術大学においては、地域住民に開かれた公開講座やオープンキャンパスのほか、離島・遠隔地住民のための移動講座を毎年1回行うとともに、教員、学生による定期演奏会の実施や作品展の開催等、教育研究成果を社会へと還元した。このほか、南城市、北中城村と包括連携協定を締結し、共同のイベント等を開催するとともに、地元の小売チェーンや食品産業と連携した商品やデザイン開発を行った。

また、知的・産業クラスターの形成を目指し、沖縄科学技術大学院大学を含む高等教育機関と民間との国際的な共同研究を実施するとともに、バイオ研究の基盤技術として県内にゲノム解析基盤を構築するため、共用研究施設を設置し、沖縄を拠点としたネットワーク型の研究事業を実施した。

高等教育を受ける機会の創出・環境整備等については、高等教育を受ける機会の創出・環境整備等に係る調査を実施した。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|----------------------------|-------------------|--------------------|----------|
| 看護大卒業率(4年次在籍者数における卒業者数の割合) | 92.8% (H23年度) | 96.3% (H30年度) | 100% |
| 県立芸術大学卒業生数(累計) | 2,809人 (H23年度) | 3,754人 (H30年度) | 4,053人 |
| 県立芸術大学卒業者の就職率(起業含む)【再掲】 | 58% (H23年度) | 67.3% (H31年3月卒) | 65% |
| 公開講座の参加者数 | 50人/年 (H28年) | 330人/年 (H30年) | 100人/年 |

(課題及び対策)

大学等の教育研究環境の充実については、少子高齢化、グローバル化などを背景に多様化・複雑化する社会的、時代的要請に的確に対応できる専門的な人材を養成していくためには、県内大学等の独自の理念を掲げた学校運営を尊重しつつ、ニーズに対応した特色ある教育研究を促進する必要がある。

大学等の地域貢献活動等の促進については、大学等の社会貢献が求められる中、大学等が持つインフラや生み出した優れた研究成果等を県民生活の向上やものづくり産業振興に結びつけるなど、高等教育機関と産業界や地域等が連携し、地域社会への還元につながる取組を促進する必要がある。

高等教育を受ける機会の創出・環境整備等については、専修学校における経常経費の助成等に取り組んでいるところであるが、全国に比べ低い大学進学率等が示すように、高等教育を受ける機会が十分整っているとは言い難い。

このことから、本県において、これからの社会で必要とされる基盤となる知識や技能、幅広い教養と高度な技術等を身に付けた人材を育成し、長期的に沖縄の発展へとつなげるためにも、高等教育を受ける機会の創出及び環境整備等の諸施策を推進していく必要がある。

(5) 産業振興を担う人材の育成

国内外の経済情勢の変化に柔軟に対応し、本県経済を持続的・安定的な成長に導いていく先見性に富んだ産業人材を育成するため、一括交付金（ソフト）を活用するなど、各種施策を実施した。

【「目標とするすがた」の状況等】

各種の施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比べ「沖縄の産業発展を担う人材の育成が図られていること」は0.5ポイント下落しているものの、県民満足度は12%台を維持している。

<目標とするすがたの状況>

| 項目名 | 沖縄県の現状 (基準年) | 沖縄県の現状 (現状値) | R3年度の目標 |
|--------------------------|-----------------------|-----------------------|----------|
| 沖縄の産業発展を担う人材の育成が図られていること | 12.9% (H24年県民意識調査) | 12.4% (H30年県民意識調査) | 県民満足度の向上 |

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

本県の産業振興を担う人材を育成するためには、沖縄の持続的な経済発展に向け、リーディング産業や地場産業などを成長・高度化させる人材や、海外へのビジネス展開を含む新市場・新分野への進出に取り組む人材、さらには起業家精神を持った人材など多様な産業人材の育成を産学官連携のもと戦略的に推進する必要がある。また、学校・地域・企業等が連携し、児童生徒の主体的な進路選択を見据えたキャリア教育に取り組む必要がある。

このため、沖縄の経済を牽引する観光リゾート産業や情報通信産業、地域経済を支えるものづくり産業、建設産業、農林水産業などの持続的な発展に向け、高度で実践的な技能・技術を有する人材の育成、経営力・販売力の向上や商品・サービスの開発など産業の高付加価値化に取り組む人材の育成等を推進する必要がある。

また、学生等に対する起業家教育や中小企業者の経営革新に対する支援、創業者の事業活動に対する支援など、新事業・新産業や文化コンテンツ産業、金融、スポーツ産業などの沖縄の魅力を生かした新たなビジネスの創出を担う人材の育成に取り組む必要がある。

さらに、海外ビジネスの専門的な知識やノウハウを習得するための支援を行うなど、アジア経済の動向を踏まえながら、ビジネスチャンスをつかむことができるグローバル人材の育成に取り組む必要がある。

ア リーディング産業を担う人材の育成

(成果等)

沖縄の経済を牽引する観光リゾート産業及び情報通信関連産業をより発展させていくため、人材育成を推進する取組を行った。

観光人材の育成については、外国人観光客の増加による通訳案内士の不足等に対応

するため、沖振法により定められた沖縄特例通訳案内士の育成として、一定の語学力を有するものに対して沖縄の地理、歴史、文化など通訳案内士に必要とされる基礎知識に加え、接遇や旅程管理等に関する研修を実施した。これらの取組などにより、従来の沖縄特例通訳案内士・地域限定通訳案内士を合わせた地域通訳案内士登録者数（累計）は、基準値の98名から平成30年度末現在には687名と大幅に増加し、目標値を達成する見込みである。登録者数が増加していることで、県内の通訳案内士不足の解消に一定の効果をあげている。

また、国内外の観光客が満足する質の高いサービスを提供できる人材を育成・確保するため、観光関連企業等が実施するスキルアップや語学等の研修に対し講師派遣を行ったほか、語学にたけた人材確保への支援を行うとともに、経営者を対象としたセミナー等を実施した。

情報通信関連産業を担う人材育成については、これまでの業務受注型のビジネスモデルから提案型のビジネスモデルに転換を図るため、企業側のニーズに沿った技術やノウハウを有する人材の育成や企画からシステム保守までを一貫して行えるプロジェクトマネージャー等を育成する講座を行い、ITエンジニアの知識・技術の高度化に寄与した。

また、情報通信関連産業を取り巻く環境は変化が激しく、企業が求める人材も多様化していることから、国家資格の取得に関連する講座の他、県内情報通信関連企業のニーズに応じた多彩な講座の開催を支援しており、年間数百人を育成している。

さらに、IT業界への就職促進や就業技術者のスキルアップ等を図るための取組を行っている。

これらの取組などにより、IT関連国家資格取得者数（累計）は、基準値の791人から平成30年度には5,286人となり、目標値の達成に向けて進展している。

資格取得者数は、増加傾向にあり、高度IT講座等の人材育成の取組が一定の成果を上げている。

あわせて、日本とアジアを結ぶITブリッジ（津梁）機能の確立と沖縄IT津梁パークにおける人材育成機能の強化を図るため、先端のIT環境を備えたアジアIT研修センターを整備・運営するとともに、アジア各国からIT人材を受け入れ、OJT研修等を実施した。

加えて、将来のIT業界を担う人材（小中学生）の情報通信関連産業への関心を高めるため、企業や学校と連携し、ロボット教室など児童向けのワークショップ等を開催した。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|--|----------------|-----------------|----------|
| 地域通訳案内士登録者数(累計) ※基準年及び現状は旧制度の「地域限定通訳案内士」と「沖縄特例通訳案内士」の登録者数合計 【再掲】 | 98名 (H23年度) | 687名 (H30年度) | 700名以上 |

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|--------------------------|-------------------|-------------------|----------|
| 観光人材育成研修受講者数【再掲】 | 1,742名 (H24年度) | 1,585名 (H30年度) | 1,900名以上 |
| IT関連国家資格取得者数(累計) 【再掲】 | 791人 (H23年度) | 5,286人 (H30年度) | 8,000人 |

(課題及び対策)

観光人材の育成については、国内外から訪れる観光客の多様なニーズに対応できる質の高い人材を育成するとともに、観光産業を支える高度な経営人材や通訳案内士等の育成推進、観光産業従事者の各種資格・技能認定・登録制度の充実を図る必要がある。

情報通信関連産業を担う人材育成については、情報通信技術の急速な発展・進展や企業ニーズに即応する実践的かつ多様な人材育成に加え、若年層の情報通信関連企業への就職や定着支援等に取り組む必要がある。

また、国際的に活躍するIT人材を戦略的に育成するため、沖縄IT津梁パークにおける人材育成機能の強化や、国際的・先進的なITビジネスの創出に資する高度で実践的な技術を有するIT人材の育成に向けた取組が必要である。

イ 地域産業を担う人材の育成

(成果等)

ものづくり産業、建設産業、農林水産業など地域経済を支える産業の持続的な成長発展に向け、経営力・技術力・販売力の向上や地域資源を生かした商品・サービスの開発など産業の高付加価値化に取り組む人材の育成を推進するための取組を行った。

ものづくり産業を担う人材の育成については、沖縄県工業技術センターにおいて、企業の生産現場における技術指導や企業からの依頼による専門技術習得のための技術者受入れ等の人材育成を行った。

また、先端的な金属加工器機等を導入した「金型技術研究センター」を設置し、金型の設計・製造に関する技術者の育成を図るための研修等を実施するなど、金型・金属加工等サポーター産業の人材育成を行った。

工芸産業については、従事者の確保及び育成を図るため、各産地組合が行う後継者育成の取組に対する補助や若手工芸技術者に対する技術研修を行った。

これらの取組などにより、製造業従事者数は、基準値の24,812人から平成29年には24,760人と基準値より後退し、目標値の達成に向けて進展が遅れているものの、平成23年までの減少傾向から平成24年以降は増加傾向にある。

この間の産業別の推移をみると、「石油製品」が、平成21年の356人から平成29年の169人と187人減少しており、平成28年3月に石油精製業を廃止した事業所による事業形態の見直しがその要因の一つとして挙げられる。

農林水産業を担う人材の育成については、新規就農者に対する支援として、新規就農コーディネーターによる就農希望者への就農相談、新規就農者に対する研修期間中

及び就農5年以内の資金の交付、機械・施設整備等の初期投資に対する支援、農業大学校での研修教育などを行った。

これらの取組などにより、毎年約300人の新規就農者が育成・確保され、新規就農者数（累計）は、基準値の244人から平成30年には2,331人となり、目標値を達成する見込みである。

また、女性の農業経営参画や地域リーダーを担う女性農業士等を育成するため、各関係機関等へ女性農業士認定の趣旨等の周知を図り、女性リーダーとなる人材の育成と発掘を行った。

さらに、技術能力や経営能力を備えた優れた人材を育成するため、就農者が6次産業化等の取組を行う上で必要となる実践的な知識の習得に資する取組として、6次産業化人材育成研修を行うとともに、商品開発支援研修、販路開拓支援（商談会やテストマーケティング）を実施した。

建設産業を担う人材の育成については、環境共生住宅、古民家の保存・再生等に関するシンポジウムや住宅建築技術者向けの講習会、地域景観リーダーを育成する講習会等を実施した。また、若手建築士を対象とした設計競技を累計5件実施し、若手建築士の意欲・企画提案能力・技術力の向上を図った。

これらの取組などにより、建設産業人材育成数は、平成30年に194人となり、目標値を達成する見込みである。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|----------------|-------------------|-------------------|----------|
| 製造業従事者数【再掲】 | 24,812人 (H21年) | 24,760人 (H29年) | 28,000人 |
| 工芸産業従事者数【再掲】 | 1,707人 (H22年度) | 1,791人 (H29年度) | 2,000人 |
| 新規就農者数(累計)【再掲】 | 244人 (H22年) | 2,331人 (H30年) | 3,000人 |
| 建設産業人材育成数 | 0人 (H24年) | 194人 (H30年) | 208人 |

(課題及び対策)

ものづくり産業を担う人材の育成については、中小零細企業が大部分を占めている県内製造業においては、経営資源が乏しく、自社のみでの製品開発の取組が不十分であることが課題となっている。また、県内生産技術の高度化が立ち後れており、発注者の用途に応じた製品開発力など、生産性の向上や製品の高付加価値化等への対応が求められている。

このことから、沖縄県工業技術センター等の支援機関を活用し、技術力の向上や付加価値の高い製品開発を担う人材育成に取り組む必要がある。

農林水産業を担う人材の育成については、農林水産業に従事する就業者の減少や高齢化が著しい状況にあることから、持続的発展に向け、必要な技術能力や経営能力を

備えた優れた人材を育成する必要がある。

このことから、栽培技術に加え、加工・販路開拓・経営に至るまでの必要な技術・能力を育成するための取組を強化するとともに、ICTなどの活用に向けた取組を進める必要がある。

また、多様な農業担い手の確保を図るため、新規就農者に加え女性・高齢者が活躍できる農業経営体を育成する必要があることから、経営の高度化、多角化を推進するとともに、就農が定着するまでの経営・生活資金等の支援を行う必要がある。

水産業を担う人材の育成については、本県水産物が持つ多種少量という特殊性から漁業技術の習得に時間がかかるため、漁業に必要な技術、知識等の習得支援を積極的に行うとともに、漁業経費等の支援を行い担い手の就業定着率向上と人材育成を図る必要がある。

さらに、6次産業化等の取組を行う上で必要となる実践的な知識の習得等の支援を引き続き行うとともに、経営改善等の指導を行うことで、人材育成を図る必要がある。

建設産業を担う人材の育成については、建設産業については、若年労働者の比率の低下等が、将来の建設技術者数や技能継承等に影響を及ぼし、健全な発展に支障を来す恐れがあることから、更なる経営力の強化、伝統的な建築技術の継承・発展、沖縄の特殊事情に由来する必要な技術レベルの向上など、建設産業の諸課題に対応する人材の育成が急務となっている。

このことから、環境関連技術や生産性向上等の新たな社会ニーズを踏まえた技術開発や高度な計画・設計及び施工に取り組む企業の人材育成を促進するとともに、教育機関や産業界と連携し、土木建築技術の継承発展を担う人材育成を促進する必要がある。

ウ 新産業の創出や産業のグローバル化を担う人材の育成 (成果等)

沖縄の魅力を生かした新たなビジネスを創出・展開し、有望産業として発展させる人材や、アジア・太平洋地域等へのビジネス展開に挑戦する人材の育成を推進するための取組を行った。

新産業の創出を担う人材の育成については、新事業・新産業や文化コンテンツ産業、金融、スポーツ産業などの沖縄を支える産業の人材を育成するための種々の取組を行った。

新たな産業の創出や既存産業の高度化を図り、産業連携のノウハウを持った人材を育成するため、学術機関及び金融機関への派遣研修等により、産学（産産）連携コーディネーターを育成した。育成されたコーディネーターは、沖縄科学技術大学院大学や（公財）沖縄県産業振興公社等において、習得した知識や経験、ネットワークを活用し、技術移転や新産業の創出等に寄与している。

新事業・新産業を創出する人材の育成については、中小企業者の経営革新や創業者の事業活動の支援などを行うため、窓口での相談や民間の専門家を活用した経営支援、個別企業の課題に沿った集中支援等を実施した。

また、ビジネス教育などの起業家精神の醸成を図るため、大学等の起業家教育プロ

グラムの実施やビジネスプランコンテスト、ビジネストライアルプログラムを実施するとともに、支援者や起業家などのネットワークの強化を図った。

これらの取組などにより、起業家育成講座等を行う大学等の数は、平成30年度に3校となり、目標値の達成に向けて進展している。

琉球大学において、起業家育成講座が共通教育科目（通年講座）として単位が付与されるようになったこと等から、起業家育成講座の受講者数は、順調に増加している。

このほか、創業予定者等を対象にしたセミナーを実施するなど、創業前後にかけて継続的な支援を実施することで、創業に至る事業者が着実に増えている。

文化コンテンツ産業を担う人材の育成については、文化等を活用したコンテンツ産業を創出する人材を育成するため、沖縄の文化を活用したコンテンツ制作に対して投資ファンドによる制作資金の供給を行った。県内出身プロデューサーが手がけた作品がモントリオール映画祭で受賞するなど、人材育成につながった。

金融人材の育成については、金融人材育成を支援する講座や金融セミナーを開催し、経済金融活性化特別地区での金融ビジネスの更なる集積や高度化・多様化を促進した。

スポーツ産業を担う人材育成については、芝生管理の専門的知識・技術を持った人材を育成するため、座学や実技研修の実施に加え、市町村の所管するグラウンドを研修の場としてモデル管理や巡回支援を行った。これらの取組などにより、スポーツ産業人材育成数（累計）は、基準値の5人から平成30年度には18人に増加しており、目標値を達成する見込みである。

グローバルビジネス人材の育成については、県内企業が海外展開に取り組むには国際的に通用する専門的な人材が求められていることから、海外展開に向けたセミナーの開催や海外企業への実務研修を行った。

海外企業への実務研修派遣等人数等については、平成30年度には、情報通信分野や観光分野などのリーディング産業を中心に、欧米・中国・東南アジアなど28の国々に対して、315人が派遣されており、順調に増加している。

幅広い分野において海外ビジネスの専門的知識やノウハウを有する人材の育成に取り組んだことにより、人材を育成した企業による海外市場への販路開拓及び受注拡大等につながっている。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|------------------|---------------|----------------|----------|
| 起業家育成講座等を行う大学等の数 | 0校 (H22年度) | 3校 (H30年度) | 5校 |
| スポーツ産業人材育成数(累計) | 5名 (H25年度) | 18名 (H30年度) | 21名 |

（課題及び対策）

新産業の創出を担う人材の育成については、本県の独特な自然、文化資源や健康長寿などのソフトパワーを、次世代の産業を創り出す資源として事業化、産業化につなげるには、ノウハウをもった人材育成が必要である。

また、スポーツ関連産業、文化コンテンツ産業、金融関連産業等成長可能性を秘めた新産業の芽を育て沖縄を支える産業に伸長させるためには、これらの分野にチャレンジする人材の育成が必要であり、育成した人材を市町村や関係機関等において積極的に活用する必要がある。

このことから、新たなビジネスを切り開く、イノベーション人材を継続的に育成・輩出する仕組みの構築を図るとともに、起業支援者の発掘・育成及び起業を目指す人材が企業等と交流できる拠点の構築等に引き続き取り組んでいく必要がある。

さらに、新産業の創出や既存産業の高度化を効率的・持続的に進めるためには、県内資源を適切にコーディネートできる人材や、ビジネス教育などの起業家精神の醸成に取り組む人材の育成が求められることから、引き続きこれらの人材の育成に取り組む必要がある。

グローバルビジネス人材の育成については、成長著しい中国など東アジア諸国の活力を取り込むため、海外市場への販路開拓及び受注拡大が重要となっているが、県内企業が海外展開するに当たり、海外ビジネスの専門的な知識やノウハウを有した人材が乏しいことから、幅広い分野において国際的に通用する専門的な人材の育成に加え、県内企業における受入体制の充実が求められている。

このことから、県内産業の国際化への対応に向け、海外留学・研修の派遣支援や外国語習得セミナー開催等を行うなど、アジア経済の動向を踏まえながら、ビジネスチャンスをつかむことができるグローバル人材や県内の各産業を牽引する専門人材の育成を推進するとともに、県内企業におけるグローバル人材等の確保とあわせて、活用を促進するプラットフォーム構築に向けた支援を行う必要がある。

(6) 地域社会を支える人材の育成

県民の日々の暮らしを守り、安心して生活できる地域社会の構築に必要とされる医療、福祉、防犯、防災等の分野に従事する人材を育成するとともに、地域が抱える課題解決や地域活性化に取り組む人材を育成するため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

各種の施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比べ「地域が抱える課題の解決や地域づくりに取り組む人材の育成が図られていること」は1.7ポイント下落しているものの、県民満足度は12%台を維持している。

<目標とするすがたの状況>

| 項目名 | 沖縄県の現状 (基準年) | 沖縄県の現状 (現状値) | R3年度の目標 |
|--------------------------------------|-----------------------|-----------------------|----------|
| 地域が抱える課題の解決や地域づくりに取り組む人材の育成が図られていること | 14.0% (H24年県民意識調査) | 12.3% (H30年県民意識調査) | 県民満足度の向上 |

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

地域社会を支える人材の育成に向けては、県民の日々の暮らしを守り、安心して生活できる地域社会の構築に必要とされる医療、福祉、防犯、防災等の分野に従事する人材を育成するとともに、地域が抱える課題解決や地域活性化に取り組む人材を育成する必要がある。

このため、医師・薬剤師・看護師等を育成・確保するとともに、高度専門化する医療や多様化する医療ニーズに対応する高度な技術の習得に向けた取組を強化する必要がある。また、特に人手不足が深刻化する介護人材については、介護サービスの提供に必要な介護人材の確保・定着を図るとともに、外国人介護福祉士候補者の受入れ拡大に向けた取組などを検討していく必要がある。

さらに、地域の消防・防災を担う高度で専門的な消防職員等の育成や消防団員の育成を促進するとともに、グローバル化の進展や情報技術の発展によって多様化・高度化する各種事件事故に的確に対応できる警察官の育成を図る必要がある。

あわせて、様々な分野において住民等のニーズにきめ細かく対応し、ボランティア活動の円滑化や活性化を図るボランティアコーディネーターの育成を図る必要があるとともに、地域の活性化に向けて、本県の様々な地域資源を活用し、地域の活性化を主導できる人材の育成に取り組む必要がある。

また、学校・地域・企業等が連携し、児童生徒の主体的な進路選択を見据えたキャリア教育に取り組む必要がある。

ア 県民生活を支える人材の育成 (成果等)

県民の生命・財産や生活を守り、安全・安心な地域社会の形成に資する多様な人材を育成するための取組を行った。

医師の育成については、地域医療を支える医師を育成、確保するため、琉球大学医学部地域枠及び自治医科大学での医師の養成、県立病院での後期臨床研修医の養成、離島等の医療機関に従事する意思のある医学生に対する修学資金等の貸与など種々の取組を行った。これらの取組などにより、県内の医療施設従事医師数（人口10万人あたり）は、基準値の227.7人から平成30年には240.7人となっているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

薬剤師の確保については、県内で就業する薬剤師を確保するため、（一社）沖縄県薬剤師会とともに、県外の薬科系大学へ出向き、I・Uターン促進のための説明会を開催し、本県での勤務に対する理解と関心を向上させるための取組を行った。

また、平成30年度からは、県内での就業を条件として奨学金の返還残額の一部を補助する事業を開始し、薬剤師の確保に取り組んでいる。

これらの取組などにより、薬局・医療施設従事薬剤師数（人口10万人当たり）は、基準値の125.3人から平成30年には139.4人と増加しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

看護師の育成については、県内の看護系3大学と5校の看護師養成校による人材育成のほか、民間養成校に対しては運営費等の補助を行うなど、教育環境の整備を図った。

また、看護学生への修学資金の貸与により、卒業後、地域で就業する看護師等の確保を図るとともに、養成校と行政とで情報交換を行うことで、卒業生を県内就業へつなげる取組を行った。修学資金の貸与件数は、平成24年度から平成30年度までで累計1,928件となり、貸与者の約9割は免許取得後、県内の医療機関等で就業している。

また、平成25年12月に沖縄県看護協会の看護研修センター整備に対する支援を行うとともに、新人看護職員研修等を実施した。また、医療の高度化や在宅医療への移行に対応した認定看護師教育や看護師特定行為研修の実施を支援し、看護職員の質の向上を図った。

これらの取組などにより、看護師就業者数（人口10万人対比）は、基準値の881.2人から平成30年には1,060.6人と増加しており、目標値の達成に向けて進展している。

保健師の確保については、離島及びへき地など人材の確保定着が困難な特定町村での保健師の確保を図るため、新任保健師研修会の開催、保健所による新任保健師に対する現任教育の実施や現地での技術的指導助言を行った。

介護人材の育成については、介護保険サービス等に携わる人材を育成するため、介護支援専門員の専門研修や主任研修など、実務従事者に対する研修を行った。これらの取組などにより、介護支援専門員養成数は、平成30年度で6,434人となっているが、平成30年度の実務研修受講試験の受験資格厳格化に伴い、目標達成は厳しい状況である。

また、介護職員を対象とした経験年数に応じた各種研修や、高齢者介護の実務者及び指導的立場にある者を対象とした認知症介護技術の向上を図るための認知症介護実践者研修等を実施した。

さらに、沖縄県社会福祉協議会に設置された福祉人材研修センターによる社会福祉

事業等への就職説明会や職場紹介等の就業援助や、各種の社会福祉事業等従事者を対象とした階層ごとの研修の実施を支援した。これによる平成30年度の就職説明会・職場紹介等への参加者数は3,600人、研修の開催回数は36回で受講者数は2,096人となっている。

このほか、様々な福祉課題を抱える地域住民に対し相談・支援を行うコミュニティーソーシャルワーカーの育成を推進したことにより、配置市町村数は平成24年度の10市から平成30年度には28市町村に増加している。

消防・救急従事者の育成については、消防力強化のため、市町村に対して、適正な消防職員の確保を促すための働きかけを行うとともに、消防団の認知度向上・募集イベントなど消防団員の充実強化を図るための取組を市町村と連携して実施した。

また、教育訓練として、初任科研修、専科教育、水難救助課程等を実施した。

これらの取組などにより、人口1万人当たりの消防団員数は増加傾向にあり、基準値の11.7人から平成30年には12.1人と増加しているものの、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

警察官の育成については、犯罪のグローバル化、情報通信技術の発展等による犯行形態の多様化、広域化などに迅速・的確に対応できる人材を育成するため、平成24年度から平成29年度まで、県警察学校で開かれる各種専門教育課程に職員を3,091人派遣した。また、来日外国人等の増加に伴う外国語対応力の強化のため、英語、中国語、韓国語等の研修講座に職員29人を派遣し、職員の資質向上に努めた。

ボランティア活動を支える人材の育成については、沖縄県社会福祉協議会に設置された「沖縄県ボランティア・市民活動支援センター」による市町村社会福祉協議会職員等を対象としたボランティアコーディネーター研修や、ボランティアコーディネーション力3級検定研修の実施を支援した。

これらの取組などにより、ボランティアコーディネーター数は、平成30年度に90人となり、現時点で目標値を達成している。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|---------------------------|-------------------|--------------------|----------|
| 医療施設従事医師数(人口10万人あたり) | 227.7人 (H22年) | 240.7人 (H30年) | 261人 |
| 薬局・医療施設従事薬剤師数(人口10万人あたり) | 125.3人 (H24年) | 134.7人 (H28年) | 161.7人 |
| 看護師就業者数(人口10万人対比) 【再掲】 | 881.2人 (H24年) | 1,060.6人 (H30年) | 1190.7人 |
| 介護支援専門員養成数【再掲】 | 4,735人 (H23年度) | 6,434人 (H30年度) | 7,000人 |
| 消防職員の充足率【再掲】 | 53.1% (H21年) | 61.9% (H27年) | 70.0% |

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|------------------------|-----------------|-----------------|----------|
| 救急隊員における救急救命士数の割合 | 40.0% (H22年) | 49.5% (H30年) | 50.0% |
| 人口1万人あたりの消防団員数 【再掲】 | 11.7人 (H22年) | 12.1人 (H30年) | 15.0人 |
| ボランティアコーディネーター数 | 0人 (H24年度) | 90人 (H30年度) | 70人 |

(課題及び対策)

医師、薬剤師、看護師等の育成・確保については、医療の高度・専門化や高齢化の進展等に伴い多様化する医療ニーズに対応し、良質かつ適切な医療を提供するため、引き続き医師、薬剤師、看護師等を確保する必要がある。

このことから、特に問題となっている医師の地域間、診療科間の偏在解消に向けて取り組むとともに、高度な医療技術の習得に向けた取組を推進する必要がある。あわせて、県、琉球大学医学部及び臨床研修病院間の連携を図り、離島においてプライマリケア医として活躍できる医師の育成及び支援に取り組む必要がある。

また、県内の薬局・医療施設に従事する薬剤師数（人口10万人当たり）が、全国平均の190.1人を大きく下回り、全国最下位であり、その確保が重要な課題となっていることから、県内で就職する薬剤師の確保及び県内国公立大学での薬剤師養成に向けた取組を強化する必要がある。

介護人材の育成については、介護事業所において人材の不足感が増していることや、令和7年（2025年）には介護人材が約4,500人不足すると推計されるなど、県内における介護人材の確保・育成については厳しい状況にあり、より一層、人材の確保・育成や労働環境の改善等に努める必要がある。また、介護支援専門員については、離島など確保が困難な地域があることなどから、引き続き研修の充実による資質向上や、法定研修の際の旅費の助成など負担軽減に取り組み、人材確保を推進していく必要がある。

加えて、福祉サービスの多様化や利用者の増加に対応した質の高い福祉介護サービスを提供できる人材の資質向上や地域で支え合う体制の再構築が急務となっている。

このことから、地域包括ケアシステムの構築と適正な介護サービスの提供を実現する人材の確保・定着に向けた取組を強化する必要がある。

さらに、人手不足が深刻化する介護分野において、外国人介護人材の受入れに向けた取組を関係機関等とも連携し、推進していく必要がある。

社会福祉事業等従事者を対象とした研修については、ニーズを踏まえたものにするとともに、業種や階層ごとにより多くの従事者が受講できるよう、充実強化を図る必要がある。

消防・救急従事者の育成については、本県は消防職員数、消防団員数及び自主防災組織組織率が全国と比較して低い水準にとどまっているため、引き続き様々な災害や救急事案に対応できる人材の育成が求められている。このことから、市町村と連携

し、消防職員数の確保や消防団への加入促進等、充実強化に向け取り組むとともに、高度かつ専門的な知識・技術をもつ人材を育成する必要がある。

警察官の育成については、犯罪のグローバル化、情報通信技術の発展等による犯行形態の多様化、広域化などに迅速・的確に対応できる人材が求められており、特に、近年の来日外国人等の増加に伴い、多種多様な外国語を習得した者の確保等の体制整備が求められている。このことから、多様化・高度化する各種事件事故に的確に対応する専門的な知識・能力を有する人材の育成・確保に取り組む必要がある。

ボランティア活動を支える人材の育成については、行政ニーズの多様化や相互扶助機能の低下などを背景に、ボランティアの役割がより一層重要となっており、ボランティア活動の円滑化や活性化を図るための人材の育成・確保が求められている。

このことから、ボランティア活動を促進し、取りまとめ等を行うボランティアコーディネーターを育成するとともに、資質向上のための取組を引き続き推進する必要がある。

イ 地域づくりを担う人材の育成 (成果等)

沖縄の各地域に息づく自然や歴史など様々な地域資源を活用し、住民とともに地域づくりを担う人材を育成するための取組を行った。

地域づくりに取り組む人材の育成については、「地域おこし協力隊」を配置し、地域づくり活動を行う人材の取材を通して地域づくり人材・活動の掘り起こしを行うとともに、活動状況等について取りまとめ、SNSを活用した情報発信に取り組んだことで、県内地域づくり人材間での情報・意見交換が可能となる環境が整備された。

このほか、地域づくり団体の認知度・社会的評価の向上やモチベーション向上のきっかけづくりとして「沖縄県地域づくり団体表彰」を実施した。

また、地域の持続的な活性化に向けて、地域貢献活動の担い手となりうるNPO法人等の基盤強化を図るため、税務会計講座等を実施した。

さらに、農村地域においては、農村環境の保全管理活動や地域イベント等を通じて、農村における将来の地域リーダーの育成を支援するとともに、グリーン・ツーリズム実践者の資質向上に向けた研修会を各地区で開催し受入体制の整備を図った。

あわせて、平成24年度に策定した「沖縄の風景づくりに係る人材育成計画」に基づき、各年度県内6地区で風景づくりに係る人材育成を実施した。

これらの取組などにより、県内市町村社協へ登録しているボランティア団体に加入している会員の総数は、基準値の1万7,377人から平成30年度には2万4,446人となり、目標値の達成に向けて進展している。

<成果指標の状況>

| 成果指標名 | 基準値 | 現状値 | R3年度 目標値 |
|--|--------------------|--------------------|----------|
| 県内市町村社協へ登録しているボランティア団体に加入している会員の総数 【再掲】 | 17,377名 (H23年度) | 24,446名 (H30年度) | 29,000名 |

（課題及び対策）

地域づくりに取り組む人材の育成については、若者の都市部への流出により地域の担い手が不足し、全国的に地域活力の停滞が問題となっていることに加え、本県では、小規模離島や過疎地域を中心に高齢化や人口減少が顕著となっており、地域全体の活力低下が今後も懸念される。

また、地域の持続的な活性化に向けては、地域の良さを再認識し、地域の様々な魅力ある資源を具体的な事業に結びつけ、地域活動の広がりをとおして、地域の活性化を主導できる人材が求められている。

このことから、本県の様々な地域資源を活用し、地域の活性化を主導できるマネジメント及びコーディネート能力の高い人材の育成を図るとともに、地域の特色を生かした産学官が連携する人材育成の取組を促進する必要がある。